

季刊 社会保障研究

Vol. 24

Summer 1988

No. 1

研究の窓

社会保障と社会契約 熊谷尚夫 2

第22回社会保障研究所シンポジウム

テーマ「社会福祉改革をめぐる基本的視点」 4

レポート：社会福祉概念の検討と「公私」問題 大山博 5

レポート：社会福祉事業法改正の基本論点 京極高宣 15
—社会福祉の範囲をめぐって—

レポート：福祉サービスの性格と有料対無料 大野吉輝 22

コメント 三浦文夫 28

コメント 堀勝洋 32

討論 (司会) 小山路男 36

昭和62年度研究プロジェクト報告

研究課題Ⅲ 高齢者の消費に関する実証的研究

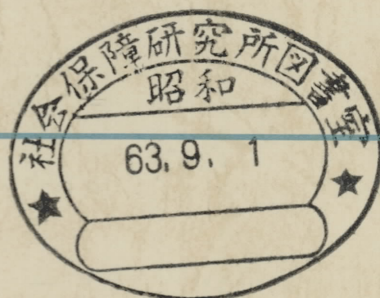
掛川家計の基本的構造とその位置づけに関する考察 前田正久・湯本和子 44

家計の構造と家計費の構造—家計の分離と関わり— 御船美智子 84

高齢期の恒常所得と消費行動 大本圭野 103

昭和63年度研究プロジェクトについて 社会保障研究所 124

社会保障研究所日誌 128



社会保障研究所

研究の窓

社会保障と社会契約

熊谷尚夫

社会保障制度は現代の先進諸国における経済体制の不可欠の一部を構成している。これらの国々では、私有財産制と自由な市場機構の活用とを経済運営の基本としつつも、それによって生成される個人所得の分配については、これをそのままに放置することは許されないとみるのが大方の共通認識である。政府の経済政策の主要分野として、公共財の供給や総需要管理のほかに、所得の移転ないし再分配が不可欠とされるのはそのためである。そうして、今日の経済では、所得再分配政策の中核をなすものが社会保障制度であるといえよう。

一般に経済の成長や効率性の増進を目ざす政策については国民各層の合意が成立しやすいのに反して、所得の再分配はそれ自体として利害対立を含むことが必至であるから、これについては人々の合意の形成がとりわけ重大な課題とならざるをえない。こうした利害対立の調整による具体的な政策決定は、現実の世界ではむしろ政治的プロセスを経由して行われるほかはない。

ところで議会制民主政治の下での政策決定の実態について、たとえば近年有力なジェイムス・ブキャナン等の「公共選択」理論が強調するところによれば、それは結局のところ政治家の得票最大化行動の帰結として解されなければならない。したがって、経済の制度や政策について個別的利害を超越した立論が可能かつ有意義でありうるかのように考えるのは、知的エリートイズムの幻想にすぎないということになる。

社会保障制度についても、その給付と財源調達との両面にわたって、細部の決定や変更が政治的駆け引きの帰結として実現されることは否定できない。けれども制度それ自体の存在理由や基本的な枠組みについては、経済政策の理論としての立場からいっそう一般的な基礎づけをあたえることが望ましく、またそれは可能であるように思われる。いうまでもないことながら、政策論の範囲を所与の政策手段の効果の分析という技術論に限定しないかぎり、われわれは政策目標の設定にかかわる価値判断、あるいは社会哲学上の立場を欠くことはできない。そのような社会哲学として、私はジョン・ロールズ (John Rawls, *A Theory of Justice*, 1971) による社会契約説の復興に大いに共鳴を感じている次第である。

学問的な政策論の基礎となりうる価値判断と、たんなる個別的利害の主張とのあいだの区別は、前者が何らかの方法によって普遍化可能 (universalizable) だということではなければならない。それを確保するためにロールズが採択したアプローチは、仮説的な「原初状態」に置かれた合理的個人の社会契約という発想をつうじて、社会制度の基礎構造についていかなる合意が成立しうるかを考察することである。いうところの原初状態では、各人は自分の能力や資産や社会的地位やその他、将来の各自の所得等を予想させうようないっさいの情報から遮断されており、そうした「無知のヴェール」の背後で、まったく平等な立場に置かれた個人のあいだで社会契約が結ばれるものとする。そのとき、合理的に自己の利益を求める個人が全員一致の合意に達するであろうとみられる社会構造においては、第1に各人の市民的自由を平等に保障し、第2に仕事や地位への機会の均等を前提としつつ、社会の最も恵まれない立場に置かれたときの人々の所得——いわゆる social minimum——をできるだけ最大にするかぎり、そのために必要な分配の不平等は公正なものとして是認されることになる。これが生活不安の除去と経済的活力ないし効率性の確保とを両立させる含みをもつことは明らかであろう。

今日の社会保障制度は公的扶助と社会保険（老齢・医療・失業）を主な柱として成り立っているといえるであろうが、これらの制度をつうじての給付とロールズの公正の理論におけるソーシャル・ミニマムとをいかに対応させるかはひとつの研究課題であろう。けれども、それらがあいまって社会の全員に共通する危険に対する保護を意図していることは明らかで、これを上述のごとく社会契約における合意によって基礎づけることはすこぶる適切であるように思われる。

（くまがい・ひさお 松阪大学教授）

テーマ 「社会福祉改革をめぐる基本的視点」

レポート：社会福祉概念の検討と「公私」問題……………	(法政大学教授)	大 山 博
レポート：社会福祉事業法改正の基本論点——社会福祉の範囲を めぐる——……………	(日本社会事業大学教授)	京 極 高 宣
レポート：福祉サービスの性格と有料対無料……………	(大阪府立大学教授)	大 野 吉 輝
コメント：……………	(日本社会事業大学教授・社会保障研究所参与)	三 浦 文 夫
コメント：……………	(社会保障研究所調査部長)	堀 勝 洋
討 論：(司会)……………	(社会保障研究所長)	小 山 路 男

あいさつ

小山 路男

これから第22回社会保障研究所のシンポジウムを開きます。今回は「社会福祉改革をめぐる基本的視点」ということで、問題を設定いたしました。皆さんご高承のとおり、社会福祉改革はこの数年来、非常に大きな問題として取り上げられており

ますが、どうもその基本的視点ということになると、もうひとつ明確を欠くのではないかと。いろいろなことが言われていますが、ここで少し概念を整理してみたらどうか。こんなことで企画いたしました。

ご報告願いますのは法政大学の大山先生、日本社会事業大学の京極先生、それから大阪府立大学の野先生のお三方であります。どうぞお時間の許す限りご静聴願いたいと思います。

とりあえずごあいさつ申し上げます。

【レポート】

社会福祉概念の検討と「公私」問題

法政大学教授 大 山 博

I

時間の制約がありますので、レジュメと補充資料に基づいて、さっそく本題に入らせていただきます。

最初に私の報告内容について触れておくことにします。まず第1に今日のテーマとの関係についてですが、これはいろいろな視点からアプローチできるわけですが、現在わが国の社会福祉改革の動向において、何が課題となっているかについて『月刊福祉』昭和62年12月号で当誌編集委員による座談会ではほぼ整理されているように思われます。とくにこのなかでこれまでの改革は個別的課題いわば各論先行型であったこと、制度の根本的な核心に触れる問題が否応なしに財政主導で出てくること、財政に一方的に動かされるのではなく福祉の論理で理論の枠組みと制度枠を組み立てなければならないこと、日本の福祉全体の見通しをもたなければならないこと、などが指摘されています。今日のテーマもこうした脈絡で設定されたものと思われます。そこで大きな問題で荷が重いのですが、社会福祉の概念（法制度上あるいは狭義の意味ではなく福祉の一般論的な意味での）の検討をしておく必要があるように思われます。第2にアドミニストレーションレベルの問題として、こうした社会福祉の考え方からすると、これを遂行していく主体はだれであるか、いわゆる公私役割分担論が基本的な問題となってきます。ここでは公あるいは私が良いのか悪いのかという議論ではなく、福祉の論理の問題として両者をどう位置づけていくべきかといったことに焦点をおくことにいたします。第3にこうした検討から、わが国の実態や研究成果を参考にしながら、ひとつの考え方

であるが「社会市場 (Social market)」の成立条件のようなものを問題提起しておきたいと思います。

以上の3点について報告させていただきますが、全体的にパッチワーク的ではありますがシンポジウムということですので、粗削りではありますが多少私の考え方をいれて問題提起をしておきたいと思います。

II

では第1の社会福祉の概念の検討をしていくことにします。

ラメシュ・ミシュラは社会政策 (Social Policy) のモデルとして3つをあげています。1つはマーケットモデルで、これは自由を優先、資源はマーケットを通して配分、福祉に対する集団責任は最小限に、ということから選別的になり residual なものとなる。2つにはニードモデルで、平等を優先、資源はニードをベースにして分配され、福祉に対する集団責任を重視することから structural モデルともいわれる。3つにはミックスドモデルで、これは異なった価値の混合をもとに、福祉を最大限にするためにマーケットとニードの基準を現実的な混合によって分配するもので institutional モデルともいわれる (Ramesh Mishra, Social Policy and the Discipline of Social Administration, Social Policy & Administration, Vol. 20, 1986)。

この3つのモデルは論理的な類型であると同時に歴史的段階の類型にも照応していると思われます。マーケットモデルは自由（交換的正義）を価値として、選別主義、受益者負担原則、個人主義などを基本原則とするいわば「経済の論理」によるものといえます。ニードモデルは平等（社会的正義）を価値として、必要原則、集団主義などを

基本原則とするいわば「社会の論理」によるものといえます。これは「福祉国家」論で、社会の論理が経済の論理から相対的に独立したものと位置づけられます。ミックスドモデルは、いわゆる「市場の失敗」「政府の失敗」とかいわれるなかで、市場の作用と公共の作用との役割分担による分配の論理の構築でいわゆる「福祉社会論」の考え方に結びついていると思われます。このミックスドモデルが理論的にも実態的にも、最近の国内外で大きな潮流になってきていると思われます。こういうなかで、これからわが国でこれを「福祉の論理」としてどうとらえるべきかが大きな問題になってきていると思われます。

従来、「福祉の論理」はさきのニードモデル（福祉国家型）で、国家と個人という関係を軸にした「社会の論理」として展開されていたように思われます。しかし、このモデルの反省点としては、やや分配論に重点がおかれすぎ、権利性についても反射的受益権の域を克服できず、したがって与えられる福祉の性格が強く、利用者の側からみると、非常に消極的な位置づけにとどまっていたともいえると思います。とすると、福祉の論理は利用者の側にアクセントをおいてとらえていかなければならないことになり、そしてこの視点からミックスドモデルをどのようにとらえ直さなければならぬかということになってきます。そこで、まだ整理しきれておりませんが、新たに「生活の論理」から福祉の論理を組み立てていく必要があるように思われます。これは、社会の論理をより生活主体の問題としてとらえるところに意義があると思います。これは、高度に発達した資本主義社会においては、家庭生活機能の外部化が著しく進展し、その大半は商品化されていくが、市場を通さないで公共化あるいは共同化されていく側面もあるわけですが、いずれにしても、そこにはますます生活の主体性が問われてくることになります。この生活の主体性の意義については、アメリカではとくに障害者福祉などで「自立生活」モデルといわれ、「社会リハビリテーション」（以下、リハと略称する）の考え方が強調されてきており、また ILO の「職業リハビリテーション及

び雇用に関する条約」159号、同勧告168号、1983年6月でもこの考え方が基本的にはとり入れられ、「自律的生活」（住宅改善計画、教育計画、家計のやりくり、将来的な生活設計など）と「職業的自立」（職業選択、事業計画、経営、技術取得など）という両側面が非常に強調されていると思います。そして、それは「ノーマライゼーション」を理念として、「社会参加」（さきの ILO の条約・勧告でも強調され、単にクライアントの参加のみならずコミュニティ、企業の参加をも含まれている）によって実現していくといった考え方となっています。こういった考え方の基本はかなり生活の主体性の問題を強調していると思われます。そしてさらにこの考え方は、人権の担い手としての人間の主体性の側面をも強調しています。このようにみえますと、生活の主体性の意義は、1つには人間の生活を物質的精神的社会的存在として統一的にとらえることと、この点、当研究所の栃本さんは社会福祉学会誌（栃本一三郎「高齢化社会における社会福祉の再検討」『社会福祉学』第28巻第1号）で「人間のトータリティ（全体性）」という言葉が使われております。2つには人権の主体であること、さらに3つには人権保障もトータリティでなければならないという、これら3つの側面があるということになります。

このような生活の論理によって導かれる人権と社会の論理との組み合わせで、生活する諸個人を権利主体とするならばその義務主体は「社会」となり、周知のようにここに「社会権」という概念が生み出されてきたわけですが、そしてそれは法律的には「社会」を制度上代表する国家に対する権利として構成されるわけですが、その実質的内容の保障は「社会」の責任ということになります。

以上のように検討してみますと、まず福祉の論理は社会の論理と生活の論理との複合によって、単なる分配・サービスを受け身的に受給することから、人権として主体的にサービスを選択し、活用していくものというように構成することができると思われます。

このように考えてきますと、さきほどの意味での社会福祉あるいは社会政策 (Social Policy) と

いったほうが適切だと思いますが、その概念ともいうべきものを仮にでも整理しておく次のようにいえるのではないかと思います。

社会政策は平等と「社会参加」を社会的価値として、「社会権的集団主義」、必要原則などを原則とするものということができます。とすれば、アドミニストレーションレベルでは、「ノーマライゼーション」を理念として、平等と社会参加を実現するために、「社会」が責任主体となって、必要原則によって生活ニーズを充足し、もって人権を保障するトータリティな諸施策（社会サービス）を行うものということになるでしょう。

ここで若干の補足的な説明を要しますが、まず平等についてです。平等についてはいろいろな考え方がありますが、一般的な平等論ではなく、社会政策における平等というものをどう考えるかということです。そこでこの問題を論じたもので参考になるものとして、1つはロールズの『公正としての正義』（田中成明編訳、木鐸社）と、2つは武川正吾さんの論文「社会政策と社会的価値」（『季刊社会保障研究』Vol. 19, No. 4, 1984）があります。

ロールズは、社会制度レベルでの権利と自由、機会と権力、所得と富の分配を規制する正義の二原理として次のように指摘しています。第一原理は「平等な自由原理」で、これは適正な社会的ミニマムが達成された後は、すべての市民の基本的自由は、自由のためにのみ制限され、全体としての社会経済的福祉の増進のために犠牲に供されてはならないとする自由の優位ルールと相まって功利主義にとって代わるべき正義原理としています。これはとくに社会的ミニマム以上のレベルの自由との関連で平等をとらえたものといえるでしょう。第二原理は社会的経済的不平等に関してで、これは(a)「格差原理」と(b)「機会の公正な平等原理」について論じています。(a)については、正義にかなった貯蓄原理（個人の取得した諸能力などをひとつの社会的な共同資産とみなす）と相容れる形で、もっとも不利な状況にある人々の利益の最大化を図ること。そして、この原理の正当化理由として、その利益の最大化が結局、すべての人々

の社会経済的利益の増進につながることに、破壊的な嫉妬心を除去し、心理的安定や互酬性(reciprocity)を確保しうる社会的協同活動の条件が創出され、共同体的統合・連帯が確立されることになると指摘しています。(b)については、「機会の平等」から「結果の平等」への転換を指摘しています。

とくに、この格差原理については、ひとつの例ですが、1981年の第67回ILO総会でブランシャール事務局長は『職業リハ——完全参加と平等』と題して報告書を提出していますが、そのなかで次のようなことを指摘しています。

「多くの国で職業リハのコストの効率性が研究されている。たしかに初期の開発コストは高いだろう。しかし、障害は社会にコストを生み出すことは確かである。そこで、職業リハのコストは循環コストのみでなく hidden costs も考慮されるべきである。各国の調査研究によれば、職業リハから得られる human gain の蓄積効果は社会全体にとって Social gain になる。またリハの生産利益は国際的にも国民生産の一助となっている」と指摘されています。

また、こうした考え方は、さきのILO職業リハの条約・勧告にも、Positive discrimination（積極的優遇）と Social integration という言葉が使われており、そして「社会参加」、「ノーマライゼーション」を図っていくという考え方に反映されており、このような格差原理に基づくものと思われる例があります。

さらに、格差原理で、ロールズは「互酬性」という言葉を使い、「共同体的統合・連帯」の確立を説いていますが、この点はまた後で触れますが、今日「ボランティア」が重視されてきているなかで注目すべきことだと思います。

2つめの武川さんの論文は、社会政策における社会的価値（ここで、価値とは、見田宗介先生の「意識的行為における選択の基準」、「社会的価値」とは、そうした基準のうち、多数の人々に支持されており、集合的主体の行為における基準となりうるもの、という意味で使われています）の問題を真正面から取り上げられています。ここでも、

平等について、④数量的平等ないし絶対的平等、⑤貢献を基準とした比例的平等（業績原理，機会の平等），⑥必要（ニード）を基準とした比例的平等（結果の平等，ナショナル・ミニマムの考え方）に分けて検討されています。

以上のように考察してみますと，社会政策における社会的価値としての平等の意味はロールズの第二原理，武川さんの⑤比例的平等にアクセントをおいた意味だということになると思います。

そして，私は，社会的価値として「社会参加」を位置づけようということなのですが，これは，本来，「参加」ということは「主体性」から起こってくるものですから，さきに説明した「生活の論理」という側面からと，さらに，平等の論理からの側面，つまり ILO の積極的優遇，社会的統合，社会参加，ノーマライゼーションといった論理という2つの側面を含んでいるという意味です。

次に，「社会権的集団主義」という耳なれない言葉についてですが，これは，さきほどお話ししたような，社会権の名宛人として一義的には国家を義務（責任）主体とするという意味とその具体的な保障は集団＝社会の責任によって遂行されるものという意味があります。ここであえてこのような言葉を使ったのは，後で「社会市場（Social market）」についてお話ししますが，こうした社会市場における法理（社会市場型の契約法理）が必要となってくるといったことを念頭においているからです。ただ，この問題については，ここでは触れないことにしますが，すでに法学的な理論研究も進んできていると思われます。

さて，次にアドミニストレーションレベルでの社会が責任主体となるという「社会」の意義が重要な問題となり，ここに私の報告の第2のいわゆる「公私」問題について話を進めていくことにいたします。

III

生活ニードが社会全体にとって不可欠の社会的存在となるに従って，集団的な自助組織（公共）が生み出されてきますが，その限界あるいはギャ

ップの補完に国家の責任が求められることとなります。この国家とは，申すまでもないことですが，公権力の主体であって，強制力をもってまで福祉の政策目的を実現する機構をここでは意味しています。このような公権力の主体となりうるということでは地方自治体も含まれ，一般的に公的福祉はこの両者を含むものとされています。この公的福祉は行政法では非権力的行政作用と位置づけられていますが，基本的には公権力をもつものであって強制力をもつところに特徴があるといえます。しかし，この強制力といっても集団的自助組織の限界性，サービスの性質によっていろいろなタイプがあります。例えば，社会保険のように多数を強制加入させるようなものとか，少数であっても人権と社会正義の観点から強制力をもって保護しなければならない場合とか，単に奨励的なもので足りる場合もあります。またサービスの性質によっては強制力になじまないもの，集団的自助組織で足りるもの，あるいは商品化されていくものもあります。ここに，いわゆる「政府の失敗」とか「市場の失敗」とかいわれる問題が浮かびあがってくることになります。

早稲田大学の佐藤慶幸さんは『ウエーバーからハバーマスへ』という書物を書いておられ，そのなかで，「国家は福祉財の配分を通して管理・統治する傾向を強めている（「福祉管理国家」）。教育や福祉，スポーツやレクリエーションの領域まで管理の対象とし，かつ企業化しようとする現代管理社会において，ボランティアにもとづいて他者と連帯しようとするボランタリー・アクションが求められている」と指摘されています。

さきほどのロールズの「互酬性」というのもこのような脈絡で位置づけられることにもなるでしょう。

また佐藤さんと同じような文脈で栃本さんもさきほどの社会福祉学会誌で「従来の国と個人という二分法ではなく，市民の公共性＝パブリックに基づくさまざまな活動や施策の要求が生まれています」と指摘されています。

このようなことから，論理的には，国は責任主体でありながら管理強化にならない責任遂行のあ

り方が求められ、企業にも管理社会にならないようなあり方が求められていることになります。そこでそういった脈絡で、公と私（個人主義的自助）の中間領域に位置づけられる公共性に基づく領域のあり方が注目されてくることになります。ここにボランティア・アクション型の集团的自助とか、またそれに類するさまざまなタイプの供給主体が位置づけられてくることになります。つまりこの領域において、「政府の失敗」を改善する方向での、例えば第三セクター方式など、「市場の失敗」に基づく、これはマスコミ用語ですが企業財団などを含めた「企業ボランティア」とか、あるいは、「企業の福祉化」といわれ、一定のコントロールのもとでの福祉産業とか、さらには「非営利団体」といったかたちでの供給主体が論理的にも現実的にも注目されてくることになります。

ここに、さきほどのミックスドモデルの問題となりますが、私は、これを「福祉の論理」からとらえるという意味で、「非営利団体」を含めて、「社会市場」というものを考えているということです。

したがって、さきほどの「社会の責任」の「社会」の意義は、国、地方自治体、非営利団体、企業といった社会の構成員による社会連帯ということになります。ノーマライゼーションを理念とした平等と社会参加という社会的価値は、こうした社会連帯がなければ実現は困難であることは申すまでもありません。

とすると、国、地方自治体、非営利団体、企業の責任のあり方が問題となってきますが、私の報告のテーマの「公私」問題とは、このような意味だということです。ここでこの問題に入る前に若干補足説明をしておく必要があります。それは、1つには、さきほど社会政策の概念のところで用いました「社会サービス」の意義についてです。2つには、ボランティア・アクションが求められてきているわけですが、最近「非営利団体」の言葉が使用されていますがその意義についてです。これらは、とくに社会の責任のあり方を検討することにおいて、きわめて大きな意味をもっています。

まず、社会サービスについてですが、フォーダーは *Concept in Social Administration* という書物のなかで、次のようなことを指摘しています。

「社会行政での社会サービスの研究はソーシャルワーカーの訓練から生まれた。ワーカーがクライアントをヘルプし、ワーカーの役割を理解するためのサービスに集中していた。ところが、社会サービス間の問題、社会サービスとソーシャルワークのあいだの問題が起こり、混乱を招くことになった。また自治体のソーシャルワークサービスが社会サービス部に集中しているので混乱を強めることになった。さらに、社会サービスの研究を社会政策の一部としてではなく、社会政策と同意語とされて混乱を招いていることもある。社会政策は社会サービスの内容のなかでは考察することができない共同社会関係や個人の自由のような広い問題や、経済政策をも含む幅広いものである。社会行政は、社会サービスの研究にかかわり、そのサービスの目的は経済市場の需要と供給ではなく、ニードと資源を関連させることである。これには資源の性質、ニードの概念、配分の方法および経済市場がこの過程に存在するかぎり、経済市場を含む配分が行われる制度の検討を必要とする」と。

ここにみられますように、イギリスにおいても社会サービスの概念は混乱しているようですが、社会政策、社会行政の領域のサービスで包括的な実践的なものを意味しているようです。

さらに、ティトマスは『社会福祉政策』（三友雅夫監訳、恒星社厚生閣）のなかでパブリック（公共）サービスと社会サービスの区別の基準および関係について次のようなことを指摘しています。

- ① 各個人の利益のためだけのサービスと、各個人の暮らし方や、またそのようなサービスが全体としてコミュニティを利するか否かにかかわらず提供されるサービス（例：ホームヘルプサービス）
- ② 個人およびコミュニティにも利益となるサービス（例：伝染病予防）
- ③ コミュニティーには有益ではあるが、個人

には必ずしも有益とはみなされないサービス
(例：法と秩序に関するサービス)

- ④ コミュニティーには有益ではあるが、その利益は特定の個人に帰属できないサービス
(例：都市計画や公園など)

このような区別の基準をあげていますが、しかし、ティトマスは、個人的・重点的サービスと、非個人的・普遍的サービスとの2つの区別はあいまいになってきているとも指摘しています。

このようにみますと、社会サービスは、経済市場ともかかわり、また公共サービスともかかわりをもつ、かなり幅広いものということになります。わが国でも昭和61年度版の厚生白書ではじめて社会サービスという言葉が使われ、画期的なことですが、まだきちんと整理されていないように思われます。

こうした背景には、サービスの対象や便益の帰属性のみならず、サービスの統合・連絡調整などを含むサービスの包括性とか、供給主体の多元性が問題になっていると思われます。

次に「非営利団体」についてですが、この問題は、こうした供給主体の多元性ともかかわってきます。

本来、「非営利」とは、私的投資家からお金を受け取ることができず、したがってまた私的投資家に分配金を支払うことができないことを意味し、つまり自給自足的なもので成員の会費、献金、あるいは資産からの収益で支出を賄うことといわれています。

これにも多様なタイプがありうるわけですが、①単一の組織体のもの、②多レベルの大規模組織のもの(例：年金基金、健保組合など)、③国の管理下におかれ財政的援助に依存しているもの(社会福祉法人、第三セクター方式、公共団体など)、④ボランティア団体、といったものがあげられます。

最近、全社協は在宅福祉サービスにおける非営利団体の調査を行っています。全国で120団体以上にも上ることが指摘されています(『住民参加型在宅福祉サービスの展望と課題』1987年9月)。そして、その組織分類をしてみると、(a)自

発的な運動体、(b)第三セクター方式(公社、事業団)、(c)社協と自治体との協同、(d)生協、農協の事業として行うもの、というように分類されています。これは、さきほどのタイプとの関連では、(a)は④のボランティア団体、(b)と(c)は③の国の管理下にあるもの、(d)は①の単一組織体、ということになります。在宅福祉サービスということからか、②の大規模組織に該当するものがないようです。しかし、今後、例えば年金基金とか健保組合の役割は十分検討する余地があると思われます。

このように、非営利団体を整理してみますと、一応、ボランティア団体もこの範疇として位置づけることができます。

このボランティア団体は、周知のようにイギリスではきわめて大きな役割を果たしており、わが国でも注目されてきているところです。イギリスでは、ウルフェンデン委員会報告として、「ボランティア団体の将来」(1978年)がまとめられています。この点、星野信也先生が社会福祉学会誌(第25巻第1号、1984年)で次のようなことを紹介されています。

ボランティア団体の意義について、①社会ニーズに対する集団的対応を強化、②多元的社会制度の堅持(多元主義)が指摘されています。そして、国や法定制度との関係については、④既存サービスの範囲拡大、⑤法定サービスの内容水準の引き上げ、⑥国がほとんどやらないサービスの提供、とされています。

さらに星野先生は、N. Johnson の *Voluntary Social Services* (1981年)、についても紹介されていますが、参考までにここでも紹介させていただきます。

- ① 形成方式については、法的根拠はなく、自発的に集まった人々の集団から成立。
- ② 運営方式については、自治を旨とする。サービス提供は法的義務ではないから、クライアントを選別できる。
- ③ 財政方式は、少なくとも団体の歳入の一部はボランティアな財源に求められなくてはならない。
- ④ 動機は、利益を求めてはならない。公共機

関との協同やそこからの財政援助の可能性を排除するものではない、と。

ボランティア団体とは、このような性格をもつものと一応ここでは理解しておきたい。とくにこのなかで、公共機関との協同といわゆるヒモのつかない財政援助を否定していないことは注目されます。

以上、やや詳しく立ち入りすぎたきらいがありますが、この後の「社会市場」の説明において重要になりますのでやむをえませんでした。

IV

さて、再び本題に戻しますが、「公私」問題の、まず「公」の役割、とりわけ国と地方自治体の役割分担が問題となります。

国と地方自治体は、公的福祉における協同の責任主体であって、その責任遂行は個人主義的自助、集団主義的自助の限界性にかかわる補完性の性格によって異なるわけですが、ここにいわゆるプライオリティの判断基準といった問題と、国と地方自治体の役割分担をどう定めるかといった判断基準といったものが必要になってきます。こうした問題については、すでに三浦先生が『社会福祉政策研究』（全社協）の著書で検討されておられますが、これを参考にさせていただいて、ここで私なりに整理させていただきたいと思います。

①生活の基礎的・必需的ニード（「基礎的」と略称、具体例としては、社会保険、公的扶助、高度な専門性、高額な経費を要する医療機関などがあげられます）、②普遍的（一般的）ニード（「普遍的」、具体例では、一定の専門性・地域性をもつ保健医療機関、雇用・就労、公営住宅、生活環境の整備、予防保健医療など）、③ニードの充足に強制力を必要とするもの（「強制的」、具体例、社会防衛的医療、司法福祉など）、④補償的ニード（「補償的」、具体例、災害、公害など）、⑤即自的ニード、代替・補完的ニード（「即自的」、即自的とは家族の有無にかかわらず社会的に用意を必要とするもので、ねたきり老人へのサービスなど、代替とは一定程度は家族でニード充足可能な

もので、家事援助サービスなど）。

このように、ニードを整理してみますと、これは補完性のプライオリティをも意味しており、これらはプライオリティの高いものといえます。

では、こうしたニードを国と地方自治体がどのように役割分担すべきかといった基準についてですが、三浦先生は次のようなことを指摘されています。

(a)資源調達責任（行財政責任）と遂行上の役割（実施主体）、(b)社会的効率性（ニードの高いものに集中すること）、(c)普遍的、画一的・標準的なもの、(d)接近性、利便性。

そこで、こうしたことを基にして、試みに表にまとめたのが「社会サービスの公的責任と国と地方自治体の役割」の表1です。

ただ、こういった表1をつくってみました、大枠的なことでは有効性があるのではないかと思います、個々の具体的なサービスに適用しようとなると、サービス内容の性質や、わが国の実情、地域性といったことなどを考慮するとなかなか機械的には線引きができないのではないかと思います。

こうした検討は、ここでは公的福祉の役割および範囲といったことで一定の基準といったものが提起されていると思いますが、さらに「公」と「私」の役割分担となると複雑になり、具体的な検討が必要になってきます。ここでこの問題に深入りすることはできませんが、今後、こうした問題を検討していくひとつの手がかりとなると考えられますので、これまでに述べてきた理論的なこととわが国の実態などを考慮に入れて、試みに公私

表1 社会サービスの公的責任と国と地方自治体の役割

ニード	行政上の性質	効率性	標準的	接近性	行財政責任	実施主体
① 基礎的		国	国		国	協地
② 普遍的		協	協	○	国	地
③ 強制的		国	国		国	協
④ 補償的		国	国		国	協地
⑤ 即自的		地		○	協	地

注：地…地方自治体

協…国と地方自治体との協同

国…地方自治体よりも国の負担が大きいもの

表2 社会サービス供給主体のタイプ

(A)公的福祉	①国 ②国+地方自治体(地) ③地	(C)非営利団体	⑧法人 ⑨ボ ⑩法人+ボ	「社会市場」
(B)準公的 (公私協同事業)	④国+地+社会福祉法人(法人) ⑤国+地+ボランティア団体(ボ) ⑥地+法人 ⑦地+ボ	(D)企業の福祉化	⑪国+地+法人+企業 ⑫国+地+企業 ⑬法人+企業 ⑭企業(企業ボランティア)	

注：ここでの社会福祉法人とは、福祉に関する事業を行う法人格をもつものという意味で、社会福祉法人のみならず、公社、事業団、あるいは公益性、公共性があり法人格をもつ非営利団体をも含むものである。

の組み合わせのタイプを操作的に作成してみると表2のようになります。

一応、このように14のタイプが考えられ、それをグルーピングすると、(A)公的福祉セクター、(B)準公的（公私協同事業）セクター、(C)非営利団体セクター、(D)企業の福祉化セクター、と4つのセクター（4層制）に整理されることになります。

問題は、これまでに検討してきた「福祉の論理」によって、これらをどのように位置づけ、さらにアドミニストレーションレベルでの問題として何が検討されなければならないかということです。しかしながらこの位置づけの問題はいろいろな側面から検討が必要となってきます。つまり、さきほど申しあげた「政府の失敗」、「市場の失敗」による管理強化にならないことがその前提とされるわけです。この場合、例えば、「中央集権的官僚制」については、よく批判されるところで、イギリスの福祉サービスの供給システム改革においても、これに対置して、「分権主義」、「多元主義」、「住民参加」の考え方（ハドレイらの提唱する「パッチシステム論」）が提起され、改革が進められています。それぞれ地域性などの現実のなかでそのあり方やその社会的意義の検証が必要とされています。同様に「市場の失敗」についてもいろいろ検討する必要があります。ここで、こうした問題に正面から取り組むとなるとかなりの研究の蓄積を必要としますし、私はまだ整理しきれておりません。しかし、さきほど申しあげたように理論的にも現実的にも大きな潮流となって動いております。そこで、ここでは、少なくともこんなことが検討されなければならないという問題

提起の意味でお話ししておくことにいたします。

表2は、「社会参加」による「社会の責任」の遂行の仕方をも意味しています。(A)公的福祉と(B)準公的とは表1のようなプライオリティの高いニーズで国と地方自治体の役割分担で遂行されることになりますが、とくに(A)はいわゆるナショナルミニマムの考え方が働く領域で、(B)は地域性があり、かつ福祉サービス、とりわけ障害などがある特別な場合で、即自的・代替・補完的ニーズへの対応になじむ領域でいわゆるシビルミニマムの考え方が働くものといえます。この領域はイギリスでは、ニーズへの柔軟な対応とネットワークが重視されることから、中央集権的官僚制を排して、公私が「同僚型」と位置づけられてかなりボランティア団体が重要な役割を果たしています。わが国でも、今後ますます、この領域が重視されてくると思いますが、やはりこの場合「公」と同僚としてパートナーになれるだけの力量を「私」が備えていることが前提だと思われます。(C)の非営利団体は、本来ボランティアリズム、「互酬性」から生まれ自主的で独立的な性格をもつものといえますが、これにもいろいろなタイプがあることはさきにみたとおりです。とくに、この位置づけとなりますと、「公」との関係、企業との関係でかなり性格が異なってきます。

論理的には、「政府の失敗」、「市場の失敗」を改良していく方向として、ボランティアアクション、多元性による利用者の選択性といったことから積極的に位置づけていくことが求められています。しかし、この場合にも(B)の場合と同様に、財政力、政策企画力などその力量いかにかわ

ってきます。例えば、公的な財政援助が多ければ(B)のタイプに近づいていき、少なれば会費(利用料)が高くなり(D)に近づいていくことにもなりがちになってきます。

(D)の企業の福祉化の領域は、「社会参加」と「市場の失敗」から、企業の役割を位置づけようということです。今後、シルバービジネスとか福祉産業が急増してくることが予測されているだけにこの位置づけの問題はきわめて重要な検討課題となってきます。

企業といっても大中小企業、業種などによってさまざまに福祉へのかかわり方も異なると思いますが、思いつきの企業に役割をあげてみると、④公的福祉の上積み、補完(民間保険など)、⑤公的福祉のサービスの質を高めるかたちでの営利化(例えば、ケア付き老人マンションなど)、⑥福祉機器・用具、施設・設備の開発・改良、また新しいサービスの開発、商品の開発、流通などにおいて、⑦法人あるいはボランティア団体との協同事業、⑧公との協同事業、なども考えられます。さらに、⑨企業内福利厚生、⑩障害者などへの雇用・就労機会の創出、⑪企業財団の設置、寄付、⑫企業のソフト化、サービス化(企業施設の開放、ボランティア派遣など)などがあげられます。

④～⑥は営利ベースであるわけですが、税制上の優遇制度、あるいは補助金交付などを通じて企業製品のコストの引き下げなどによって利用者負担の軽減とか、利益の福祉への還元(企業ボランティア)を図るとか、すでにいくつかの事例もありますが、地方自治体が資本参加して企業と協同で障害者を多数雇用する工場の例など、こういったいわば「企業の福祉化」といったことも大いに検討される必要があると思います。⑦～⑫は「企業ボランティア」ですが、マスコミでも、国際的にみてわが国は立ち遅れていることがよく指摘され、野村證券の田淵会長も企業のボランティア精神を強調されています。

そこで、こうした(D)の「企業の福祉化」の領域を位置づけていくにあたって、「社会市場」という概念を用いてはどうかということになるわけです。

V

ここでまず「社会市場」の概念の検討をして、そして最後に、むすびとしてわが国で「社会市場」を考えるにあたってどんなことが検討されなければならないか、あるいは成立条件のようなことを提起しておきたいと思います。

すでに周知のように、経済市場に対して福祉を社会市場という概念でとらえたのはティトマスが最初であるといわれています。

ティトマスは、経済市場が交換もしくは相互的移転であるのに対して、社会市場は補助金、あるいは贈り物もしくは一方的移転に特色をもち、贈り物交換、互酬的義務の概念を具体化するさまざまな種類の道徳的取引に関係している、と指摘しています。

さらに経済市場と社会市場を区別するものとして、Neil Gilbert, *Capitalism and the Welfare State*, Yale Univ. Press, 1983 がありますが、これをわが国で紹介されたものとして、星野信也先生のさきほどの福祉学会誌のほか、高沢武司先生の論文「福祉サービス行政と『社会的市場』」(『季刊社会保障研究』Vol. 20, No. 3, 1984)があります。このなかで、「福祉産業が発達し、この分野で補助金交付、業務委託契約、利子補給などがすすみ、一定の公的監督の下での市場メカニズムが作用している場合には、混合体制的ないわゆる社会的市場が形成される」と整理されています。このほか、岡田藤太郎先生も『福祉国家と福祉社会』(相川書房、1984年)で、「政府の金が大幅に福祉に投ぜられるようになって営利組織が社会市場の私的セクターに流れこむようになった。米国では家政サービス、デイケア、障害者や老人の移送、給食サービス、職業訓練などの分野に進出」と。そして、A. Weale などの混合体制説の考え方を「国家がその社会政策の責任を放棄することを主張するのではなく、それらの責任に関する考え方を必要を主張する。特に国家が福祉の主要な供給者であるべきという考え方は、それを計画し、必要ならば財源を供給するというこ

とがもっと重要な役割である」と、紹介されています。

このようにみますと、社会市場の考え方ははじめに紹介したミックスモデルに位置づけられるもので、市場メカニズム（福祉産業）に対して放任するのではなく、国は必要な財源供給と計画・規制の責任をもつといった考え方であると思われれます。

そこで国の責任とされる「計画と制御（規制）」のあり方が重要になってきます。

この「計画と制御」は、第1に中央集権化された官僚的制御（規制行政）とは区別される必要があります。第2にこれは、基本的には福祉活動の調整を意味するもので、そのもっとも基本的なものは、福祉政策の作成と公式言明であり、その政策実現のために、情報提供し、ニードと資源の調整および規制の誘導を図ることだと思われれます。

このタイプには、単純化していえば次の3つが考えられます。

その①は、サービス供給主体間の連絡調整（例：シルバー産業の倫理綱領など）。

その②には、売り手と買い手のあいだで情報フローがあり、その市場的合意（契約）によってサービス供給が制御されるメカニズム。

その③は、中央（国および地方自治体）がサービス供給主体と利用者に対応して情報フローを行い、一定の制御を経て、サービスが売買されるメカニズム。この場合、中央の制御は供給者と利用者の実態を調べ、どれだけサービス供給を行うべきか、利用者がどれだけ利用しうるか、どこから必要な投入財を調達しうるかなどについて行われるもので、いわば「パターンリズム型」ともいえるものです。これには、例えば人権について監視されるとか、価格コントロールなども含まれると思います。

このようにみますと、その①は自主規制ですが、これを奨励するかたちで、③のタイプが行われることがもっとも「計画と制御」がゆき届くものといえることができます。

以上のような社会市場という概念を用いることによって、(D)の企業の福祉化の領域を位置づけら

れることになります。

こうしてみますと、表2の社会サービスの公私による供給システムは(A), (B), (C), (D)の4層制ということになりますが、(C)の非営利団体も、さきに申しあげたように、公的な財政援助いかによっては、市場性が強くなり(D)に近くなるといったこともありうるといったことから、表2では一応点線で社会市場のなかに入れてあります。とすると3層制になりますが、むしろ社会市場に入れるよりは非営利団体の特性が発揮されるように位置づけていくほうがベターだと思われれます。

さて、そこで最後に、まだ十分にはつめているわけではありませんが、社会市場の成立条件といえますか、さきほどの「計画と制御」のあり方として、わが国で考えていく場合、検討されなければならない点について整理して提起しておきたいと思います。第1に、社会市場は選択性があるわけですが、選択できる条件整備として、やはり、(A), (B)の領域でのナショナルミニマムとかシビルミニマム（あるいはコミュニティミニマム）といったものが充足されることが必要であると思われれます。第2に、社会政策のきちんとしたポリシーがあり、それが国民のコンセンサスが得られなければなりません。それはとくに、社会的な信用がなければ利用されないということを意味しています。第3に、多元的で自分のニードにあったものが選択できることが必要です。これは、サービス提供が独占的であってはならないということも含まれます。第4に、規制行政ではなく、パターンリズム型の行政に転換される必要があること。第5には、適切な情報フローがあること。第6に、企業のボランティア精神が必要であること。第7に、「計画と制御」のためには財源が必要となりますが、企業財団、社会資本、寄付金、還元金、公的資金などによる「社会基金」といったものの設置が必要であること。東京都で「福祉基金」が設置されましたが、こういったものをもっと工夫していく必要があると思います。第8に、すでにアメリカでは設置されていますが、包括的な人権擁護制度を公的にしかも独立した第三者機関として制度的に確立する必要があります。とく

に、人権相談、苦情処理、監視機能、一般市民・警察・公共施設などへの啓蒙、適正手続きを受ける権利の保障、後見人を得る権利の保障などの機能、権限を備えた機関が必要です。そのスタッフには、医師、弁護士、社会福祉専門家、福祉関係団体代表、人権擁護委員、関係行政機関代表によって構成される必要があります。第9に、サービスの質的向上のために、例えば PASS (Program Analysis of Service Systems) といったようなサービスの評価システムが開発されることも必要です。第10に、ボランティアや企業などに対するマンパワーの育成も重要になります。

以上、思いつきのあげてみましたが、こういった社会市場といったものが論理的には成り立ちうると思いますが、また現実的にもひとつの潮流になってきていると思われますが、問題は実際に「自立生活」とか国民の生活向上が図れるのかどうかです。今後、実験的なものを積み上げながら評価・批判し理論的にも実践的にもきちんと整理していく必要があるように思われます。

ちょっと時間がオーバーしたようなので、私の報告はこれでとどめて、あとは討議のほうに回していただきたいと思います。

これで私の報告は終わらせていただきます。

【レポート】

社会福祉事業法改正の基本論点

——社会福祉の範囲をめぐる——

日本社会事業大学教授 京 極 高 宣

本日のテーマは大変大きなテーマですので、日ごろ考えていることの一端を紹介して、報告に代えさせていただきたい。

ご承知のようにわが国は21世紀には、世界に類のない高齢化社会を迎えると同時に、経済力その他から考えて、国際的にもトップクラスの実力をもつ国になっていくことが予想されている。今後豊かな長寿社会を築いていくためには、社会福祉制度のあり方も含めて、社会システム全体が高齢化社会になじむものになっていかなければならない。またそのためには、諸外国の先進事例を学ぶと同時に、日本国民が自ら主体的に考え、切り開いていかなければならないと思う。

きょうのテーマは「社会福祉事業法改正の基本論点」という、もっとも今日的な政策課題で、そしてサブタイトルが「社会福祉の範囲をめぐる」ということでお話をしたい。ただ冒頭に、私の頭を整理するうえでも留意しておきたいことは、

福祉の範囲というとき、社会福祉事業の範囲という場合とは必ずしも一致しないわけで、当然社会福祉の範囲というときは、生活保護を含めた広い意味の社会福祉ということになるし、社会福祉事業となると、社会福祉を運営する事業ということで生活保護そのものの事業、純公的な事業を指すわけではないと思うので、そのへんの区別はしておきたい。私のお話はどちらかというと、社会福祉全般の範囲ということである。そして最後に、時間の許すかぎりにおいて、社会福祉事業の範囲ということについても触れてみたい。

したがって、私の報告は前半において4点の柱、すなわち社会保障と福祉サービス供給システム、あるいはもうちょっと縮めて、福祉システムの関係について、第2の柱として、福祉システムの展開過程について、これは戦後の展開過程を主として指している。第3の柱は福祉システムの3層構造ということについて、第4の柱は保健と福祉の

に、人権相談、苦情処理、監視機能、一般市民・警察・公共施設などへの啓蒙、適正手続きを受ける権利の保障、後見人を得る権利の保障などの機能、権限を備えた機関が必要です。そのスタッフには、医師、弁護士、社会福祉専門家、福祉関係団体代表、人権擁護委員、関係行政機関代表によって構成される必要があります。第9に、サービスの質的向上のために、例えば PASS (Program Analysis of Service Systems) といったようなサービスの評価システムが開発されることも必要です。第10に、ボランティアや企業などに対するマンパワーの育成も重要になります。

以上、思いつきのあげてみましたが、こういった社会市場といったものが論理的には成り立ちうると思いますが、また現実的にもひとつの潮流になってきていると思われますが、問題は実際に「自立生活」とか国民の生活向上が図れるのかどうかです。今後、実験的なものを積み上げながら評価・批判し理論的にも実践的にもきちんと整理していく必要があるように思われます。

ちょっと時間がオーバーしたようなので、私の報告はこれでとどめて、あとは討議のほうに回していただきたいと思います。

これで私の報告は終わらせていただきます。

【レポート】

社会福祉事業法改正の基本論点

——社会福祉の範囲をめぐる——

日本社会事業大学教授 京 極 高 宣

本日のテーマは大変大きなテーマですので、日ごろ考えていることの一端を紹介して、報告に代えさせていただきたい。

ご承知のようにわが国は21世紀には、世界に類のない高齢化社会を迎えると同時に、経済力その他から考えて、国際的にもトップクラスの実力をもつ国になっていくことが予想されている。今後豊かな長寿社会を築いていくためには、社会福祉制度のあり方も含めて、社会システム全体が高齢化社会になじむものになっていかなければならない。またそのためには、諸外国の先進事例を学ぶと同時に、日本国民が自ら主体的に考え、切り開いていかなければならないと思う。

きょうのテーマは「社会福祉事業法改正の基本論点」という、もっとも今日的な政策課題で、そしてサブタイトルが「社会福祉の範囲をめぐる」ということでお話をしたい。ただ冒頭に、私の頭を整理するうえでも留意しておきたいことは、

福祉の範囲というとき、社会福祉事業の範囲という場合とは必ずしも一致しないわけで、当然社会福祉の範囲というときは、生活保護を含めた広い意味の社会福祉ということになるし、社会福祉事業となると、社会福祉を運営する事業ということで生活保護そのものの事業、純公的な事業を指すわけではないと思うので、そのへんの区別はしておきたい。私のお話はどちらかというと、社会福祉全般の範囲ということである。そして最後に、時間の許すかぎりにおいて、社会福祉事業の範囲ということについても触れてみたい。

したがって、私の報告は前半において4点の柱、すなわち社会保障と福祉サービス供給システム、あるいはもうちょっと縮めて、福祉システムの関係について、第2の柱として、福祉システムの展開過程について、これは戦後の展開過程を主として指している。第3の柱は福祉システムの3層構造ということについて、第4の柱は保健と福祉の

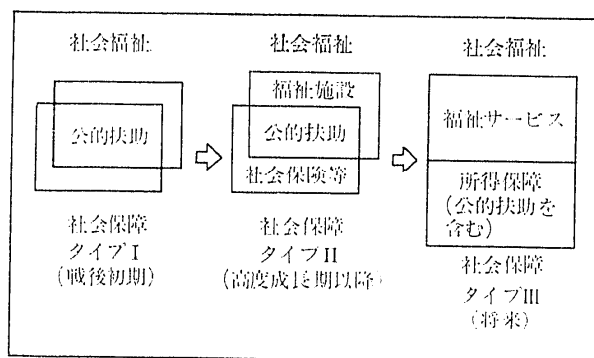
連携、融合の問題についてお話しして、最後に社会福祉事業の範囲をめぐって、とくに歴史的な流れに触れつつ、若干の問題提起をしてみたい。

さて、第1の柱である社会保障と福祉システムだが、法的に見ると憲法、それから地方自治法その他で、社会保障と社会福祉は並列、併記をされていて、通常政策的に使われたり、あるいは学術的に広義の社会保障という形で、社会福祉をその内部に含めて考える見方もあるが、憲法や地方自治法等の法に基づくと、その両者は区別をされている。そして今日学問的にも、社会保障と社会福祉をある程度区別して考えたほうがいいのではないかという議論が、平田富太郎先生をはじめ、いくつが出てきている。私もそういう立場に立って、概念的に社会保障は原則として社会的に経済的な保障をするということで、生活保護を別とすると社会保険、年金あるいは医療保障というところ限定をして考えていくという見方をとっている。

戦後の改革において、生活保護が法律に明記され、その当時の段階においては生活保護と社会福祉はイコールの概念であったわけで、生活保護が社会福祉をいわば代表していた言葉であった。その後社会福祉という概念が確立し、社会保障全体のなかの一環として社会福祉を位置づけ、そしてさらに昭和25年に新生活保護法ができて、社会福祉のなかに生活保護とその他の社会福祉というふうに制度化されていったわけである。

歴史的な戦後の過程を見ると、戦後初期は生活保護を中心とした貧困対策の行政であるから、社会保障と社会福祉はオーバーラップしている段階であると呼ぶと、その後伊部英男先生の表現だと、いわゆる昭和25年体制が確立し、福祉3法が成立した段階で、その乖離が始まった。すなわち児童福祉法、身体障害者福祉法が生活保護とは区別されて設置されたわけである。さらに高度成長期に、昭和30年代における国民皆年金、皆保険を踏まえて福祉6法の体制になるわけで、その乖離がもっと広がっていったというふうに考えている。

さらに将来を展望すると、その完全乖離の段階がくると思われるのだが、今後の過程のなかで、保健サービスとの連携その他、社会福祉をかなり



出所：京極高宣『長寿社会の戦略』、第一法規出版、1987年。

図1 社会保障と社会福祉の史的関連（概念図）

広い範囲で考える見方、例えば社会サービスと一括する考えが有力になってきたと思うし、その点でいうと、乖離の段階というよりは、確固たる社会保障を土台に、豊かな対人福祉サービスを展開するという意味での分離の段階に入りつつあるわけで、これを新しい将来の段階というふうに呼びたい。そういう流れにきているのではないかと思われる（図1参照）。

諸外国を見ると、イギリスではすでに1970年代に地方自治体社会サービス法ができて、日本の社会福祉よりはやや狭義だが、イギリス型生活保護つまり補足給付のほうは、国の社会保障事務所が所管してミーンズテストを行っているわけだが、地方自治体の責任でもって対人福祉サービスは原則として行うということになっている。またスウェーデンにおいては、1980年代の改革に基づいて、いわゆる社会サービス法という社会福祉の基本法が成立して福祉サービスは自治体の責任で、基本的な個々の生活保護を含めて老人福祉その他、諸々の法律はすべて廃止になって地方自治体の条例に基づいて行われるというふうになっている。ただ、スウェーデンの場合はイギリスと違って、基礎年金が最低生活の保障をしている関係で生活保護は基本的には地方自治体の責任で行い、国ではない。

スウェーデンとイギリスの関係にちょっと入ってしまったので、比較すると、スウェーデンは年金の基礎年金が最低保障をしているし、イギリスはその最低保障年金がやや低いために、補足給付

という形でそれを上乘せしている。わが国の場合は、従来はそのへんが非常に不十分であったので、生活保護が最低限の保障をするというふうになっていた。いずれにしてもヨーロッパ諸国において、社会保障制度が確立するに伴って社会福祉サービスも大きく変化をしてきている。

こういった流れを見ると、これからの社会福祉サービスはどういうふうになっていくのか、どうあるべきなのかということの基礎的な要件があると思う。ちなみに昭和25年体制ということで現在と比較すると、社会経済的な背景は根本的に違っている。それを3点ばかりあげると、第1点は国民所得の向上ということがある。昭和25年体制のときは、日本の先進諸国のなかで1人当たりの国民所得はもっとも低い国のひとつであったが、現在は逆にもっとも高い国になっている。第2点として、当時は国民皆年金、皆保険がなかった。それは昭和30年代で確立したわけで、そういう社会保障体制が不十分な段階での社会福祉のあり方と、それが整った段階での社会福祉のあり方は当然変わってくるということがいえる。第3点は、昭和25年は人生60年時代で、かつ65歳以上の高齢人口が5%台であった。それが今日においては人生80年時代といわれているし、また高齢化が非常に急速に進んで、65歳以上が約10%になっている。高齢化、長寿化という点で決定的な差がある。そういった社会経済的背景に対応した、新しい昭和60年代の体制が求められているというのが現状の背景である。

こういったように、社会保障と福祉システムの関係を、戦後の過程に限って見ても大きな時代的な違いがあって、新しい福祉システムのあり方が求められているわけである。

それから第2の柱だが、福祉システムの展開について戦前から戦後初期にかけて、民間社会事業というものが非常に力強く展開をされてきて、社会福祉という概念はなかったが、社会福祉的な公的事業を、いわば代替していたような動きがあった。そして戦後しばらくするとようやく公的な社会福祉事業が確立をして、他方、憲法に基づいた国民の最低限の生活の保障というものがされたわ

けである。

そして生保一本体制から、福祉3法、福祉6法と展開してきたわけだが、そのなかでナショナルミニマム論からシビルミニマム論への推移があった。さきほど大山先生のお話にもあったように、ナショナルミニマム論について、その展開過程のなかで若干整理が必要なのではないかと思うようになってきた。社会福祉の世界でシビルミニマムという、松下圭一先生等が開発された概念があって、とくに高度成長期において革新自治体といわれるところでシビルミニマムという概念があって、それがナショナルミニマムの低さを引き上げるという、政治的な効果をもったような気がするけれど、はたしてシビルミニマムというものが概念的に存在するかどうかというと、私はこれは学問的にも成立しないもの、しかも特殊日本的なものではないかと思う。事実、国際的にもシビルミニマムという概念はあまりパツとしない。

もともとミニマムというのは、所得保障のナショナルミニマムからきていて、ご承知のようにイギリス等で、ナショナルミニマムの確立という概念をウェッジ夫妻が出して、それを社会福祉の世界に援用して、生活保護においてのナショナルミニマムに、そしてそれを生活保護施設、あるいはその後の社会福祉施設にも援用していったのが現状である。

地方自治体が、戦後の高度成長過程のなかでだんだん力をつけてきて、自主的な単独事業をかなり行う段階になって、シビルミニマムという形で国より高い基準ということでいったわけだが、地方自治体、ローカルガバメントというふうになると、ローカルガバメントがやる公的施策というのはナショナルミニマムを踏まえた、いわばローカルオプティマムというべきもので、つまりそれ以上でも以下でもない、その当該自治体が適当と思われるその水準である。例えば保育所のサービスを行う、あるいは老人福祉のサービスを行うということなので、ミニマムもマキシマムも関係ないので、私はそれはローカルオプティマムと呼びたい。

戦後の過程のなかで、シビルミニマムという怪

しげな概念でいわれたのは、実はローカルオプティマムを各地方自治体がつくりあげてきたわけで、それが高すぎたり、あるいはバラバラに無計画的に行われたという批判はあるが、そういう段階を経ていよいよ年金制度が成熟化し、高齢化社会が急速に進行する段階において、これからの展望を考えると言葉はまだ成熟化していないが、まさにシビルマキシマムで、市民がそれぞれ自分達の懐具合を考えてサービスを購入することも含めて、総合的に、つまり公的な国の基盤、ナショナルミニマム、地方自治体のローカルオプティマム、そして各市民が自発的に、自分達の財源でそれを上回るサービスを選択的に購入するという、そういう組み合わせの時代になってきているのではないか。

したがって、福祉サービスのニーズの多様化、高度化のなかで公の責任というのは、最低限のところの所得保障を押さえる、そして要援護者に対する最低限のサービス保障を自ら供給するというところに限られる。それを越えた部分については、民間にまかされるというのが原則であると思う。

ただし、民間にまかされるという場合に、ちょっと誤解を招くといけけないのは、それは全部シルバサービスかということ、そういうことをいっているわけではない。一部分は民間を補助する、財政的にも援助するという部分がありうるし、また民間に直接お金は出さないけれど、公的な規制と誘導の下で育てることもあるわけで、いわば社会福祉の範囲は公的に直接出すところについては絞り込むが、全体としては社会福祉の範囲はむしろ広げて考える。社会の網（ソーシャルネットワーク）、これは直接行政がやる場合もちろん、さきほどの議論で、パブリックというか、広い意味の社会的規制、公共的規制というものがあるけれど、いずれにしても、その面では広げていくというのが新しい時代背景に基づいた、ひとつの流れではないかと思う。

次に3番目の柱だが、福祉システムの構造についてはいろいろな議論があり、学問的な整理もいろいろあるが、私は3つの階層を考えている。これは理念型なので、実際にはその中間段階とかい

ろいろその組み合わせがあるが、その3つの基本的なシステム類型を、仮に1つを公共的福祉システムと名づけると、これは従来、国や地方自治体が責任をもってやっていたサービスといえる。もう1つは、自発型または非営利と呼んでもいいが、民間の福祉システムである。3番目の福祉システムは市場型、または営利型と呼んでもいいが、そういう供給システムがある。

この3つの供給システムに理念的には分かれるわけだが、今後の社会福祉の範囲を考えていくときに、原則として公共的な福祉システムを中核に、そしてその周りをいわば自発型の、あるいは非営利型の社会福祉システムが包む。さらにその周辺に市場型福祉システムを乗せる。その3層構造をもって、社会福祉のいわば範囲を定めるというふうに考えている（図2参照）。

これは社会福祉というよりは、社会福祉事業の範囲の区別ともなるが、現行社会福祉事業法における1種と2種というのは、公共的なサービスのなかを1種と2種に分けているわけで、その周辺について議論をしているわけではない。社会福祉事業のほうを見ると、在宅福祉サービスというのはひとつも出てこない。それはどうなのか。在宅福祉サービスは、実は施設サービスに対応した概念だが、従来は生活保護を中心とし、居宅で生活保護を受けない人は生活保護施設で対応するとい

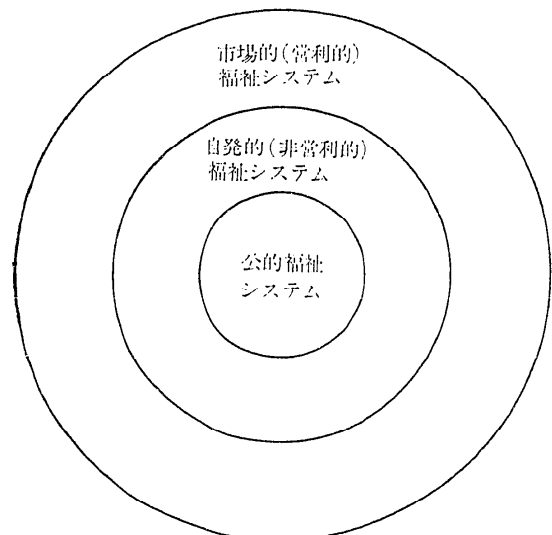


図2 福祉システムの3層構造

う形なので、在宅福祉サービスという概念はいわば法的にはおきえなかったわけで、政策的に現実が進行していくなかで出てきた概念だと思う。

そこで、こういうものをしっかり位置づけると、公的でいまやっている在宅福祉サービスが、家庭奉仕員派遣事業とか、そういうものも包括したものが必要となる。それともうひとつ、在宅のボランティア等でいろいろやっているものもある。これは在宅福祉サービスの一環に、少なくとも恒常的なサービスは一環として位置づけられる。さらにシルバーサービス等、営利型のサービスが出てくるということで3層構造が現にある。これらを総合的に利用者が受けられれば非常に効率的な、しかも市民の福祉ニーズに合った対応になる。むしろ1種、2種というよりは、そういう周辺のサービスも含め込んで考える必要があるのではないか。

ただ、現行の社会福祉事業法から読み取る限りにおいては、そういう区別はできないわけで、むしろ慈善事業ということで定型的なボランティア活動についても排除される。それから、まさに営利事業については、まったく別のものという形で排除されてしまうが、今後の対応として、それを社会福祉事業と呼ぶかどうかは別として、少なくとも社会福祉の範囲のなかにはそれらを包み込んでいく必要があるのではないか。

ただ、営利でも、いくらでも儲けてもいいというような、老人の福祉に反するような行為を行うものは、これは社会福祉事業の概念をいくら変更しても入れるわけにはいかないの、そのところは区別されるが、公的な規制の下にある、コントロール下にある、適正な利潤の範囲にとどまった福祉産業はむしろ含めていいのではないか。

現実論からいって、株式会社も、日本の場合の株式会社というのは、欧米の株式会社とは違って、なかにはほとんど配当も出せないような、配当をしないようなところもある。また第三セクターといわれているのは、通常建設業等では株式会社がほとんどだけれど、実際には儲けているわけではない。ただ、効率的な経営という点で株式会社形態をとっているわけである。

最後は、4番目の保健と福祉の連携、融合であ

る。いま保健と福祉については非常に大きく変わってきて、従来は福祉的なものと医療的なものは、歴史をたどると、ご承知のように病院だって大昔の施薬院でも、基本的には貧困者の対策として生まれたわけで、社会福祉的なものと、医療、保健的なものは、完全一体になっていたものが、医学や医術の進歩とともに医療制度が確立するに伴い分離していったという、長期の歴史がある。そして医療のなかでも、保健的なものと医療的なものが分かれていって、保健のなかでも対人保健サービスと、対物保健サービスがいまだんだんと分けて考えなくてはいけない時代になってきている。狂犬病とか、食品衛生の問題と、母子保健、老人保健とは同列に議論できるかという、これは分かれていくと思う。そして対人保健的なものと、対人福祉サービスのものとは、ものすごい近い関係にあるので、利用者の立場に立ってそのサービスを連携あるいは融合していくかというのが、さきほど私は時代の背景のなかで、公衆衛生の発展とか、そのへんは触れられないが、そういうことを踏まえ、また社会保障制度の完備ということを考えていよいよ課題になってきている。

将来的には、例えば福祉事務所と保健所の対人保健サービスについての一体化ということも考えられるわけだが、差し当たりはその連携を強化していく必要がある。ちなみに、スウェーデンの場合、ナーシングホームは州の責任で、在宅サービスみたいなものは地方自治体、マニスパリティの責任だが、老人ホーム、ナーシングホームも向こうはなくしていくという方向で、2000年にはそういう対応を進めるということである。そこで北欧では地域保健ということで考えていくと、連携から融合にさらに進んでいくのではないか。そういう展望を踏まえて、社会福祉の範囲もある面では、昨年、それから今年の厚生白書に出ているように、社会サービスというふうに広げていかなければならない時代にきていると思う。

そこまでは一般論で、次にそういう方向から当面は社会福祉事業の範囲をどう考えたらいいかというのが、きょうのいちばんの大きな宿題である。

歴史的に考えると、明治7年に恤救規則ができ

て、基本的に4範疇の福祉の対象からきた分類というのがあった。1つは極貧で、廃疾、障害者もそのなかに入っている。次は高齢者、当時は70歳以上だった。それから疾病に陥って働くことのできない者、そして子供で、これは13歳以下だった。その4範疇を、今日でいう言葉だと社会福祉の範囲に、恤救の対象に入れていた。

それが昭和4年の救護法になると、その一部分は引き継がれて、全体として「貧困のため生活することをあたわざるときは」という大きな傘をかけたうえで4範疇に分けた。そのひとつは65歳以上の高齢者、13歳以下の幼児、それから妊産婦というのを独立の項目に入れ、さらに障害者と疾病の者を一緒にして、不具、廃疾、疾病等で働けない貧困者ということにくくっている。

この救護法が昭和21年の戦後の改革のなかで、旧生活保護法になったわけである。生活保護においては、それらの救護法的なものを吸収すると同時に、戦前、あるいはその後積み重ねられた軍人扶助法等のさまざまな細かい保護をいわば統合化して成立をした面がある。その旧生活保護法は大変生命力が短くて、昭和22年の児童福祉法の一部分離までは1年間であった。昭和25年までとすれば4年間だが、通常社会福祉の歴史においてはサッと登場して消えていったが、非常に重大な歴史的意味があったのではないかなという気が最近私はしている。それは救護法を引き継ぐと同時に、いろいろな扶助法を統合化したけれど、GHQのさまざまな指摘もあって、新生活保護法に移るのだが、これは非常に大きな役割をしたのではないかという、私なりの仮説をもっている。

それが昭和25年の新生活保護法になり、現行の生活保護法になっていくわけだが、そのなかで生活困窮者を全部包含するというので、旧生活保護法が抱えていたものを福祉3法、福祉6法という形でそれぞれ対象別の法律として、生活保護法から切り離していくという形が昭和20年代、30年代と続けられたわけである。

と同時に、これは大きな歴史的な問題というか、皆さん方専門家がいらっしゃるので、どう考えたらいいか教えていただきたいのだが、昭和13年に

できた社会事業法というのがあって、これとの関係で社会福祉事業の範囲を考える必要があるということである。というのは救護法は社会福祉のいろんな法律、6法の元になっている面と同時に、社会福祉事業法につながる面と両面もっている。つまり救護法から昭和13年の社会事業法、それから昭和26年の社会福祉事業法というひとつの流れがあって、その流れからいうと基本的には、昭和13年の社会事業法というのは、民間が今日でいう社会福祉の事業をやるときに、どういうコントロールでやるべきか、地方長官に届けたり、いろんな規則があるわけだが、民間が基本的にそれを担っていたわけだから、それをやる場合どうしたらいいかということを基本にそれはできている。そしてそれをかなりの程度、社会福祉事業法は引き継いでいるのではないか。

昭和26年のときの違いというのは、公の責任ということが大変強調されたので、基本的には公でやるのだけれど、それを措置委託という形で民間にもゆだねるというのが前提にあって、公的なものと、民間のものと、社会福祉事業を営むものに2つタイプをおいた。しかも民間のものについては、社会福祉法人というきわめて公共性の強い法人でもってカバーする形にした。戦前は、民間社会事業が非常にすばらしい活動をやっているところと、そうじゃないところとバラつきがあったのを、ある程度画一的というか、それを国の規制の下において、財政的な裏づけでもって非常に公共性の強い社会福祉サービスを行わせたというのが社会福祉事業法の狙いだと思う。

ところがさきほど申しあげたように、社会福祉の対象範囲も戦後の過程のなかで、列举主義で1種、2種と分けた。おおむね1種は収容、2種は通所という形で、法律ができるたびに新しい施設を盛り込んで非常にふくらんできたが、そういう列举主義でふくらみきれない、つまりいま施設についても六十数種類あるといわれているが、そういう形で列举するのではなく、政策理論的に整理する必要がある。基本的に公共的なものが全部カバーする事業ではないので、周辺の、さきほど申しました自発型ないしは非営利型の、そういう事

業の必要性というのが非常に強まってきた。さらに民間シルバーサービス等は、有料老人ホームに関しては老人福祉法で入っているが、その他の法律では入っていない。しかしそれを正しくコントロールすれば、お金でもって買える、しかも即座に対応できるサービスとしてそれなりの意味がある。

だから、アメリカのように公的なサービスが非常に遅れているから民間でしようがなくカバーするのではなくて、またスウェーデンのように何でも公的なものでやるというのではなくて、日本の場合は、古瀬徹教授の話によると、そういうアメリカ型とスウェーデン型の間という言葉を使っていたかどうかは正確ではないが、そういう形で福祉サービスを構築する。それを公私混合体制と呼んでもいいかもしれないし、あるいは伊部先生のいい方でいうと、昭和60年代体制と呼んでもいいと思うが、社会福祉の範囲も広がるし、社会福祉事業の範囲もかなり広く考えていいのではないかと考えている。

それからもうひとつ、年金制度が成熟化すると年金の資金の運用が非常に大きな問題になってくる。実は私は産業連関分析で、宮沢健一先生のお手伝いをさせていただいたことがあるが、いわゆる社会福祉施設の財やサービスの動きと、年金の保養所など、これは各地にあるが、あれの財などの動きが非常に似ている。そして同じぐらいの規模があるということに気がついて大変びっくりした。年金の保養所とか、そういうのは狭義の福祉には入れていないのだが、非常に国民の生活の安定のうえには大きな役割をしているなということが、国民経済のなかの物流の流れでいうと、いえるわけである。そこで、そういうものを踏まえて、総合的な福祉を考えていくべきだと思っている。

最後に、改革の問題というのは、これはヒト、モノ、カネということになるわけで、人については昨年成立した社会福祉士及び介護福祉士法をきっかけに新しいサービスの担い手、質的な向上のための担い手ができてきた。物については近年、福祉機器だとか住宅設計、あるいはケア付き住宅

等、日常生活のなかに福祉的なものが入ってきているので、こういうものをいかに育てるかということが、これは社会福祉行政といってもいいと思うが、重要な課題になっている。

ちなみにお金の問題については、あまり触れることはできない。レジュメのなかに不正確に書いてあるのに気がつかなくて大変恐縮だが、福祉目的税を導入しろと、私はまだ主張しているわけではなくて、その検討も含めて公的な財源の確保をどうしたらいいかということ、真剣に考える時代になってきているということである。公的福祉財源についての一律カットというのは、厳しい状況であるので、これは当然改めるべきだと思う。

民間財源の調達については、従来の税制上の枠組みを突破した新しい時代にふさわしい共同募金のあり方とか、場合によってはコミュニティーチェストという原点に立って、市町村社協が法制化された現在、それとの一体化も考えられるわけである。それから民間財団は、日本の場合、企業財団として発達しているが、これをさらに促進する道がないだろうか。民間資金は、近年非常に伸びてきたことは評価するけれど、高齢化社会の進展に見合う、厚みのある民間財源を用意して、そういうものが非営利の福祉事業というところに手厚く支える。企業のほうは企業のほうで、直接お金を出すことはないが誘導的なやり方を考えていくということで、総体として社会福祉の範囲を広げていくということがいまいっばん重要なのではないか。

いずれにしても、基本的論点は、ややもすると公的財源の制約から社会福祉の範囲を狭めて考えてしまう向きもあるが、直接手を出すところは必ずしも大きく広げることにはできないが、国民の福祉ニードに対応した社会福祉の範囲はむしろ広げて、行政と民間の力をうまく結合させていくべきだと思っている。

きょうは、あまり学問的な報告はできなかったが、問題提起としてご報告させていただいた。どうもありがとうございました。

【レポート】

福祉サービスの性格と有料対無料

大阪府立大学教授 大野 吉輝

ただいまご紹介がありましたように、私は福祉サービスの性格と有料対無料という問題について、ひとつの考え方を述べさせていただきたい。福祉サービスの利用者負担の問題については、有料対無料という問題と、有料の場合における利用者負担の水準のあり方の問題とを、区別することができるが、そのうち負担水準の問題については、昭和59年の当シンポジウムで報告をさせていただいたので、今回は有料対無料の問題に焦点を絞ることにしたい。

この問題は、福祉サービスの利用者負担のあり方の問題の、いわば出発点としての地位を占めるものではないかと思う。そこで初めに、この問題に対する私のアプローチの仕方について簡単に述べておきたい。

福祉サービスの利用者に、利用者負担を課するか、あるいは課さないかは、優れて経済問題である。そのいかんによって、租税負担や、当該福祉サービスの消費量や、あるいは他の財やサービスの消費量などが、多少とも異なったものになるからである。つまり、資源配分とか、所得分配について、異なった結果を招くことになる。

その意味で、有料対無料は優れて経済問題であるから、どちらを選択すべきかは経済学の論理に基づいて、合理的に考える必要があるということになる。国民の権利とか、あるいは国の義務とかいったタームによるのではなくて、経済理論のロジックによって考える必要がある、というわけである。

この問題を考えるに当たっては、次の2つのケースを区別する必要がある。あるいは、区別すると便利であると考えられる。

その第1は、無料化が積極的に求められる場合

である。このケースのポイントは、無料化の要因を明らかにするということにある。つまり、無料にしなければならないといえるためには、どのような要件が満たされる必要があるかを明らかにするということ、主な関心事になる。

第2は、そのような意味での無料化の要件が満たされない場合である。無料にすべき積極的理由が見当たらないということは、有料にすべきだということを必ずしも意味するものではない。だとすると、この第2のケースにおいては、有料と無料のどちらもありうるということになる。

両者のどちらを選ぶかがとくに問題になるのは、第2のケースであるが、最初に第1のケースから取り上げることにする。

福祉サービスにはシルバービジネスなど、民間において市場ベースで供給されているものもあるが、ここでは公共施策に属するものだけを念頭におくことにしたい。そのなかには、もちろん社会福祉法人など、民間の主体を通じて公共施策として供給される福祉サービスも含まれる。

そのように福祉サービスを公共施策に属するものに限定し、その一環として位置づけるならば、有料対無料の問題も公共施策一般との関連においてとらえる必要がある。福祉サービスだからといって、他のいろいろの公共サービスとは異なった特別のルールを適用すべきだということにはならない。少なくとも基本的な考え方に関するかぎり、そのようにいうことができるのではないか。

そこでまず公共施策一般について、無料ないし全額公費負担の根拠を考えてみたい。実際に無料で供給されている各種の公共サービスについて、その理由を探ってみると、主なものとして次の5つをあげることができるかと思う。

その第1は、いわゆる純粋公共財の性格を備えているということである。その具体例としては国防サービス、外交サービスなどの公共サービスをあげることができる。この種の公共財は、いわゆる非排除性を備えているから、価格づけ、すなわち価格をつけて個別的に供給することができない。仮に価格づけが可能だとしても、純粋公共財は非競争性を備えているから資源利用の効率のためにはやはり無料で供給することが望ましいということになる。そのようなわけで、純粋公共財に属する公共サービスは、いずれにしても無料、あるいは100%の公費負担で供給するということにならざるをえない。

第2は、準公共財の性格を備えているということである。その具体例としては、義務教育とか、公衆衛生サービスをあげることができる。この場合には、先の純粋公共財とは異なり、非排除性は認められない。したがって、価格ないし料金をつけて供給することも可能である。実際には、原則として無料で供給されているのが通例だが、その主な理由は消費の外部経済効果が比較的大きいという点に求められている。すなわち、当該サービスの消費者以外の社会の第三者にも、かなり大きな便益がもたらされるというわけである。

第3は、現物給付の方式をとる、所得再分配手段としての性格を備えているということである。つまり、現金給付の代わりに現物で財やサービスを給付するわけである。公的扶助などにおける無料の現物給付が、これに該当する。その典型的な具体例としては、アメリカの食料キップをあげることができる。

第4は、特定の財やサービスについて、その消費を強制するということである。たとえば、パターンリスティックな立場から、特定のサービスを消費させたり、あるいはその消費を促進したりするというのがこれに当たる。一般に、利用者からの費用徴収は、当該財・サービスの消費の強制にはなじみにくいといえるのではないか。そのようなわけで、この消費の強制ということも、無料化の理由のひとつに数えることができる。

なお、先にあげた準公共財に属する公共サービ

スについては、外部経済効果のほかに、消費の強制という要因が含まれている場合が少なくない。たとえば、義務教育が強制的性格を備えていることは明らかである。

第5は、利用者負担を徴収するための経費が、それからの収入を上回り、ネットの収入確保効果がマイナスになるということである。財政学のいい方を使うと、費用徴収が禁止的に高くつくということになる。この場合には、ネットの収入はマイナスであるから、少なくとも利用者負担を通じる財源の確保に関するかぎり、それを徴収するよりも、むしろ無料にするほうが財政的にはベターであるということができる。

以上の5つは、公共サービスあるいは公的給付を無料ないしは全額公費負担で提供することの根拠というふうに考えられるものである。その意味で、公共施策の無料化要因、すなわち無料化を正当化する要因とみなすことができるかと思う。それらの無料化要因のうち純粋公共財以外のものは、いつでも無料化を求めるとはかぎらない。有料にするほうが望ましい場合もありうる。その点をそれぞれの無料化要因について、簡単に説明しておきたい。

準公共財は外部経済効果が強く、しかも一種の公共財であるから無料が原則だといえるが、しかし、たとえば義務教育の教科書の有料化のように、有料の要素をとり入れる余地がないわけではない。もともと、いわゆる排他原則の適用は可能であるから、あるいは非排除性を備えていないから、その必要があれば容易に料金などを適用することができるのである。

所得再分配手段としての現物給付も、いつでも無料にすべきだということにはならない。その政策効果が発揮されるためには、一般的には利用者負担がフル・コストをある程度以上に下回るという条件が満たされればよいので、無料化はその一般的な要件のいわばスペシャル・ケースというふうに見ることができる。

消費の強制についても、基本的には同じことがいえるかと思う。つまり、費用徴収になじみにくいからといって、いつでも無料にすべきだという

ことにはならない。利用者負担をフル・コスト以下に軽減することで事足りるという場合も、当然にありうると考えられる。

マイナスの収入効果についても、財政的にはマイナスであっても、社会的公平の確保とか、利用量ないし需要の適正化のために、あえて利用者負担を課することが求められる場合がありうるといえる。なお、利用者負担の需要抑制効果を考慮に入れるならば、ここでいうネットの収入効果がマイナスであっても、財政的にはプラスの効果が期待できる場合もあるかもしれない。

先の5つの無料化要因のうち、福祉サービスの有料対無料の問題にとって、基本的でかつ一般性のあるものは公共財的性格であると考えられる。そこで、福祉サービスの公共財的性格について考えてみたい。つまり、公共財の性格の有無とか、強さについて考えてみるというわけである。

そのためには、福祉サービスをいくつかのタイプに分類する必要がある。というのは、福祉サービスにはサービスそれ自体の性質や、給付方式を異にする数多くの種類があるから、十把ひとからげにそれらの共通の性質をとらえてみても、有料対無料の問題について決め手になるような判断の基準は得られないからである。そのような観点からの福祉サービスの分類基準としては、次の2つをあげることができる。

そのひとつは、サービスそれ自体の性格である。いまひとつは、福祉サービスの給付方式である。そのうちの福祉サービスそれ自体の性格を検討するためには、まず財・サービス一般を公共財の性格の強さを基準にして、いくつかの種類に分類する必要がある。ここでは、その種の分類として、純粹公共財、準公共財、準私的財、純粹私的財の4種類への分類を採用することにしたい。

この種の財の分類では、準私的財を除いた3種類への分類が普通であるが、私の見方からすると、福祉サービスにおいては、準公共財と、純粹私的財との中間の領域に属するという意味での準私的財と見られるものが、比較的大きなウェイトを占めているから、通常分類では全体をうまくカバーすることができない。

財・サービス一般についてのこの種の分類は、一面において外部経済効果の強さの度合いを示しているといえる。つまり、それぞれが生み出す便益に含まれる外部経済の割合は、純粹公共財の場合の100%からはじまって、順次小さくなり、純粹私的財ではゼロ、あるいはゼロに近いということになる。

次に福祉サービスの給付方式については、よく知られているように、普遍主義と選別主義との2つのタイプを区別することができる。この区別も、ひとつの見方からすると、公共財の性格の強さのタームでとらえることができる。すなわち、経済学でいうパレート最適再分配という考え方によると、選別主義の給付については、サービスそれ自体の性質とは一応別に、選別という給付方式の点でも、公共財的な性格ないし要素が認められる。当該サービスの受給者である低所得者の生活が改善されると、他の社会成員の効用も、たとえば慈善心が満たされるなどして増加することになるわけである。この効用の増加は一種の外部経済効果であって、非排除性とか、非競合性などの公共財の要件を備えている。

一方、普遍主義の場合には、そうした外部経済としての公共財的要素は、ゼロではないが、全体の便益に占める割合は、選別主義に比べるとはるかに小さいのが普通であると考えられる。低所得層は、受給者の一部を占めるにすぎないからである。

このように見てくると、選別主義の給付については、その給付方式それ自体から公共財の性格の便益が生み出されるといえる。仮に福祉サービスそれ自体は純粹な私的財に属するものであるとしても、選別主義ということからしてその施策には公共財的要素が、あるいは性格が認められるというわけである。

以上の2種類の分類を組み合わせると、福祉サービスをいくつかの類型に区別することができる。ところで福祉サービスには、純粹公共財に属するものは見当たらないので、先の4種類の分類のうち純粹公共財は除外する必要がある。そうすると、次の6つの組み合わせが得られる。

すなわち、普遍主義と準公共財、普遍主義と準私的財、普遍主義と純粋私的財、選別主義と準公共財、選別主義と準私的財、選別主義と純粋私的財がそれである。そのうち4番目の選別主義と準公共財との組み合わせは、理論的な整合性に欠けているし、また私の見方では、事例も見当たらないように思う。というのは、準公共財は、その性格からして本来、たとえば義務教育や公衆衛生サービスのように普遍的に提供すべきものであると考えられるからである。したがって、選別主義とは結びつきにくいということが一般論としていえる。もしそうだとすると、福祉サービスの実際上の類型は選別主義と準公共財との組み合わせを除外した、残りの5つということになる。

それぞれの実例としては、普遍主義・準公共財には教護院の教護サービスとか、保健衛生対策としての母子保健対策、普遍主義・準私的財には保育所、普遍主義・純粋私的財には有料老人ホーム、軽費老人ホームのB型とか、特別養護老人ホーム、選別主義・準私的財には各種の授産施設、選別主義・純粋私的財には生活保護の医療扶助とか救護施設をそれぞれ対応させることができる。

事柄の性格からして、そうした対応関係は必ずしも一義的に成立するものではない。各種の福祉サービスについて、外部経済効果の有無や強さを明確にとらえることは決して容易ではないからである。

その点に関して一般的にいえるようなことは、広い意味での教育とか、訓練とか、あるいは指導の要素を含む福祉サービスには、多かれ少なかれ外部経済効果が伴う傾向があるということである。

以上のような分類に基づいて、有料対無料の問題を福祉サービスの公共財的性格に照らして考えてみたい。そのためには、福祉サービスの各類型ごとに、公共財的性格の強さを検討する必要がある。

まず、普遍主義・準公共財の場合には、当該サービスが準公共財に属するということからして、福祉サービスそれ自体の側にかなり強い公共財的性格が認められる。したがって、義務教育などと同じように、原則として無料にすべきであるとい

うことができるのではない。ただし、いつでも無料にすべきだというわけではない。先にいったように、準公共財の場合には、その必要があれば、利用者負担を導入することも可能だからである。

先ほど、このタイプの福祉サービスの実例として教護院を対応させたが、この場合には教護サービスそれ自体と、教護院での生活費とを区別して考える必要がある。教護サービスそれ自体は、無料にすることが望ましいということになるわけである。

普遍主義・準私的財の場合にも、サービスそれ自体の側に外部経済としての公共財の要素が含まれているが、しかしその度合いは、先の準公共財のケースに比べると小さいので無料にすべきだということにはならない。この場合には、無料にすべき積極的な理由はない。

普遍主義・純粋私的財の場合には、給付方式およびサービスのどちらの側にも、公共財的性格は認められない。それゆえ、少なくとも公共財的性格に関するかぎり、無料にすべき理由はまったくないということができる。

選別主義・準私的財の場合には、どちらの側にも公共財の要素が含まれているから、全体としての公共財的性格は、先の普遍主義・準私的財のケースよりも強い。したがって、無料化になじむ度合いもそれだけ高いが、サービスそれ自体は基本的には私的財に属するから、やはり無料にすべきだということにはならない。むしろ、適切な所得保障を行ったうえで適正な利用者負担を課するほうが望ましい場合もありうる。

選別主義・純粋私的財の場合には、給付方式の側に、先にいったように公共財の要素が含まれているが、サービスそれ自体の公共財の要素はゼロである。したがって、無料化が望ましいとされる度合いは、先の選別主義・準私的財のケースよりもさらに低いといえる。つまり、選別主義の施策であっても公共財的性格に関するかぎり、無料化の必要性はさして強くないのである。

以上述べたような考え方からすると、福祉サービスの公共財的性格に着目した場合、無料化が積極的に求められるのは、あるいは原則として無料

にすべきだということができるのは、普遍主義・準公共財のタイプに属するものだけであるということになる。ところで、このタイプの福祉サービスは、全体のごく一部を占めるにすぎないから、今日の福祉サービスの大部分は、公共財的性格に関するかぎり、有料と無料のどちらもありうるということになる。というのは、最初にいったように、無料にする必要がないということは、有料にすべきだということの意味するものではないからである。

そのようなわけで、今日の福祉サービスは、一部の原則として無料にすることが望ましいものと、その他の有料と無料のどちらもありうるものとに大別されるが、後者については、公共財的性格以外の要因を考慮に入れて、有料、無料のどちらを選択すべきかを改めて検討する必要があるということになる。

そこで、公共財的性格の面からは、有料、無料のどちらもありうるケースについて、どちらを選択すべきかという問題について、ひとつの考え方を述べてみたい。この問題は本来、個々の福祉サービスについて個別的に、かつ具体的に検討すべきものであるが、ここではそうした具体的なケースには立ち入らないで、一般的な考え方を述べてみたい。

一般論としてまず検討すべきことは、先の5つの無料化要因のうちの純粋公共財と準公共財とを除いた残りの3つの要因との関係、ないしはかわりである。それらの3つの要因、すなわち現物給付の再分配手段、消費の強制、およびマイナスの収入効果に共通している点は、無料化を一般的に求めるものではないということである。このことは、先に説明したとおりである。つまり、それらの要因は、無料化の根拠になりうるものだが、それを一般的に正当化するものではない。したがって、それらの3つの要因の1つ、あるいはそれ以上のものが該当する福祉サービスでも、いぜんとして有料と無料のどちらを選ぶべきかということが問題になる。

この選択問題については、2つのポイントを区別することができる。その第1は、3つの無料化

要因のそれぞれの強さである。この点については、他の条件が同じであれば、無料化要因の性格や度合いが強いほど無料化の必要性は高いということができる。消費の強制についていうと、その強制的性格が強いほど利用者からの費用徴収にはなじみにくい。そうした無料化要因の強さはもちろん、ケース・バイ・ケースで異なる。

第2のポイントは、有料と無料のそれ自体としてのメリット、デメリットである。これは、第1のポイントにおける、他の条件のひとつに当たる。しかも重要なひとつに当たるものである。先ほどいったように、第1のポイントの無料化要因の強さは、個々の福祉サービスについて、個別的に検討すべきものであるが、この第2のポイントである有料と無料のメリット、デメリットないし優劣については、かなり一般性のある比較を行うことができる。その比較に当たっては、有料の場合の利用者負担の水準が当該福祉サービスにとって、適正なものになっているという前提を設ける必要がある。実際には、この前提条件が満たされていない場合が少なくないが、一般的なあり方を考えるに当たっては、やはりそうした前提が必要である。

もし、その水準が適正であるとする、利用者負担については、よく知られているように、いろいろなメリットが認められる。資源配分の効率化、社会的公平の確保、自立自助の助長などがそれである。利用者負担には需要の抑制とか、乱用の防止とか、利用者への負担配分とか、利用者の選好の表示とか、優先順位の変更など、数多くの機能があるが、それらを適切に活用するならば、効率性や公平性の点でメリットが期待できるのである。

一方、有料のデメリットについては、これといったものはないといえるのではないか。少なくともここで問題にしているタイプの福祉サービスに関する限り、利用者負担の水準が適正であるという前提の下ではこれといったデメリットは認められない。

それに対して無料の場合には、ここで問題にしている公共財的性格がさして強くない福祉サービスについては、これといったメリットはないといってよい。効率の点でも、公平の点でも、積極的

なメリットは認められないのである。

一方、無料のデメリットについては有料の場合と異なり、効率の点でも、公平の点でも無視できないマイナスの副作用があるといえる。効率に関しては、乱用や過剰利用を招くきらいがあるし、また公平に関しては、利用者、非利用者間の社会的不公平を招く場合が少なくない。そういった無料のデメリットは、先の有料のメリットに照らしてみても明らかなことである。

先にあげた利用者負担のいろいろなメリット、つまり有料のメリットは、実は無料のケースが暗黙のうちにその比較の基準になっているのである。

以上のような見方によると、有料と無料のメリット、デメリットについては、効率、公平のどちらの基準に照らしてみても有料のほうが優っているということになる。そうだとすると、有料と無料のどちらもありうるケースにおいては、原則として有料を選択することが望ましいということになる。

この原則と、先の3つの無料化要因についての考え方とを組み合わせると、有料、無料のどちらもありうるケースにおける選択のルールは、次のようなものになる。すなわち、所得再分配手段、消費の強制、マイナスの収入効果という無料化の諸要因がとくに強い場合には原則として無料にし、それ以外の場合には原則として有料にするというのがそれである。

ところで、普遍主義の性格が強い今日の福祉サービスにおいては、3つの無料化要因が格別に強いと見られるものは、例外的に存在するにすぎないと見てよいのではないか。だとすると、有料と無料のどちらもありうる福祉サービスは、たいていの場合に有料にすることが望ましいということになる。

有料化が積極的に求められる、先の普遍主義・準公共財のタイプに属する福祉サービスも、例外的であるという見方からすると、今日の福祉サービスにおいては原則として有料にすることが望ましいタイプのものが大部分を占めているということになる。

ところで、有料の場合には利用者の負担能力と

の関係が重要な考慮事項になる。先に前提した適正な利用者負担との関連についていうと、その場合の適正ということには、実は、利用者の負担能力に見合う水準にあるという意味が含まれている。そうした負担能力との調整の問題を考えるに当たっては、利用者負担の水準を決定する要因について、負担能力とそれ以外の諸要因、たとえば外部経済効果とか、消費の強制とを区別する必要がある。その場合もし、負担能力以外の要因から決まる利用者負担の水準が、当該福祉サービスの利用者一般の負担能力の範囲内にあるならば、ここでいう調整の必要はない。それに対して、利用者の全部あるいは一部の負担能力を上回る場合には、何らかの調整が必要である。

その調整の方式は多様であるが、それをいくつかのタイプに分類して整理してみたい。まず、もっとも基本的なタイプとして、次の2つを区別することができる。そのひとつは、負担能力を与えられたものとして、利用者負担を調整することである。いまひとつは、利用者負担を所与として、負担能力を調整することである。このあとの方式を利用できるのは、もちろん、公的年金とか、生活保護など、所得保障制度関連の福祉サービスに限定される。ただし、調整手段としては問題があるが、所得税の控除制度を考慮に入れると、その適用範囲はかなり広いものになる。

それら2つのタイプの調整方式のうち、利用者負担の側を調整するものについてはさらにいろいろの方式を区別することができる。その主なタイプとして、次の4つをあげることができる。

その第1は、利用者負担を、負担能力がもっとも低い階層を基準にして、一律に軽減することである。行政区分上は必ずしも福祉行政に属するものではないが、老人保健制度の現行の外來の一部負担は、ひとつの見方からするとこのタイプに属すると見てよい。

第2は、利用者負担を負担能力別に、差別的に軽減することである。各種の老人ホーム、保育所など、この方式が広く用いられていることはご承知のとおりである。

第3は、利用者負担を負担能力がとくに低い階

層についてのみ一律、ないし負担能力別に軽減することである。老人保健制度の入院の2本立ての一部負担における、1日300円の部分は、このタイプに属すると見てよいと思う。

第4は、負担能力がとくに低いグループを分離して、別個の制度で対処することである。医療保障における生活保護による医療扶助を、その具体例としてあげることができる。また老人保健制度による老人医療の保障も医療保障という広い枠のなかでとらえると、一面において、このタイプに属する性格を備えていると見てよいのではないか。

それら4つの方式に、先の負担能力の側を調整する方式を加えると、負担能力に関する調整の主なタイプとして、全部で5つを区別することができるということになる。それら5つのタイプの方式のどれが適切かは、もちろんケース・バイ・ケースで異なる。それゆえ、一義的な結論を導くことはできない。ここでは、調整方式を選択するに当たって、とくに留意する必要があると考えられる一般的な事柄について述べておきたい。

その第1は、ニーズの個人差が大きく、かつ選択的性格が強い福祉サービスの場合には、負担能力の側の調整には、大きな財政的ロスが伴うきらいがある、ということである。すなわち、所得保障制度を通じて負担能力を一般的に高めると、非利用者の所得も、いわば不必要に高められることになるのである。

第2は、利用者の消費を政策的に促進しようとする狙いをもつ福祉サービスの場合には、負担能力の側の調整はその政策効果の確実性の点で、利用者負担の側の調整に比べると劣る、ということ

である。利用者負担に見合う水準に負担能力を高めたからといって、利用者の消費支出パターンが期待どおりに変化するという保証はないのである。これはもちろん程度の問題であるが、特定サービスの消費促進効果は、一般に利用者負担の軽減のほうが強いと考えられる。

第3は、この点はある意味では当然のことであるが、利用者の平均的負担能力から見て適正な利用者負担が、低所得層の負担能力を大幅に上回るタイプの福祉サービスの場合には、後者を基準とする一律の負担軽減には、やはり大きな財政的ロスが伴う、ということである。すなわち、低所得層以外のグループでは、平均的に見ると、利用者負担の大幅な軽減がいわば不必要に行われる結果になるのである。

この種のロスのマイナス面を重視する立場からすると、人口の大幅な高齢化が進行するなかでの、今後の利用者負担の調整においては、負担能力がとくに低い階層を区別して調整する、選別的な方式をいわゆるスティグマの問題などに配慮しながら、従来よりも強めることが望ましいと考えられる。その方向の最近の制度改革としては、狭義の福祉サービスではないが、先ほどいった老人保健制度の入院の一部負担を、2本立てにしたことをあげることができる。また、その意味合いはいく分異なるが、今回の国民健康保険の改革案におけるいわゆる福祉医療制度も、本質的には同様の性格を備えていると見ることはできるのではないかと思う。

これで私の報告を終わらせていただきます。

コメント

日本社会事業大学教授・社会保障研究所参与 三浦文夫

与えられました時間のなかで、感想めいたコメントをやらせていただきたい。このテーマはき

わめてアップ・ツウ・デイトの問題であり、大変議論にくいテーマだと思う。というのは現在社

会福祉の制度改革が進行中で、それがどういうふうに動くかということはなかなか見通しをもちにくいからである。しかも今回の制度改革のきっかけは、補助金問題から始まったように、行財政改革とからまっているだけに、最近の税制改革を含めて、この行財政改革をどう見るかという立場にもかかわるだけに議論しにくい面もあると思う。インクルメンタリズムに基づく施策の検討だとか、あるいはアドホックな対応のようなものであればまだしも、制度改革という議論になると、ただ単にニードの変化に対応して社会福祉サービスがどう変容するかというレベルでの論議ではない。大山さんや京極さんのお話にあったように、この論議の根底に、社会福祉のパラダイムとまではいわないが、基本的な枠組みをどう変えるか、あるいはどう変わっていくかという全体的な見通しをもたなければならない。この点についてはいろいろな立場からのコメント、批判が出てくると思う。これらの理由もあって、大変議論しにくい問題であると思う。

そういう議論のしにくさはあるけれど、お2人が出されたご意見を拝聴していると、期せずして現在進められている改革については、かなり肯定的な立場をとっておられるように思う。それと同時に、結論になると、一種の社会的市場といったり、3層構造を含めた、新しい福祉の構造ということで、従来の公私の枠組みを超えた、新しい方向を共通に示しているようにも思う。私もそれについては賛成である。もっとも社会的市場という言葉を使うのにはためらいがある。この点はさておき、従来の公私の2分論による福祉の構造をとらえるのではなく、私は新しい公共という言葉を使ったりしてきたが、社会福祉の基本的仕組みは公私の枠組みに加えて新しい公共の形成を目指さなければならないと思う。その意味で私はお2人の結論に同意したいと思う。

ただ、そこに行くまでの論理や道筋などについては、わからない点が多いので、いろいろお教えいただきたいと思ったりしている。

大山さんから新しいいろんな学者の主張や概念等々、入念に研究をフォローされて、お示しをい

ただき大変参考になったこともお礼申しあげておきたい。ただ、大山さん自身もおっしゃっているように、若干パッチワーク的なところがあって、つないでいくのについていけない部分があったことも事実であった。

たとえば、社会政策のところでは、ミシュラのモデルが使われている。これはよく紹介されているものではあるが、その場合にミシュラが取り上げているソーシャルポリシーという範囲は、年金、医療、住宅から、パーソナル・ソーシャル・サービスを含む非常に広い概念である。そのようなソーシャルポリシーを前提として、そこに3つのモデルを打ち出してきている。このモデルについてもいろんな論議はあるが、それはここでは一応おくとしても、この広い概念のソーシャルポリシーと、そのあとに展開している社会福祉の概念のあいだにズレがあるのではないかな。

つまり、広義のソーシャルポリシーの論議をしている枠組みと、最後のほうの社会福祉における公私の機能分担論から、社会市場という概念を提起されているが、この公私機能分担論は広義のソーシャルポリシーとどうつながるのかがいまひとつわからないところがあるように思われる。別な言葉でいうと、イギリスやアメリカでパーソナル・ソーシャル・サービスという形で展開をしてくているものを、ソーシャルポリシーで論議されている論議とのかかわり方を少し整理をされると、私どもにはわかりやすいのではないかなと思う。

これに関連して、この2つをつなぐ論理ということで福祉の論理、社会の論理、生活の論理ということになるのだと思うが、しかしこれがはたしてつなぎになるのかどうか。とくに生活の論理というもので、この2つをつなぐとされているようであるが、説明のあった生活の論理というのは改めて問題にされるだけのものであるのかどうか。従来社会福祉で議論してきたのは、一貫してこの議論であったはずである。ただ、それが時代、時代によってアクセントが違うだけのように思う。生活の論理ということでおっしゃりたいものは、どういう内容なのであろうか。岡村重夫先生の社会福祉の視点でいわれるように、総合性、主体性

あるいは社会関係の議論なのか。もしそうならば、従来の社会福祉という福祉の論理とどう異なるのか、そこらへんを少し整理していただくと、そのつなぎ方が私どもにもわかりやすくなるのではないか。

それから私が以前に述べた公私機能分担論のモデルを援用されていて光栄であるが、しかしこのモデルは昭和47、48年ごろのもので、もう手垢によごれ、改めて作り直さなければならないものだと思っている。この機能分担の考え方に従って、京都の社会福祉協議会の方が、何を国が、何を行政が、何を民間がと、いろいろ分類をされてみたのだが、うまく整理がつかなかったという批判をいただいたりしたこともある。先ほどもこの機能分担の枠組みを援用されているが、それをステイックにとらえると整理がつかないのではないか。

この公私の機能分担論を考えた場合には、前提があって、従来の社会福祉が貧困対策中心から、非貨幣的ニーズに対するサービスへ移ってくるなかで、公私の機能分担をどう組み直すかというつもりでまとめたものです。その後のサービスの展開や情勢の変化のなかで、ある時期においては公的なものが、ある時期には民間の責任で行われるというように、サービスの発展の条件において公私の機能のあり方も変わってくるということがある。その意味で私の考えた公私機能分担の枠組みは固定的でありすぎたのではないかという反省がある。そういったことも含めて、この問題をもういっぺん構築していただくと、いま私どもが悩んでいることを解決していただけるのではないかということを感じる。

そのほかいくつかあるが、時間の関係もあり、次に京極さんのご報告に移らせていただきたい。

京極さんの報告は、全体的には読んで異論はない。ただ問題は、そういう社会福祉の流れを、事実がそういうふうに動いてきたという解釈ではなく、そのなかでなぜ、そういう変化が出てきているかというあたりを、もう少し理論的論理的にお教えいただきたい。

たとえば、福祉3法から福祉6法への転換とい

う議論があったが、まさしくそのとおりであるが、この社会福祉の「拡大」ということは、単なる量的な拡大なのかどうか。私は社会福祉の変化を含んでいるように思われる。たとえば、社会福祉のニーズなりサービスがこのなかでどう変わってきているのか。私はこの変化のなかに、社会福祉ニーズが貨幣的ニーズから非貨幣的ニーズへと広がりを示してきていると見たいのである。福祉ニーズは時代的背景、社会的な条件のなかで変化を遂げてきているし、それに対応してサービスも変わってくる。実は制度の拡大の背後にこのようなニーズなりサービスの変化があると思うが、ここらへんのところをもう少しお教えいただきたい。

たとえば、この福祉3法から6法への拡大は、同時に社会福祉サービスが給付のサービスから、ヒューマン・サービスに転換を遂げていく。これは貨幣的ニーズから非貨幣的ニーズへの転換につながるものであろう。そしてこのような変化が昭和40年代以降の社会福祉の展開につながっていくように思う。

同じようなことはご指摘の在宅福祉の拡大ということにもいえる。まさしく在宅福祉の拡大は事実問題としてはご指摘のとおりである。しかし研究ということになると、この在宅福祉の広がりとは、なぜ起こり、社会福祉サービスにどのような変化を与えているのかあたりまで深めていく必要がある。先般も『季刊社会保障研究』の第23号に駄文を發表させていただいたが、在宅福祉は従来の生活保護とか施設福祉とどう異なるのか、という点を考えてみた。そこでニーズ・オリエンテッドなアプローチからニーズ・オリエンテッドのアプローチへの転換があるのではないかといった仮説を述べた。この言葉は勝手に私が造ったもので適切かどうかはご批判をいただかなければならないが、そこでいいたかったことは、これまでの施設福祉サービスは種々のニーズをもち自立しえない要援護者や要援護世帯を対象として、その全面的な自立を図るために必要な指導、助言あるいは援助等を行うというものである。そのかぎりでのサービスは個々人に合った個別的サービスであり、そのサービスのなかには指導、助言、援助を

集約して提供するものであった。もちろん、そういったものは最近の生活の変化のなかで、重要な意味をもってきていると思う。しかし、最近の福祉ニードの変化のなかで、それだけではどうしても整理ができないということで、在宅福祉の広がりがみられるが、それはニードをもつ人を丸抱えの形で援助するのではなく、個々のニードそのものに着目して、ニードの充足をどう図るかという、サービスの展開を含むものであろう。そこで適当な言葉がないので、ニード・オリエンテッド・アプローチという仮説をつくったりしている。実はそういったことを媒介にしないと、お話のあった選択的サービスの広がりだとか、多元的な福祉供給システムの登場といったことはなかなか説明しにくいのではないかな。

そういった気がするので、私の所説に対するご批判と合わせて、京極さんのご見解を述べていただければ大変ありがたいと思う。

それから、最後の、社会福祉事業法の改正問題についてのご提案は、大変興味のあるご提案だと思う。とくに昨年の12月7日に「今後のシルバーサービスの在り方について」という、合同企画分科会の報告が出ていました。これは現行の枠組みを前提としたうえで、シルバービジネスをいかに振興するのか、良質のシルバービジネスを育成するかという形でまとめたもので京極さんのご指摘があったように、従来の社会福祉の政策的な手法とは違った形で対応しようという新しい芽として、これを見ることができると思う。

ただ、この場合には、一応現行のシステムを前提としたうえでということになっている。その関連でいくと、京極さんのご指摘のように、第3の社会福祉事業という整理の仕方は大変面白い整理の仕方だと思うし、説得力のある大変示唆に富む話だと思っている。

しかし、いまこういうように大きな変化を遂げてきているときに、社会福祉事業法という全体の枠を前提としたうえで、お話のような新しいものをどこまで込めるかということとは別に、もう少しラディカルに考えることができないのかどうか。具体的にいうと社会福祉事業法の改正という形で

すむのかどうか。あるいは一度社会福祉事業法を撤廃してしまって、社会福祉基本法から組み直すといったあたりまで論議していいのではないかな。こういった点について、ご研究のものがあればお教えいただければと思う。

次に、最後の大野先生のご報告だが、私も経済学のほうには素人の人間にとって教えられる一方で、精緻な論理で費用負担の考え方をお示しいただき得るところが多かった点に感謝したいと思う。ただ、素人であるだけに、よくわからなかったことがいくつかある。

とくに、無料化の一般的諸要因を説明されて、1と2、それから3、4、5と分けられたことについてはまったくそのとおりで、非常に説得力があると思う。先ほど大山さんが引用された公私の機能分担論も、ちょっと別な意味ではあるが、市場機構を通して、充足ができないかという形で、1と2あたりを公私機能分担のメルクマールにしていたように思う。レベルは違うが、ある意味で、この1、2を基軸にして、3、4、5を追加的な判断の材料にされたことは大変教えられる。

ただ、きょうの議論は社会福祉の改革ということであるので、社会福祉における無料化、有料化の議論ということになると、提供されるサービスの性格が非排除性をもつかどうかという議論が当然前提になると思う。そしてそれと同時に現実には支払い能力があるかどうか、別のいい方をすると、サービスそれ自身が貧困者対策、低所得者対策ということで出発をし、したがって当然そのサービスについては、そのサービスの性格よりも負担能力の点で無料、低額へと、そういう形で展開をしてきたのではないかな。

そしてサービスが、いわゆる所得制限等を撤廃する形のなかで一般化していくとともに、他方では年金の成熟のなかで、いわゆる負担能力が生じてくるということのなかで、有料化問題が出てくるという流れになってきているような感じがする。

その流れのなかで、最後にお示しいただいた3つの、無料か、有料かを考える基準というものが大変参考になっていたという気がする。そんなふうな形で理解してよろしいかどうか、お教えいた

だきたい。

もうひとつは、準公共財，準私的財，純粋私的財云々，それから普遍主義，選別主義と分けて，その具体例として，教護院，保育所，特別養護老人ホーム，授産所，救護施設というものをあげられているが，このところはちょっと私どもとしてはわかりかねる点があるので，このへんを少しご説明いただければという気がする。

たとえば，保育所についても，これは教育機能

があるのかもしれないが，授産所にもそういうのが出てきたり，機能面でいくとなかなか区別しにくい点があるので，こういう分け方というのは経済学では分けられても，社会福祉のほうではわかりにくいので，ここをもう少しご説明いただければ大変ありがたい。

簡単ですが，また感想めいたコメントですが，よろしくお願いいたします。

コメント

社会保障研究所調査部長 堀 勝 洋

先ほど3人の先生方から，本日のテーマである，社会福祉改革をめぐる基本的視点についてご報告いただきました。公私の役割とか，社会福祉の範囲，あるいは利用者負担についてきわめて重要な視点，論点というものを指摘されたと思う。いずれも興味深いお話で大変参考になりましたが，この報告にコメントする前に，私自身の社会福祉改革をめぐる基本的視点についての考えを簡単に述べ，それを踏まえて報告に対するコメントを行いたい。

なぜいま社会福祉改革かということを考える場合に，近年の医療改革であるとか，あるいは年金改革も含めた社会保障改革の背景とか，要因について考える必要があるのではないか。そしてこれらに共通な背景，要因には3つがあるのではないかと考えている。

1つは，超高齢社会の到来を控えて，年金であるとか，医療であるとか，福祉サービスをいかに安定的に確保するかという，そういう長期的な視点が背後にあるのではないかと。これを社会福祉の分野にかぎっていうと，超高齢社会において最大の課題となるのは，高齢者のケアをいかに確保するかということで，これを前もって準備しておこうというのが社会福祉改革の背後にある考えでは

ないか。いまのままでは，われわれの老後はどういうふうになるのかという，そういう不安に対処するものではないか。

第2の要因は財源問題である。これは第1の視点ともかかわるが，現在でさえも社会保障の財源は少なくなっている。とくに近年行われた社会福祉における国庫負担率の削減に，これが端的に表れている。財源問題というと，年金とか医療とかにかぎられると考えられてきたが，社会福祉の分野においても，こういうものが重要問題になってきた。

とくに従来福祉サービスというのは，公費によって，すなわち租税収入によって賄うということできたわけだが，低成長経済による税収の落ち込みといったことから，公費による福祉サービスというものが難しくなってきた。それで最近では，福祉サービスといえるかどうかかわからないが，老人保健施設という形である程度ケアを医療費で賄う——つまり，従来公費であった財源が医療費になる——そういうことになってきたのではないかと。

そこで，今後この高齢者のケア費用をどうやって調達するのか。従来のような公費のシステムでいいのか。あるいは医療費を入れた形，あるいはもっと別な形，民間財源とか，新たなケアの保険

をつくるとか、そういったことが最大の課題になるのではないか。

第3の要因は、戦後つくられてきた社会保障の法的、財政的枠組みというものが、現在においてさえも適合的でなくなっているのではないか。社会福祉についていえば、終戦直後つくられた福祉3法が、その後の社会福祉のプロトタイプ（原型）となったわけで、その基本的な考え方というのは国家責任論であるとか、公私分離論、施設中心主義、措置費制度、あるいは社会福祉法人中心、あるいは最低生活の保障といったものであって、その後の社会経済の変化というものにマッチしなくなっているのではないか。

すなわち、福祉ニーズや福祉サービスの一般化・多様化であるとか、あるいはノーマライゼーション・コミュニティケアといった新しい理念の普及、地方自治体の財政力の向上、国民の負担能力の向上、福祉サービスの実施主体の多様化、あるいは介護とか、看護の担い手である家族の容容、たとえば核家族化、少子化、離婚の増加、老夫婦世帯の増加、こういったような変化があったわけだが、このような変化に社会福祉の法的、財政的枠組みが適合しなくなってきたということではないか。

これらの3つの要因が、最近の社会保障改革の背後にあると思う。そして、社会福祉の分野にかぎった場合、改革が必要な部分というのは、きょうご報告があった公私の役割の見直し、社会福祉の範囲の見直し、あるいは利用者負担の見直しといった問題のほかにはいくつかあるのではないか。

それはたとえば、国と地方公共団体の機能分担であるとか負担区分、社会福祉の実施体制、福祉事務所とか福祉地区、あるいは社会福祉法人の制度をどうするか、福祉サービスの財源調達をどうするのか、措置制度や措置費制度の見直し、福祉マンパワーの問題をどうするのかといった問題があるのではないか。

私の社会保障改革、あるいは社会福祉改革の視点というのは、以上のようなものであるが、こういった視点を踏まえて、きょうのご報告についてコメントをさせていただきたい。細かい点につい

ては、いろいろ私なりの感想があるわけだが、できるだけ報告の全体についてコメントをするように努力をしたい。

まず最初に、大山先生のご報告であるが、社会福祉の概念だとか、あるいは公私の役割についていろんな見方をお教えいただいた。しかしながらよくわからないところがあるので、そういった点について2、3おうかがいしたい。

第1点は、これは三浦先生がご指摘になったが、ソーシャル・ポリシーの目的と、パーソナル・ソーシャル・サービス——これはわが国ではだいたい福祉サービス、社会福祉というふうにいわれているが——の目的、あるいは社会的価値というものが、はたして同じと考えていいのかどうかという点は、私も三浦先生と同じような感想をもちました。

もう1点は、公私問題に社会の責任という視点を入れられたが、これを法律的な権利、義務としてとらえる場合には、大山先生は法学者ですので当然ご承知と思うが、社会という漠然としたものが権利、義務の主体になるわけではない。国とか、地方公共団体とか、いろんな法人とか、あるいは個人になるわけだが、社会が権利義務の主体になるというのは理論的な整理であろうと思うけれど、そこらへんのつながりをどういうふうにお考えになるのか。

それからもうひとつは、社会というのは一義的には国であるということだが、あとでのお話で多元的な供給というお話があったように、必ずしも国だけが、いろんな意味での責任の主体になるのではなくて、やはり地方公共団体であるとか、企業であるとか、あるいは個人であるとか、家族であるとか、そういったものも責任主体になるのではないか。そういった印象をもちました。

それから公私の役割について、レジュメの9ページ以下で公私の主体に分けて論じられているが、そのなかで家族とか、家庭の位置づけを、この9ページ以下で触れられる必要があったのではないかという感じを受けました。

私はたまたま4年前の昭和59年に、このシンポジウムで、公私の役割という共通論題の下で、

「私的扶養と公的扶養」という報告をさせていたことがあがあるが、そのなかで家庭と公的な主体との役割分担の問題を論じました。

社会福祉というのは、保育であるとか、養護であるとか、介護であるとか、相談とか、指導とか、そういったパーソナルなサービスが中心だと思うが、そのパーソナルなサービスというのは家庭によるケアと代替的であるわけで、これの位置づけを公私論で欠くことはできないのではないかと。

近年、家庭における老人のケアは不可能であるという論が流行しているが、たしかに重介護、インテンシブケアというものについては、家庭ではなかなか難しくなっているということはあると思うが、重介護に陥る以前、軽介護というのですか、ちょっとしたお手伝いをする、買い物をする、あるいは洗濯をするといったようなものはやはり家族の役割というものがあるのではないかと。これはわが国だけではなくて、諸外国でも家族の役割が見直されているわけで、この点についてのお考えをお聞かせ願いたい。

それから、社会福祉政策、あるいは社会保障の概念のなかで、社会的価値として平等と社会参加というのをあげておられる。補充のレジュメに武川さんの論文を引用されているけれど、イギリスにおいては平等というのは、ソーシャル・ポリシーの社会的価値というか、目標になっていることは疑いないと思うが、わが国においてはたしてどうなのかなという感じを受けている。

福祉サービスの分野で、たとえばある福祉ニーズに対して公的に対処することが、平等につながるという結果にはなっていると思うが、平等が目標という形にはたしてなっているのかどうか。むしろ平等 (equality) というよりも、公正 (equity) であるとか、あるいは法学でいう正義 (justice) とか、そちらのほうが社会的価値といえるのではないかと。

それから社会参加というの、社会福祉政策の、あるいはソーシャル・ポリシーの社会的価値と本当にいえるのかどうか。それはどういうことかという、これは私なりの偏見なのかもしれないが、ノーマライゼーションとか、あるいは社会参加と

いう問題は、従来社会に参加しえなかった人が社会に参加するという意味合いがあると思うので、それでは一般の人や児童についても社会的価値になりうるのかという疑問をもっている。たとえば児童については、健全育成ということがわが国では社会的価値になっている。

次に京極先生のご報告だが、社会福祉を公共的福祉システム、自発的福祉システム、市場型福祉システムという3つに分けて、これを社会福祉事業の1種、2種、3種に位置づけるという提案をされたが、ひとつの面白い考え方であろうと思っている。

従来の社会福祉事業というのは、憲法第89条との関連もあって、三浦先生のいう認可型の福祉供給システムを、公共的福祉供給システムに包含しつつ、その規制と助成を行ってきた。ところが現在はボランティアによる福祉が大きな位置を占め、あるいはシルバーサービスといったものが出てきたために、自発型と、市場型の福祉供給システムというものを社会福祉の範囲に含める必要が出てきたというのは、たしかにそのとおりだと思う。

しかしながら、これを1種、2種、3種として、社会福祉事業法に規定するかどうかという問題については、それを規定することの意義について、もう少し考える必要があるのではないかと。これは三浦先生もちょっとお触れになったところである。

法律に規定するというのは、基本的には公的なコントロールをしたり、公的な助成をするという、法的な、あるいは財政的な枠組みをつくるということだろうと思う。そうすると自発的な供給システムを社会福祉事業の範囲に含めて、公的規制なり助成をするというのはたして妥当なのかなという感じをひとつ受けている。

それから市場型の福祉供給システムについても、ディ・レギュレーションがいられている今日において、どこまで法の規制の対象にするのが妥当か、あるいはむしろ自主的な規制というか、そういった形での適正な運営というものを図っていくほうがベターなのではないかという感じもする。

それから社会福祉事業法の社会福祉事業の範囲というのは、社会福祉法人の設立と密接に結びつ

いている。要するに第1種社会福祉事業というのは、社会福祉法人を設立するための要件みたいなもので、第1種社会福祉事業をすれば、それだけで社会福祉法人の設立が認められる。そうするとそのへんの仕組みを変えないと、たとえば市場型の供給システムについても、それを社会福祉法人が行うことを認めるかどうかという問題にも関係してくるのではないかと。これはちょっと揚げ足取りになるかもしれないが、そんな感じを受けている。

それから保健と医療と福祉の連携というのは、従来からあちこちでいわれていることで、これも社会福祉改革の際に改めて考える必要があるという問題提起をされているが、これは大変貴重な提言であると思う。従来も福祉のサイドと医療、あるいは保健サービスというのは重なっていた。たとえば肢体不自由児施設、あるいは重症心身障害児施設というのは、病院であってかつ社会福祉施設である。そして社会福祉法人が肢体不自由児施設をつくることが認められているが、それは病院でもあって、医療法の規制も受けるという形になっていた。

そして今回老人保健施設というものが出てきて、これを社会福祉事業の範囲に入れるかどうかという問題が出てきた。すなわち、医療のサイドと考えられている老人保健施設の設置経営だけを目的とした社会福祉法人を認可することができるかということである。これ以外にも、在宅サービスとしての保健サービスと、福祉サービスの連携がなされた場合、どこまでを社会福祉の範囲に入れるのか、今後の大変大きな課題になる。これらについて基本的にどう考えたらいいかまだ考えあぐねている問題なので、これについてももう少し具体的な提案があったらお聞かせ願いたい。

次に、3番目の大野先生のご報告だが、利用者負担について、きょうは経済学的にきれいなご説明をされて、大変感銘を受けました。私は、社会保障研究所で出した『社会福祉改革論Ⅰ』という本のなかで、利用者負担の分析をして、そのなかで利用者負担を課すか課さないかの基準として、便益基準と能力基準というものを設けた。それは

社会福祉サービスのなかのすべての利用者負担を洗い出して、そのなかで負担を課すか、課さないかの判断基準に、何があるかというのを抽出したものである。

この便益基準というのは、社会福祉施策による便益が、直接個人に帰属する場合が大きいものについては利用者負担を課し、社会的便益、あるいは外部効果が高いものについては利用者負担を課さないということである。能力基準というのは、低所得者を対象とする社会福祉施策については、利用者負担を課さない、負担能力のある者に対しても行われる社会福祉施策については利用者負担を課すという、こういう基準である。

従来から、この2つの基準に当てはまらない事例があるのではないかという感じがしていたが、きょうは純粋公共財、準公共財という判断基準以外に、再分配とか、消費の強制とか、ネットの収入のマイナスであるとか、そういった基準があることを教えられて大変勉強になった。

ただ、そういう先生のおっしゃった基準でも、少し納得がいけないというか、説明しきれない部分があるのではないかと感じている。たとえば、最初の大山先生がおっしゃったポジティブ・ディスクリミネーションという考え方がある。これは従来は教育とか、あるいは住宅についていわれた概念だが、俗な言葉でいえば、一般水準に達しない人がいる場合、それを一般水準に達するようにするということである。たとえば、障害者がいて腕の機能がいないという場合に、その腕の機能を果たせるための補装具の給付制度というのがある。それによって一般の人の水準にまで引き上げる。そういうものについては、現在は応能負担で費用負担をしているが、そういう人に対して一般の人の水準まで引き上げるポジティブ・ディスクリミネーションのような仕組みについては、私は無料でもいいのではないかと感じを受けている。そこでそういったものについては、先生のこの基準によると、どういうふうになるのかというのが第1点である。

それから2点目は、これは三浦先生もお触れになったが、選別主義というのが低所得者を選別し

てその者にサービスを提供するということを意味するのなら、その選別の程度いかにもよると思うけれど、現在の所得制限の水準でいうと、選別主義の施策については原則として無料でもよいの

ではないかなと感じている。

以上、私の感想を述べさせていただいて、これに対してお答えがあればありがたいと思う。

討 論

司会(小山所長) それではこれから討論に移ります。まず最初に、三浦さんと、堀さんからコメントをされているので、いわれっ放しということも何ですから、大山、京極、大野3先生の順序で、それぞれコメントに対してお答えがいただければと思います。

大山 かなりパッチワークとしては、うまくできていたのではないかと思っていたのですが、ほつれもあったようです。

第1に、これは三浦先生、堀先生ともご指摘された点ですが、初めのほうはソーシャル・ポリシーから始まってきて、ソーシャル・サービスがあって、最後のほうは福祉サービスの問題だということで、このへんの脈絡が明確でないという趣旨であろうかと思えます。

たしかに、ミシュラの社会政策のモデルから始まっていく流れとしては、これはまさにソーシャル・ポリシーの意味なわけですが、私が社会サービスという言葉をあいだに入れたのは、日本の場合には縦割り型というか、社会福祉6法を中心とした縦割りの狭義の社会福祉という概念が定着してきている。しかし最近、統合という言葉が使われているが、福祉サービス、これはイギリスではパーソナル・ソーシャル・サービス(対人サービス)と呼んでいるが、その対人サービスそれ自体のなかに住宅の問題が入ってきたり、保健医療の問題が入ってきたりして、対人サービスそのものが他のサービスとの統合とか連携を必要としてきている。要するに対人サービスそのものが、社会サービス化してきているわけです。社会サー

ビスというときには、ソーシャル・ポリシーのなかに入れられているいろんなサービスを包括しているわけで、そのなかに対人サービスというのが位置づけられるということです。この点先ほどの報告ではちょっと舌足らずのところがあったと思いますが、そういう意図があったんだということです。

こうした点を意図しながらフォーダーの書物で社会政策、社会行政、社会サービスの概念とその相互の関係を明らかにしようとしたのですが、ちょっと言語明瞭だが、意味不明のところがあったようです(笑い)。それは結局イギリスにおいても、とくに社会サービスの概念規定はあるようで、ないということではないでしょうか。したがって、社会サービス概念について、これからわが国で考えていく場合にも、先ほどティトマスの指摘を紹介しましたが、従来、対象とか、便益の帰属というところで考えられていたが、もっと供給主体の問題であるとか、サービスの包括性・統合性といった観点からも検討が必要であろうと思えます。

それ以上のことはまだ考えていないので、答えになっていないことは重々承知のうえで、先に進ませていただきます。

第2点目については、これは堀先生のほうからも出された点ですが、その前に、三浦先生から出された問題で、とくに私は福祉の論理というなかで、従来三浦先生のご指摘のように、生活の論理というのはとくに対人サービスにおいては、たとえばケースワーク論をはじめとして、もともと自己決定の原則とかクライアントの主体性が強調さ

れてきたわけで、こと改めて社会の論理、経済の論理のなかで生活の論理をもち出す必要もない、あるいは、どういう意味なのかということですが、たしかにおっしゃるとおりだと思います。

ただ、私がここでわざわざ生活の論理というのを入れたのは、これは先ほどの堀先生のご指摘にも関係がありますが、社会的価値のなかに社会参加というものを入れてきたわけですから。この社会参加というのにはやはり、主体性とか、創造性というものが必要になってくるわけですが、またこの社会参加というものは単にクライアントだけではなくて、地域全体、企業も含めてコミュニティ全体の問題としてとらえなければいけないという意味があります。

それから、もうひとつの意味は、従来のようなサービスの消極的な受け手というようなものではなくて、むしろ積極的な、とくに人権として、利用者が主体的にサービスを選択して活用していくというところにアクセントがあります。こうした脈絡で社会参加を社会的価値のなかに入れるために、生活の論理というものをややアクセントをおいてもち出したわけです。

さらに三浦先生ご指摘の点で、表1についての説明ですが、これは昭和四十何年に三浦先生のお書きになったものだとおっしゃっておられるのですが、公私の役割というものを考えていくうえにおいて、機械的に公私の役割というものは決められないが、何らかの基準が必要になってくるわけですが、そういう基準づくりという問題意識をもって、三浦先生がお書きになっているものが非常にユニークなものですから改めてまた使わせていただこうと思ったわけです。これを使って、ひとつの試みとして地方自治体の老人福祉施策の体系づくりができるかどうか試みたわけです。これからこういう何らかの基準に基づいてサービスの体系づくりといった具体的問題に入っていかなければならないだろうと思います。

三浦先生も京都で使われたときに、なかなか硬直的で難しかったということをおっしゃっていただきましたが、私もこれはある程度の大枠はできて、具体的なサービスを体系化しようとするとかや

はり難しいところがあるという印象にとどまっています。しかし三浦先生の枠組みそのものについては、今後こうした検討をしていくためには、ワンステップとして重要なことだと思います。

あと、堀先生のご指摘のなかで、家族の機能、社会の責任ということですが、この点についても単に国家に対して権利の矛先を向けるだけでなく、地方自治体とかいろんなレベルがあり、そういうなかで権利・義務関係を考えなければならないのではないかと、ということですが、この点については私は先ほど社会市場型の契約法理という言葉を使ったわけですが、それは堀先生ご指摘の意味で使っているわけです。ご承知のように、そういった法学的な研究も進められているようです。私もまだきちんと整理しておりませんが、今後の重要な課題だと思っています。

それから家庭の機能との関係ですが、つまり私的扶養と公的扶養の関係のご指摘ですが、きょうの私の報告ではこの問題についてはあえて触れませんでした。公私の論理的レベルでとらえるときには、その具体的な扶養義務関係とか、費用負担の問題とかは補完性の問題、三浦先生は即自性、補充性、代替性という言葉を使っておられますが、こうした補完性の問題として触れているわけです。この私的扶養と公的扶養の問題は、いろいろな法律学者のあいだでも、社会学者のあいだでもずいぶん研究されていますが、きょうのところはそこは触れることができませんでした。

それから平等の問題は、これはとくに社会的効率の問題と関係づけられることになります。社会的効率というのはニーズをどういうふうに重点的に充足するかという問題で、単にゾルレンのレベルの問題ではないと思います。かなり実践的なものとして、社会的効率につながる平等として、先ほどのロールズの、とくに第2原理のところを重視しているわけです。ただ、ロールズのいう平等というものは、自由とも関連づけられており第1原理とも併せて検討しなければならないものだと考えています。

時間の制約があるので、全部にお答えできたかどうか、また答えになったかどうか疑問ですが、

このへんでとどめておくことにします。

司会 では、次に京極さんお願いします。

京極 大変的確なコメントをいただいて、ありがとうございました。

まず、三浦先生のコメントのなかで、ニーズの変化をどうとらえるかということだが、私もかねがね貨幣的なニーズから非貨幣的へという、三浦先生が前に展開された議論を使わせていただいているのだが、同時に非貨幣的ニーズのなかでも新しい変化が生じてきている。それがないと、在宅サービスの展開にしても、シルバーとか、そういうものを盛り込んだ展開にしても、貨幣的ニーズから非貨幣的ニーズ、マネタリーなニーズからノンマネタリーのニーズという、それだけでは説明しきれないということは重々感じている。

実はきょうお話ししなかったが、三浦先生の展開されているニード・オリエンテッドからニード・オリエンテッドへというひとつのアプローチ、つまり丸ごと福祉の対象にしてしまうのではなくて、自立をなるべく促進するには、欠けている部分に対して援助をしていく。とくに在宅福祉サービスは、そういう展開になっている。これは私は非常に賛成である。

なお、ひとつこの問題でまだまとまってないのだが、そのことと表裏一体なのだけれど、他方では、人間の尊厳という点では、自立援助みたいなことを非常に強く出すサービス、丸ごとではないかもしれないけれど、その人間の尊厳というのを非常に重視して、たとえば障害者であってもノーマライゼーションでなるべく自立させる、老人であってもそうだというものと、従来丸ごと施設でお世話しているけれど社会から切り離されるとか、必ずしも人間の尊厳としてどうなのかという、その問題があって、それをどういう表現をしようかなと思っているのだが、まだ私なりの回答はない。仮に名づけるとしたら自立的ニーズというか、依存的なニーズから自立的ニーズという、そういう変化が起こってきているような感じがしている。

それは表現がまだ固まっていないので、きょうはお出しすることはできなかったが、先ほど申しましたニーズの多様化、高度化ということだけで

はなくて、新しいサービスを必要とするニーズ変化については、非貨幣的なニーズのなかでも段階分けするとか、あるいは区別する必要があると、私は思っている。ただ、まだ理論構築ができていないのでお話しできませんでした。

2点目は、私なりに大きな社会福祉の範囲を考えたときに、3層構造、新しい第2種、第3種ということで説明をさせていただいたが、これは堀先生のご指摘とも関係があるが、社会福祉事業法を具体的にどうするかというときに、説明では社会福祉事業の共通事項に関して定めるということがあるので、基本法的要素が社会福祉事業法に全くないわけではないけれど、社会福祉を運営、経営、事業するというのを基本にしているので、社会福祉事業法というのは基本法的性格を一部加味しているけれど、原則的には基本法ではないと思っている。むしろ旧生活保護法は基本法であり、かつ総合法であったと思う。

その面で、そういう社会福祉の大きな範囲のほうは、社会福祉事業法でいうべきことではないかもしれないので、ちょっと私も歯切れが悪い。ただ、いずれにしても社会福祉の範囲というのを定めて、社会福祉事業というのはどこを守備範囲にするかという仕分けも、ひとつ今後の課題になるのではないかな。

理想的には社会福祉の基本法をつくって、障害者関係のいろいろなたくさんあるけれど、統合をして、あるいは老人については保健と福祉を統合して、児童とか、母子だとかゴタゴタあるのを統合すれば、少なくとも3つか4つぐらいの体系になるのではないかな。そこで、差し当たり社会福祉事業法の範囲だけでも、きょう理念のお話はしなかったが、社会福祉の理念というのをもう少しクリアに出して、身体障害者福祉法ではすでに理念の改正が行われたが、ああいって理念の問題をしっかりと置いて、社会福祉の範囲を広くしておいて、そして公的なものをどこに守備範囲をおくかという段階かなと思っている。ただ、これは行政的判断もあるし、国民の期待もどこまであるか、私としてはそこまでいいきれないので、基本的な考え方の方向はこうなんじゃないかということだけを

お示したわけである。

それから堀先生のもうひとつのご指摘も、大変重要な問題であって、事業法改正の問題は時代的背景その他、長期的問題、当面の問題といろいろあって、やらなければいけないのだが、社会福祉法人というものの以外にも財団法人と社団法人とあるし、たしかに社会福祉事業法というものは、社会福祉法人を決めて共同募金会なり社会福祉協議会は別途の位置づけだが、同じ社会福祉法人のなかでも別格扱いだが、かなり公共性の強い公益法人を新しくつくるということで大きな意義をもったのですけれど、社会福祉事業法の流れでいうと、もう一度社会事業法へというわけではないが、かなり民間性の強いものを法人格は別として認めていくという、そういう面では規制緩和だということである。

広い意味で社会福祉に関連する営業活動とか、そういうものも、これは時代状況のなかでのとらえ方だが、そしてたしかに規制緩和の時代だが、むしろ取り込んでいくほうが国民の福祉ニードの変化に対応できるのではないかな。業界の自主規制ももちろん大事だが、丸ごと援助はしないが、通産行政などでも相当程度の援助をしているので、国民の生命と暮らしにかかわるところに多少のはずみのつく援助をして何でいけないのかと、むしろ逆に聞きたいぐらいである。造船だとか、不況業種だ何だともものすごい財政的援助をしているので、福祉と名乗って事業活動を何らかの形でするかぎりには一定の財政措置を、それができなければ金融的な緩和とかいろんな形で、あるいは消費者の側でそれを使うときに多少所得控除があるとか、何か考えていっていいのではないかな。それが国民の期待に沿うのではないかな。もちろん公的な行政がいたずらに後退していいということではないが、そういう形でむしろ規制緩和の概念からいうと、必ずしも私も整合的な話はできないが、全体としては時代に沿っているのではないかなと思っている。ただ、業界のそういう倫理綱領の策定などの自主的努力というものは、それはそれで独自に大事なものだと思う。

それから、さっきいい忘れたが、ボランティア

を育成する民間事業だとか、シルバーサービスを育成する事業、こうした民間事業そのものは、あるいは公的事業も含めて、当然のことながら社会福祉事業といってもいいのではないかな。ただ、そのもの自体が入るかどうかなというのは、事業法の解釈からはちょっと無理だと思う。だから改正のときに、それをどこまで加味できるかという議論になっていくのではないかな。

それから保健、医療、福祉の連携の問題、これを具体的にどうするか。将来構想としては、保健所と福祉事務所の合体とかいろいろあるけれど、現実論としてどうなのかというときに、先ほどの社会福祉事業法のところでいわなかったけれど、基本的視点として盛り込むとか、あるいは民間活動なり、あるいは社会福祉協議会なりが業務のなかにもう少し保健的なものを取り込んでいっていいのではないかな。公的機関のドッキングというのは、行政の縦割りのなかで、なかなか困難ですが、少なくとも民間の団体が保健と福祉のサービスの連携の要になるということは、社会福祉協議会の規定上に盛り込めるのではないかな。そういうことを考えているのだが、具体的な提言はまだいいない。そういうことも含みに入れて、民間が差し当たってはやりやすいようにやったらどうか。現に医師会とか、教育委員会がいろいろやっているし、市町村社協のなかには、進んでいるところはかなりそういうものが入っているので、これは実態にも合っている。そういう形で何かやる。あと公的には厚生省のほうで老人福祉課などで政策化されているが、連絡会議その他でやっていけばいい。

事業法がらみでは、そんな形で対応できないかなと期待をもっている。ただ、このへんの問題になると大変難しく、現にあるものをどうするかということになるので、何ともまだ結論は出ていない。これは保健所は保健所で将来構想を見直しているようですが、いまのところはパラレルに進んで、やっと21世紀の課題になってしまうのではないかな。当面は少なくとも、民間レベルでオフィシャルのところで何か連携できないかという考えはもっています。

問題提起ばかりで、学問的な裏付けというか、展開をきちっとしてご報告をしなければいけなかったのだけれど、いろいろ雑務に追われてそれができず、大変恐縮をしている次第です。

司会 では、大野さんお願いします。

大野 最初に、三浦先生からいただいたコメントについてお答えしたい。

第1点は、有料対無料の問題は、もともとサービスの性格から出発したのではなく、負担能力から出発し、その後、負担能力が高まったことなどから、最近その性格が問題になってきた、というご指摘であった。私は福祉関係のそういった歴史的背景には詳しくないが、たぶんご指摘のとおりだと思う。ただし、負担能力が所得保障制度などを通じて高められている今日の下では、負担能力サイドからでは有料対無料について決め手になる議論がしにくいということは、いえるのではないかと思う。

というのは、先ほどいったように、負担能力を高めておいたうえで適正な利用者負担を課するという途が、従来よりも広がってきているからである。だから負担能力サイドからでは、一般論として決め手になる議論はしにくいのではないかと思うわけである。

第2点は、私が分類をした福祉サービスの5つの類型と、具体例との対応関係についておわかりになりにくいということだが、これはもともと説明が不十分であった。また、報告のなかでもいったように、この種の対応関係はいろいろな見方がありうる事柄で、一義的な結論が出るようなものではないので、私があげたものが適切かどうかという点でも問題があると思う。

この対応例は、外部経済効果の強さと所得制限が設けられているかどうかとについての、ひとつの見方を示したものである。その場合、とくに問題があるのは、外部経済効果の強さをどう見るか、あるいは便益が個々の当事者に帰属する度合いをどう見るか、という点にあるかと思う。

その点についての、この場合の考え方をいうと、教護院の場合には、矯正というかなり強い教育的要素が含まれているので、準公共財的な性格を備

えていると見ることができると思う。保育所の場合も、建前はともかく、実際上は、幼稚園的な教育の要素が含まれている。そういう実質的な観点からすると、準公共財とまではいわないにしても、純粋な私的財ではなくて、その中間の準私的財と見るのが妥当ではないか。特別養護老人ホームなどからの受益は、その大部分が当事者、あるいはその家族に帰属すると思われるので純粋な私的財と考えている。

次は授産施設だが、これは、さきの見方からすると、訓練の要素が入っているの、その意味で、外部経済効果が伴うということがいえるように思う。その程度をどう見るかだが、民間にいろいろな各種学校があることを念頭において考えると、必ずしも公共性の高いものではないといえよう。逆にいうと、プライベートの性格がかなり強いのである。だが、外部経済の要素が含まれているという考え方はできるかと思う。そうだとすると、やはり準公共財あるいは純粋私的財というよりも、準私的財と見るほうが妥当ではないかと考えられる。この場合、そのように判断するひとつの根拠は、民間で、公共団体がほとんど関与していないいろいろな種類の各種学校がいろいろな訓練を行っているということにある。

最後の救護施設の場合は、その便益の大部分が当事者に帰属するのではないかと考えているので、純粋な私的財として位置づけている。それらの対応が適切かどうかはかなり問題のあるところかもしれないが、ひとつの例をあげたということである。

次は、堀先生のコメントについてお答えしたい。第1点は、障害者の場合に、その障害を補って、一般的な水準に引き上げるための費用については無料でもよいのではないかと、ということであるが、私もそういう場合には無料でもよいのではないかと考える。

その場合の、私の5つの無料化要因との対応関係だが、ご指摘のとおり、うまく対応しないように思う。強いて対応させるとすれば、現物給付の所得再分配手段ということでカバーできるのではないかと。つまり、その費用を公共的に負担すると

いう点に着目すると、一種の現物給付の所得再分配という性格を備えているといえるのである。ただし、当事者やその家族が非常な高額所得者であるという場合には、再分配政策の一環としてそういうことが行われるという見方ができるかどうか、問題があると思う。

第2点は、選別主義の場合には、原則として無料というふうについてよいのではないかというご指摘だが、そういう見方も当然ありうると思う。ただし、原則として無料ということはかなりシビアに解すると、そのようには割り切りにくい面があると考えられる。その第1は、先ほどいったように、所得保障によって負担能力を高めておいて、ある適正な負担を課するほうが望ましいケースもありうるのではないかということである。第2は、選択的な性格が非常に強くて、利用する、しないの差が目立つような場合には、選別主義でもやはり利用者、非利用者間の公平ないし社会的公平の点から、何らかの利用者負担を課するほうが望ましいこともありうるのではないかということである。また、実際においても、生活保護の医療扶助の場合には、負担能力のある者には応分の負担を求めるということになっているようである。なお、福祉サービスからは離れるけれど、低所得者向けの1種、2種などの公営住宅の場合、これも一種の選別主義の施策だが、家賃が課されている。そういった実面的な面からしても、選別主義即無料と割り切ることは若干抵抗を感じる。

司会 いまそれぞれお答えがありました。本当いってコメンターがもう1回反論していただくのが筋なのですが、どうも時間がなくて、フロアのほうへお返しいたしますので、ご発言のございます向きはどうぞ自由にお願いをしたいと思います。

なければコメントのほうから、何か補足していただきますか。

三浦 感想めいたことですが、冒頭に申しあげましたけれど、もともと社会福祉そのものがきわめて多義的な内容を含むものであり、さらに現実の改革はいろいろな条件に規定されます。そのうえ立場の違いで論議の方向も変わってくるだけに、

このような研究的なシンポジウムにはなじみにくい主題であったと思う。

そういうことをあえて念頭において大山さんのご発言に再度かかわることになりますが、先ほど堀さんもお尋ねになった、平等の社会参加という目標について、さらに論議する必要があるように思う。私もおっしゃりたい気持ちと、そのよって立つべき価値判断はよくわかるような気がする。しかし、それが社会福祉の目標として設定されたとすると、その概念をいまい少しはっきりさせていく必要がある。平等という概念はともかくとして、とくに社会参加というものについては、堀さんからのご指摘もあったが、その意味内容をもっと吟味していかなければならない。

というのは、実は私自身も社会参加という言葉ではないが、同じようなものを考えているからである。従来から社会福祉政策の目標を自立という概念で呼んだりしている。しかしこの自立というのにいろんなインプリケーションがあると思う。この言葉は古くからいわれてきましたが、そのなかに身辺の自立、精神的自立から社会的自立までいろいろの意味が含まれている。ところが1960年代ぐらいから社会福祉のなかで自立ということだけでは社会福祉の目標としては不十分だということで、新たに目標概念が現れてきている。これは適当な表現ではないかもしれないが、私は社会的統合という言葉表現してみたらどうかと思ったりしている。別のいい方をすると、自立を妨げている社会的、経済的、環境的な諸条件、バリアがある。そしてこのバリアを解決しないかぎり、個人個人の自立ということはなかなか達成しえない。かつては社会的自立という言葉を使ったこともあったようであるが、それだけではどうも覆いきれないものがあるような気がして、あえて自立とは別に社会的統合という目標概念を設定している。そしてこの社会的統合の内容として参加だとか、平等というものを含めていくのはどうであろうか。そんなふうな気がしているので、福祉参加のご指摘もありますけど、再度そういったところについてお教えいただければと思う。

実はそこいらあたりの議論が出てくれば、いち

ばん最後のほうに出てきた互酬型の供給組織などの議論もしやすいように思う。つまり社会福祉というのは単に、個人個人の自立を確保するだけではなくて、その個人を取り囲む社会全体の統合性を高めるという観点と結びつけて供給システムのあり方というものを考えてみると、最近私どもが盛んに問題にしている、互酬型の供給システムというのは個々人の自立を図るためのサービスを提供するというだけでなく、この供給システムそのものが社会的統合を高めるためのひとつの手段というふうに考えることができるのではないかと思います。

もうひとつは、改革の議論というのは、いろんな条件の下で、いろんなものが出てきている。これらの事実を記述的に表現するとともに、研究的にやる場合には、そのへんをどう抽象化し、一般化した理論的な枠組みをつくるかということが必要になると思う。とすると、やはり先ほどのようにニード論とか、サービス論とか、それからいま問題にしたサービス供給論を手がかりにして、どういうふうに流れを整理するかというあたりがさらに検討できるように思う。

堀 私の利用者負担に関心をもって、ずっと研究してきましたので、大野先生に少しお尋ねしたい。まず、外部効果というものは、量的な問題があるのではないかなという感じがしている。先生の準公共財と準私的財を区別したのは、そこらへんについて考えられたものであらうと思う。しかしながら外部効果の強さと、私的財的な性格を量的に把握するのは、非常に難しいのではないか。そこを具体的な施策にあてはめる場合に、経済学的に何か判断できるのかどうか。

もうひとつは、有料か、無料かというより、有

料にしてどれくらい負担させるかという問題にかかわるのかもしれないが、たとえば老人の重介護の問題がある。老人のケアについては、家庭が本来やるべきものを国なりがやっているのだから、これは私的財であるということだが、重度寝たきりという場合、家庭の能力を超える場合がある。また、家庭によって負担が非常に違う場合がある。夫と妻が、両方の4人の親を順々に重介護状態でケアをしたという人と、夫と妻の両親の1人をもケアする必要がなかった場合とでは、負担の程度は非常に異なるが、それを全部家族が負担しなければならないというのは不公平極まりない。そういった負担の公平という議論について、有料無料というよりむしろ、先生が今回報告から排除された、負担の水準の問題にかかわるのかもしれないが、それについてどういうふうに考えたらいいか。

司会 三浦先生、もういっぺんなさいますか。

三浦 切りがございませんので。

司会 コメンターのほうからそういうことですが、まだ十分議論を尽くしていないのですけれど、この話は非常に難しく、どちらかというと現実論と理論とがごっちゃになってしまって、整理が非常に難しい問題と思います。

きょうは社会福祉改革をめぐる基本的視点ということで、問題点を、一応各自の考えているところをご提示願ったということです。われわれとしては、これをさらに煮詰めて、何か理論構成をしていかなければならないと思います。

時間がまいりましたので、もうこれ以上やってもあれだと思うので、これで閉会にいたしましたと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

〈昭和62年度プロジェクト報告〉研究課題 III

高齢者の消費に関する実証的研究

本研究は、社会保障研究所における昭和61～62年度の2年間にわたる研究プロジェクト「高齢者の消費に関する実証的研究」の成果のうち、62年度に行った高齢者世帯の家計構造の実証的研究をまとめたものである。この研究は、本研究プロジェクトチームが静岡県掛川市において実施した高齢者世帯の家計調査のデータを用いて行った、ケーススタディーの分析であり、それを通して仮説を導き出そうと試みたものである。

2ヵ年にわたる研究の成果は、いずれ報告書として刊行の予定であるが、全体の目次構成および執筆分担は以下のようなものである。

本報告では、これらのなかの家計分析部門を中心に、掛川家計の基本的構造とその位置づけ（担当：前田正久、湯本和子）、家計の構造と家計費の構造（担当：御船美智子）、高齢期の恒常所得と消費行動（担当：大本圭野）に関する分析結果を掲載する。

なお本研究プロジェクトの昭和60年掛川家計調査および集計作業に関しては、財団法人三菱財団ならびに生命保険文化センターより、2年度にわたる研究助成金をいただいた。

家計調査の実査では、家計簿記帳を引き受けてくださった対象世帯の方々をはじめ、掛川市の関係者の方々に多大なる協力をいただいた。また集計作業等には、上記委員のほか、荒木美和、田窪純子、宮本歌子（当時お茶の水女子大学4年生）の各氏ならびにその他の関係者の方々の協力を得た。おわりに、これらの方々に、厚くお礼を申し上げ、感謝の意を表したい。

〈報告書目次（案）〉

序 文	中鉢 正美
I. 調査の目的・対象・方法	
1. 調査の目的	{ 森岡 清美 伊藤 秋子
2. 調査の対象と方法	
(1) 世帯調査	宇野 正道
(2) 家計調査	磯村・馬場・御船
3. 調査地域の概念	宇野 正道
II. 中高年者の生活構造の変化	
1. 中高年者の家族形態と生活構造	
(1) 59年世帯調査結果の概況——48年調査とのパネル分析	高橋 博子
(2) 家族形態の変化と生活構造	森岡 清美
(3) 同別居と社会関係	堤 マサエ
(4) 家族形態と生活構造の変化	御船美智子
(5) 家族形態の変化過程	宇野 正道
(6) 同居経験と年金生活	岸 功
2. 中高年者の所得と就業	
(1) 所得水準の変化	曾原 利満
(2) 経済状態の変化	馬場 紀子
(3) 就業と引退の背景	三上芙美子
3. 高齢者の健康と介護	
(1) 加齢と健康	高橋 博子
(2) 介護と看取り	横田 京
(3) 高齢者の「生活満足度」	臼井 和恵
III. 高齢者の家計構造の変化	
1. 高齢者世帯の家計構造と世代間扶養の状況	
(1) 掛川家計の基本的構造とその位置づけ	{ 前田 正久 湯本 和子

- | | | | |
|--|--------------------------|--------------------------------|----------------|
| (2) 中高年期の家計構造の
変化 | 馬場 紀子 | (3) 高齢者世帯の食料費の分析 | 岩田 正美 |
| (3) 高齢期の恒常所得と消費行動 | 大本 圭野 | (4) パネルデータにみる高齢者の
保健医療費 | 横田 京 |
| (4) 家計の構造と家計費の構造——
家計の分離とかかわり及び共
通・個別生活費 | 御船美智子 | (5) 加齢と家族類型による高齢者の
余暇関係費の変化 | 小野 信弥
磯村 浩子 |
| 2. 高齢者世帯の家計の変化 | | (6) 2時点比較による高齢者世帯の
生活変化 | 宇野 正道 |
| (1) 高齢者夫婦世帯の家計構造の変化 | { 伊藤 秋子
横田 京
上村 協子 | 3. 高齢者の消費行動と社会保障 | |
| (2) 同居世帯家計と高齢者の生活費 | | (1) 消費行動と社会保障 | 三上芙美子 |
| | | (2) 生活パターンと社会保障 | 岸 功
木村 陽子 |
| | | (3) 貯蓄と社会保障 | |

掛川家計の基本的構造とその位置づけに関する考察

前田正久・湯本和子

I 緒 言

昭和48年に「中高年者生活総合調査」が老後生活の経済的側面を中年期から向老期、そして高齢期へと段階的にとらえて分析するために実施された。

それから12年が経過した。前回調査直後に生じた経済成長の減速、その後の物価上昇、生活様式の変容、遠州経済圏の推移などを外包的要因として、就労からの引退、家族構成の変化、加齢による生活の変容などを内在的要因として、歳月は中高年者の生活構造をさまざまに変化せしめたにちがいない。

勤労所得の減少や喪失に代わって公的年金などの社会保障給付が十分に肩代わりを演じているだろうか。家族周期段階の推移に伴って、親から子

への扶養行動が、向老期ではどのように相互作用を示すのであろうか。

老親が扶養されることを必要とするところ、同居型以外で扶養行動が果たせるものなのであろうか。世代間扶養の見地からみれば、平均子供数が1.76人という少なさでは、分居による老親扶養は覚束ないのではなかろうか。

また、加齢は所得の構造をゆり動かし、消費構造を変化させ、費目間にも不均衡を生ぜしめてはいないだろうか。

これらさまざまな問題意識を解明すべく昭和60年調査が再び実施されたのである。

昭和60年の掛川家計調査は、昭和60年10月18日(金)～10月20日(日)のあいだに調査依頼を行い、依頼日の翌日から記帳を開始し、11月22日(金)までの1ヵ月間を調査期間とした。回収は11月23日(土)～11月25日(月)のあいだに行ったもので

ある。

昭和48年の家計調査も同年10月19日～11月22日のあいだに1ヵ月について実施されているので、2時点比較をすべき両調査についての季節的なズレはないものと考えてよい。

II 調査客体の選定と問題点

今回調査は12年の歳月を経て高齢者の生活構造がどのように変化したかを究明するためのパネル分析が必要であったので、48年調査の調査客体をベースに、そこから標本を選定する必要があった。

この家計調査はタイプが48年時、C、NおよびC—Nのいずれかであって、60年時、C、C—N、およびM—Nのいずれかを示すタイプを対象とすることとされた。60年時、Nタイプがはずされたのは対象者夫の最低年齢が57歳であるのに、その子が未婚子であることの不自然さのほかに、かかる世帯は多就労であって家計は複雑極まるものになるであろう点を懸念したからである。M—Nが加えられたのは、C—Nタイプからもっとも頻度高く継起するであろうタイプであり、老父欠損世帯の実態を究明したかったからである。

選定の手順を示すと次のとおりである。

1. 48年時家計調査完了世帯のうち、当時、C、N、C—Nタイプを示していた世帯は121世帯であった。
2. この121世帯のうち、59年時世帯調査を完了したものは99世帯であったが、主稼得者が自営業主である世帯6世帯はこれを除外し93世帯がリストに残った。
3. この93世帯中、59年世帯調査時のタイプがCであるもの33世帯、C—Nであるもの15世帯、M—Nであるもの10世帯で合計58世帯がとりあえず該当世帯として残った。
4. 今回も100例確保（48年当時のN37世帯を除くと111例になる）が分析上の最小必要数と考えられたので、足らざる標本は同一タイプのなかからこれを追加することとした。サブ・サンプルは112世帯が用意された。
5. リストアップされた家計調査依頼世帯は

170世帯をかぞえたが、調査依頼に応じ協力を得られたのは102世帯であった。

除外は68世帯にのぼるが、このなかには不承諾以外にタイプ変化のための不適合世帯、多就労世帯、事業経営世帯、巨額の出費が予知されたためなどで除外したものが多く含まれている。

不承諾がことのほか多かったのは、定住性の高い地域であっただけに12年前の48年調査時の記憶がまだ生々しく、調査機関とのあつれきの苦い経験、家計調査の上に栄養調査や健康調査を重ねた調査実施上の困難さと重圧感などが拒否姿勢となってあらわれたのであろう。

6. さらに調査期間中の脱落や不適合世帯の発見によって6世帯が欠如し、96世帯分の回収に終わった。これら回収家計簿は点検の過程で、さらに不適格タイプ、多就労のため家計分離不可能、新築・改築、冠婚葬祭などのための巨額の出費、記入不十分などの事実が判明したためこれを除外し、最終的に85世帯が分析可能な有効家計簿として残った。
7. 表1がタイプ変化をも明らかにした有効家計簿の一覧表である。

□でかこんである世帯は本稿のなかで主力的に取り扱った観察例数である。（ ）内の数字は48年、60年の両年次とも、世帯、家計両調査を完結した世帯数である。

これによると12年間終始変わらずCタイプであった世帯が13ケース、C—Nで終始した世帯が4ケースみられる。残余の世帯はいず

表 1

		昭和60年家計調査時			
		C	C—N	M—N	計
昭和家計調査 48年時	C	29(13)	6(6)	1(1)	36(20)
	N	19(6)	6(1)	2(1)	27(8)
	C—N	1	13(4)	8(3)	22(7)
	計	49(19)	25(11)	11(5)	85(35)

注：1. □内は81世帯。

2. ()の数字は、48年時、世帯および家計調査を実施し、さらに60年時も、世帯、家計調査のすべてを実施した世帯数である。

表 2

		昭 和 60 年 時				
		周期段階	C	C—N	M—N	計
昭和48年時	N	57～66歳	10	4	2	16(14)
		67～76歳	8	2	—	10
		77歳～	1	—	—	1
		計	19	6	2	27(25)
	C	57～66歳	8	3	—	11
		67～76歳	18	3	1	22(21)
		77歳～	3	—	—	3
		計	29	6	1	36(35)
	C—N	57～66歳	—	—	1	1
		67～76歳	1	8 ^{⑦～⑧人} _{①～⑤人}	3	12(11)
		77歳～	—	5 ^{②～⑥人} _{③～⑤人}	4	9
		計	1	13	8	22(21)
合 計		49(48)	25(25)	11(8)	85(81)	

注：ときには1～2例を除外して観察しているが、その場合は()内の世帯数であって、81例をかぞえている。

れにせよ12年のあいだにタイプ変化がみられたものである。同一タイプにして同一世帯というのは、この13ケースと4ケースのみであって真に加齢の影響がみられる貴重な観測例といえよう。

以上のような経緯を経て家計調査実施世帯が決定していったので、残念ではあるが、標本の無作為性はくずれさっている。事例観察に徹すべきということである。

さらにもうひとつの問題点は今回調査でNタイプから移行してきたC、C-NあるいはM-Nタイプがあるが、48年時の客体選定にあたってNタイプの抽出率が異なっていることである。

これらの問題点はあるが、本調査の設計の主眼点は12年前の世帯群との対応分析であるので、その点では家族構成の変化はあるにせよ、48年時の世帯を完全に追跡しており、住民の定住性の高さに助けられたとはいえ、2時点比較を十分可能に、かつ、加齢変化も追究が可能な標本となっている。

Ⅲ 掛川家計の基本的構造と変容

ここでは、所得源泉のあり方、消費の規模や構成、家族成員への配分的前提などを主として平均

値を用いて概観し、分担研究の各論へ接続しうるように、そのベースとなる事項について基本的分析を行った。

分析にあたって留意すべき点が2～3ある。

その第1は、加齢による周期段階ごとの比較検討を行ったとする12年前の観察対象は、断面上に立ち並ぶ、単に継起するであろう周期段階の異なる世帯群の対比であって、同一世帯の加齢変化ではない点である。極端ないい方をすれば、生活履歴も異なる異次元の世帯群を対象者年齢にのみ着目をしてグルーピングをし、対置したものといえることができる。

しかし、今回は先に述べたように12年前の実査世帯を追跡しているわけであるから、たとえ無作為性はくずれていようと、加齢変化は十分にみられるはずであるが、図1の→関係はまさに同じ世帯の12年経過としてとらえることができるが、●……●関係は48年時と同様、同じ世帯の加齢としてとらえるわけにはいかない。

→における差異と●……●における差異とはおのずから質が異なり、本来は同じ次元で論ぜられるべきデータではないということに留意しながら論をすすめる必要がある。そしてそれは、この60年調査がまったく同じ母体の世帯群を完全に追跡し、真実の加齢による変化の把握が可能になったからこそ、派生した問題点なのでもある。

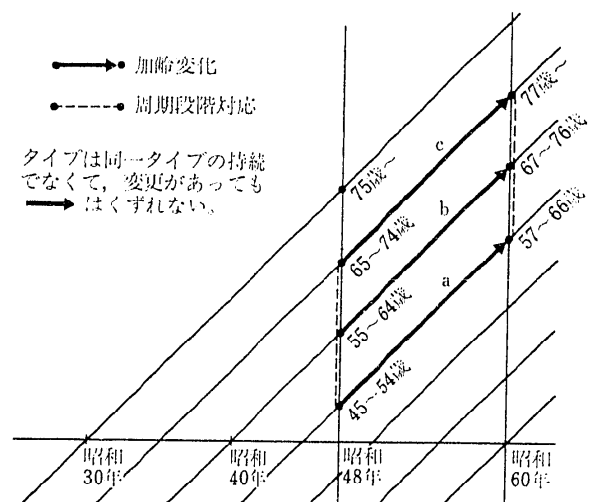


図1 加齢変化と周期段階対応

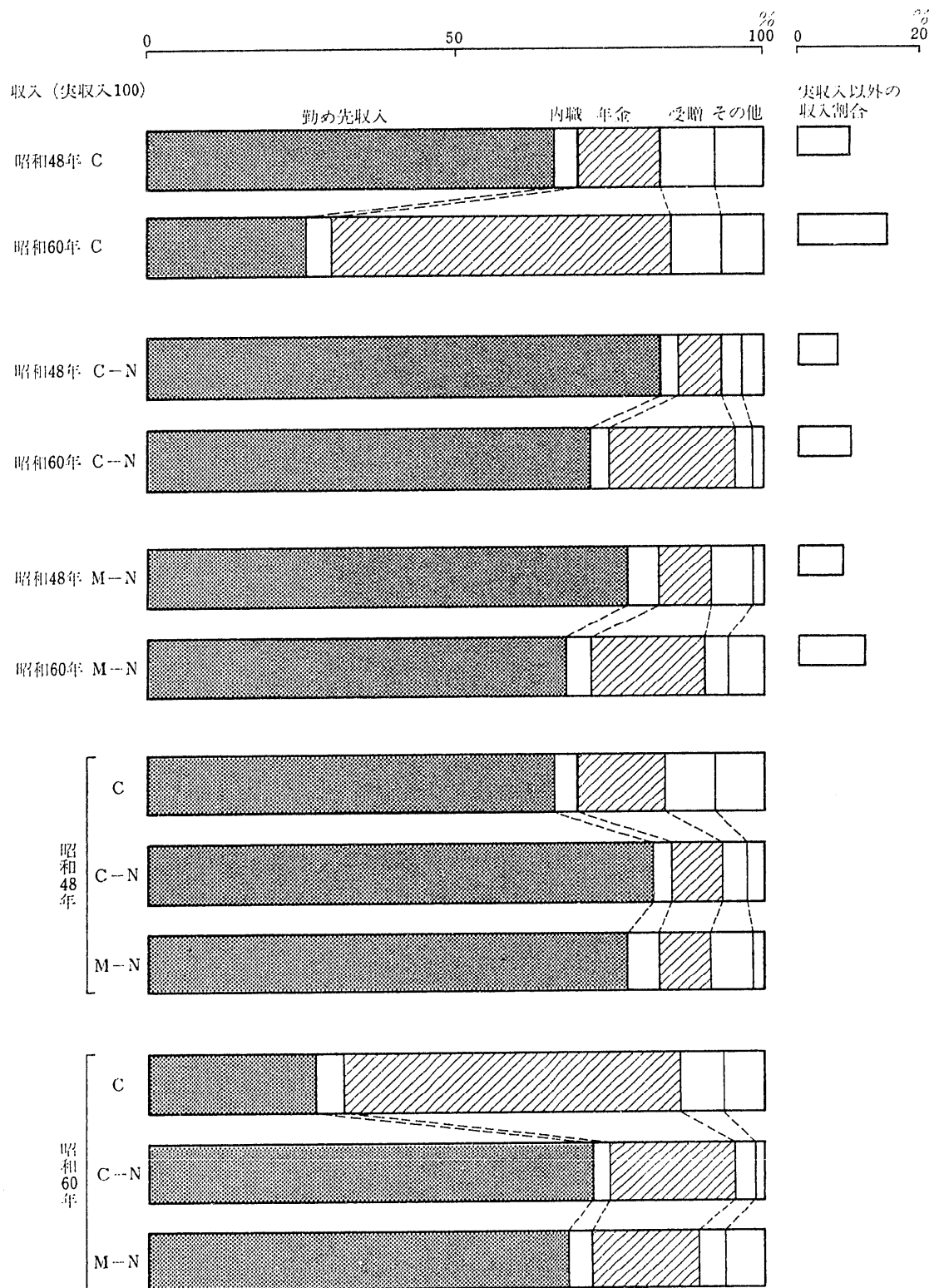


図2 所得構造の対比（実収入 100%）

第2は、12年前は世帯総所得に占める比重が軽少であった公的年金がその後の制度の成熟につれて受給額もあがり、受給者も増えて高齢者世帯群では家計の主たる所得源泉として浮上している点である。

そのほか、生活様式や食生活の変容、必ずしも豊かではない高齢者世帯の生活実態、親子の感情交流の変化などがある。

これらの点を背景に吟味を行えば、12年前の結論をただ単に12年の時の流れとのみで片づけるわけにはいかない分析結果に逢着することも生ずるであろう。しかし、それがまた、12年を経て今回調査が企画され、実施された所以でもあるわけである。

(1) 基本タイプ(C, C-N, M-N)の2時点(昭和48年時と昭和60年時)における所得と消費の構造

昭和60年時にC, C-N, M-Nであった基本タイプ家計の所得の構造からながめることにしよう。

図2がそれを示したものであるが、Cタイプでは勤め先収入が著しく縮小し、代わって恩給・年金が拡大しているが、他の所得源泉割合は12年を経てもさほどの変化をみせていない。

C-N, M-Nタイプでは対象者の勤め先収入の減衰に代わって同居の子世代の勤め先収入が家計に算入されるので、世帯全体では幾分、恩給・

年金割合の増加をみせるにとどまり、両年次著しい変容は認められない。

この勤め先収入と恩給・年金の2者関係をさらに図3でみると、Cタイプではまことにきれいな主たる所得源泉の交代の姿がみられる。この図からみるかぎりでは、恩給・年金はまさに勤め先収入の代替性を十分にもって、周期段階が高齢期にすすんでも、かつての消費のレベルを落とすことなく老後生活が維持できそうであるが、後述のように加齢経過がわかるようにグルーピングした家計によってながめると一概にはそういきれないものがある。そして、昭和48年時の勤め先収入の減衰勾配は今回に比べて大きい、両家計の周期段階の差による当然の帰結かもしれない。それを証するように恩給・年金の所得源泉としての比重は今回が大きく、かつその増加勾配も高段階に至ると大きい。

ここでもC-Nタイプは子世代の勤め先収入が十分にあるために恩給・年金の源泉としての比率を高めることなく、段階別にはほぼ一定の所得への寄与を示している姿がうかがわれる。

仕送り額はきわめてわずかであって、Cタイプ285円、C-Nタイプ2,672円、M-Nタイプ1,136円をかぞえるにすぎない。受贈は仕送りよりは多額であって、C 2万948円(対実収入6.8%)、C-N 1万9,935円(3.3%)、M-N 2万4,777円(3.8%)であるが、Cタイプで高段階になったときには、この仕送り、受贈も看過すべからざる所得源

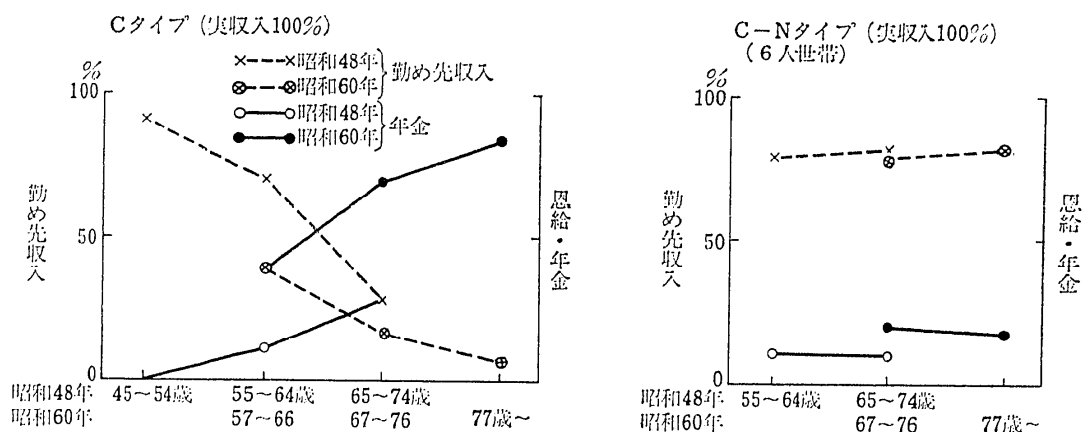


図3 勤め先収入と恩給・年金の増減

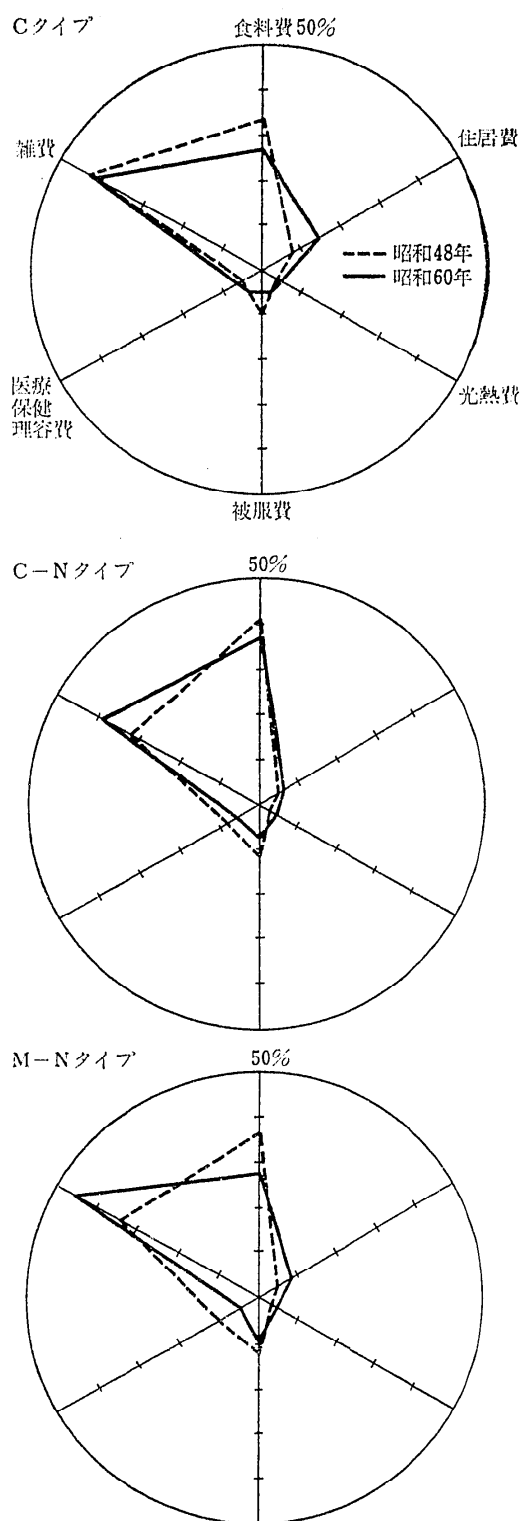


図 4 基本的消費構造

泉としておおいに期待せざるをえない額となることだろう。

消費の構造をマクロにながめたのが図4であるが、特筆しなければならないほどの構造変化は認めがたいが、若干、筆をすすめると、Cタイプでは食料費、被服費および雑費が縮小し、住居費、医療保健・理容費に若干の拡大がうかがえる。

C—Nタイプでも食料費、被服費の縮小、住居費の拡大はCタイプと同様であるが、医療保健・理容費の若干の縮小、雑費の突出が異なる。

M—NタイプはC—Nと同様であるが、食料費と医療保健・理容費の縮小がやや大きく、雑費の突出がC—Nよりさらに大きい。

さて、この12年間に掛川家計は所得も消費もその絶対額を大幅に増やしているが、表3で明らかのように、所得面では何といっても恩給・年金の上昇が目立ち、Cで10倍、C—N、M—Nで約7倍の増大となっている。

そのほか、M—Nタイプでは預貯金引き出しが8倍と目立っているが、12年前と比べ、勤め先収入、恩給・年金ともに銀行口座等への振り込み割合が高くなっている今日であるから、預貯金引き出しをただ単に家計補填のためとみるのは早計であって、銀行等の手を經由しての自己の所得からの支払い行為とみるべきであるかもしれない。3タイプとも、借金はまったくない。

消費面では、Cタイプの月賦・掛け買い支払いが12倍と大きく、加工食品、家具什器、旅行などへの出費が5～8倍と大きい。

C—Nタイプでも加工食品、家具什器、旅行が3～5倍と大きい、M—Nタイプはやや趣を異にし、家具什器のほか外食、家賃、交際費などへの出費が4～6倍と大きく目立つ。

預貯金、生命保険料支払い、住宅ローン返済などを中心とする「実支出以外の支出」も、昭和48年時から、対実支出でCタイプが28.9%から40.8%、C—Nタイプが29.2%から37.7%、M—Nタイプが24.2%から37.2%へと軒並み、その拡大が目立っている。預貯金平均はCタイプ7万92円、C—Nタイプ11万6,052円、M—Nタイプで9万8,891円とかなりの額が充当されているが、全国

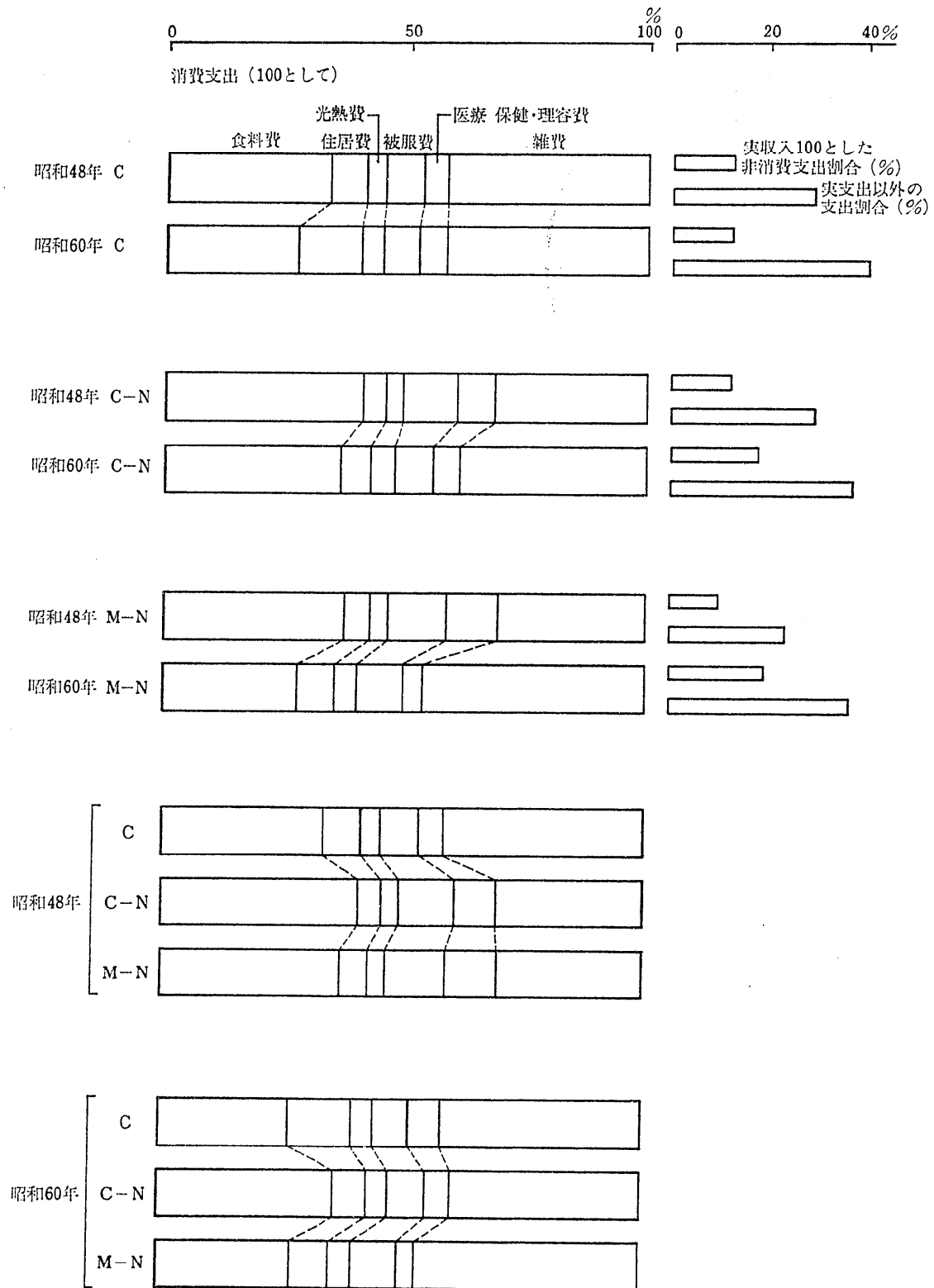


図 5 消費構造の対比 (消費支出=100)

表3 タイプ別・掛川家計（昭和48年分類による）の概観

	C			C-N			M-N		
	昭和48年	昭和60年	60/48 上昇率	昭和48年	昭和60年	60/48 上昇率	昭和48年	昭和60年	60/48 上昇率
世帯人員(人)	2	2	—	5.8	5.92	—	5.0	4.7	—
世帯主年齢(歳)	60.0	68.96	—	父 63.9	71.28	—	母 63.7	母子夫 73.0 47.8	—
世帯数	62	49	—	22	25	—	32	11	—
総収入(円)	157,343	423,718	269.3	258,820	760,192	293.7	217,818	845,266	388.06
実収入	123,305	308,461	250.2	221,265	607,959	274.77	179,343	644,481	359.36
勤め先収入	81,425	80,598	98.98	183,872	443,274	241.08	139,555	436,890	313.06
事業内職収入	4,568	13,958	305.6	5,442	14,956	274.8	8,603	26,885	312.51
その他の実収入	37,312	213,905	573.3	31,952	149,729	468.6	31,185	180,706	579.45
財産所得	7,553	18,165	240.5	1,614	1,206	74.72	1,380	39,659	287.38
恩給・年金	16,850	171,130	1,015.6	17,548	123,900	706.06	15,277	112,465	736.17
仕送り	1,602	285	17.8	—	2,672	—	189	1,136	601.05
受贈	9,775	20,948	214.3	7,059	19,935	282.40	12,223	24,777	202.71
その他	1,532	3,377	220.4	5,731	2,016	35.18	2,116	2,669	126.13
実収入以外の収入	9,938	47,910	482.1	14,371	53,690	373.60	14,879	103,347	694.58
資産減	8,545	30,918	361.8	12,919	51,412	397.96	12,835	103,347	805.20
預金引き出し	6,920	30,918	446.8	—	51,412	—	—	103,347	—
その他	1,625	0	0	—	0	—	—	0	—
負債増	1,393	16,992	1,219.8	1,453	2,278	156.78	20,438	0	—
月賦掛買	1,312	16,992	1,295.1	—	2,278	—	—	0	—
借金他	81	0	0	—	0	—	—	0	—
前月より繰入	24,191	67,347	278.4	23,183	92,496	398.98	23,596	96,529	409.09
他帳簿よりの現金	—	0	—	—	6,047	—	—	909	—
(再)現物収入	10,712	20,970	195.8	—	23,068	—	—	29,213	—
総支出(円)	157,434	423,718	269.14	258,820	760,192	293.71	217,818	845,266	388.06
実支出	101,417	255,756	252.18	176,101	482,939	274.24	151,873	550,922	362.75
消費支出	88,276	223,490	253.17	153,745	393,552	255.98	136,671	444,492	325.23
食料費	29,580	60,811	205.58	62,707	145,552	232.11	51,344	124,102	241.71
1) 家庭内食事費	19,252	42,415	220.31	40,275	96,080	238.56	35,693	80,721	226.15
(1) 穀類	3,957	7,997	202.10	8,909	21,128	237.15	6,946	19,308	277.97
米	2,977	5,976	200.74	—	16,134	—	—	13,251	—
パン・めん	708	1,490	210.45	—	3,907	—	—	5,327	—
その他	272	531	195.22	—	1,087	—	—	730	—
(2) 生鮮魚介	2,316	5,101	220.25	4,469	12,504	279.79	4,021	7,844	195.08
(3) 肉類	1,706	2,252	132.00	4,327	8,596	198.66	4,227	8,662	204.92
(4) 乳卵	1,770	2,317	130.90	4,541	5,942	130.85	3,845	4,420	114.95
(5) いも・野菜・果物	4,793	11,147	232.57	8,216	19,711	239.91	7,391	21,301	288.20
(6) 調味料	1,417	2,267	159.98	2,562	4,880	190.48	2,691	3,719	138.20
(7) 加工食品カン ビン詰	3,295	11,335	344.00	6,798	23,319	343.03	6,575	15,467	198.56
2) おやつ	2,120	4,021	189.67	5,859	11,170	190.65	5,330	10,317	193.50
3) 酒類	1,424	3,783	266.66	3,978	6,163	154.93	2,730	4,774	174.87
4) 外食	6,784	10,591	156.12	11,592	30,152	260.11	6,489	28,017	431.76
5) 学校給食費	0	0	—	1,003	1,940	193.42	1,103	273	24.75
住居	5,898	30,483	516.84	6,673	24,780	371.35	7,538	35,767	474.49
家賃	1,349	2,138	158.49	—	560	—	—	523	—
家具什器	2,994	22,507	751.74	—	20,265	—	—	22,017	—
設備・水道	1,554	5,838	375.67	—	3,955	—	—	13,226	—

	C			C-N			M-N		
	昭和48年	昭和60年	60/48 上昇率 (%)	昭和48年	昭和60年	60/48 上昇率 (%)	昭和48年	昭和60年	60/48 上昇率 (%)
光熱費	3,651	9,635	263.90	4,851	17,520	361.16	4,810	19,232	399.83
被服費	7,009	15,022	214.32	17,118	28,468	166.30	16,923	41,261	243.82
下着くつ下	1,083	940	369.34	—	3,710	—	—	3,021	—
身の回り品	2,301	4,216	183.22	—	9,797	—	—	9,179	—
その他	3,626	9,866	272.09	—	14,961	—	—	29,061	—
医療保健・理容費	4,466	13,042	292.03	12,543	20,463	163.14	14,225	17,059	119.92
直接治療費	810	2,534	312.83	7,586	6,409	84.48	2,640	4,555	172.54
買薬	536	2,408	449.25	1,054	2,193	208.06	1,190	2,884	242.35
衛生材料	53	1,110	209.43	—	838	—	—	511	—
理容衛生	3,067	6,990	227.9	6,313	11,023	174.61	5,733	9,109	158.89
雑費	37,672	93,053	247.01	49,855	154,482	309.86	46,276	206,323	445.85
1) 教育	0	0	—	—	6,963	—	—	18,529	—
2) 文房具	193	615	318.65	—	1,496	—	—	1,500	—
3) 教養娯楽	6,358	24,967	392.69	15,074	43,871	291.04	12,777	39,134	306.28
印刷刊行物	1,719	3,917	227.86	—	8,204	—	—	6,715	—
聴視観覧料	853	1,905	223.33	—	5,356	—	—	3,786	—
教育娯楽用品	1,714	3,799	221.64	—	7,209	—	—	13,955	—
信仰費	367	1,054	287.19	—	773	—	—	1,212	—
旅行その他	1,704	14,292	838.73	4,054	22,329	550.79	4,638	13,465	290.32
4) 交通通信	6,319	17,520	277.26	6,135	18,311	298.47	7,149	24,336	340.41
医院用	163	807	495.09	—	2,958	—	—	557	—
その他	6,155	16,713	271.53	—	15,353	—	—	23,779	—
5) 自動車関係	1,072	3,127	291.70	5,151	13,538	262.82	2,616	17,538	670.41
6) 交際	13,636	28,893	211.89	9,801	29,284	298.78	10,913	46,462	425.75
7) たばこ	1,545	1,827	118.25	2,456	2,845	115.84	1,299	1,713	131.87
8) 負担費・損害 保険	8,528	16,104	188.84	8,731	38,174	437.22	11,187	57,111	510.51
9) その他	—	1,444	—	—	2,334	—	—	748	—
非消費支出	13,141	32,266	245.54	22,355	89,387	399.85	15,203	106,430	700.06
所得税・住民税	5,497	14,782	268.91	7,872	32,778	416.39	5,178	46,578	899.54
社会保険料	6,082	12,003	197.35	10,963	41,090	374.81	8,175	45,525	556.88
その他	1,562	5,481	350.90	—	15,519	—	7,545	14,327	189.89
実支出以外の支出	29,262	104,325	356.52	51,465	182,076	353.79	36,755	204,898	557.47
資産増	23,999	96,834	403.49	40,433	155,557	384.73	26,711	165,615	620.03
預貯金	18,405	70,092	380.83	—	116,052	—	—	98,891	—
生命保険	5,216	24,491	469.54	—	35,752	—	—	64,505	—
その他	378	2,251	595.50	—	3,747	—	—	2,217	—
負債減	5,263	7,491	142.33	11,032	26,524	240.43	10,048	39,283	390.95
月賦掛買	1,410	1,970	139.72	—	7,503	—	—	3,702	—
住宅ローン返済	2,218	2,041	92.02	—	17,438	—	—	35,581	—
その他	1,635	3,480	212.84	—	1,583	—	—	0	—
翌月への繰越金	26,756	63,637	237.84	25,981	90,929	349.98	29,189	88,536	303.32
他帳簿への現金支出	—	0	—	—	4,248	—	—	910	—
(再)現物支出	—	20,778	—	—	22,373	—	—	28,999	—

の勤労者家計と比すれば、その平均21万6,822円よりはかなり下回り、後述の第1・十分位の7万8,005円と第2・十分位における12万7,473円の中間に位置する。しかし、Cタイプで実収入規模が他の2タイプのように2分の1額を占める状況

のなかにあって、この規模の預貯金がみられるのは、年齢相応の消費のレベルを保ちながら、なおかつ、預貯金しうる生活余力を秘めているのか、今日の消費のレベルは抑制しても、将来への消費の繰り延べをはかっているのかの吟味が必要であ

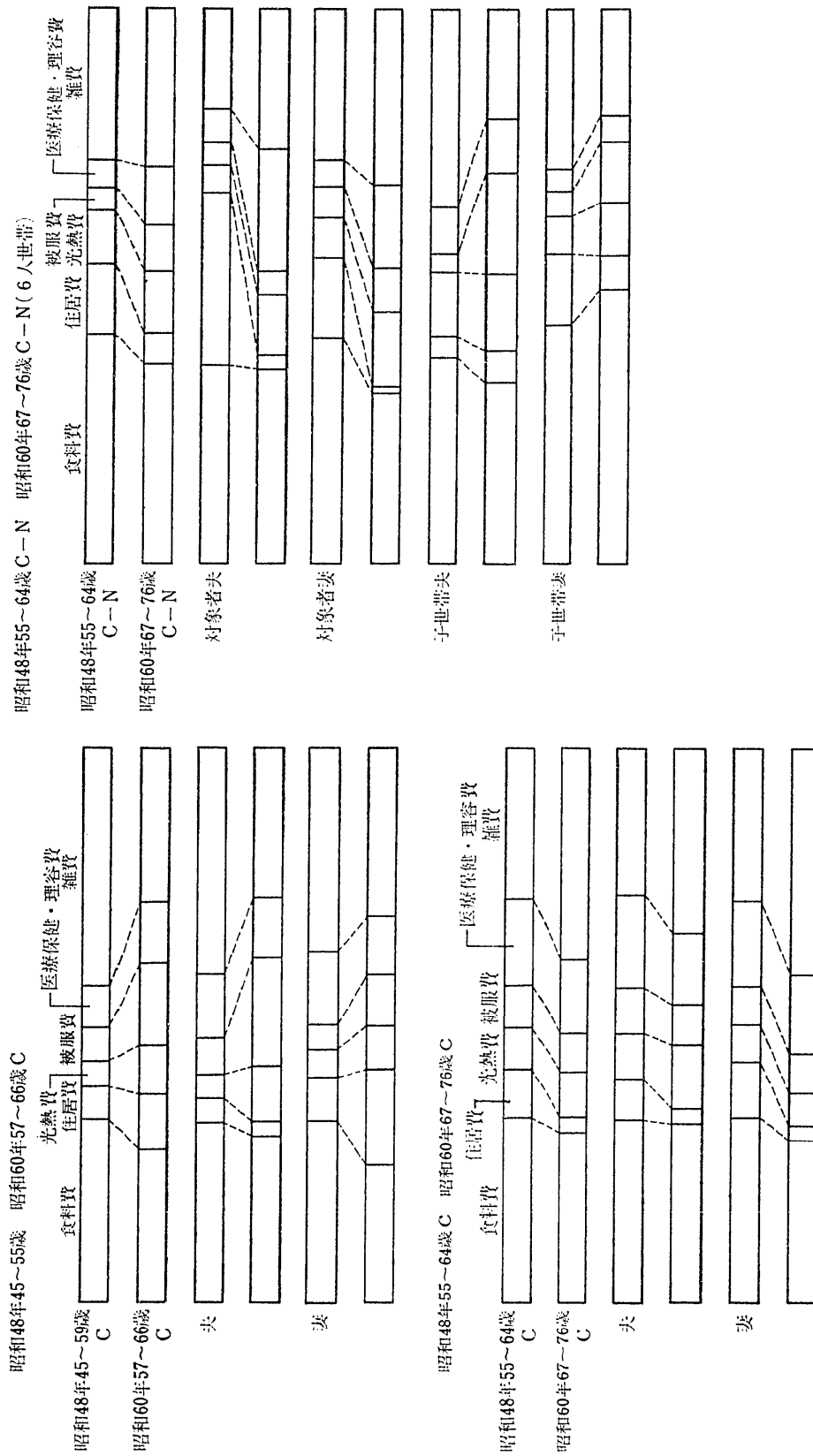


図 6 加齢による消費構造の変化

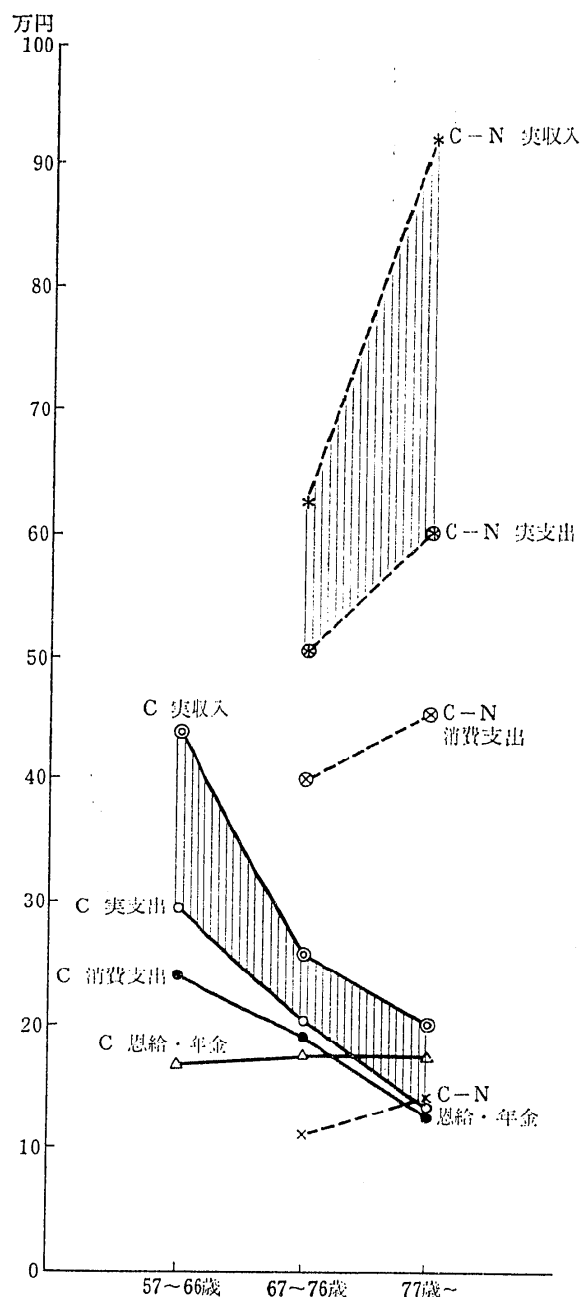


図7 CとC-Nのグループ別家計の構造 (世帯単位)

ろうが、本稿では明らかにできなかった。この点への問題関心の高い研究員の分析結論を待ち望むものである。

生命保険料支払いについては、掛川家計の対象者群の多くは加入年齢の制限から加入しえない状況におかれているはずであるのに、Cタイプの2万4,491円は全国勤労者家計の2万4,586円並み

でやや過大の感があり、C-Nの3万5,752円、M-Nの6万4,505円は前者が第9・十分位階級並み、後者は第10・十分位より上位にあって格段の過大支払い額と思われるが、高利率の一時払い養老保険や個人年金への加入なども考えられ、なお吟味を要するところである。

住宅ローン返済額はさすがにCタイプは持ち家率の高さを反映してか、2,041円にとどまっているが、C-Nは1万7,438円、M-Nでは3万5,581円と全国勤労者家計群の2万117円に比べてもかなりの多額出費と思われる。持ち家率は高いが、まだローン返済中であり、この点からの家計圧迫も十分考えられる。

(2) 周期段階別タイプ (グループと呼ぶ) の消費構造における加齢変化と同一段階対比

ここでの分析にあたっては、先に述べた問題点による観念分離が肝要となってくる。

図6は同一母体の12年経過後の姿との対比であるから、社会変動を背景としながらもまさに加齢による変化としてとらえることができるが、図7および図8は、たまたま2時点で同一の周期段階にあるという点に着目しての対比であるから、検出される差異を同質に論ずるわけにはいかない。

さて、57～66歳Cグループでは食料費と雑費比率を縮小し、夫はとくに被服費、妻は家具什器費を拡大している。

次の67～76歳Cグループは食料費をさして縮小せず、家具什器費をはじめとする他費目をわずかず縮小させて雑費比率をかなり拡大させている。

67～76歳C-Nグループにおける特徴点をあげると、対象者夫はかつて高かった住居費比率を低め、光熱費、医療保健・理容費、雑費を拡大している。

対象者妻は夫に追随して住居費比率をやや低め、さらに食料費の縮小が、光熱費、医療保健・理容費、雑費比率の拡大にふりむけられている。

子世代は対象者世代が雑費を拡大したのとは対照的に、雑費比率を縮小し、夫は被服費、次いで光熱費を拡大し、妻は食料費と被服費比率を拡大している。

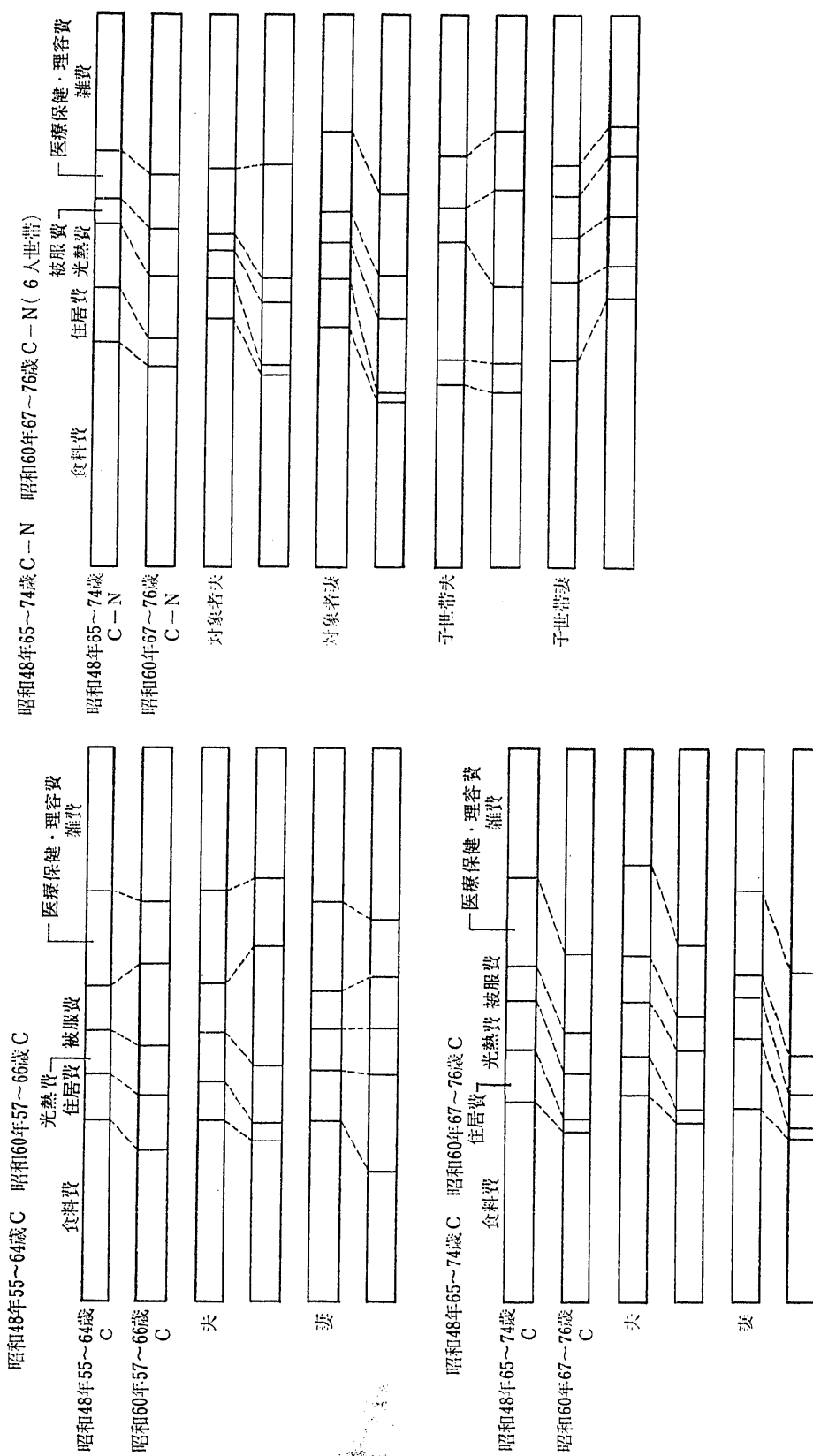


図 8 同一周期段階の消費構造対比

同段階グループの家計はどのように構造が異なっているのでしょうか。ここでは単なる加齢の変化ではなく、背景となる時代の流れが大きくかわってくる。

図7で、グループ別に収支の規模を概観し、図8に筆をすすめることにしよう。

もっとも若いグループでは60年時、食料費が低く、夫はその他雑費が少なく、被服費充当が多い。妻は家具什器と雑費への支出が高い。このグループの医療保健・理容費への出費比率は低くなっている。

次の段階のグループの夫妻の消費構造は相似しているが、ともに雑費比率が高く、家具什器費への出費を抑えている。

67歳段階のC-Nグループは、対象者世代は食料費と住居費が抑えられ、夫は光熱費と医療保健・理容費、妻は光熱費と雑費へより多く充当している。

子世代は対象者世代とすべて様相を異にし、夫妻ともに雑費を切り詰め、夫はさらに光熱費充当を引き下げ、被服費への充当を高めている。妻は家具什器への出費も抑え、食料費にまわしている。このC-Nグループの子世代妻のエンゲル係数の

高さは先に述べた消費規模の低さをうなずかせる姿といえる。

最後に図9で67歳段階のCとC-Nの対比を行った。対象者夫妻はともにC-Nが雑費支出を抑え加減であり、さらにC-Nの夫は被服費支出を抑えて医療保健・理容費と食料費へまわしているようであり、妻分は光熱費が高い。

(3) 同一タイプ持続の家計群とタイプ変更家計群の若干の考察

昭和48年時 昭和60年時

N	→	C	19ケース
N	→	C-N	6
C	→	C	29
C	→	C-N	6
C-N	→	C-N	13
C-N	→	M-N	7

上記のように区分したグループによって問題関心へ若干のアプローチを試みた。

ここでの問題関心は再び勤め先収入と恩給・年金との相互関連に関する吟味であり、預貯金、住宅ローン返済等の実支出以外の支出の多寡と消費規模とのかかりである。

昭和60年67～76歳C, 67～76歳C-N

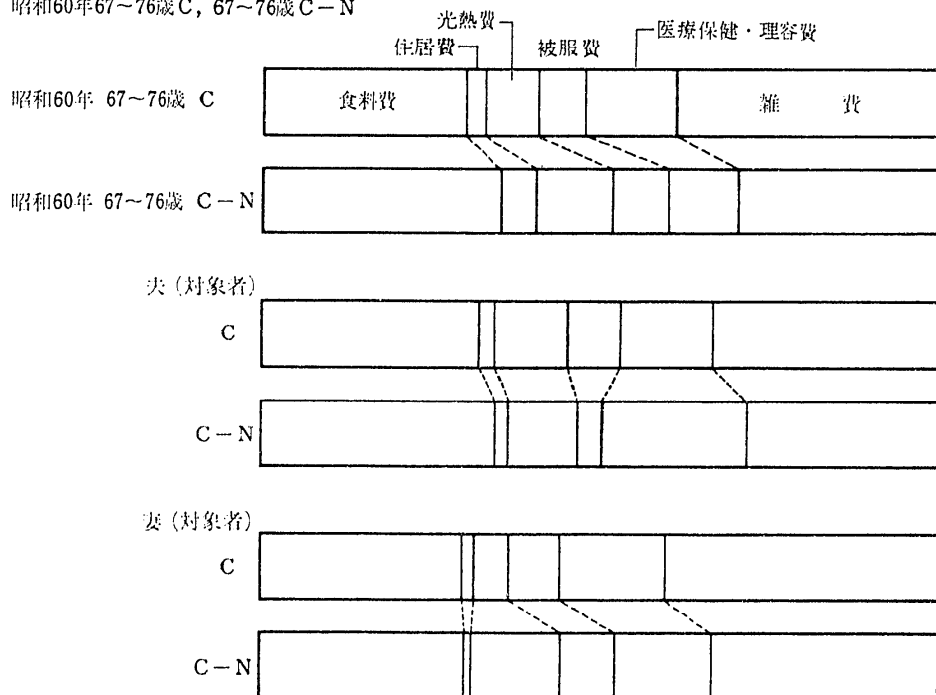


図9 同一周期段階のCとC-N対比

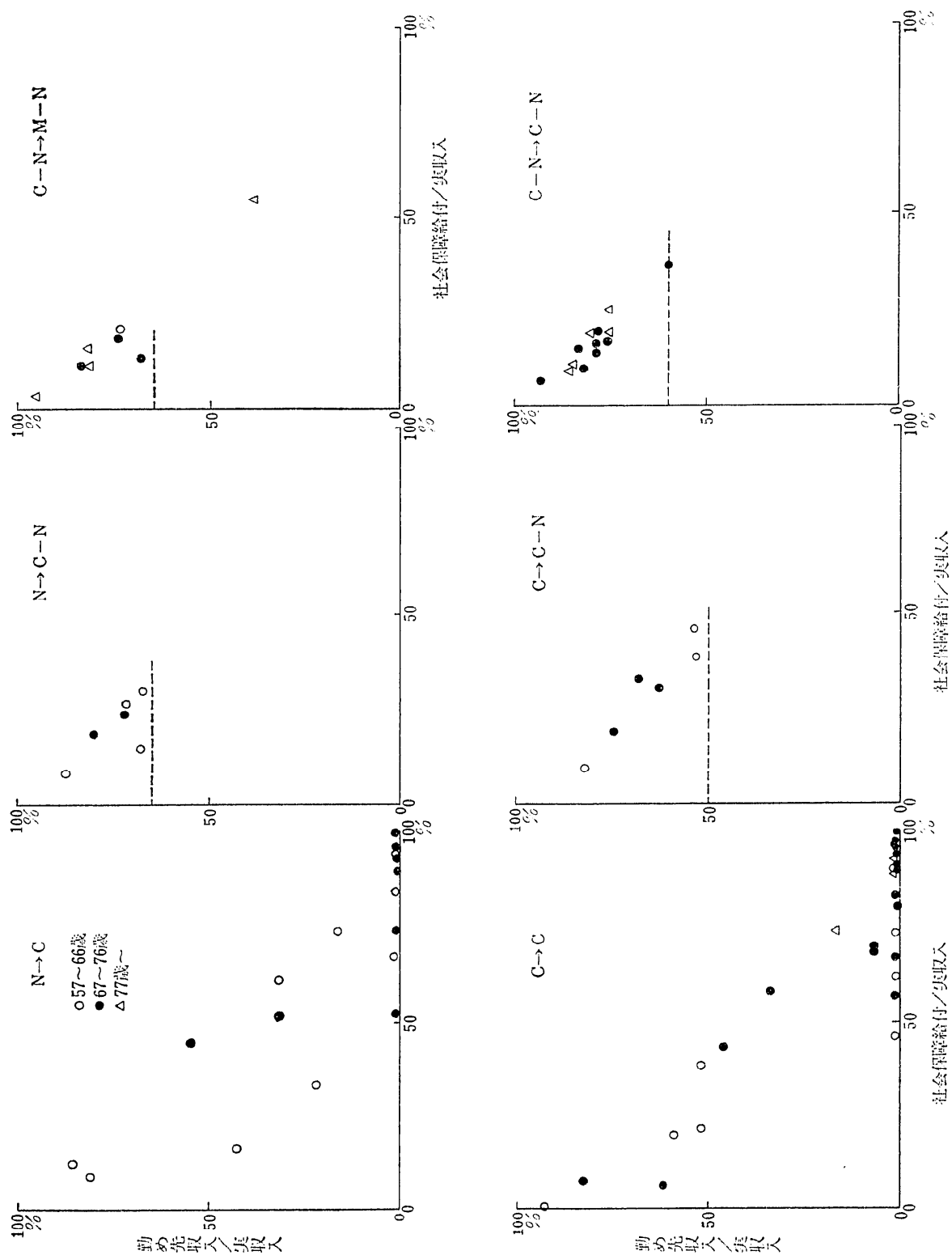


図 10 社会保障給付と勤め先収入

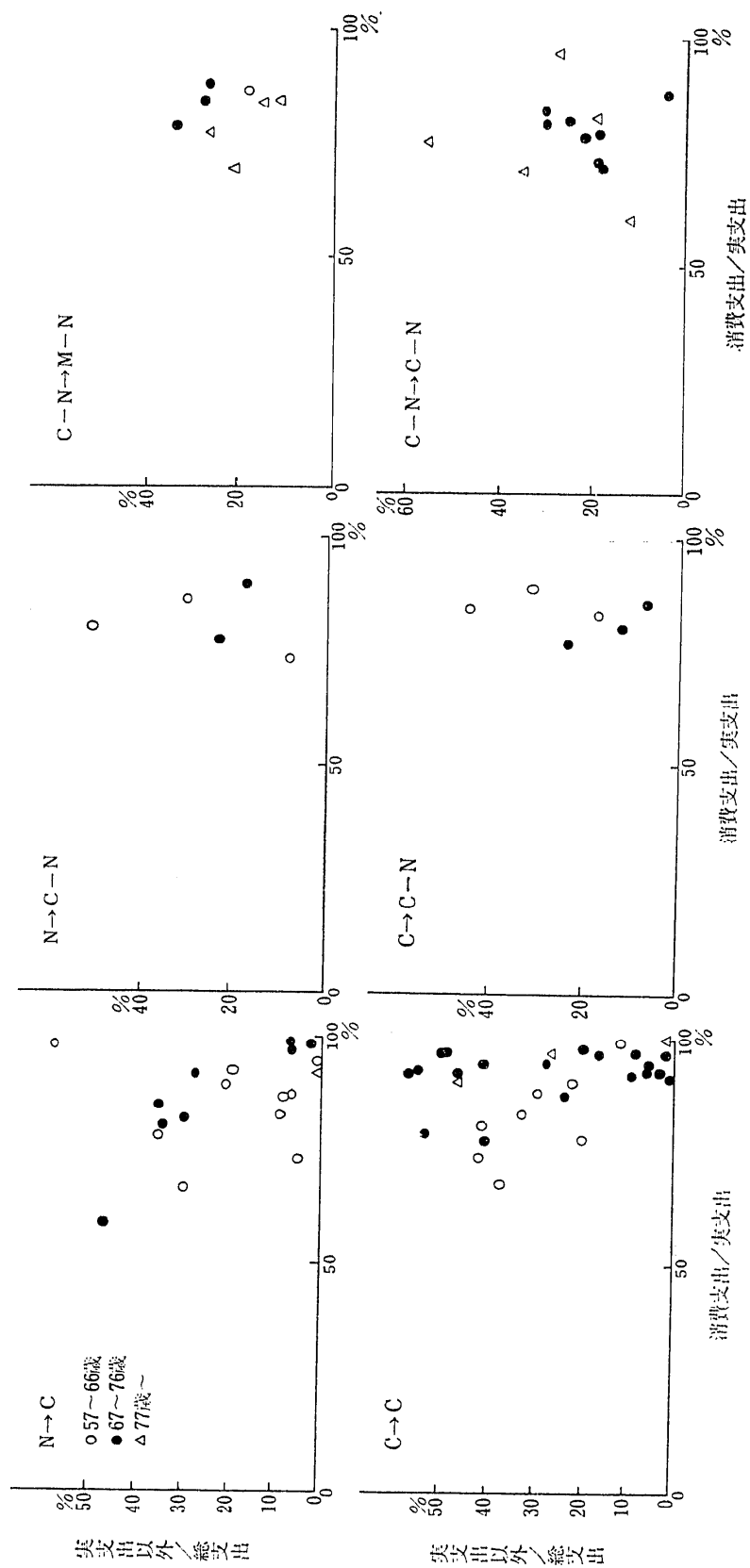


図 11 消費支出と実支出以外の支出

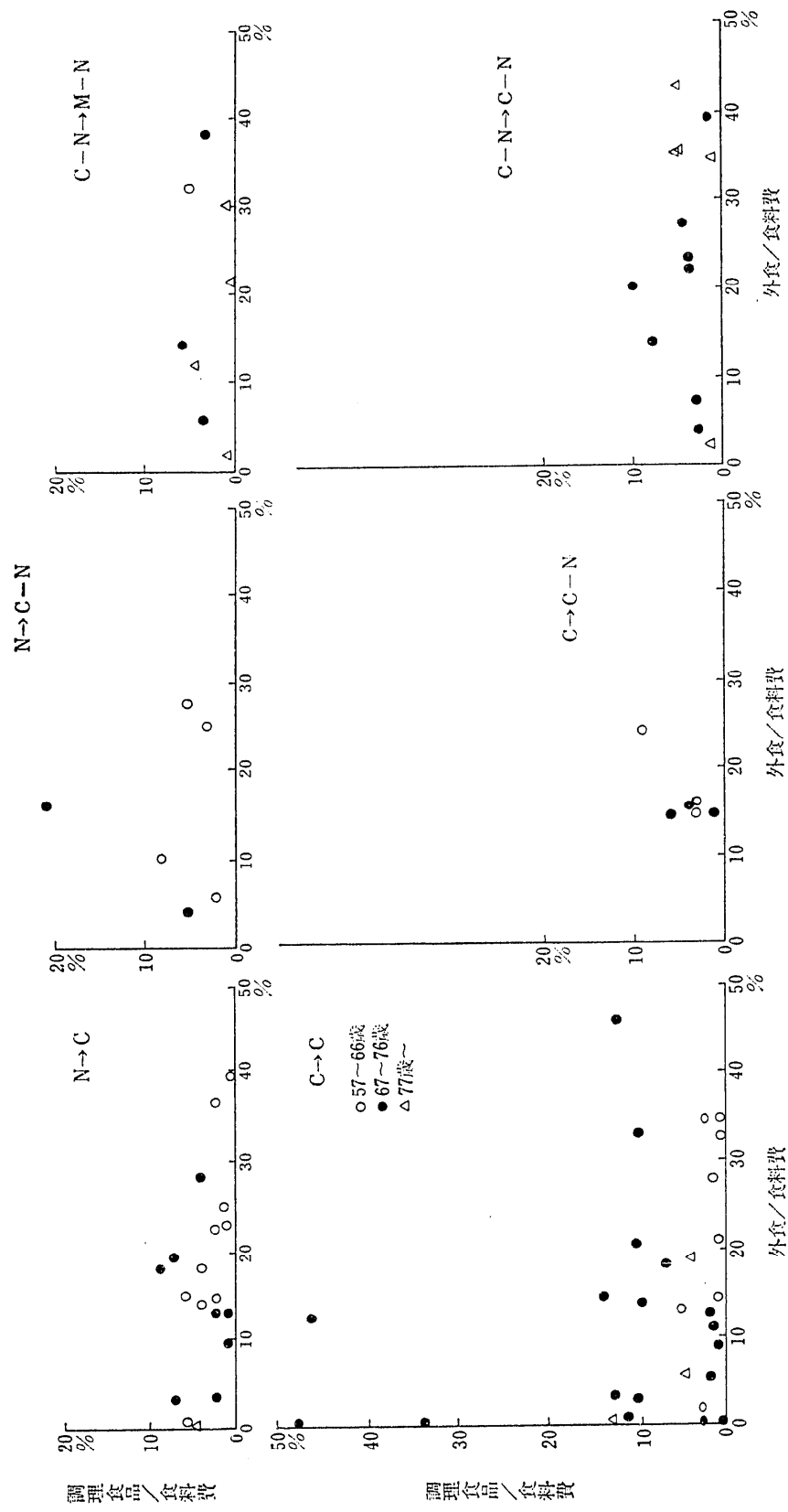


図 12 外食費と調理食品費

第1点は図10からも明らかなように、タイプ変化がC—NあるいはM—Nへと移行している場合は、12年前がいかなうなるタイプであろうと勤め先収入が子世代による稼得に支えられているからであろう対実収入比率が50~65%以下に下がることはなく、共同家計のある面での強靱さを物語っているのに対し、Cタイプは持続型であろうと変化型であろうと、勤め先収入と恩給・年金は代替的性格をみせながらも、勤め先収入が皆無となって、 x 軸上に分布する家計がかなりあることがわかる。これらの x 軸上に位置する家計群において受給する恩給・年金水準が低い場合は、将来へ向かっては物価スライドが期待されるだけであって、生活維持が困難となる高齢夫婦が現出することは間違いない。公務員比率が高かった掛川家計でみられる恩給・年金額は高水準であって、同様の状況が一般家計でみられる公算は少ない。中年からの自らの老後生活設計と、ある階層の年金水準の今後の上昇に期待する以外はない。

第2は、Cタイプの消費規模が現在十分であるか否かは別として、実支出以外の支出／総支出比率が高まるにつれて、消費支出／実支出比率が低下している点である。この家計がさらに高齢化したときの生活に備えての預貯金や生命保険料支払いの姿であって、それはある水準以下への消費の切り詰めによってようやく果たしうる家計ではなかろうかとの懸念が高い。

C—NあるいはM—Nタイプが実支出以外の支出／総支出の比率が高まろうとも、消費支出／実支出に影響を及ぼすことなく、ほぼその比率を一定に保つ家計構造をみると、ことさらにCタイプへの懸念が大きなものとなる。そして、ここでも親子同居家計の柔軟性が強く印象づけられる。

IV 家族成員への家計費の配分

ここでの考察には次のグルーピングをした家計群を使っている。

昭和48年時

45~54歳 C	10ケース
55~64歳 C	35ケース

65~74歳 C	17ケース
55~64歳 C—N 5人	3ケース
65~74歳 C—N 5人	2ケース
55~64歳 C—N 6人	7ケース
65~74歳 C—N 6人	10ケース

昭和60年時

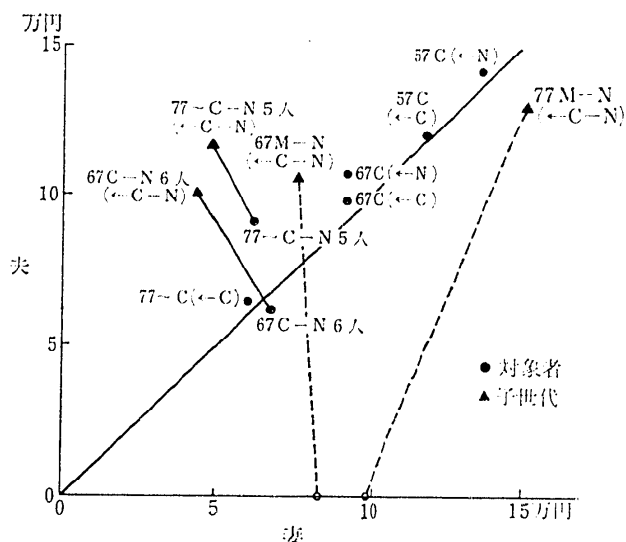
57~66歳 C → C	8ケース
67~76歳 C → C	18ケース
77歳~ C → C	3ケース
67~76歳 C—N → C—N	7ケース
77歳~ C—N → C—N	3ケース
67~76歳 C—N → M—N	3ケース
77歳~ C—N → M—N	4ケース

(1) 消費支出総額の配分状況

図13からながめることにしよう。

縦軸に夫、横軸に妻への配分額を絶対値で示したものであるが、対角線上の上部に分布する場合は夫の取り分のほうが多く、妻の取り分を上回ることになる。

昭和60年時のCタイプでは、やや夫への配分が多いようであるが、その差は2,000~5,000円であって、おおむね夫妻折半の消費配分額というこ



注1) タイプの(←C—N)などは、タイプ変更を示す。

注2) x 軸上の $\bullet$ はM—Nの対象者妻をあらわす。夫がないので、 x 軸上に分布することになる。

図13 昭和60年掛川家計のグループ別消費支出の配分関係

とができよう。

周期段階が高齢になるに従っても夫妻への折半配分の姿は変わらないが、その絶対額が夫妻ともに2万～3万円幅で組織的に低下している。

これにC—Nタイプを重ねると67～76歳の子世代の夫はCタイプの同段階の対象者夫とほぼ同じ水準の配分を受けているが、対象者夫への配分額はそれよりも低く、一段階下のCタイプへの配分量にとどまっている。

77歳～の高段階のC—Nタイプは対象者夫への配分量も同段階のCタイプの夫よりも上位に位置し、子世代夫に至っては2段階上の57～66歳Cの対象者夫と同じレベルにある。

C—Nタイプの対象者妻は周期段階がすすんでもその配分量を低下させてはいないが、その配分レベルはおおむね77歳～Cタイプの妻並みである。

特徴的なのは、C—Nタイプの子世代妻はいずれの段階でも77歳～Cタイプの妻よりもその配分量が低く、最低水準におかれていることである。

昭和48年時の配分関係を図14に示したが、昭和48年時は昭和60年時にみられるような周期段階の異なりによる組織的な高低変化がみられないばかりか、C—Nタイプの対象者夫は55～64歳（6人世帯）を除いては、すべてCタイプの65～74歳段階の夫の配分量よりも少なく、低水準におかれて

いた。

対象者妻もほぼ同様であるが、昭和48年時は、今回みられたような子世代妻のみの配分量が低いのではなく、対象者妻、子世代妻ともに最高齢段階のCタイプの妻よりも格段にその配分量が低い。

なお、77歳～のC—N 5人世帯はひとり異なった姿を示し、特異なグループといえる。

(2) 配分関係の変化

これらの配分関係をいまだ少し詳細にながめるために図15および表4を用意した。

Cタイプではいずれの段階でも、昭和48年時よりは今回のほうが夫妻の配分比率が近接した。C—Nタイプでは12年前と比べ対象者夫妻への配分比率が高まっており、さらには孫世代への配分比率も高まりをみせていることから、その両者のあいだにあって子世代の配分比率が相対的に低下している。

77歳～C—Nよりも65～74歳C—Nにおける孫世代への配分比率が高いのは、孫の発達段階の影響であるよりは孫の人数差によるものであろう。

家族成員への配分比率は対象者世代と孫世代で高まり、子世代の妻の低率を反映して、子世代への配分比率は低下した。

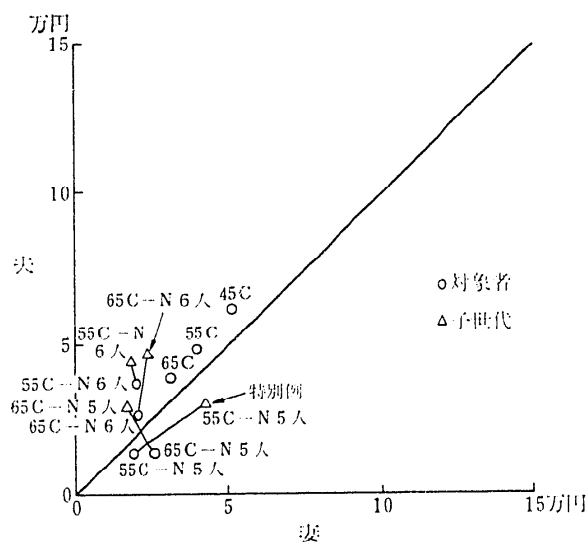


図14 昭和48年掛川家計のグループ別消費支出の配分関係

	0	50	100%
昭和48年	夫 妻		
45～54歳 C	62,254円	50,920円	
55～64歳 C	48,785	40,455	
65～74歳 C	39,226	32,420	
55～64歳 C-N (5人世帯)	夫 妻 子夫 子妻 孫		
	13,731 19,758 30,411 41,671 20,990		
55～64歳 C-N (6人)	36,917 119,982 44,358 118,416 47,850		
65～74歳 C-N (6人)	25,985 19,673 47,568 24,219 45,221		
昭和60年	夫 妻		
57～66歳 C	621,657円	119,257円	
67～76歳 C	98,090	92,568	
77歳～ C	64,533	61,827	
67～76歳 C-N (6人)	夫 妻 子夫 子妻 孫		
	61,784 68,798 104,549 118,753 44,630		
77歳～ C-N (5人)	91,920 64,052 117,239 131,727 49,208		

図15 消費支出の配分

表 4 (つづき)

	昭和 48 年 調 査						昭和 60 年 調 査					
	55~64歳 C			65~74歳 C			67~76歳 C—N(6人世帯)					
	総計	夫	妻	総計	夫	妻	総計	夫	妻	子世代夫	子世代妻	孫
実 額 (円)												
実 収 入	128,010	—	—	89,968	—	—	627,860	—	—	—	—	—
勤め先収入	89,371	74,074	15,297	26,463	19,404	7,059	489,547	9,000	0	302,915	122,509	55,124
社会保険給付	15,899	—	—	28,581	—	—	110,817	69,251	41,566	—	—	—
実 支 出	102,371	—	—	79,095	—	—	505,351	—	—	—	—	—
消費支出	89,240	48,785	40,455	71,646	39,226	32,420	398,513	61,784	68,798	104,549	44,630	118,753
食料	29,318	15,901	13,416	25,901	14,639	11,262	140,404	21,137	20,783	33,363	21,798	43,322
被服	7,183	3,409	3,774	6,786	2,545	4,241	21,041	1,242	605	5,797	2,814	10,582
娯楽	6,849	4,118	2,731	6,107	3,774	2,333	43,339	7,054	9,634	14,438	3,562	8,650
交通	6,974	4,209	2,766	4,666	3,445	1,221	34,883	2,435	5,150	18,197	4,720	4,381
交際	14,685	8,242	6,443	11,464	6,301	5,162	39,069	13,280	10,170	9,739	2,239	3,661
実 収 入	100	—	—	109	—	—	100	—	—	—	—	—
勤め先収入	69.8	—	—	29.4	—	—	78.0	—	—	—	—	—
社会保険給付	12.4	—	—	31.8	—	—	17.7	—	—	—	—	—
実 支 出	100	—	—	100	—	—	100	—	—	—	—	—
消費支出	87.2	100	100	90.6	100	100	78.9	100	100	100	100	100
食料	32.9	32.6	33.2	36.2	37.3	34.7	35.2	34.2	30.2	31.9	48.8	36.5
被服	8.1	7.0	9.3	9.5	6.5	13.1	5.3	2.0	0.9	5.5	6.3	8.9
娯楽	7.7	8.4	6.8	8.5	9.6	7.2	10.9	11.4	14.0	13.8	8.0	7.3
交通	7.8	8.6	6.8	6.5	8.8	3.8	8.8	3.9	7.5	17.4	10.6	3.7
交際	16.5	16.9	15.9	16.0	16.1	15.9	9.8	21.5	14.8	9.3	5.0	3.1
個人配分率 (%)												
実 収 入	100	82.9	17.1	100	73.3	26.7	100	1.8	—	61.9	25.0	11.3
勤め先収入	69.8	—	—	29.4	—	—	78.0	62.5	37.5	—	—	—
社会保険給付	12.4	54.7	45.3	31.8	54.8	45.3	17.7	15.5	17.3	26.2	11.2	29.8
実 支 出	100	54.2	45.8	100	56.5	43.5	100	15.1	14.8	23.8	15.5	30.9
消費支出	87.2	47.5	52.5	90.6	37.5	62.5	78.9	5.9	2.9	27.6	13.4	50.3
食料	32.9	60.1	39.9	36.2	61.8	38.2	35.2	16.3	22.2	33.3	8.2	20.0
被服	8.1	60.3	39.7	9.5	73.8	26.2	5.3	7.0	14.8	52.2	13.5	12.6
娯楽	7.7	56.1	43.9	8.5	55.0	45.0	10.9	33.9	26.0	24.9	5.7	9.4
交通	7.8	—	—	6.5	—	—	8.8	—	—	—	—	—
交際	16.5	—	—	16.0	—	—	9.8	—	—	—	—	—

表 4 (つ づ き)

		昭 和 60 年 調 査						昭 和 48 年 調 査					
		77歳～ C-N (5人世帯)						55～64歳 C-N (5人世帯)					
		総 計	夫	妻	子世代夫	子世代妻	孫	総 計	夫	妻	子世代夫	子世代妻	孫
実 額 (円)	実 収 入	915,876	—	—	—	—	—	180,189	—	—	—	—	—
	勤め先収入	738,757	250,920	—	307,437	106,151	74,249	176,354	21,233	14,167	88,444	52,510	—
	社会保障給付	139,662	109,813	29,850	—	—	—	1,558	—	—	—	—	—
	実 支 出	604,006	—	—	—	—	—	153,789	—	—	—	—	—
	消費支出	454,176	91,930	64,052	117,259	49,208	131,727	126,561	13,731	19,738	30,411	41,671	20,990
	食料	133,907	25,198	17,688	38,713	19,855	32,454	54,063	8,245	7,596	15,065	12,446	10,711
	被服	26,783	3,367	33	1,857	5,463	16,063	9,037	167	1,860	1,963	2,213	2,833
構 成 比 (%)	医療	29,872	7,331	1,197	7,403	3,024	10,917	2,998	479	279	912	699	630
	交通	15,943	4,520	2,520	5,180	1,187	2,537	4,057	217	412	1,642	1,587	200
	交際	50,070	5,562	1,562	27,741	5,027	10,176	6,960	513	4,447	1,083	917	—
	実 収 入	100	—	—	—	—	—	100	—	—	—	—	—
	勤め先収入	80.7	27.4	27.6	33.0	40.4	24.6	97.9	60.0	38.4	49.6	29.9	51.0
	社会保障給付	15.3	3.7	0.1	1.6	11.1	12.2	0.9	1.2	9.4	6.5	5.3	11.4
	実 支 出	100	—	—	—	—	—	100	—	—	—	—	—
個 人 配 分 率 (%)	消費支出	75.2	27.4	27.6	33.0	40.4	24.6	82.3	60.0	38.4	49.6	29.9	51.0
	食料	29.5	3.7	0.1	1.6	11.1	12.2	42.7	1.2	9.4	6.5	5.3	11.4
	被服	5.9	8.0	1.9	6.3	6.2	8.3	7.1	3.5	1.4	3.0	1.7	3.0
	医療	6.6	4.9	3.9	4.4	2.4	1.9	2.4	1.6	2.1	5.4	3.8	1.0
	交通	3.5	6.1	2.4	24.7	10.2	7.7	3.2	3.7	22.5	3.6	2.2	0
	交際	11.0	—	—	—	—	—	5.5	—	—	—	—	—
	実 収 入	—	34.0	0	41.6	14.4	10.1	—	12.0	8.0	50.2	29.8	0
個 人 配 分 率 (%)	勤め先収入	—	78.6	21.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	社会保障給付	—	20.2	14.1	25.8	10.8	29.0	—	10.9	15.6	24.0	32.9	16.6
	消費支出	—	18.8	13.2	28.9	14.8	24.2	—	15.3	14.1	27.9	23.0	19.8
	食料	—	12.6	0.1	6.9	20.4	60.0	—	1.9	20.6	21.7	24.5	31.4
	被服	—	24.5	4.0	24.8	10.1	36.6	—	16.0	9.3	30.4	23.3	21.0
	医療	—	28.4	15.8	32.5	7.5	15.9	—	5.3	10.2	40.5	39.1	4.9
	交通	—	11.1	3.1	55.4	10.0	20.3	—	7.4	63.9	15.6	13.2	0

表 4 (つづき)

昭和48年調査												
55～64歳C-N (6人世帯)						65～74歳C-N (5人世帯)						
	総計	夫	妻	子世代夫	子世代妻	孫	総計	夫	妻	子世代夫	子世代妻	孫
実収入 勤め先収入 社会保障給付 実支出 消費支出 食料 被服 娯楽 交通 交際	217,508	—	—	—	—	—	230,223	—	—	—	—	—
	171,089	33,143	5,986	113,277	18,683	0	216,000	20,000	22,500	173,500	—	—
	21,210	—	—	—	—	—	13,333	—	—	—	—	—
	185,140	—	—	—	—	—	128,485	—	—	—	—	—
	167,522	36,917	19,982	44,358	18,416	47,850	101,706	13,227	26,443	29,402	16,866	15,769
	67,405	12,853	8,106	16,173	7,866	22,407	46,169	7,692	7,913	14,860	7,744	7,962
	21,911	11,460	2,984	1,657	2,324	3,487	13,260	425	7,313	1,750	1,773	2,000
	16,973	1,871	1,408	5,181	1,302	7,211	8,187	1,860	2,943	1,124	743	1,518
	5,632	1,303	1,098	1,324	774	1,134	4,430	250	2,270	785	935	190
	8,644	2,196	1,066	3,887	698	797	5,620	504	2,604	1,504	504	504
構成比(%)	100						100					
	78.7						93.8					
	9.8						5.8					
	100						100					
	90.5						79.2					
	40.2	34.8	40.6	36.5	42.7	46.8	45.4	58.2	29.9	50.5	45.9	50.5
	13.1	31.0	14.9	3.7	12.6	7.3	13.0	3.2	27.7	6.0	10.5	12.7
	10.1	5.1	7.0	11.7	7.1	15.1	8.0	14.1	11.1	3.8	4.4	0.1
	3.4	3.5	5.5	3.0	4.2	2.4	4.4	1.9	8.6	2.7	5.5	1.2
	5.2	5.9	5.3	8.8	3.8	1.7	5.5	3.8	9.8	5.1	3.0	3.2
個人配分率(%)		19.4	3.5	66.2	10.9	0		9.3	10.4	80.3	—	—
		—	—	—	—	—		—	—	—	—	—
		22.0	11.9	26.5	11.0	28.6		13.0	26.0	28.9	16.6	15.5
		19.1	12.0	24.0	11.7	33.2		16.7	17.1	32.2	16.8	17.2
		52.3	13.6	7.6	10.6	15.9		3.2	55.2	13.2	13.4	15.1
		11.0	8.3	30.5	7.7	42.5		22.7	35.9	13.7	9.1	18.5
		23.1	19.5	23.5	13.7	20.1		5.6	51.2	17.7	21.1	4.3
		25.4	12.3	45.0	8.1	9.2		9.0	46.3	26.8	9.0	9.0

表 4 (つづき)

	昭和 48 年 調 査						昭和 60 年 調 査					
	65~74歳C—N (6人世帯)						67~76歳M—N (5人世帯)					
	総計	夫	妻	子世代夫	子世代妻	孫	総計	妻	子世代夫	子世代妻	孫	
実 額 (円)												
実 収 入	234,427	—	—	—	—	—	688,821	—	—	—	—	—
勤め先収入	188,650	22,200	2,438	108,326	52,537	3,150	518,545	—	352,112	82,300	84,132	—
社会保障給付	20,624	—	—	—	—	—	103,346	103,346	—	—	—	—
実 消 費 支 出	185,990	—	—	—	—	—	550,247	—	—	—	—	—
食料	162,665	25,985	19,673	47,568	24,219	45,221	461,595	83,022	108,793	76,074	193,706	—
被服	65,319	11,609	8,376	15,356	9,025	20,954	128,998	25,845	34,860	24,997	43,296	—
娯楽	16,958	1,876	1,668	2,156	3,459	7,798	44,287	7,964	3,357	10,501	22,455	—
交通	18,744	1,343	1,337	10,386	1,889	3,789	26,287	8,016	5,631	4,374	8,455	—
通信	7,451	839	913	2,419	1,879	1,401	20,152	3,977	6,780	3,077	6,318	—
雑費	12,299	3,119	2,747	4,092	1,155	1,186	53,064	14,721	16,641	6,582	15,120	—
実 収 入	100						100					
勤め先収入	80.5						75.3					
社会保障給付	8.8						15.0					
実 消 費 支 出	100						100					
食料	87.5						83.9					
被服	40.2	44.7	42.6	32.3	37.3	46.3	28.0	31.1	32.0	32.9	22.4	
娯楽	10.4	7.2	8.5	4.5	14.3	17.2	9.6	9.6	3.1	13.8	11.6	
交通	11.5	5.2	6.8	21.8	7.8	8.4	5.7	9.7	5.2	5.8	4.4	
通信	4.6	3.2	4.6	5.1	7.8	3.1	4.4	4.8	6.3	4.0	3.3	
雑費	7.6	12.0	14.0	8.6	4.8	2.6	11.5	17.7	15.3	8.7	7.8	
個人配分率 (%)												
勤め先収入		11.8	1.3	57.4	27.8	1.7		—	67.9	15.9	16.2	
社会保障給付		—	—	—	—	—		100	—	—	—	
消費支出		16.0	12.1	29.2	14.9	27.8		18.0	23.6	16.5	42.0	
食料		17.8	12.8	23.5	13.8	32.1		20.0	27.0	19.4	33.6	
被服		11.1	9.8	12.7	20.4	46.0		18.0	7.6	23.7	50.7	
娯楽		7.2	7.1	55.4	10.1	20.2		30.3	21.3	16.5	31.9	
交通		11.3	12.3	32.5	25.2	18.8		15.0	25.6	11.6	23.9	
通信		25.4	22.3	33.3	9.4	9.6		27.7	31.4	12.4	28.5	

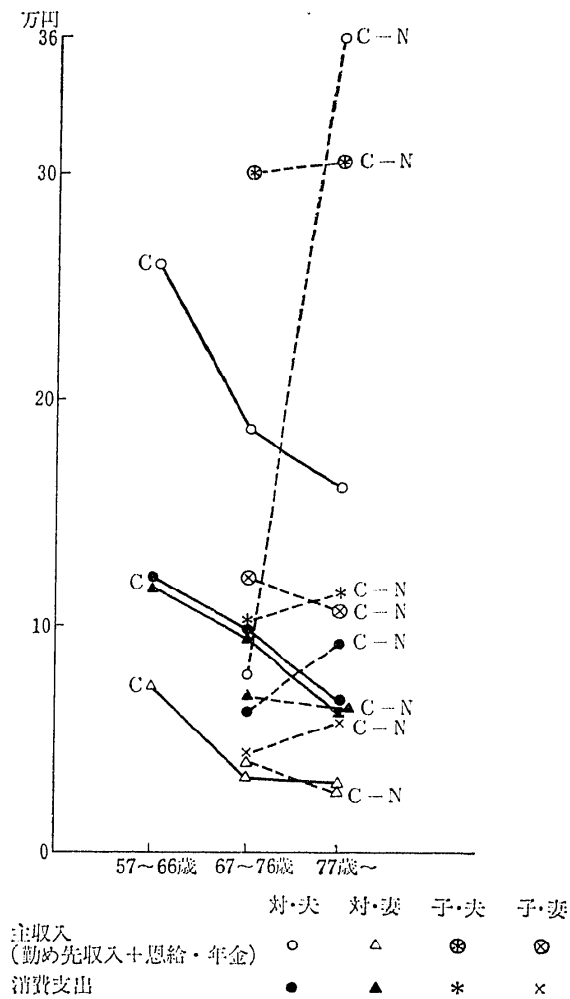


図 16 グループ別にみた対象者、子世代の収支項目比較

最後に図16によって、グループ別の対象者、子世代の主収入（勤め先収入＋恩給・年金）、消費支出の対比を行っておこう。全体的な概観が可能となるであろう。

（3） 帰属収入額の多寡による配分への影響

C-Nといった同居家計も、中高年の初期段階では、対象者夫の勤め先収入も年功序列賃金に支えられて、かなりの額を家計にもたらし、対象者夫妻は同居家計のなかにおいても、“自らに帰属する収入”によって、消費分充当が十分に可能であり、ときには子世代消費分への繰り入れさえも可能であるが、高齢段階にすすむにつれて、しだいに対象者夫妻の子世代への扶養依存が高まるの

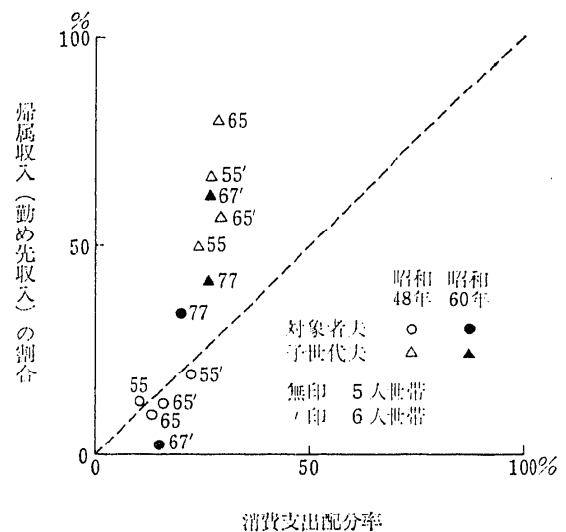


図 17 C-Nタイプ夫の帰属収入と消費支出配分

が常であろう、というのが昭和48年時での分析結論のひとつであり、今日でもその見方に根本的な違いはなからう。

事実、12年前の掛川家計は図15にみられるように、あたかも対象者の稼働力の減少を映し出すように対象者夫妻への配分は子世代のそれよりは低く、その傾向が高段階へと強まっていた。

経済的不安定さが同居家計へ移行するひとつの理由ではあるが、同居家計の内部においては帰属収入分の少なさは同居家計のなかでの取り分をとときには意識し、ときには結果的に縮小させているのではなからうか。（図 17）そして昭和48年時には、結果的にみて、帰属収入の多寡が対象者と子世代のあいだにおいて配分関係にまで影響を及ぼしていたとみるほうが妥当であろう。

しかし、昭和60年時には対象者世代の家計に対する帰属収入の割合がたかだか30%程度であるのに対し、子世代の帰属収入割合は低いものでも40%を超え、高いものは80%台に達しているにもかかわらず、消費支出額の配分比率をみると、幾分、子世代夫のほうが対象者夫よりは上位にあるものの、昭和48年時にみせたような格差はない。また、先に述べたように12年前に比して対象者への配分比率は高まり、子世代の配分比率、とくに妻への配分が低いわけであるから、今日では帰属

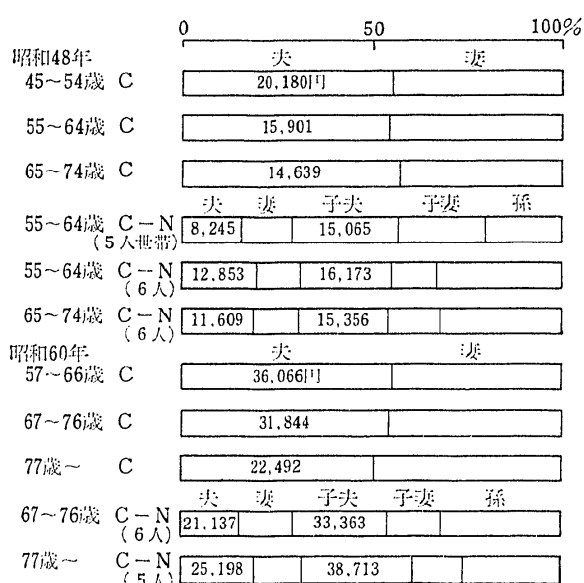


図 18 食料費の配分

収入の多寡が同居家計のなかで配分比率をゆり動かす力は弱まったとみて差し支えなからう。

(4) 各消費費目への配分

数多い消費費目のなかから、その配分割合が高い5費目をとりあげて観察することとした。

各家族成員の消費行動はこのような費目別の配分比率面のほかに、各人の消費支出額に占める費目の比重面からの観察と併せてすべきであることはいうまでもない。

図18によってながめてみよう。5費目のなかでは、食料費が比較的固定費的性格を帯びるのに対し、他の4費目は変動費的要素が強く、なかなか規則性を見出すのが難しい。

両年次とも、Cタイプの食料費への配分額は高段階へすすむに従い、その絶対額を低下させているが、夫妻間の配分比率は夫がやや高い傾向を示して両年次とも共通である。

C-Nタイプでみると、48年時は対象者夫がCタイプの77歳~段階よりも低い配分しか受けていなかったが、60年時にはほぼ77歳~C段階のレベルにある。対象者妻は両年次ともCタイプ77歳~段階の妻よりもかなり低い配分に終始している。

子世代の夫は48年時、周期段階とは無関係に、おおむねCタイプ77歳~段階の対象者夫並みであ

るのに対し、60年時は大幅に分配量を増し、同一段階のCタイプ対象者夫よりもその配分額が高くなっている。

他の4費目の配分状況は図19~図22に示すとおりであるが、各人の生活姿勢や生活様式からその配分はさまざまであって、組織的な傾向を読み取ることができない。

ただひとつ特徴的なのは、67~76歳Cタイプの

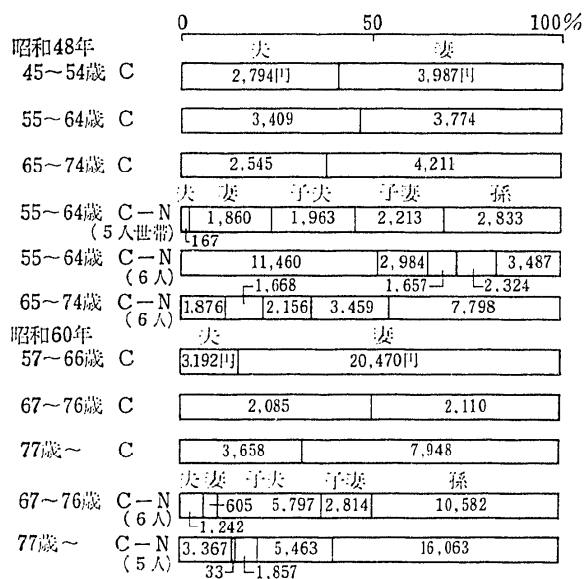


図 19 被服費の配分

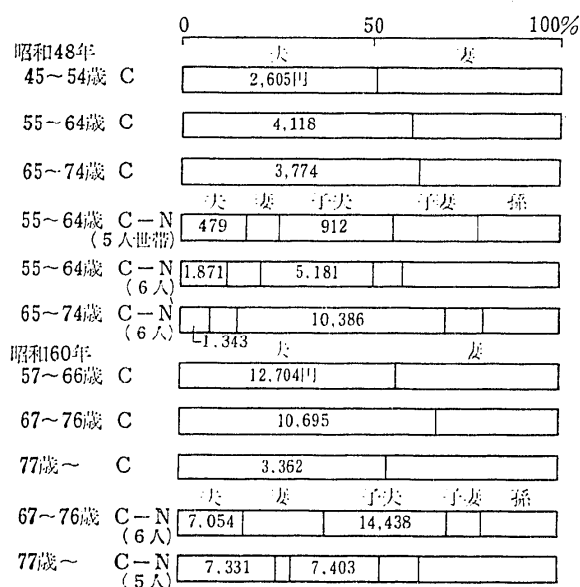


図 20 教養娯楽費の配分

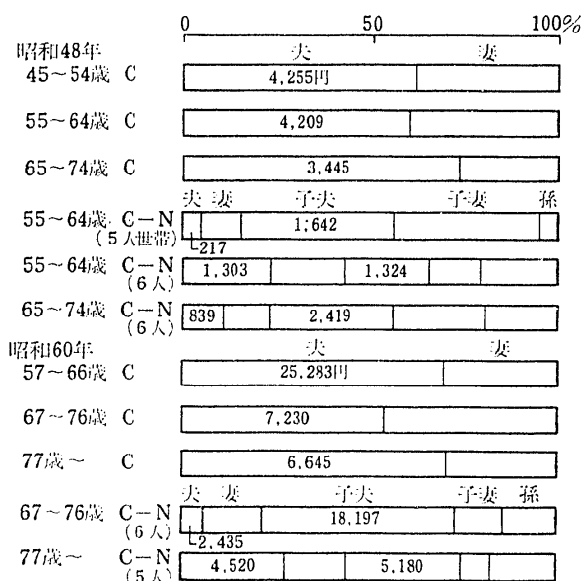


図 21 交通通信費の配分

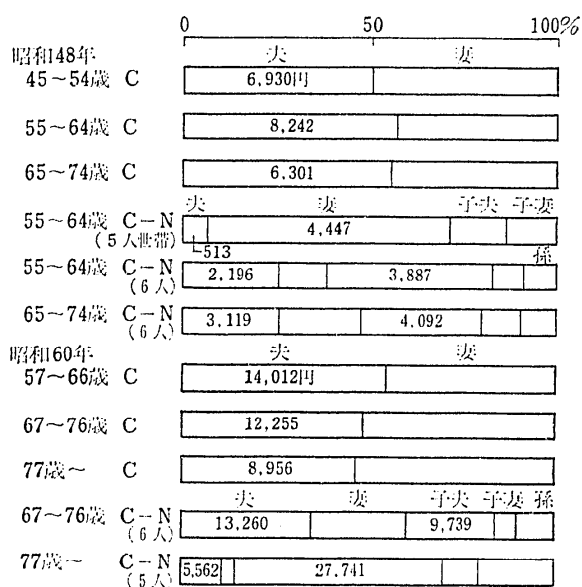


図 22 交際費の配分

妻の被服費と教養娯楽費に対する支出比率が、その上と下の周期段階にある妻よりも低く、かつ48年時（55～64歳Cの妻であった）においても、12年を経過した60年においてもその傾向は変化していないことである。世帯調査からみた生活満足度もこの段階は上下の段階が満足度を引き下げているにもかかわらず、100%近くにまで満足度を上昇させており、この年代の人々の生活信条なり、

生活姿勢のあらわれとみてとれないこともない。

V 掛川家計の位置づけ

実査を担当した各調査員の多くは、調査世帯の消費水準は掛川市（旧市街地）在住の勤労者世帯や無職（年金収入による生計維持）世帯のなかでは、かなりのハイレベルにある世帯群ではなかろうか、といった感触をもった。

また、一般的にいっても家計の実態を把握するというこの種の調査では家計がよく整い、かつ第三者の目にふれたときでも（もちろん、いずれの世帯の家計であるかは守秘義務を守り、処理も慎重に行って、いささかでもプライバシーの侵害になることのないよう十分な配慮を行ったものであるが）、所得水準においても、消費行動においても恥ずかしいことのない、いってみれば自家の恥部をさらけ出す懸念のまったくないような世帯が被調査世帯として協力することが多く、そしてそれは通常は標準以上の家計群であることが多い。

ここではその疑念などに対し、掛川家計の位置づけを行おうとしたものである。

用いた資料は総務庁の昭和60年家計調査と昭和59年全国消費実態調査である。対比をするために消費費目の構成などについては、家計調査ベースに合わせて費目の編成替えを行い、本掛川家計との整合性をはかっている。

ここでの分析には表5に掲げた家計群を用いている。

(1) 昭和60年家計調査による十分位階級別平均収支額を用いた対比

家計調査の全国・勤労者世帯の十分位階級別収支各項目の平均値を図上にプロットし、さらにそのうえに掛川家計の各タイプの平均値を重ねた。

(1) 実収入と勤め先収入との関係を図23で示

した。実収入に占める勤め先収入は掛川家計の稼ぎ手が中高年以降の者であるだけに、各タイプは対角線より下方に分布し、稼働力の喪失状況を如実にあらわしている。Cタイプがとくに低いが、C-N、M-Nは子世代の

表 5 比較に用いた家計調査の世帯規模

			サンプル数	平均世帯人員	対象者(世帯主)年齢
昭和48年掛川家計	C C-N M-N	C	62	2	60.0
		C-N	22	5.8	63.9
		M-N	32	5.0	63.7
昭和60年掛川家計	C C-N M-N	C	49	2	68.96
		C-N	25	5.92	71.28
		M-N	11	4.72	対象者妻 73.0 子世代夫 47.8
昭和48年 家計調査	全 国 { 静岡県 {	全 世 帯	8,050	3.91	44.0
		勤 労 者 世 帯	5,358	3.85	40.9
		全 世 帯	95	3.94	44.9
		勤 労 者 世 帯	55	3.75	41.6
昭和60年 家計調査	全 国 { 静岡県 {	全 世 帯	7,985	3.71	47.4
		40~44歳	1,168	4.13	42.0
		60~64	580	2.94	61.8
		65~	876	2.76	71.1
		勤 労 者 世 帯	5,127	3.79	43.1
		全 世 帯	95	3.68	49.3
		勤 労 者 世 帯	54	3.77	44.7
昭和59年 全国消費	静岡県 勤 労 者 世 帯		953	40.1	42.4

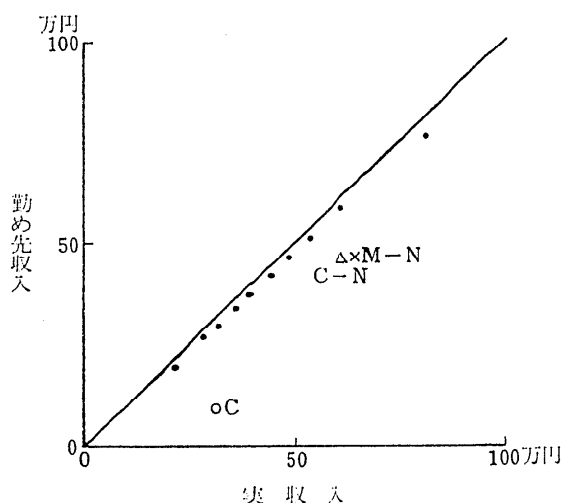


図 23 実収入と勤め先収入(世帯単位)

勤め先収入に支えられて、かなり上位に位置している。

- (2) 実収入に占める恩給・年金は表6にみられるように、総務庁・家計群の世帯主年齢の若さから未受給であるか、受給額が低額なのであろう、図24で明らかなように下位にあり、

掛川家計での恩給・年金が3タイプともはるかに上方に位置する。Cタイプが群を抜いて高く、C-N、M-Nの順を示し、勤め先収入とその位置を逆転させている。

- (3) 先に、掛川家計の「実収入-実支出」差は大きいと述べたが、全国全世帯の家計からみると図25のように幾分、掛川家計のほうがその幅差が大きい程度である。M-Nは収支規模は高いが、幅差は小さい。

- (4) 預貯金ならびに預貯金引き出しが、かなりの額で目立つと前述したが、全国的には図26のごとく3タイプとも下方に位置するが、CおよびC-Nは預貯金差し引き残が大きい。

- (5) 住宅費のなかの家賃・地代は図27にみられるように、3タイプとも持ち家率の高さ(昭和48年84%、昭和60年90%)を反映してきわめて低額であるが、返済中の住宅ローンは多く、Cタイプこそその額も少ないが、C-Nは中位、M-Nは上方に位置し全国的にみても返済額は大きい。

家賃・地代と返済住宅ローンの関係は全国的にみても逆進的であって、所得の規模が増

表 6 昭和60年 FIES, 全国, 勤労者世帯年間収入十分位階級別収入と支出

世帯平均

昭和60年掛川家計 (円)

	平均	第I階級	第II	第III	第IV	第V	第VI	第VII	第VIII	第IX	第X	C	C-N	M-N
世帯人員 (人)	3.79	3.22	3.50	3.69	3.78	3.83	3.89	3.93	3.95	4.09	4.00	2.00	5.9	4.7
世帯主年齢 (歳)	43.1	40.3	38.6	39.8	40.8	41.7	42.9	44.4	46.1	47.0	49.8	69.0	71.3 (41.6)	73.0 (47.8)
実収入	444,846	212,172	283,622	316,322	357,854	394,565	443,466	487,033	534,462	612,902	806,061	312,956	609,759	644,481
勤め先収入	419,610	196,477	265,482	297,806	338,246	374,488	417,995	460,071	506,802	581,253	757,479	85,655	458,326	457,890
社会保障給付	6,171	6,023	4,291	5,480	5,511	4,639	4,830	5,123	6,488	7,801	11,528	175,624	123,900	112,465
恩給・年金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	173,062	122,968	111,990
仕送り	372	598	228	281	200	275	466	409	253	175	839	286	2,672	1,136
受贈	5,547	3,697	4,486	5,050	4,725	4,753	5,174	6,600	5,693	6,537	8,749	20,948	19,935	24,777
実収入以外の収入	212,976	102,976	131,531	138,748	177,862	187,008	217,851	240,933	252,679	290,074	390,096	47,910	53,690	103,347
預貯金引き出し	191,339	85,310	119,686	128,998	151,709	171,753	192,844	219,405	230,773	261,022	351,893	30,917	51,412	103,347
月賦・掛買	10,333	6,445	8,203	7,910	9,778	9,556	9,034	9,655	11,345	13,688	17,247	16,992	2,278	0
実支出	360,642	195,597	243,742	269,757	295,935	316,354	352,608	393,101	426,095	484,345	628,891	255,758	482,940	550,922
消費支出	289,489	173,992	210,328	231,007	247,963	261,325	285,172	316,110	336,937	374,430	457,629	223,491	393,552	444,492
食料費	74,369	52,320	61,031	67,162	69,934	73,120	76,468	81,046	82,034	87,264	93,318	60,811	145,505	124,101
外食 (一般)	9,629	5,798	7,654	8,321	8,940	9,546	9,763	10,290	10,623	11,777	13,579	10,591	30,152	28,017
家賃・地代	8,673	13,162	13,789	12,432	10,730	8,979	7,923	7,343	4,721	4,313	3,332	2,139	560	523
家具・家事用品	12,182	6,950	8,318	9,728	10,315	11,534	11,610	13,162	13,757	14,484	21,958	14,696	27,748	28,809
光熱費	14,378	10,791	11,767	12,578	13,320	13,786	14,094	15,333	16,187	17,195	18,727	9,635	17,520	19,232
被服費	20,176	10,133	13,079	14,127	15,384	17,468	18,975	22,146	23,370	28,020	39,056	10,765	22,414	32,912
医療保健費	6,814	5,310	6,360	6,437	6,399	6,197	6,696	7,275	6,808	6,931	9,725	6,018	9,429	7,950
交通通信費	27,950	17,536	22,623	22,108	24,660	23,989	28,601	30,416	32,508	37,728	39,339	20,647	31,849	41,874
教育費	12,157	4,068	5,581	7,540	8,492	9,332	12,419	14,422	16,854	20,498	22,362	0	10,487	20,550
教養娯楽費	25,269	11,888	16,623	19,106	23,104	23,373	26,277	27,438	30,702	33,123	41,051	18,353	37,078	36,937
旅費	4,464	1,509	2,271	2,517	3,433	3,524	3,891	4,783	5,500	6,573	9,542	8,765	15,821	13,143
交際費	25,224	13,608	16,801	18,661	20,247	22,149	25,214	28,436	30,396	33,541	43,189	30,980	37,129	56,347
非消費支出	71,153	21,605	33,414	38,751	47,972	55,029	67,436	76,991	89,158	109,915	171,262	32,266	89,388	106,430
実支出以外の支出	293,548	115,834	166,625	181,784	236,104	260,303	305,114	333,171	356,463	414,391	565,689	116,926	182,076	204,898
預貯金	216,822	78,105	127,473	135,194	168,039	193,413	223,815	245,521	267,436	309,228	420,094	70,092	116,053	98,891
生命保険料	24,586	13,034	17,126	19,389	20,945	22,614	24,012	26,923	27,888	32,338	41,593	24,491	35,752	64,504
月賦・掛買払い	12,806	9,192	10,295	10,736	11,205	13,510	12,120	13,176	12,694	15,487	19,641	1,970	7,503	3,702
住宅ローン返済	20,117	3,660	7,175	9,016	14,786	19,460	21,174	25,629	27,488	31,106	41,680	2,041	17,438	35,581

表 6 (つ づ き)

世帯員 1 人当たり

昭和60年掛川家計 (円)

	平 均	第 I 階級	第 II	第 III	第 IV	第 V	第 VI	第 VII	第 VIII	第 IX	第 X	C	C-N	M-N
世 帯 人 員 (人)	3.79	3.22	3.50	3.69	3.78	3.83	3.89	3.93	3.95	4.09	4.00	2.00	5.9	4.7
世 帯 主 年 齢 (歳)	43.1	40.3	38.6	39.8	40.8	41.7	42.9	44.4	46.1	47.0	49.8	69.0	対夫 子夫 71.3 (41.6)	対妻 子夫 73.0 (47.8)
実 収 入	117,374	65,892	81,035	85,724	94,670	103,020	114,002	123,927	135,307	149,854	201,515	156,478	103,349	137,124
勤 め 先 収 入	110,715	61,018	75,852	80,706	89,483	97,778	107,454	117,066	128,304	142,116	189,370	42,828	77,682	97,423
社 会 保 障 給 付	1,628	1,871	1,226	1,485	1,458	1,211	1,242	1,304	1,643	1,907	2,882	87,812	21,000	23,929
恩 給・年 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	86,531	20,842	23,828
仕 送 り	98	186	65	76	53	72	120	104	64	43	210	143	453	2,417
受 贈	1,464	1,148	1,282	1,369	1,250	1,241	1,330	1,679	1,441	1,598	2,187	10,474	3,379	52,717
実収入以外の収入	56,194	31,980	37,580	37,601	47,053	48,827	56,003	61,306	63,969	70,930	97,524	23,955	9,100	21,989
預貯金引き出し	50,485	26,494	34,196	34,959	40,135	44,844	49,574	55,828	56,473	63,820	87,973	15,459	8,714	21,989
月 賦・掛 買	2,726	2,002	2,344	2,144	2,587	2,495	2,322	24,567	2,872	3,347	4,312	8,496	386	0
実 支 出	95,156	60,744	69,641	73,105	78,290	82,599	90,645	100,026	107,872	118,422	157,223	127,879	81,854	117,217
消 費 支 出	76,382	54,035	60,094	62,604	65,599	68,231	73,309	80,435	85,301	91,548	114,407	111,745	66,704	94,573
食 料	19,622	16,248	17,437	18,201	18,501	19,091	19,656	20,622	20,768	21,336	23,330	30,406	24,662	26,405
外 食	2,541	1,801	2,187	2,255	2,365	2,492	2,510	2,618	2,689	2,880	3,395	5,296	5,111	5,961
家 賃・地 代	2,288	4,088	3,940	3,369	2,839	2,344	2,037	1,868	1,195	1,055	833	1,070	95	111
家具・家事用品	3,214	2,158	2,377	2,636	2,729	3,012	2,985	3,349	3,483	3,541	5,490	7,348	4,703	6,130
光 熱 費	3,794	3,351	3,362	3,409	3,524	3,600	36,231	3,902	4,098	4,204	4,682	4,818	2,970	4,092
被 服 費	5,324	3,147	3,737	3,829	4,070	4,561	4,878	5,635	5,917	6,851	9,764	5,383	3,799	7,003
医療保健費	1,798	1,649	1,817	1,744	1,693	1,618	1,721	1,851	1,724	1,695	2,431	3,009	1,598	1,692
交通通信費	7,375	5,446	6,464	5,991	6,508	6,263	7,352	7,739	8,230	9,224	9,835	10,324	5,398	8,909
教養娯楽費	6,667	3,692	4,749	5,178	6,112	6,103	6,755	6,982	7,773	8,099	10,263	9,177	6,284	7,859
旅 行	1,178	469	649	682	908	920	1,000	1,217	1,392	1,607	2,386	4,388	2,682	2,796
交 際 費	6,655	4,226	4,800	5,057	5,356	5,783	6,482	7,236	7,695	8,201	10,797	15,490	6,293	11,989
非消費支出	18,774	6,710	9,547	10,502	12,691	14,368	17,336	19,591	22,572	26,874	42,816	16,133	15,157	22,646
実支出以外の支出	77,453	35,973	47,607	49,264	62,461	67,964	78,436	84,776	90,244	101,318	141,422	58,463	30,860	43,595
預 貯 金	57,209	24,225	36,421	36,638	44,455	50,500	57,536	62,474	67,705	75,606	105,024	35,046	19,670	21,041
生 命 保 険 料	6,487	4,048	4,893	5,255	5,541	5,904	6,173	6,851	7,060	7,907	10,398	12,246	6,060	13,724
月 賦・掛 買	3,379	2,855	2,941	2,910	2,964	3,527	3,116	3,353	3,214	3,787	4,910	985	1,272	788
住宅ローン返済	5,308	1,137	2,050	2,443	3,912	5,081	5,443	6,521	6,959	7,605	10,420	1,021	2,956	7,570

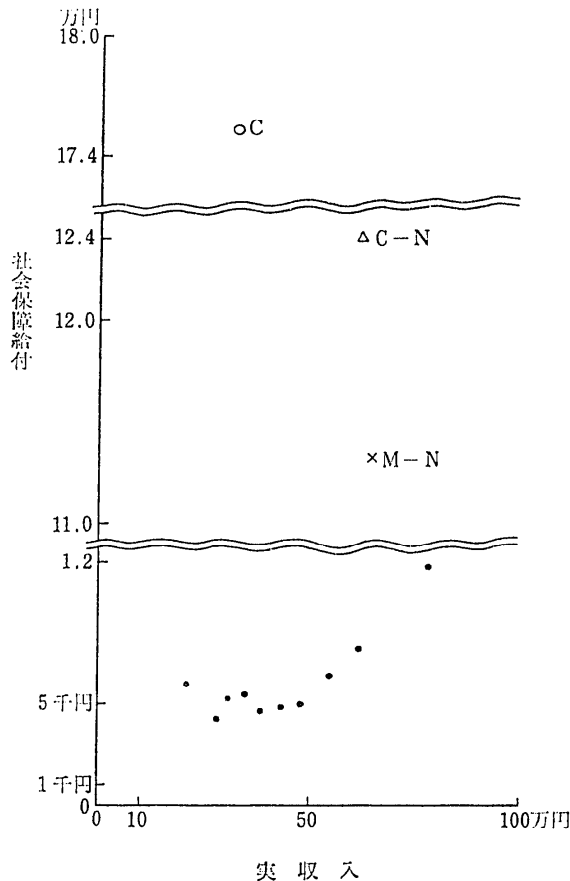


図 24 実収入と社会保障給付 (世帯単位)

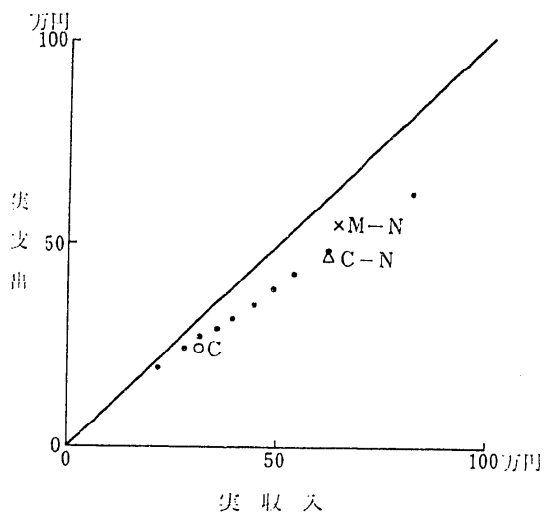


図 25 実収入と実支出 (世帯単位)

大するにつれて、家賃の地代が減少し、代わって住宅ローン返済が高まっている。

住居費を吟味し、位置づけなどを行う際は

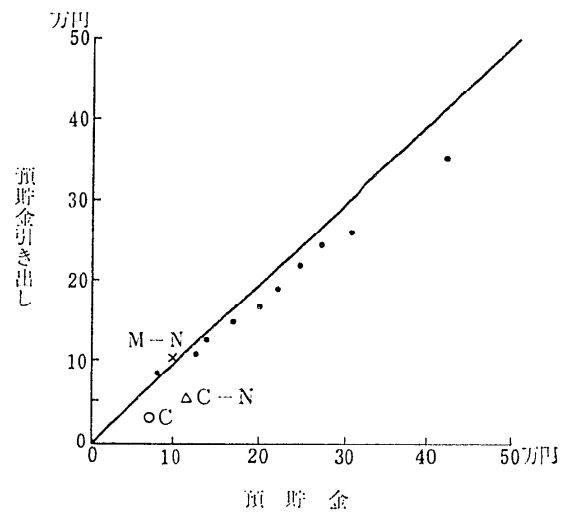


図 26 預貯金の入出状況 (世帯単位)

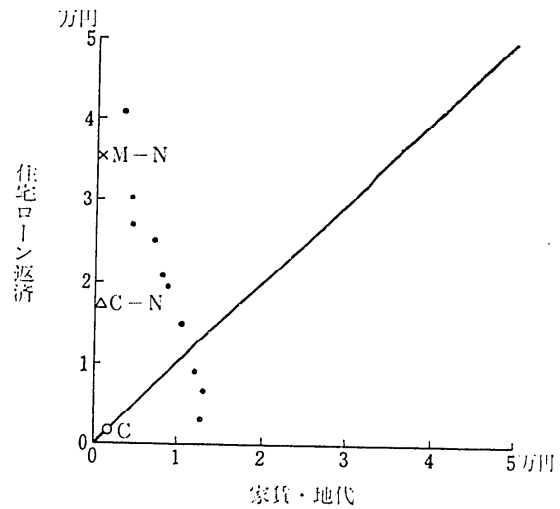


図 27 家賃・地代と住宅ローン (世帯単位)

この住宅ローンを抜きにしては論じえないところであろう。

以上の考察は世帯単位の総額をもって分析軸としたが、世帯単位でながめるかぎりにおいては、夫婦家族であるCタイプがいずれの面でも低位に位置し、ときには第1・十分位階級の平均値にすら及ばぬことがある。しかし、世帯単位の観察は、世帯主年齢の高下から生じる異なりや世帯の構成員の規模いかんによって著しく異なり、レベルの比較には不適當といえる。そこで単純に家族成員1人当たりの額を算出し、それによってレベル比較へ接近した。本来は配分額や消費単位などを用

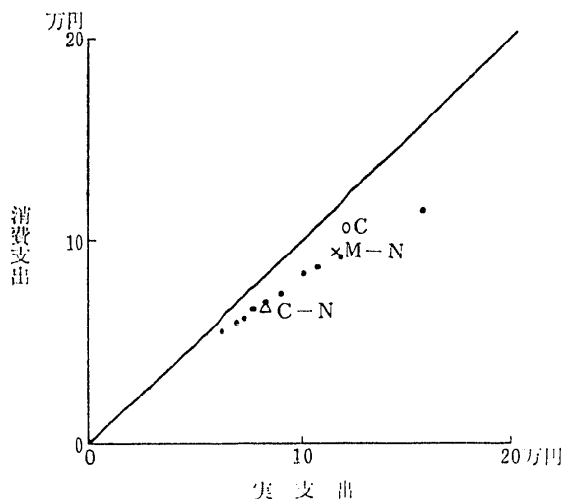


図 28 実支出と消費支出（1人当たり平均額）

いて吟味すべきであろうが、相対的なレベル比較のため1人当たり額で代用させた。

(6) 実支出と消費支出の関係を図28に示した。

世帯単位では常に低位置に終始したCタイプが上位にのぼり、第9・十分位の上方に位置している。M-NもCよりやや下方に位置し、C-Nも第5・十分位前後と全国的にみてほぼ中位にあることがわかる。掛川家計の家族成員個々の消費のレベルは決して低いほうではない。

(7) 次いで消費の各費目をながめるために図29～図33を用意した。

掛川家計群の食料費は、いずれのタイプも全国の家計群よりも上方に位置し、とくにCタイプの位置が高い(図29)。

外食費も3タイプとも群を抜いて全国より上位に位置している(図30)。

家具・家事用品費も掛川家計のほうがすべて高い(図31)。

交際費はC-Nタイプがほぼ全国並みであるが、M-N、Cは上方に位置し、とくにCタイプの交際費充当は大きく格差をみせている(図32)。

旅行費もみたが、掛川家計は一様に高い。高齢者のレジャー志向のひとつのあらわれであろうか(図33)。

主要消費費目についてみると掛川家計は全国レ

ベルを凌いではるか上方に位置している。消費支出のレベルは全国に比して、それほどの格差をみせていないのに、各費目にみるこの格差は何故で

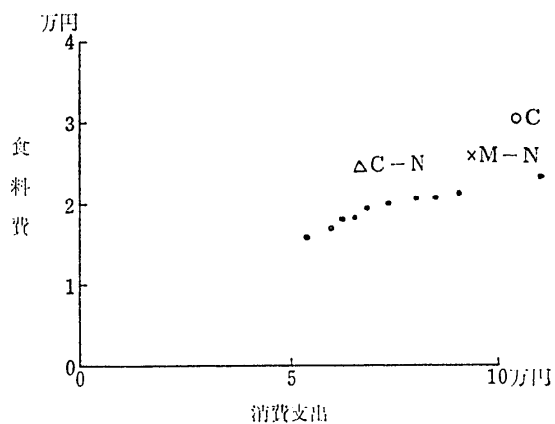


図 29 消費支出と食料費（1人当たり平均額）

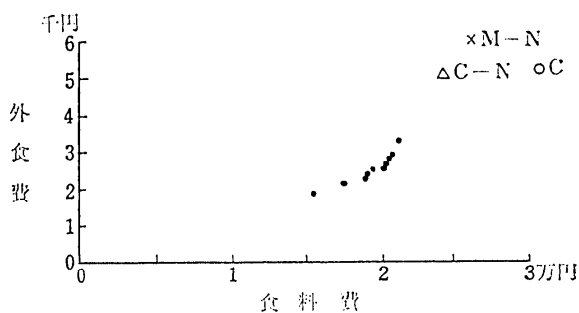


図 30 食料費と外食費（1人当たり平均額）

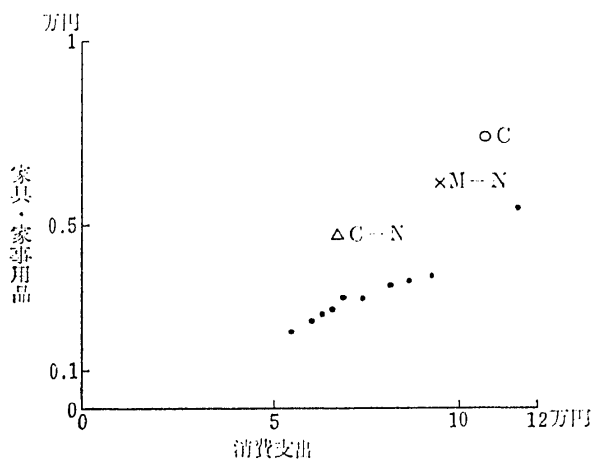


図 31 消費支出と家具・家事用品費（1人当たり平均額）

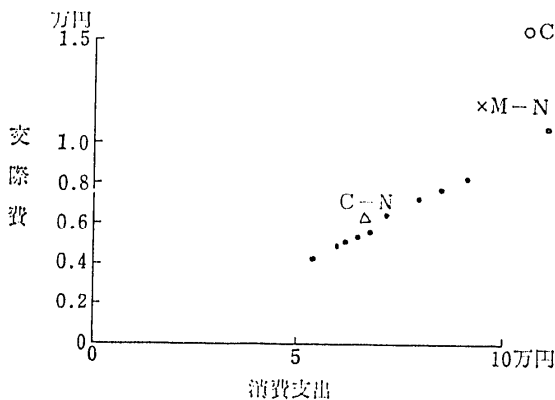


図 32 消費支出と交際費 (1人当たり平均額)

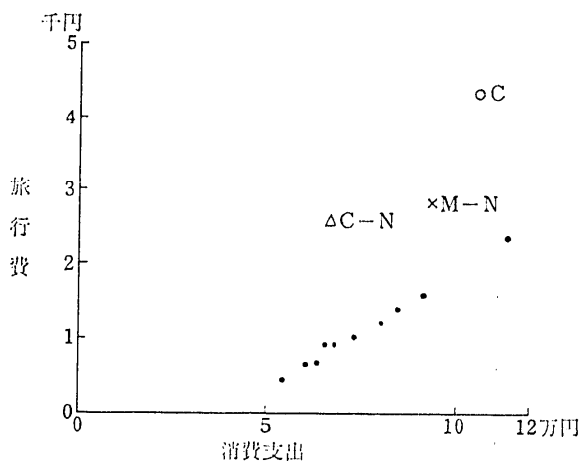


図 33 消費支出と旅行費 (1人当たり平均額)

あろうか。Cタイプについては孫世代に必要なとする教育費や教養娯楽費の支出を必要としないので、その財源をこれらの費目に振り向けることも可能であろうが、C-Nにおける教育費は第5・十分位並み、M-Nは第9・十分位並みの支出であるから（世帯主年齢と子世代夫年齢が41.7歳—41.6歳、47.0歳—47.8歳と同年代にある）、Cタイプにおける事由は成立しえない。ここでの分析はその理由を明らかにしえなかった。

(2) 消費構造の対比

表7および表8と図34からながめてみよう。

掛川市と同県内であり、それほど懸隔の地ではない静岡市の全世帯と勤労者世帯との対置のあいだに掛川家計をプロットして観察をしたものである。掛川家計が勤労者世帯と無職世帯との混在世

帯群であって、全世帯、勤労者世帯のいずれとも同質のものとして論ずるには無理があるので全世帯と勤労者世帯との両者関係をみながら、掛川家計の位置を知ろうとしたのである。

全世帯のほうが勤労者世帯より構成比を高めに見せている費目は食料費、被服・履物費であり、それと対照的なのが光熱水道費と教育費である。

食料費内の各費目については、肉乳卵費が全世帯側で高く、調理食品費と外食費が勤労者世帯の側で高い。

この両家計のなかに掛川家計の各タイプをプロットしてあるが、食料費ではC-Nが、家具・家事用品費では全タイプが高いが、Cタイプは特段にその構成比が大きい。

交通通信費と教養娯楽費でも、全タイプが幾分高めの気配をみせている。

食料費中では外食費が、その他の費目では交際費の構成比が掛川家計のすべてのタイプで高い。

静岡家計に比べ掛川家計で目立って低位にあるのは住居費をはじめ、被服・履物費、保健医療費であり、食料費のなかでは肉乳卵、調理食品、魚介類が記述の順で低い。

(3) 世帯類型別家計、世帯主年齢別家計による吟味

(1) 世帯類型別家計との対比

昭和59年の全国消費実態調査には世帯類型の別に家計が示されている。掛川家計とまったく一致するものはないが、近似的であるものを選んで対比を試みた。

表9がそれであるが、年齢の異なりを捨象して対比すると、概して掛川家計のほうが所得の規模は高い。

「実収入—実支出」の幅差をみると、消費実態調査家計は3万8,015円、2万3,012円、6万1,793円であるのに対し、掛川家計は13万6,231円、5万1円、12万2,509円と実収支黒字幅が大きい。

また、当然のことではあるが、掛川家計のほうが、消費実態調査家計よりも社会保障給付の実収入に占める割合は圧倒的に大きい。

消費の構造については、現役勤労者のみ世帯群である消費実態調査家計と引退後の年金による生

表 7 昭和60年掛川家計の消費構造 (昭和60年家計調査分類による)

	C		C-N		M-N	
	金 額	%	金 額	%	金 額	%
総 支 出	423,718		760,192		845,266	
実 支 出	255,758	100	482,940	100	550,923	100
消 費 支 出	223,491	87.38	393,552	81.49	444,493	80.68
食 料	60,811	27.21	145,505	36.97	124,101	27.92
穀 類	7,984	13.13	21,101	14.50	19,235	15.50
魚 介	7,123	11.71	16,834	11.57	12,561	10.12
肉	2,358	3.88	8,877	6.10	8,760	7.06
乳 卵	2,143	3.52	5,106	3.51	3,981	3.21
野 菜・海 草	10,151	16.69	18,816	12.93	18,091	14.58
果 物	4,371	7.19	8,127	5.59	8,266	6.66
油 脂・調 味 料	2,267	3.73	4,880	3.35	3,719	3.00
菓 子	3,592	5.91	9,232	6.34	8,935	7.20
調 理 食 品	3,851	6.33	9,732	6.69	4,392	3.54
飲 料	2,597	4.27	4,545	3.12	3,097	2.50
酒 類	3,783	6.22	6,163	4.23	4,773	3.85
外 食	10,591	17.42	32,092	22.06	28,291	22.80
一 般 外 食			30,152	20.72	28,018	22.58
学 校 給 食	0		1,940	1.33	273	0.22
住 居	7,725	3.46	3,862	0.98	12,373	2.78
家 賃	2,139	0.96	560	0.14	523	0.12
光 熱 水 道	11,476	5.13	20,661	5.25	23,143	5.21
家具・家事用品	27,298	12.21	27,747	7.05	28,809	6.48
被 服・履 物	10,765	4.82	22,414	5.70	32,913	7.40
保 健 医 療	6,018	2.69	9,429	2.40	7,950	1.79
治 療 費			6,409		4,555	
買 薬			2,193		2,884	
交 通 通 信	20,647	9.24	31,850	8.09	41,874	9.42
交 通	8,710	3.89	10,080	2.56	13,466	3.03
自 動 車 関 連	3,127		13,538		17,538	
通 信	8,810		8,232		10,870	
教 育			10,487	2.66	20,550	4.62
教 養 娯 楽	18,353	8.21	37,078	9.42	36,938	8.31
教 娯 サ ー ビ ス	10,671	4.77	22,599	5.74	16,929	3.81
その他の消費支出	60,398	27.02	84,519	21.48	115,841	26.06
諸 雑 費	18,548		21,206		17,013	
交 際 費	30,980	13.86	37,129	9.43	56,347	12.68
非 消 費 支 出	32,266		89,388		106,430	

計維持世帯を含む掛川家計では基本的な消費行動の違いがあるうえに、生活行動も千差万別であるので、たしかに構成比率の差は示すものの、この程度の構成差は目くじらをたてて論ずるにはあたらないであろう。概して掛川家計の食料費構成が大きい。また、両家計とも子世代夫年齢はおおむね44歳前後であるので、孫の年齢には大差がないと思われるのに、C-Nタイプでは消費実態調査家計の食料費構成 27.8% に対し、掛川家計では

35.2%を示してエンゲル係数が高い。

(2) 世帯主年齢別家計との対比

対比を行ってきた総務庁家計調査の結果は、おおむね世帯主年齢が40歳代の家計であって、掛川家計の最低年齢57歳とはかなり年齢の開きがある。(1)において世帯類型ごとの両家計の対比を行ったが、ここで再度年齢階級別の家計によって吟味をしよう。

表10にそれを示しておいた。

表 8 家計調査の全世帯と勤労者世帯の対比

(静岡市)

(全国)

	全 世 帯		勤 労 者 世 帯		全 世 帯	
	昭 和 48 年	昭 和 60 年	昭 和 48 年	昭 和 60 年	昭 和 60 年	勤 労 者 世 帯
世帯人員 (人)	3.94					
世帯主年齢 (歳)	44.9					
実 収 入	円	%	円	%	円	%
勤め先収入			179,896	100	444,504	100
他の経常収入			169,062	93.98	414,286	93.20
社会保障給付			1,759	0.98	10,103	2.27
			—	—	7,995	1.80
実 支 出	円	%	円	%	円	%
消費支出	115,820	100	136,622	100	356,291	100
食料	35,996	31.94	118,912	87.16	285,754	80.19
衣類	5,293	4.61	35,860	26.25	75,675	21.23
被服	4,834	4.21	4,872	3.57	10,880	3.05
肉類	6,319	5.46	4,573	3.35	10,230	2.87
魚介	2,158	1.86	6,129	4.49	10,238	2.87
調理食品	4,377	3.78	2,018	1.48	6,409	1.80
外食	4,913	4.24	4,426	3.24	12,839	3.60
住居	2,421	2.09	5,854	4.29	11,639	3.27
家賃	4,708	4.06	3,318	2.43	6,491	1.82
光熱水道	5,616	4.85	4,400	3.22	16,260	4.56
家具・家事用品	11,299	9.76	6,054	4.43	11,278	3.16
被服・履物	2,302	1.99	10,747	7.86	20,511	5.76
保健医療	8,127	7.02	2,520	1.84	8,861	2.46
交通通信	3,815	3.3	9,301	6.8	23,767	6.67
教育	8,912	7.69	3,318	2.43	14,817	4.16
教養娯楽	3,618	3.12	9,422	6.9	23,608	6.63
教養娯楽	29,132	25.15	3,784	2.76	11,120	3.12
その他の消費支出	9,530	8.23	31,436	22.98	79,338	22.25
交 際			9,294	6.73	23,852	6.70
交 際						

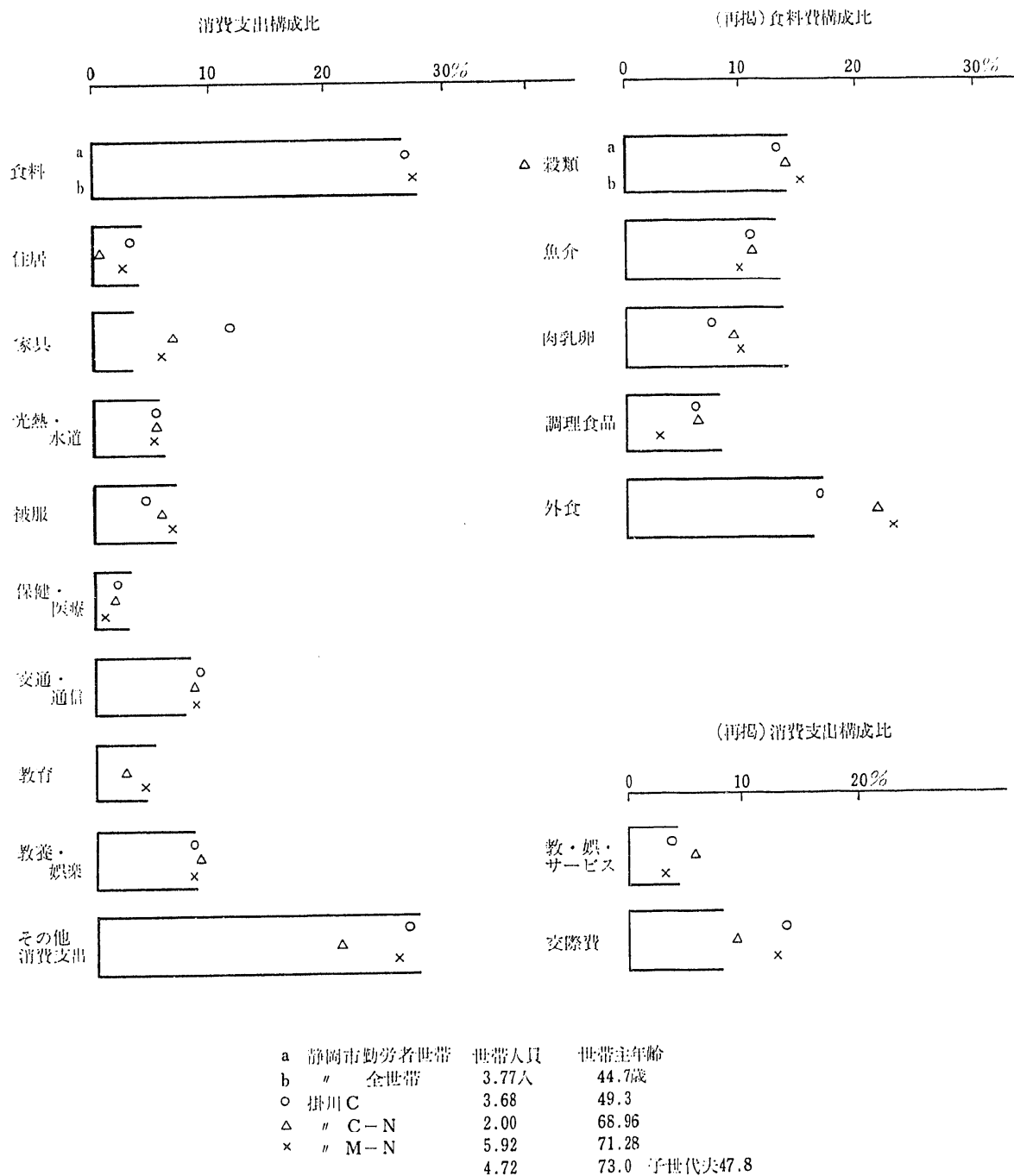


図 34 家計調査家計（静岡市）と掛川家計の消費支出構成比較（昭和60年分類による）

表 9 昭和59年全国消費実態調査の家計と昭和60年掛川家計

	㊦夫50～64歳の夫婦家族		㊦夫57～66歳のC→Cタイプ		㊦夫65歳～の夫婦家族		㊦夫67～76歳のC→Cタイプ		㊦夫婦と子供と親の世帯		㊦夫67～76歳のC→N→C→Nタイプ	
世帯人員	2人		2人		2人		2人		5.36人		6人	
世帯主年齢(対象者)	56.2歳		62.8歳		68.7歳		72.4歳		43.5歳		73.0歳	
実収入	392,490	100.0	433,744	100.0	219,327	100.0	255,850	100.0	433,259	100.0	627,860	100.0
勤め先収入	331,985	84.6	166,911	38.5	154,272	70.3	42,392	16.6	374,335	86.4	489,547	78.0
社会保障給付	23,367	6.0	166,287	38.3	47,855	21.8	177,783	69.5	16,819	3.9	110,817	17.7
実支出	354,475		297,513		196,315		205,849		371,466		505,351	
消費支出	284,674	100.0	240,913	100.0	172,968	100.0	190,659	100.0	309,104	100.0	398,513	100.0
食料費	58,078	20.4	65,042	27.0	50,118	29.0	58,928	30.9	86,025	27.8	140,404	35.2
被服費	14,474	5.1	23,662	9.8	14,438	8.3	4,195	2.2	18,169	5.8	21,041	5.3
娯楽費	18,531	6.5	22,701	9.4	18,411	10.6	16,030	8.4	27,511	8.9	43,339	10.9
交通通信費	22,819	8.0	35,727	14.8	12,546	7.3	13,483	7.1	37,874	12.3	34,883	8.8
交際費	36,765	12.9	26,198	10.9	25,889	15.0	25,663	13.5	27,981	9.1	39,069	9.8

注：1) ㊦は昭和59年の総務庁・全国消費実態調査（静岡県・勤労者世帯）。

㊦は昭和60年の社会保障研究所・掛川家計調査。

2) ㊦の社会保障給付額は「他の経常収入」のおおむね0.78に相当しているのをそれに乗じて算出してある。

3) ㊦のC→C、C→N→C→N、などは、昭和48年時と12年を経過した昭和60年時が同一タイプであって、同一タイプのまま12年間を経過した世帯群である。

表 10 昭和60年における世帯主（対象者）年齢階級別の全国全世帯（FIES）の家計と掛川家計

	昭和60年総務庁・家計調査				指数（40～49歳＝100）				昭和60年掛川家計	
	35～39歳	40～49歳	60～64歳	65歳～	35～39歳	40～49歳	60～64歳	65歳～	57～66歳C	67～76歳C
世帯人員(人)	4.30	4.13	2.94	2.76					2	2
世帯主年齢(歳)	36.8	42.0	61.8	71.1					62.8	72.4
消費支出	円 262,432	円 287,815	円 243,929	円 207,868	% 91.18	% 100	% 84.75	% 72.22	円 240,913	円 190,659
食料	76,533	84,310	65,781	59,602	90.78	"	78.02	70.69	65,042	58,928
穀類	9,864	11,792	9,065	8,582	83.65	"	75.87	72.78		
魚介	9,422	10,988	11,133	10,154	85.75	"	101.31	92.41		
肉乳卵	12,185	13,435	9,247	7,933	90.70	"	68.83	59.05		
調理食品	4,821	5,465	3,963	3,658	80.22	"	72.52	66.94		
外食	12,843	13,783	6,290	5,184	93.18	"	45.64	37.61		
住居	13,295	11,040	12,827	11,911	120.43	"	116.19	107.89		
家賃	9,979	6,678	4,672	4,452	149.43	"	69.96	66.67		
光熱水道	17,228	18,482	17,490	15,978	93.22	"	94.63	86.45		
家具・家事用品	11,060	11,951	11,524	10,468	92.54	"	96.43	87.50		
被服・履物	18,256	21,069	15,928	12,646	86.64	"	75.60	60.02	23,662	4,195
保健医療	6,593	6,280	7,872	7,238	104.98	"	125.35	115.25		
交通通信	24,717	25,605	20,457	14,982	96.53	"	79.89	58.51	35,727	13,483
教育	9,148	14,624	11,958	10,458	53.86	"	9.63	10.86		
娯楽	27,425	28,365	21,480	18,867	96.69	"	75.73	66.52	22,701	16,030
娯楽サービス	13,885	14,624	11,958	10,458	94.95	"	108.17	71.51		
その他消費支出	58,177	63,729	68,935	54,334	91.29	"	139.72	85.26		
交際	20,102	22,504	31,442	30,542	89.33	"	96.43	135.72	26,198	25,663

総務庁家計と掛川家計では世帯主（対象者）年齢と世帯人員に若干の違いがみられるが、それにしても消費支出の規模やエンゲル係数はおおむね近似した値を示している。総務庁家計が高段階で絶対額が高いのは、住居費、保健医療費、交際費であり、他の費目は全般的にその額が低いがとくに縮小傾向が激しいのは外食費を筆頭に、肉乳卵費、家賃、被服・履物費、交通通信費などである。

掛川家計をこれに重ねてみると、交際費はいずれの年齢階級でも掛川家計のほうが少額であるが、被服・履物費、交通通信費、教養娯楽費は57～66歳段階では掛川家計のほうが大きい、67～76歳段階では一様に掛川家計のほうが低くなっている。高段階への移行は掛川家計のほうが特定費目について縮小傾向が強いようである。

以上、掛川家計の位置づけについて吟味してきたが、掛川家計の各タイプを総務庁の全世帯や勤労者家計と対比する場合は、総務庁家計が周期段階が若いほうにかたよっていること、両家計の構成世帯人員が異なること、掛川家計には年金収入を生活源資とする世帯群が多く存在することなどの理由から、必ずしも掛川家計の位置を特定しきれないが、世帯類型別家計や世帯主年齢別家計との対置では、きわめて近似的な様相がみられた。

もちろん、個々の消費費目は必ずしも両家計の一致をみない点も多いが、それは両家計のもつ基本的な差異ではなく、人々の生活信条や生活姿勢、生活様式などから生じる違いとみるべきであろう。

したがって、実査時、掛川家計の世帯群は掛川市の一般家計よりかなりハイクラスではないだろうかとの感触は杞憂にすぎなかったといえる。

VI 結 語

(1) Cタイプは勤め先収入が減衰し、代わって恩給・年金等の社会保障給付が増大している。加齢に伴う勤め先収入の減衰勾配は12年前よりもゆるやかであるが、恩給・年金の増大勾配はさしたる変化がなく、その額の大きさが目立つ。

Cタイプの対象者夫の主収入（勤め先収入＋恩

給・年金）は、C—Nタイプの対象者夫の主収入よりも高いが、加齢によって下降していく。

(2) C—NおよびM—Nタイプでは対象者夫の勤め先収入の減衰に代わって、子世代の勤め先収入の増大分が加算されるので、所得源泉に対する恩給・年金の寄与割合は若干の増加傾向をみせるにとどまり、所得における源泉の割合は、12年前とさしたる変化をみせていない。共同家計の強みとでもいえる所得構造であろうか。

したがって、対象者の勤め先収入が加齢によっても、さしたる減衰をみせない場合は、それが子世代の収入と合算されて、かなり高い所得規模をみせている。77歳～のC—Nタイプなど、その好個の例といえよう。

(3) 対象者、子世代双方の消費の規模はCタイプでは高齢期へと段階がすすむにつれて、夫妻はほぼ同一規模のまま、互いにその規模を下降させている。

C—Nタイプでは対象者、子世代双方の夫は高段階へ向かって若干の増加をみせるが、妻は双方とも下降し、とくに子世代妻はその低下もやや大きく、なによりも絶対額が低い。

全国的な消費のレベルからみても、たしかにC—Nタイプの消費支出のレベルはそれほど高いものではなく、おおむね全国の中位にあるが、M—N、Cは高位に位置し、決して低いレベルには位置していない。

(4) 家族成員間への配分は、Cタイプではおおむね夫妻折半の形がみられ、12年前よりは妻分が増え、両者の配分比率の接近がみられる。

昭和48年時のC—Nタイプにおいては、対象者夫妻への配分は子世代の配分比率よりかなり低く、帰属する所得の多寡が共同家計のなかでの配分に影響を与えているかにみえるが、今回は対象者夫妻への配分率の高まりがみられ、子世代への配分比率を引き下げ、前記の傾向は払拭されたかにみえる。

なお、今回とくに子世代の妻の配分比率が目立って低いのは何故であろうか。

消費各費目への配分は、固定費的性格の強い食料費や光熱費を除いては、人々の生活履歴や生活

姿勢が反映されて多種多様であり、特段に規則性を見出すことはできない。

ひとつだけ特徴的な点をあげると、67～76歳Cタイプの対象者妻の被服費と教養娯楽費の取り分が、その上、下の周期段階の妻よりも低く、その傾向は昭和48年時も今回も変わっていない。

この年齢層においては世帯調査からみられる生活満足度もその前後の周期段階世帯群が昭和48年→59年に向かって満足度を低下させているのに対し、90.9%から97.3%へと満足度を高めている姿がみられ、この年齢層のある種の生活姿勢のあらわれとみられないこともない。

(5) 先に掛川家計は実収支による黒字幅が大きいと述べたが、掛川家計は所得規模の高まりにスライドして、消費の規模をそれほど上昇させてはいない。むしろ、ある消費のレベルへと各家計はシフトしている姿がうかがえる。もしそうであるならば、C—N、M—Nなどの共同家計は、Cの単独家計に比べて、より家計の柔軟性をもち、やむをえざる臨時出費にも即応しうる弾力性を発揮しうる可能性の高い家計といえる。

(6) これに対し、Cの単独家計は勤め先収入が減衰し遂にゼロに立ち至ったとき、代わって収入源泉となるべき恩給・年金はその受給額そのものが問題となる一方、僅少ではあっても別居子からの仕送りや受贈の多寡がおおいに問題となり、年金額が低い家計においては収入源泉として看過しがたいものとなってくるであろう。

(7) いま、勤め先収入と恩給・年金との二者関係を組み合わせたパターンでその点への考慮を試みてみよう。

Cタイプのまま、12年を経過した67～76歳Cタイプをみると、

パターンⅠ 勤め先収入がゼロであって、かつ年金収入も9万7,949円、11万5,725円と低額である世帯。

パターンⅡ 年金収入は1万9,870円、2万5,825円とパターンⅠよりなお低いが、目下のところ勤め先収入が20万円、20万4,820円とかなりの額にのぼり、主収入では22万～23万円台を

維持している世帯。

パターンⅢ 勤め先収入も恩給・年金額もそれほど高額ではないが、諸々の収入を合わせ、世帯実収入額が30万～40万円に達している世帯。

パターンⅣ 勤め先収入はゼロであるが、年金収入が30万800円、35万356円と高額である世帯。

と4つのパターンに分けることができる。

Cタイプのまま経過し、77歳～Cタイプに至っている世帯についてもながめてみよう。加齢のため勤め先収入はゼロまたは僅少であって年金収入を主な所得源泉としている高段階世帯群であるが、ここでもわずかに9万円の年金収入のみの世帯(パターンⅠ)と実収入が25万～28万円(パターンⅢ)の世帯群に分かれる。

現段階で、すでに問題視しなければならないのはパターンⅠの世帯群であり、加齢とともに、やがて勤め先収入が途絶えるとき、受給する年金額いかんではたちまちパターンⅠ化するであろう世帯群はパターンⅡといえる。

掛川家計のCタイプは明らかに二極分化の姿をみせているといわざるをえない。

それではパターンⅣは楽観視できる状態といえるのだろうか。

宇野論文(『家族周期と世代間扶養』、至誠堂、1978年、26頁)によると、掛川の対象世帯群は、

最長職種が公務員(三公社、五現業を含む)
であった(ある)者の率

	戦後結婚の者		戦中結婚の者		戦前結婚の者		
	45～ 54歳	55～ 59歳	55～ 59歳	60～ 64歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 74歳
Cタイプ	31.0%	42.9%	17.6%	22.2%		33.3%	17.9%
C—N タイプ					16.7%	6.3%	11.5%

上記のように公務員比率が高い。

かつて公務員であった者が受給する共済年金は、その水準が高く、しかも掛川家計に属する対象者は昭和60年の年金改正の外にあって、いわゆる数珠つなぎ方式が適用される人々であるが、年金改正が成熟したあかつきには夫婦の受給年金額は17万6,200円をもって上限とされるわけであるから、

将来の年金受給額がパターンⅣで示されるような恵まれたケースに立ち至るものはごく少ないものと考えなければならない。今日でも一般の年金生活者がことごとくパターンⅣを期待できるものでなく、パターンⅠに接近した姿である場合も多い点に思いを至さねばなるまい。

(8) 以上、掛川家計についての要約を行ってきたわけであるが、全国ベースあるいは静岡県や隣接の静岡市の家計と対比して、この掛川家計はどのような位置を占めるのであろうか。

十分位階級別にみると、Cタイプは世帯単位では所得も消費の規模も第1・十分位の下方に位置して低いが、C—NあるいはM—Nタイプは世帯単位でも第9・十分位よりも上方にあって高い。

しかし、Cタイプといえども、ほぼ相応する年齢層の家計と対比すると、むしろ掛川家計のほうが所得規模は大きいといえる。そして先にも述べたが、「実収入—実支出」の幅差が静岡県勤労者世帯群では3万8,015円、2万3,012円、6万1,793円であるのに対し、掛川家計は13万6,231円、5万1円、12万2,509円と大きい。ある種の家計調節の柔軟性に富む家計ともいえる。

世帯群の性格が異なるので、社会保障給付の家計に占める比率はもちろん、掛川家計のほうがはるかに大きい。

掛川家計は概してエンゲル係数が高く、持ち家率の高さを反映してであろう住居費比率は低い。

さらに一般の勤労者世帯群と比べると、掛川家計は外食費、家具・家事用品費、交通通信費、教養娯楽費、交際費などへの出費が大きい。

本稿は緒言に述べたように、夫婦家族(C),

三世代直系家族(C—N)、老父欠損三世代家族(M—N)を並列させ、昭和48年→昭和60年への加齢変化と中高年から高齢期へとすすむ周期段階ごとの対比の2観点からきわめて基礎的な分析を行ったものである。

平均値を中心としたこの分析は、タイプやグループごとの一次的な対比は可能であったが、

- 1) 観察単位のグルーピングを仔細にすればするほど例数の少なさがわざわざいって、きわめて大なり小なる値が1例でも算入されると平均値を乱して組織的傾向を見失わしてしまうことが多かった点。
- 2) 平均値の形で加齢変化と段階対比とを分離することの困難さ。
- 3) 世帯調査からの情報とのリンクに際し、それを平均値的に用いることの難しさ。
- 4) さらに人々の生活は生活履歴、就労経験、生活信条などの異なりから、あまりにもさまざまな生活行動を示して、これを一括、平均値のうえに投影してしまうことのためらい。

などの点から、分析上の限界がみられ、問題の本質に踏み込んだ分析を行うには、1例1例を図上にプロットした分布を範囲(最大値～最小値)、最頻値、中央値などの視点からの観察(これととも、例数の少なさは、しばしば分析を困難にする)をも含めて十分に考察しながら、それに1例観察(1例ごとに生活履歴や生活行動のはしばしを丹念にうかがいながら)を綿密に積み重ねて推論をくだすのが掛川家計に対しては当を得た分析といえるのではなからうか。

(まえだ・まさひさ 日本体育大学教授)

(ゆもと・よりこ 学習院女子短期大学教授)

家計の構造と家計費の構造

——家計の分離とかかわり——

御 船 美智子

I はじめに

家計調査により家計費の実態を探る目的のひとつは、家計費の水準の測定により、生活水準を測りそこにどのような生活問題があるのかを浮きぼりにすることにある。なぜ「家計」を対象とするのか。いうまでもなく、現代の経済社会において営まれている生活が、家庭を単位としているため、その家計費を測定するのである。しかし、今日、家庭を単位としてその生活費を測定することにどれほどの意義があるのか、疑問が残る。つまり、従来の意味での「家計」という枠内でどのような生活が賄われているのか、「家計」の枠外で賄われている生活があるのではないかと、さらにつきつめていけば「家計」の意味が変化しているのではないかと、では家計とは今日どういう形で成立しているのかという点である。「一大家族一家計」「家計は統一的・合理的な意志によって運営されている」という、従来、前提とされてきた家計像は、今日の家計の実態そのものではないように思われる。近年、こうした家計のあり方の変化は、「家計の個別化¹⁾」「個計化²⁾」などの言葉で表現されることが多い。「家計の個別化」の程度を測るにふさわしくデザインされた家計調査がほとんど存在しないことなどの理由で、「家計の個別化」については、言葉が多用される反面詳細な実証³⁾は多くなく、その基準も必ずしも統一的で明確なものではない。さらに家計の変容は「個別化」という視点だけでは捉えきれなくなっているように思われる。しかしながら、「家計の個別化」は現代家計の

変容のありさまを示すひとつの的確な表現であろうと考えられる。もちろん、こうした構造的な言葉で修飾され始めた家計については、今日、「家計とは何か」という基本的な点を明らかにする研究視座が必要と考えられる。以下では、掛川調査により可能なかぎり「家計の個別化」について検討したい。

本論においては三世代家族の家計を対象とし、その家計の構造と家計費の構造を明らかにしたい。家計の分離の程度や、分離した家計間のかかわりがどのような形でなされているのかを探り、現代家計の変容の一側面とその要因を考える。

II 管理担当形態からみた家計の構造とその類型

経済社会全体のなかで、家計はひとつの単位とみなされ、通常、家計管理者がその収支を把握しているとされる。しかし詳細にみると収入は複数あり、その管理は必ずしも1人の手にあるものではない。

掛川調査においては、家計簿とくらし帳の2種類の帳簿を適宜渡しており、その帳簿の管理担当の形態により“家計の構造”を知ることができる。すなわち、家計簿が管理する範囲を「本家計」、くらし帳が管理する範囲を「副家計」と考える。家計の構造の理念型は、大きく3つに分けられる。第1は「一大家族一家計型」(図1)で、高齢者の収入も子世代の収入も「本家計」に入り、高齢者の支出も子家族の支出も本家計から出るタイプである。第2は「完全分離型」(図2)で、高齢者

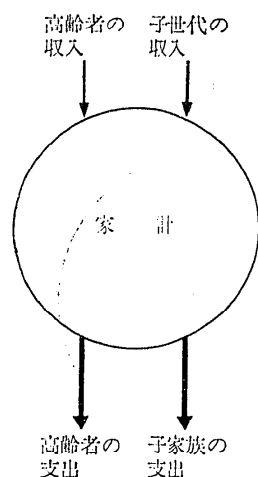


図1 「一家族一家計型」

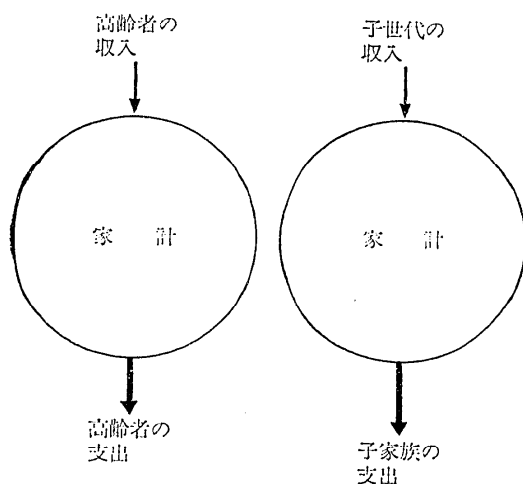


図2 「完全分離型」

の収入が入る家計（本あるいは副家計）から高齢者の支出が出、子世代の収入が入る家計（本あるいは副家計）から子家族の支出が出、両家計のかかわりのまったくないタイプである。第3は、本家計または副家計が2つあり、その家計間に何らかのかかわりがある「一部分離型」である。

高齢者夫婦と子家族からなる家族（C—Nタイプ）は、昭和60年掛川における家計調査で26あり、「一家族一家計型」は2、「完全分離型」は0、「一部分離型」が24と、圧倒的に「一部分離型」が多い。伝統的に家計研究が前提としてきた「一家族一家計型」は、今日、わずかであることが理解される。

一方、「完全分離型」もなく、大方は分離しながら相互に何らかのかかわりをもった複合的な構造をもつ家計といえる。

では、「一部分離型」の家計はどのような構造とかかわりをもっているのか。「一部分離型」をさらに類型化すると、理念型としては6類型（図3）考えられる。

I類型：「本家計」が2つあり、それぞれを高齢者、子世代が担当し、高齢者の家計からは子世代のための、子世代の家計からは高齢者のための支出が出るが、両家計間の金銭の移転はない。高齢者と子世代の財政力が同等の場合の型と予想される。

II類型：I類型とほとんど同様であるが、相互に金銭の移転がある点だけが異なる。この移転は支出目的が明確なものである。この型を進めるとII'型が考えられる。移転は拠出の意味をもち、ここに支出目的の明確な、高齢者・子世代に共通の支出を賄うための「財布」が想定される。掛川調査ではこの型はみられないが、ありうる型と思われる。

III類型：「本家計」を高齢者が担当し、「副家計」を子世代が担当、子世代から「本家計」への金銭移転がある。

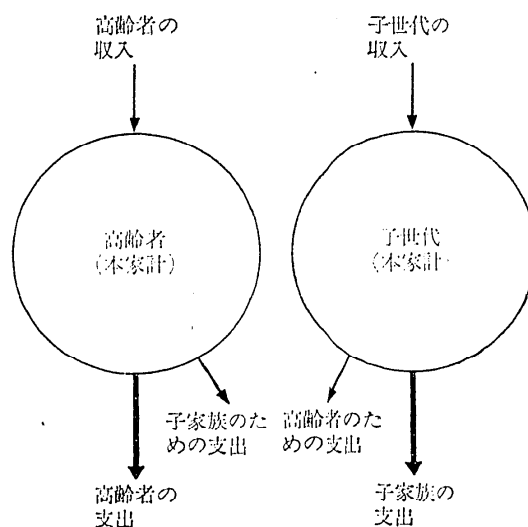


図3-1 「一部分離型」—I類型

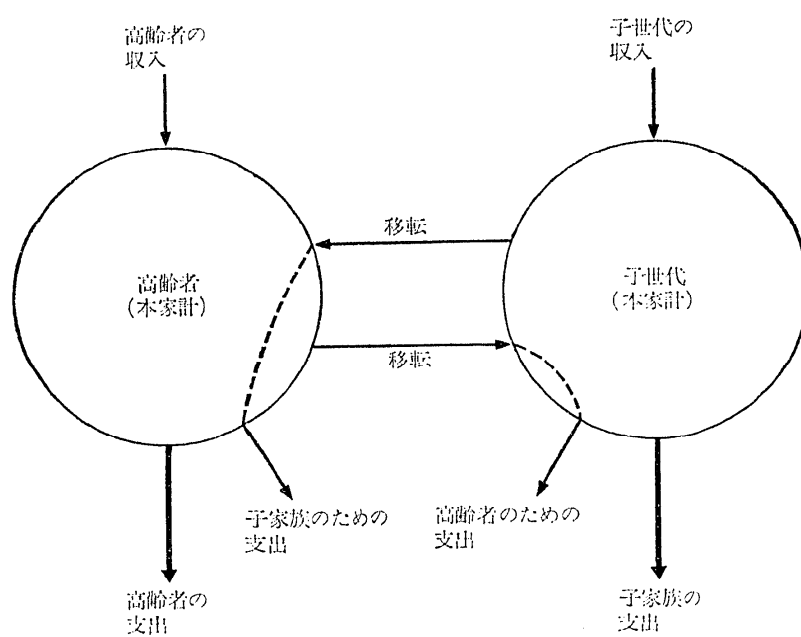


図 3-2 「一部分離型」Ⅱ 類型

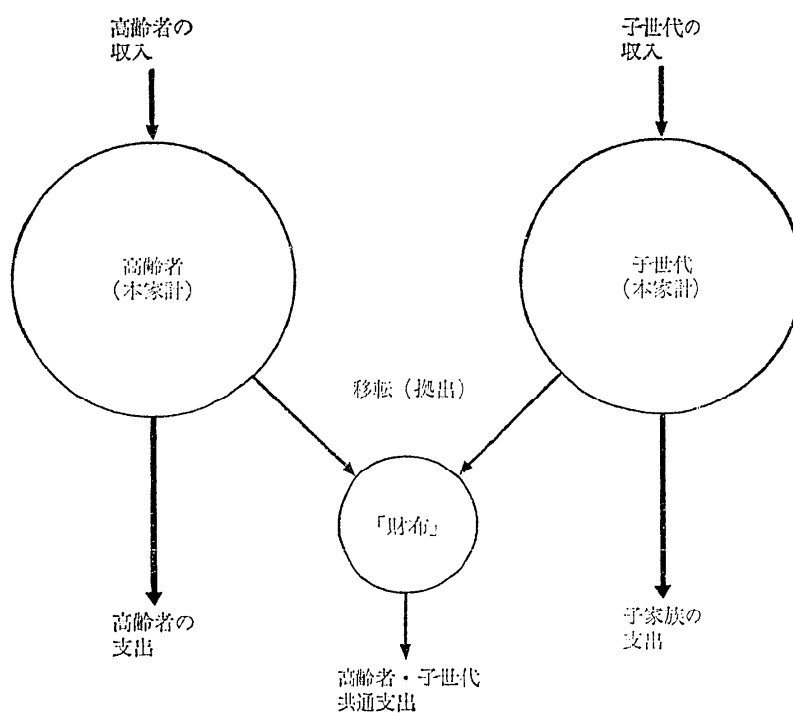


図 3-3 「一部分離型」Ⅱ' 類型

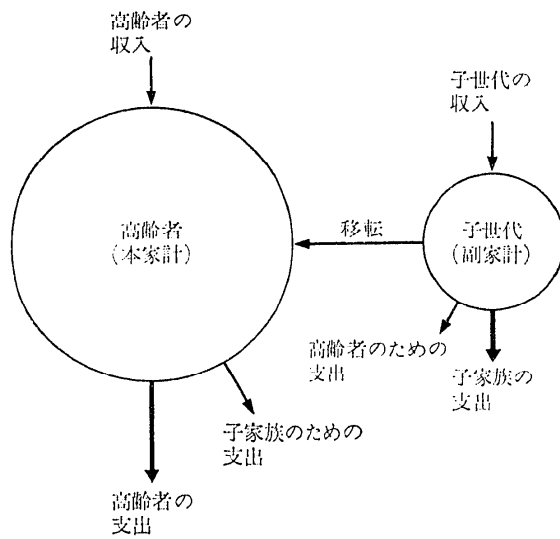


図 3-4 「一部分離型」—Ⅲ類型

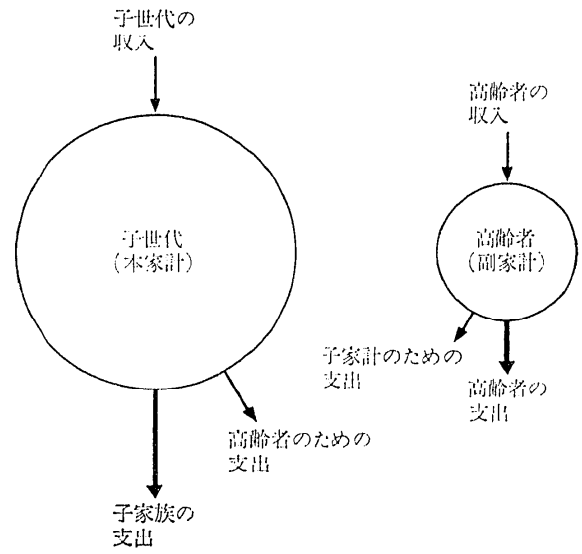


図 3-6 「一部分離型」—Ⅴ類型

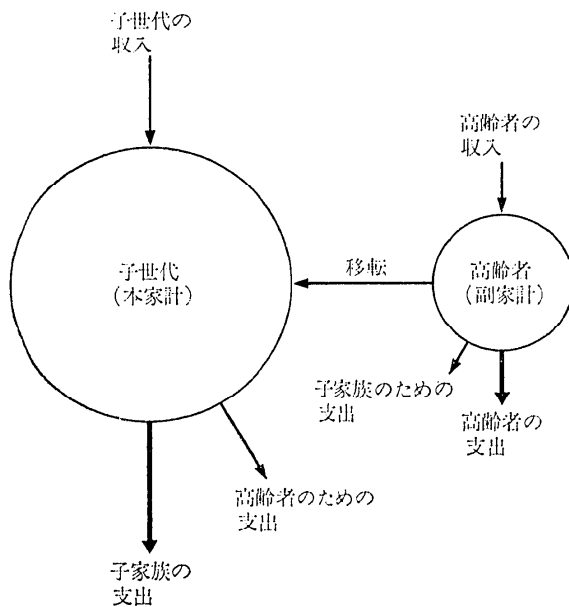


図 3-5 「一部分離型」—Ⅳ類型

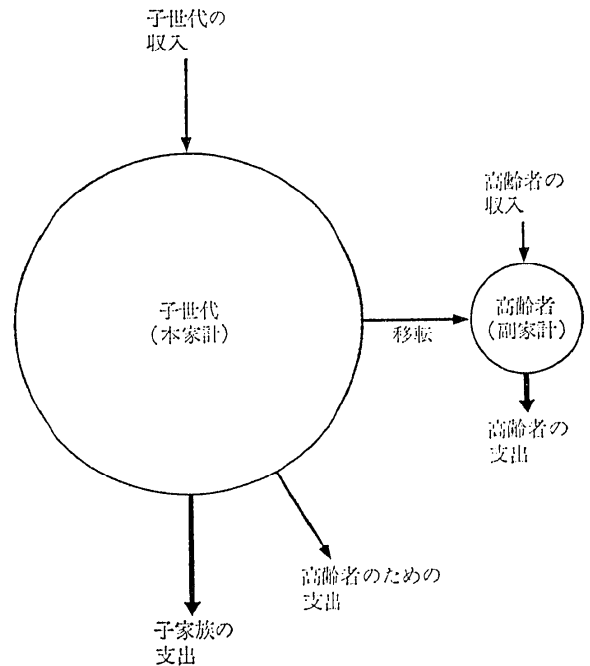


図 3-7 「一部分離型」—Ⅵ類型

Ⅳ類型：「本家計」を子世代が担当し、「副家計」を高齢者が担当，高齢者から「本家計」への金銭移転がある。

Ⅴ類型：「本家計」を子世代が担当し、「副家計」を高齢者が担当，「副家計」から「本家計」への金銭移転はない。

Ⅵ類型：「本家計」を子世代が担当し、「副家計」を高齢者が担当，子世代から「副家計」に移転がある。

Ⅲ 家計構造の類型とその規定要因

掛川調査における C-N タイプの実態では，Ⅱ類型が 1，Ⅲ類型が 8，Ⅳ類型が 5，Ⅴ類型が 9，Ⅵ類型が 1 であった。すなわち，高齢者が本家計を担当し子世代から移転が行われるケース，子世代が本家計を担当し高齢者から移転が行われる

表1 C—N タイプ「一部分離型」家計（複合的家計）の類型と特徴

類 型	II	III	IV	V	VI	計
ケース数	1	8(7)	5	9	1	24(23)
高齢者(夫)の年齢(歳)	66	66.9	71.0	74.1	74	70.9
子世代(夫)の年齢(歳)	31	36.3	43.6	44.2	44	41.1
高齢者可処分所得 ; Y ₁ (円)	334,779	175,981	204,139	94,659	27,000	150,707
子世代可処分所得 ; Y ₂ (円)	317,146	304,006	393,448	373,665	384,399	354,775
高齢者可処分所得の総可処分所得に対する割合(%)	51.3	36.7	34.2	20.2	6.6	29.8
子世代から高齢者への移転 ; T(円)	35,000 ▲40,000	84,286	▲51,160	0	16,193	15,017
本家計の規模(円)	329,779*	260,267*	444,608	373,665	368,206	352,430
副家計の規模(円)	322,146	219,720	152,979*	94,659*	43,193*	153,052
総家計の規模(円)	651,925	479,987	597,587	468,324	411,399	505,482
副家計が総家計に占める割合(%)	49.8	45.8	25.6*	20.2*	10.5*	30.3
子世代(妻)の収入(円)	0	128,175	75,788	95,896	176,400	100,680

注) * は、高齢者担当家計。

Ⅲ類型の1ケースは、子世代の家計の記入もれが多いため以下の数字は7ケースの平均。

ケース、子世代が本家計を担当し高齢者からの移転が行われないケースの3つの型が多い。こうした家計分離の各類型は、どのような特徴をもつか。例数が少ないため断定的結論を述べることはできないが、傾向を探るため各類型の平均を求めた。表1に示したように、本家計を高齢者が担当し、子世代からの移転があるⅢ類型は、高齢者の年齢、子世代の年齢ともに若く、子世代の妻の収入がⅣ類型、Ⅴ類型に比べ高い。つまり子世代妻の就労によって高齢者妻が家計を任されていると考えられる。また、高齢者可処分所得が総可処分所得に占める割合もⅤ類型に比べ高く、子世代と高齢者の経済力の格差が比較的少ない場合の類型といえる。

本家計を子世代が担当し、高齢者からの移転が本家計に入るⅣ類型はⅢ類型に比べ、高齢者、子世代とも年齢が高く、子世代夫の収入が高くなっている。高齢者可処分所得はⅢ類型に比べ若干高く、総可処分所得に対する割合はⅢ類型と同様であり、Ⅴ類型に比べて非常に高い。子世代妻の収入は低くⅢ類型と異なる点といえる。

本家計を子世代が担当し、高齢者が金銭移転をしないⅤ類型は、高齢者の可処分所得がⅢ類型、Ⅳ類型に比べ低く、その総可処分所得に占める割合は20%と低い。このタイプが掛川調査ではもっとも例数が多い。

Ⅱ類型、Ⅵ類型は各1ケースしかみられないが、

Ⅱ類型は充実した年金受給や定年の延長などにより今後ありうる型であり、Ⅵ類型は伝統的な「扶養される高齢者」、老齢福祉年金受給者のタイプであり、現下の問題である。

高齢者の収入にはかなりの格差があり、これがC—Nタイプの家計の構造を規定していると考えられる。また、子世代妻の就労も家計の構造を規定する一要因であると思われる。

“管理担当形態からみた家計の構造”は、家計管理が2つに分かれている分離型が多いこと、しかもそれは分かれている家計間に何らかのかかわりがある型である。こうした、内に複数の小家計をもつ家計を、いま、「複合的家計」と呼ぶ。複合的家計はいくつかに類型化され、その型は高齢者世代と子世代との経済力＝収入の格差により左右されること、子世代の妻の就労も要因のひとつとして考えられることが見出された。

Ⅳ 複合的家計の構造と家計費構造

家計管理が一部分離して複合的家計となるからこそ、家計費の構造とは別に家計の構造を問題とすべきことになる。伝統的な家計においては、家計管理は分離せずひとつであるから家計の構造は問題とならず、家計費の構造分析のみがテーマであった。収入と支出の対応関係、収入源泉別収入構造、費目別消費構造が検討された。

複合的家計の場合は、本家計と副家計という家計管理による単位が複数存在するため、家計の構造という問題設定をする必要が生じ、しかも家計の構造の内実を明らかにするためには、家計費の構造との関連を探る必要がある。家計の構造が家計費の構造を規定し、家計費の構造が家計の構造を規定するという関係のなかで、家計の構造とは何かを明らかにする必要がある。

複合的家計の構造は図4のように、所得、家計管理、支出の3つの側面から捉えられる。所得、支出は従来の伝統的な家計費構造においても扱われてきたが、中間に家計管理概念をおくことにより、複合的家計内の金銭移転という中間的、媒介的存在が表出した点が異なる。また、所得も支出も管理範囲に規定されたものになる。所得を高齢者、子世代別に分け、所得と金銭移転により担当家計の範囲が決まる。担当家計は、ある場合には高齢者担当家計が本家計となり、ある場合には子世代担当家計が本家計となる。高齢者の生活費と負担を考える目的もあり、以下では本家計・副家計の分類ではなく、高齢者担当家計と子世代担当家計とする。

各担当家計の収入は、生活費と黒字（あるいは赤字）に配分される。生活費は、さらに高齢者のためのものと子世代（子家族）のためのものに分けられ、4分類できる。すなわち、高齢者担当家計から支出された高齢者の生活費（ C_{11} ）、高齢者担当家計から支出された子世代のための生活費（ C_{21} ）、子世代担当家計から支出された高齢者のための生活費（ C_{12} ）、子世代担当家計から支出された子世代の生活費（ C_{22} ）である。黒字も高齢者担当家計の黒字（ S_1 ）と子世代担当家計の黒字（ S_2 ）に分類される。

類型別に複合的家計の家計費構造を所得、家計管理、支出の3側面からみると表2、図5となり、さらに詳しい消費支出構造は表3に示される。

Ⅱ類型は事例となるが、今後はこうした型も多く出現しよう。高齢者が食費として4万円、子世代が住居・光熱費として3.5万円、相手方に金銭を移転させる。移転させた部分はほとんどその目的のために消費されることになり、高齢者家計で

所得; Y	高齢者の可処分所得 Y_1		子世代の可処分所得 Y_2	
家計管理; H	高齢者担当家計 H_1		子世代担当家計 H_2	
支出; E	黒字 S_1	高齢者の生活費 C_{11}	子世代の生活費 C_{21}	黒字 S_2
			C_{12} 子世代の生活費 C_{22} └ 高齢者の生活費	

図4 複合的家計の構造

は3.6万円、子世代家計では5.1万円相手方のための支出がある。生活費負担はほぼ各世代ごとに賄う形となっている。家計間のかかわりは家計管理の側面からは移転の7.5万円、支出の側面からは C_{12} と C_{21} の計8.7万円あるといえる。 $S_1 + S_2 + C_{11} + C_{22}/Y$ を完全に家計が分離している割合と考えると86.5%は分離しているといえる。消費支出構造は、高齢者の消費支出が7割近く高齢者自身の管理下にあり、食料費以外は8割台、被服・教養娯楽・その他に至ってはすべて高齢者が自身で管理している。高齢者の費目別消費構造は食料費37.4%、被服・教養娯楽・その他が31.2%と他類型に比べその割合が大きく余裕がある。

Ⅲ類型は子世代担当家計が副家計として分離している。子世代の可処分所得の28%を本家計である高齢者担当家計に入れ、残りの72%を副家計として子世代が担当する。副家計はその4%を高齢者のために、62%を子家族自身のために消費し、34%を黒字にまわしている。また高齢者担当の本家計においては、高齢者自身の可処分所得が68%を占め、子世代からの移転が32%を占める。本家計は、高齢者自身のための生活費として48%、子家族のための生活費として49%を消費し、黒字は2%と非常に少ない。家計間のかかわりは移転からみると8.4万円であるが、支出面からみるとそれ以上に C_{21} が充当され、わずかながらある C_{12} も加えると13.7万円ある。 $S_1 + S_2 + C_{11} + C_{22}/Y$ は71.5%であり、完全分離度はⅡ類型に比べ低くなる。高齢者の消費支出は94%高齢者自身の管理下にある。逆に子世代の消費支出は半分ほどを子世代自身が管理する。そのなかで比較的管理割合が高いのが、保健医療・交通通信・教育費と被服・教養娯楽・その他の費用である。こうした費目は自ら管理する費目として完全分離しやすい費目と

表 2 C—N タイプ複合的家計の構造と家計費構造

類	型	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	V	Ⅵ	平 均
実 額 (円)	所 得	Y_1 334,779	175,981	204,139	94,659	27,000	150,707
		Y_2 317,146	304,006	393,448	373,665	384,399	354,775
	家計管理	$H_1; Y_1+T$ 329,779	260,267	152,979	94,659	43,193	165,725
		$H_2; Y_2-T$ 322,146	219,720	444,608	373,665	368,206	339,757
		$Y; H$ 651,925	479,987	597,587	468,324	411,399	505,482
	支 出	S_1 180,619	6,026	55,137	38,251	24,881	37,723
		S_2 42,569	75,390	153,744	87,640	108,057	97,211
		$S; S_1+S_2$ 223,188	81,416	208,881	125,891	132,938	134,934
		C_{11} 112,700	125,925	85,387	49,537	6,876	81,470
		C_{21} 36,460	128,316	12,455	6,871	11,437	46,531
		C_{12} 51,122	8,564	46,945	57,381	35,792	39,044
		C_{22} 228,455	135,766	243,919	228,644	224,356	203,503
		$C_1; C_{11}+C_{12}$ 163,822	134,489	132,332	106,918	42,668	120,515
		$C_2; C_{21}+C_{22}$ 264,915	264,082	256,374	235,515	235,793	250,033
割 合 (%)	S_1/Y	27.7	1.3	9.2	8.2	6.0	7.5
	S_2/Y	6.5	15.7	25.7	18.7	26.3	19.2
	C_{11}/Y	17.3	26.2	14.3	10.6	1.7	16.1
	C_{21}/Y	5.6	26.7	2.1	1.5	2.8	9.2
	C_{12}/Y	7.8	1.8	7.9	12.3	8.7	7.7
	C_{22}/Y	35.0	28.3	40.8	48.8	54.5	40.3
	S/Y	34.2	17.0	35.0	26.9	32.3	26.7
	S_1/H_1	54.8	2.3	36.0	40.4	57.6	22.8
	S_2/H_2	13.0	34.3	34.6	23.5	29.3	28.6

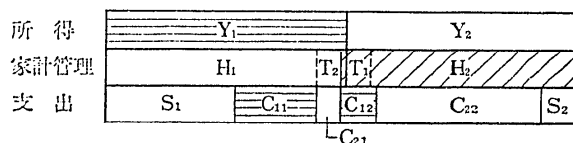


図 5-1 複合的家計Ⅱ類型の家計費構造

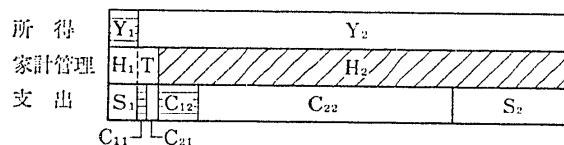


図 5-5 複合的家計Ⅵ類型の家計費構造

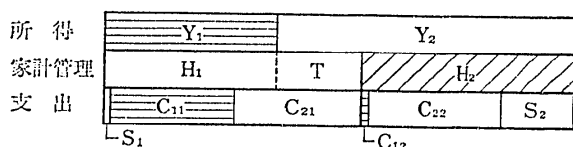


図 5-2 複合的家計Ⅲ類型の家計費構造

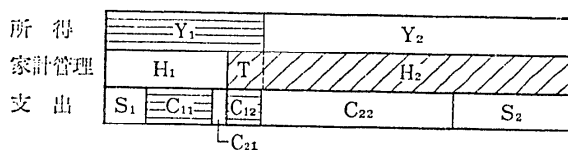


図 5-3 複合的家計Ⅳ類型の家計費構造

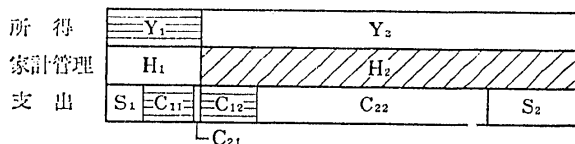


図 5-4 複合的家計Ⅴ類型の家計費構造

思われる。逆に食料費、住居費は本家計で賄われている。高齢者の費目別消費構造は、食料費40.8%、交際15.8%、被服・教養娯楽・その他17.3%とⅡ類型に比べ余裕が少なく、高齢者に交際費負担が多いのが特徴といえる。子世代の消費支出構造においては、交際費は2.8%にすぎず、高齢者に依存している形となっている。高齢者が本家計を担当していることによる影響が、こうした費目にあらわれている。

Ⅳ類型は、高齢者担当家計が副家計として分離している。高齢者の可処分所得の25%を本家計である子世代担当家計に入れ、75%を副家計として高齢者が担当する。この副家計は子世代のために8%を、56%を高齢者自身のために消費し、36%を黒字としている。また子世代担当の本家計にお

表 3-1 II 類型の消費支出構造 (C—Nタイプ)

家計	費 目	実 額 (円)			家計別割合 (%)			費目別割合 (%)			各生活費別割合 (%)		
		高 齢 者	子 家 族	合 計	高齢者	子家族	合 計	高齢者	子家族	合 計	高齢者	子家族	合 計
本家計 (高齢者)	食 料	18,558	11,310	29,868	12.4	7.6	20.0	30.3	—	17.6	11.3	4.3	7.0
	住居・光熱・家具家事用品	11,126	16,687	27,813	7.5	11.2	18.6	86.5	—	47.0	6.8	6.3	6.5
	保健医療・交通通信・教育	18,172	1,188	19,360	12.2	0.8	13.0	83.2	—	46.4	11.1	0.4	4.5
	交 際	14,902	5,417	20,319	10.0	3.6	13.6	88.5	—	39.5	9.1	2.0	4.7
	被服・教養娯楽・その他	49,942	1,858	51,800	33.5	1.2	34.7	97.8	—	48.7	30.5	0.7	12.1
	計	112,700	36,460	149,160	75.6	24.4	100	68.8	—	34.8	68.8	13.8	34.8
本家計 (子世代)	食 料	42,690	96,951	139,641	15.3	34.7	49.9	—	89.6	—	26.1	36.6	32.6
	住居・光熱・家具家事用品	1,732	30,337	32,069	0.6	10.9	11.5	—	64.5	—	1.1	11.5	7.5
	保健医療・交通通信・教育	3,660	18,670	22,330	1.3	6.7	8.0	—	94.0	—	2.2	7.0	5.2
	交 際	1,940	29,137	31,077	0.7	10.4	11.1	—	84.3	—	1.2	11.0	7.2
	被服・教養娯楽・その他	1,100	53,360	54,460	0.4	19.1	19.5	—	96.6	—	0.8	20.1	12.7
	計	51,122	228,455	279,577	18.3	81.7	100	—	86.2	—	31.2	86.2	65.2
総家計	食 料	61,248	108,261	169,509	14.3	25.3	39.5	100	100	100	37.4	40.9	39.5
	住居・光熱・家具家事用品	12,858	47,024	59,882	3.0	11.0	14.0	100	100	100	7.8	17.8	14.0
	保健医療・交通通信・教育	21,832	19,858	41,690	5.1	4.6	9.7	100	100	100	13.3	7.5	9.7
	交 際	16,842	34,554	51,396	3.9	8.1	12.0	100	100	100	10.3	13.0	12.0
	被服・教養娯楽・その他	51,042	55,218	106,260	11.9	12.9	24.8	100	100	100	31.2	20.8	24.8
	計	163,822	264,915	428,737	38.2	61.8	100	100	100	100	100	100	100

表 3-2 III 類型の消費支出構造 (C—Nタイプ)

家計	費 目	実 額 (円)			家計別割合 (%)			費目別割合 (%)			各生活費別割合 (%)		
		高 齢 者	子 家 族	合 計	高齢者	子家族	合 計	高齢者	子家族	合 計	高齢者	子家族	合 計
本家計 (高齢者)	食 料	49,656	80,400	130,056	19.5	31.6	51.2	90.4	—	77.3	36.9	30.4	32.6
	住居・光熱・家具家事用品	12,463	21,868	34,331	4.9	8.6	13.5	92.4	—	86.6	9.3	8.3	8.6
	保健医療・交通通信・教育	20,063	7,929	27,992	7.9	3.1	11.0	93.3	—	39.4	14.9	3.0	7.0
	交 際	21,273	3,974	25,247	8.4	1.6	9.9	100	—	88.4	15.8	1.5	6.3
	被服・教養娯楽・その他	22,470	14,145	36,615	8.8	5.6	14.4	96.3	—	32.6	16.7	5.4	9.2
	計	125,925	128,316	254,241	49.5	50.5	100	93.6	—	63.8	93.6	48.6	63.8
副家計 (子世代)	食 料	5,245	33,025	38,270	3.6	22.9	26.5	—	29.1	—	3.9	12.5	9.6
	住居・光熱・家具家事用品	1,022	4,283	5,305	0.7	3.0	3.7	—	16.4	—	0.8	1.6	1.3
	保健医療・交通通信・教育	1,445	41,693	43,138	1.0	28.9	29.9	—	84.0	—	1.1	15.8	10.8
	交 際	0	3,298	3,298	0.0	2.3	2.3	—	45.4	—	0	1.2	0.8
	被服・教養娯楽・その他	852	53,467	54,319	0.6	37.0	37.6	—	79.1	—	0.6	20.2	13.6
	計	8,564	135,766	144,330	5.9	94.1	100	—	51.4	—	6.4	51.4	36.2
総家計	食 料	54,901	113,425	168,326	13.8	28.5	42.2	100	100	100	40.8	43.0	42.2
	住居・光熱・家具家事用品	13,485	26,151	39,636	3.4	6.6	9.9	100	100	100	10.0	9.9	9.9
	保健医療・交通通信・教育	21,508	49,622	71,130	5.4	12.4	17.8	100	100	100	16.0	18.8	17.8
	交 際	21,273	7,272	28,545	5.3	1.8	7.2	100	100	100	15.8	2.8	7.2
	被服・教養娯楽・その他	23,322	67,612	112,207	11.2	17.0	28.2	100	100	100	17.3	25.6	28.2
	計	134,489	264,082	398,571	33.7	66.3	100	100	100	100	100	100	100

表 3-3 IV類型の消費支出構造 (C—Nタイプ)

家計	費 目	実 額 (円)			家計別割合(%)			費目別割合(%)			各生活費別割合(%)		
		高 齢 者	子 家 族	合 計	高齢者	子家族	合 計	高齢者	子家族	合 計	高齢者	子家族	合 計
本家計 (子世代)	食 料	31,925	101,730	133,655	11.0	35.0	46.0	—	96.0	90.2	24.1	39.7	34.4
	住居・光熱・家具家事用品	7,256	20,445	27,701	2.5	7.0	9.5	—	74.3	67.9	5.5	8.0	7.1
	保健医療・交通通信・教育	2,230	29,129	31,359	0.8	10.0	10.8	—	98.5	65.3	1.7	11.4	8.1
	交 際	1,316	14,620	15,936	0.5	5.0	5.5	—	100	34.7	1.0	5.7	4.1
	被服・教養娯楽・その他	4,218	77,995	82,213	1.5	26.8	28.3	—	83.6	77.8	3.2	30.4	21.2
	計	46,945	243,919	290,864	16.1	83.9	100	—	95.1	74.8	35.5	95.1	74.8
副家計 (高齢者)	食 料	10,341	4,224	14,565	10.6	4.3	14.9	24.5	—	—	7.8	1.7	3.7
	住居・光熱・家具家事用品	6,051	7,074	13,125	6.2	7.2	13.4	45.5	—	—	4.6	2.8	3.4
	保健医療・交通通信・教育	16,231	439	16,670	16.6	0.4	17.0	87.9	—	—	12.3	0.2	4.3
	交 際	30,019	0	30,019	30.7	0	30.7	95.8	—	—	22.7	0	7.7
	被服・教養娯楽・その他	22,745	718	23,463	23.2	0.7	24.0	84.4	—	—	17.2	0.3	6.0
	計	85,387	12,455	97,842	87.3	12.7	100	64.5	—	—	64.5	4.9	25.2
総家計	食 料	42,266	105,954	148,220	10.9	27.3	38.1	100	100	100	31.9	41.3	38.1
	住居・光熱・家具家事用品	13,307	27,519	40,826	3.4	7.1	10.5	100	100	100	10.1	10.7	10.5
	保健医療・交通通信・教育	18,461	29,568	48,029	4.7	7.6	12.4	100	100	100	14.0	11.5	12.4
	交 際	31,335	14,620	45,955	8.1	3.8	11.8	100	100	100	23.7	5.7	11.8
	被服・教養娯楽・その他	26,963	93,333	105,676	6.9	24.0	27.2	100	100	100	20.4	36.4	27.2
	計	132,332	256,374	388,706	34.0	66.0	100	100	100	100	100	100	100

表 3-4 V類型の消費支出構造 (C—Nタイプ)

家計	費 目	実 額 (円)			家計別割合(%)			費目別割合(%)			各生活費別割合(%)		
		高 齢 者	子 家 族	合 計	高齢者	子家族	合 計	高齢者	子家族	合 計	高齢者	子家族	合 計
本家計 (子世代)	食 料	33,037	80,398	113,435	11.6	28.1	39.7	—	95.8	90.8	30.9	34.1	33.1
	住居・光熱・家具家事用品	10,796	22,199	32,995	3.8	7.8	11.5	—	95.6	92.2	10.1	9.4	9.6
	保健医療・交通通信・教育	3,820	58,185	62,005	1.3	20.3	21.7	—	98.2	86.0	3.6	24.7	18.1
	交 際	3,041	14,926	17,967	1.1	5.2	6.3	—	93.9	65.2	2.8	6.3	5.2
	被服・教養娯楽・その他	6,687	52,936	59,623	2.3	18.5	20.8	—	99.5	72.7	6.3	22.5	17.4
	計	57,381	228,644	286,025	20.1	79.9	100	—	97.1	83.5	53.7	97.1	83.5
副家計 (高齢者)	食 料	7,924	3,566	11,490	14.0	6.3	20.4	19.3	—	—	7.4	1.5	3.4
	住居・光熱・家具家事用品	1,750	1,026	2,776	3.1	1.8	4.9	13.9	—	—	1.6	0.4	0.8
	保健医療・交通通信・教育	9,078	1,046	10,124	16.1	1.9	17.9	70.4	—	—	8.5	0.4	3.0
	交 際	8,615	974	9,589	15.3	1.7	17.0	73.9	—	—	8.1	0.4	2.8
	被服・教養娯楽・その他	22,170	259	22,429	39.3	0.5	39.8	76.8	—	—	20.7	0.1	6.5
	計	49,537	6,871	56,408	87.8	12.2	100	46.3	—	—	46.3	2.9	16.5
総家計	食 料	40,961	83,964	124,925	12.0	24.5	36.5	100	100	100	38.3	35.7	36.5
	住居・光熱・家具家事用品	12,546	23,225	35,771	3.7	6.8	10.4	100	100	100	11.7	9.9	10.4
	保健医療・交通通信・教育	12,898	59,231	72,129	3.8	17.3	21.1	100	100	100	12.1	25.1	21.1
	交 際	11,656	15,900	27,556	3.4	4.6	8.0	100	100	100	10.9	6.8	8.0
	被服・教養娯楽・その他	28,857	53,195	82,052	8.4	15.5	24.0	100	100	100	27.0	22.6	24.0
	計	106,918	235,515	342,433	31.2	68.8	100	100	100	100	100	100	100

表 3-5 VI類型の消費支出構造 (C—Nタイプ)

家計	費 目	実 額 (円)			家計別割合 (%)			費目別割合 (%)			各生活費別割合 (%)		
		高 齢 者	子 家 族	合 計	高齢者	子家族	合 計	高齢者	子家族	合 計	高齢者	子家族	合 計
本家計 (子世代)	食 料	23,427	72,598	96,025	9.0	27.9	36.9	—	89.5	87.9	54.9	30.8	34.5
	住居・光熱・家具家事用品	8,464	30,864	39,328	3.3	11.9	15.1	—	98.2	97.9	19.8	13.1	14.1
	保健医療・交通通信・教育	1,704	54,764	56,468	0.7	21.1	21.7	—	100	98.3	4.0	23.2	20.3
	交 際	666	8,087	8,753	0.3	3.1	3.4	—	97.6	96.7	1.6	3.4	3.1
	被服・教養娯楽・その他	1,531	58,043	59,574	0.6	22.3	22.9	—	96.4	95.3	3.6	24.6	21.4
	計	35,792	224,356	260,148	13.8	86.2	100	—	95.1	93.4	83.9	95.1	93.4
副家計 (高齢者)	食 料	4,782	8,483	13,265	26.1	46.3	72.4	17.0	—	—	11.2	3.6	4.8
	住居・光熱・家具家事用品	282	556	838	1.5	3.0	4.6	3.2	—	—	0.7	0.2	0.3
	保健医療・交通通信・教育	960	0	960	5.2	0	5.2	36.0	—	—	2.2	0	0.3
	交 際	100	200	300	0.5	1.1	1.6	13.1	—	—	0.2	0.1	0.1
	被服・教養娯楽・その他	752	2,198	2,950	4.1	12.0	16.1	32.9	—	—	1.8	0.9	1.1
	計	6,876	11,437	18,313	37.5	62.5	100	16.1	—	—	16.1	4.9	6.6
総家計	食 料	28,209	81,081	109,290	10.1	29.1	39.2	100	100	100	66.1	34.4	39.2
	住居・光熱・家具家事用品	8,747	31,420	40,167	3.1	11.3	14.4	100	100	100	20.5	13.3	14.4
	保健医療・交通通信・教育	2,664	54,764	57,428	1.0	19.7	20.6	100	100	100	6.2	23.2	20.6
	交 際	766	8,287	9,053	0.3	3.0	3.3	100	100	100	1.8	3.5	3.3
	被服・教養娯楽・その他	2,283	60,241	62,524	0.8	21.6	22.5	100	100	100	5.4	22.5	22.5
	計	42,668	235,793	278,461	15.3	84.7	100	100	100	100	100	100	100

いては、子世代自身の可処分所得が88%を占め、高齢者からの移転が12%を占める。本家計は、高齢者のための生活費として11%を、子家族自身のための生活費として55%を消費し、黒字は34%にものぼる。 $S_1 + S_2 + C_{11} + C_{22}/Y$ は90%と完全分離の割合は高い。高齢者の消費支出は65%を自身で管理し、食料費、住居・光熱・家具家事用品費以外は高齢者自身で管理している。高齢者の消費支出構造は、食料費32%、被服・教養娯楽・その他が20%、交際24%と、食料費の割合が少ないことが目立つ。またⅢ類型と同様、子世代に比べ高齢者の交際費負担が多いことがわかる。

V類型は高齢者担当家計が副家計として分離しており、総家計の2割ほどである。子世代家計への金銭移転はなく、高齢者担当家計は高齢者自身のために52%を消費し、子家族のためには7%を消費しているにすぎない。残りの41%は黒字となっている。一方、本家計の子世代担当家計は、その15%を高齢者のために消費し、子世代自身のために61%消費し、24%が黒字となっている。 $S_1 + S_2 + C_{11} + C_{22}/Y$ が86.3%と、完全分離度はⅣ類型に比べ若干下がる。高齢者の消費支出は、その

46.3%が高齢者自身の管理下にあるにすぎず、やはり食料費、住居・光熱・家具家事用品費の管理割合が低い。被服・教養娯楽・その他は77%を高齢者自身が管理し、交際、保健医療・交通通信費も7割以上を管理している。しかし、その割合はⅣ類型に比べ非常に低下している。消費支出構造は、食料費38%、被服・教養娯楽・その他27%、交際11%と、Ⅳ類型に比べ交際費の負担割合が少なくなっている。

Ⅵ類型では、高齢者の所得が非常に少ないため、副家計は子世代からの移転を含めて1割にすぎない。 $S_1 + S_2 + C_{11} + C_{22}/Y$ は88.5%であるが、 C_{11} も子世代からの金銭移転(T)により賄われているから、完全分離度($S_1 + S_2 + C_{22}/Y$)は86.8%である。高齢者の消費支出の84%は子世代担当家計によるもので、高齢者自身の管理は16%、7,000円弱であり、副家計というより小遣いと表現すべきものである。消費支出構造は、66%の食料費、21%の住居・光熱・家具家事用品費と、87%は必需的費用で消費水準が低い。こうしたなかで、何故 S_1 を確保するのか疑問として残る。

V 複合的家計の分離とかかわり

(1) 収入・家計管理における分離とかかわり

以上の複合的家計の家計費構造の検討から、複合的家計の分離、かかわりをどのように捉えられるか、その基準は何なのか考えると表4に整理されよう。まず、収入の分離とかかわりである。すでに述べたように収入は高齢者の可処分所得と子世代のものがあ、高齢者の可処分所得が総可処分所得に占める割合はⅡ類型が約半分、Ⅲ、Ⅳ類型が約3分の1、Ⅴ類型が5分の1、Ⅵ類型が15分の1となる。すなわち、Ⅱ類型では高齢者2分の1、子世代2分の1、Ⅲ、Ⅳ類型では高齢者3分の1、子世代3分の2、Ⅴ類型では高齢者5分の1、子世代5分の4、Ⅵ類型では高齢者15分の1、子世代15分の14を占めることになり、格差は大きくなっていく。完全分離型でいけばこの割合でそのまま家計が分離することになるが、一部分離型の複合的家計では金銭移転を通じ、担当家計

が決定され、高齢者担当家計の総家計に占める割合はⅡ、Ⅲ類型で半分、Ⅵ類型で4分の1、Ⅴ類型で5分の1、Ⅵ類型で10分の1となる。Ⅱ、Ⅲ類型では高齢者の家計は重要な意味をもつ。またⅣ、Ⅴ類型でも4分の1～5分の1の家計を担当しているのだから無視しえない。家計の個別化が問題提起されたのは、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ類型の2分の1～5分の1を占める高齢者担当家計(H₁)の存在であったと思われる。Ⅱ、Ⅲ類型の複合的家計は2分の1と2分の1の小家計に、Ⅳ類型では4分の1と4分の3の小家計に、Ⅴ類型では5分の1と5分の4の小家計に分離している。

収入の分離と家計の分離の差は、両世代間の金銭移転(T)にはかならず、それが世代間の家計の表面的なかかわりである。表4のように、Ⅱ類型の場合、高齢者、子世代ともに可処分所得の1割ほどを移転しあっている。Ⅲ類型では子世代がその可処分所得の約3割を移転し、それが高齢者家計の3分の1を賄う形となる。Ⅳ類型では高齢者の可処分所得の4分の1を子世代家計に移転し、

表4 家計の分離とかかわり

類 型	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ
Y ₁ /Y	51.3%	36.7%	34.2%	20.2%	6.6%
H ₁ /Y	50.2	54.2	25.6	20.2	10.5
T ₁ /Y ₁	11.9	—	25.1	—	—
T ₂ /Y ₂	11.0	27.7	—	—	4.2
T ₂ /H ₁	9.4	32.3	—	—	37.5
T ₁ /H ₁	12.4	—	11.5	—	—
R ; C ₂₁ + C ₁₂	87,582円	136,880円	59,400円	64,252円	47,229円
R/C	20.4%	34.3%	15.3%	18.8%	17.0%
C ₁₁ /C	26.3	31.6	22.0	14.5	2.5
C ₂₂ /C	53.4	34.1	62.8	66.8	80.6
R/Y	13.5	29.5	10.0	13.7	11.5
P ₁ ; Max. C ₂₁ , T ₂	C ₂₁ 36,460円	C ₂₁ 128,316円	C ₂₁ 12,455円	C ₂₁ 6,871円	T ₂ 16,193円
P ₂ ; Max. C ₁₂ , T ₁	C ₁₂ 51,122	C ₁₂ 8,564	T ₁ 51,160	C ₁₂ 57,381	C ₁₂ 35,792
P ₁ /H ₁	11.1%	49.3%	8.1%	7.3%	37.5%
P ₂ /H ₂	15.9	3.9	11.5	15.4	9.7
P ₁ + P ₂ /Y	13.4	28.5	10.7	13.8	12.6
B ₁ ; C ₁₁ + C ₂₁ - T	154,160円	169,955円	149,002円	56,408円	2,120円
C ₁ ; C ₁₁ + C ₁₂	163,822	134,489	132,332	106,918	42,669
S ₁	180,619	6,026	55,137	38,251	24,881
NT ; T + C ₁₂ - C ₂₁	9,662	▲ 35,466	▲ 16,670	50,510	40,549
NS ₁ ; S ₁ - NT	170,957	41,492	71,807	▲ 12,259	▲ 15,668
NT/Y ₁ (矢印はNTの)	2.9%	20.2%	8.2%	53.4%	150.2%
NT/Y ₂ (移転の方向)	↑ 3.0	↓ 11.7	↓ 4.2	↑ 13.5	↑ 10.5

それが子世代家計の1割を賄っている。V類型は移転がない。VI類型では子世代の可処分所得の4%が移転され、それが高齢者家計の4割弱を占めている。

この移転額の総可処分所得に占める割合はII類型で12%、III類型で18%、IV類型で9%、VI類型で4%となっており、家計のなかで小家計間の移転が少なからずされていることがわかる。

(2) 生活費についての家計管理の協同度

もとより自立自助を前提とした近代的家計においては、 C_{11} 、 C_{22} は当然の生活費形態であり、完全分離型の家計ならば Y_1 で C_{11} と S_1 を、 Y_2 で C_{22} と S_2 を賄うこととなる。複合的家計においては家計が分離しながらもかかわりをもっている所以は Y_1 と C_1 、 Y_2 と C_2 のミスマッチを調整する媒体としての T の存在と、 C_{12} 、 C_{21} の生活費形態の存在である。そこで C_{12} 、 C_{21} の存在そのものの大きさの和をとって、生活費管理の協同度という意味で家計間のかかわりを捉えることもできる。 $C_{12}+C_{21}=R$ とすると、 R はII類型で8.8万円、III類型で13.7万円、IV類型で5.9万円、V類型で6.4万円、VI類型で4.7万円となり、生活費総額に占める割合はIII類型が34.3%にもなり、生活費管理の協同度(依存度)が高いといえる。他の類型は15~20%にすぎない。また R が総可処分所得に占める割合ではIII類型が3割であるほかは、12%前後とわずかである。つまり三世代家族といえども家計はかなり分離しているといえるのである。

高齢者家計と子世代家計のかかわりは、 T_1 (高齢者から子世代への移転)、 T_2 (子世代から高齢者への移転)、 C_{21} 、 C_{12} を媒介とする。 T_1 、 T_2 が C_{21} や C_{12} に比べ大きい場合も小さい場合もあるので、いま、 C_{21} と T_2 、 C_{12} と T_1 の各大きい値を P_1 、 P_2 とし家計のかかわりとする、 P 値の大方は C 値をとるがIV類型の P_2 、VI類型の P_1 で T 値をとる。 P_1 、 P_2 の H_1 、 H_2 に占める割合はIII、VI類型の P_1 に高く、IV、V類型の P_1 、III類型の P_2 に低い。すなわち、III類型の高齢者世代の家計は子世代のための生活費で、VI類型の高齢者家計

は子世代からの移転で大きく相手方にかかわっており、IV、V類型の高齢者世代の家計、III類型の子世代の家計は相手世代のための生活費にほとんどかかわっていない。総可処分所得に占める P_1 、 P_2 の割合の和は、III類型を除いてやはり12%前後であり家計のかかわりは8分の1ほどである。なかでもIV類型はかかわりが少ないといえる。

こうして家計の分離とかかわりは、収入、家計管理、生活費などいくつかの視点から捉えられるが、その度合いは各類型ごとに、また高齢者、子世代各家計異なった形を示す。総じて家計のかかわりは大きくなく、すでに述べた完全分離部分の割合 $S_1+S_2+C_{11}+C_{22}/Y$ はII類型86.5%、III類型71.5%、IV類型90%、V類型86.3%、VI類型88.5%と大きい。複合的家計は完全分離していないものの、かなり分離が進んでいるといえる。とはいえ、やはり「一部分離」型の家計のかかわりは意味が大きく、この所以は生活費にあり、なかでも食料費、住居・光熱・家具家事用品、交際にあるようである。また交際費は高齢者の生活費のなかでは独特の存在であり、高齢者が経済力をもっているとき、高齢者独自の交際費として高齢者担当家計から支出される割合が多い。高齢者担当家計が高齢者の交際費を払っているその額は、III類型で2.1万円、IV類型で3万円、V類型で0.9万円とV類型は急激に減少している。

VI 高齢者の生活費負担と家計のかかわり

家計の表面的なかかわりは以上のごとくであるが、支出面の構造も考慮するならば各世代の生活費と実質的な負担がどのようになっているか検討する必要がある。

各担当家計はすでにみたように、当該家計担当者自身の生活費を賄うだけでなく、相互の生活費を賄っている。こうした生活費を媒介とした家計間のかかわりが多いのも、複合的家計の特徴となる。

(1) 高齢者の生活費負担

高齢者の実際の生活費負担は、

$$B_1 = C_{11} + C_{21} - T = Y_1 - S_1$$

であり、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ類型は15万円前後であるが、Ⅴ類型では急減し5万円ほどになり、平均で11.3万円である。これが、通常、意識されている高齢者の生活費負担である。

(2) 高齢者の生活費

一方、子世代担当家計からも高齢者の生活費が支出されている。高齢者の生活費は、

$$C_1 = C_{11} + C_{12}$$

であり、Ⅱ類型では16万円、Ⅲ、Ⅳ類型で13万円、Ⅴ類型で10.7万円、Ⅵ類型で4万円となる。

高齢者の生活費 (C_1) をすべて高齢者が賄ったならば、実現したであろう高齢者家計の純黒字 (NS_1) は、

$$NS_1 = Y_1 - C_1 = S_1 - (T + C_{12} - C_{21})$$

である。実際の高齢者家計の黒字に比べ、 $T + C_{12} - C_{21}$ だけ少なくなる。

(3) 高齢者・子世代各家計間の依存関係

これは、

$$T + C_{12} - C_{21} = NT$$

子世代から高齢者への純移転 (両世代家計間の実質的生活費援助) と呼ぶべきものである。純移転がマイナス (高齢者から子世代へ移転) であれば、実際の黒字は小さくなる。先のⅢ類型が黒字の値が小さいのは純移転によるものと思われる。純移転は、Ⅲ類型でマイナス3.5万円、Ⅳ類型でマイナス1.7万円と、高齢者が子世代家計を援助している。またⅤ類型では5万円、Ⅳ類型で4万円、子世代が高齢者の家計を援助している。表面的には金銭移転 (T) がないⅤ類型の場合でも実質的には5万円、子世代が高齢者家計を援助していること、Ⅲ、Ⅳ類型で高齢者が子世代家計を援助していることは注目し値する。 NT は、複合的家計における生活費をめぐる家計間援助という形の家計のかかわりを示す指標と考えられる。これを各世代の可処分所得との関連でみると、Ⅱ類型では子世代の可処分所得の3%を高齢者に移転させ、それは高齢者の可処分所得の3%にあたる。Ⅲ類型では高齢者の可処分所得の20%を子世代に与え、

それは子世代の可処分所得の11.7%にあたる。Ⅳ類型では高齢者の可処分所得の8.2%を子世代に移転し、それは子世代可処分所得の4.2%にあたる。Ⅴ類型では子世代可処分所得の13.5%を高齢者に移転し、それは高齢者の可処分所得の53.4%にもあたる。Ⅵ類型では子世代可処分所得の10.5%を高齢者に移転し、それは高齢者の可処分所得の1.5倍になる。

複合的家計の純移転というかわかりがもっとも少ないのはⅡ類型であり、Ⅳ類型も比較的かわかりが少なく、これは各世代がそれぞれの生活費を自ら賄い各が経済的独立をしていることを示すものである。ところがⅢ類型では高齢者が可処分所得の2割、Ⅴ、Ⅵ類型では子世代が1割以上を相手方に移転し、相手方が経済的に依存している。つまり扶養関係にある。

Ⅶ M—N タイプの家計の構造

(1) 家計の構造と家計費の構造

以上は、C—N タイプにおける家計の構造と家計費の構造である。三世代家族には、片親と子家族からなるタイプがあり、多くは母親と子家族のタイプである。高齢者妻と子家族からなる M—N タイプでは、昭和60年調査で11あり、「一大家族一家計型」は2、「完全分離型」はなく、「一部分離型」が9と、やはり「一部分離型」が多い。調査数が少ないため、その割合について断定はできないが、C—N タイプに比べて「一大家族一家計型」が多いと思われる。「一部分離型」をさらに類型化すると、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの類型はなく、Ⅳ類型が2、Ⅴ類型が6、Ⅵ類型が1である。片親となると、本家計は子世代が担当し、高齢者から子世代への金銭移転のないⅤ類型が多い。

M—N タイプの「一部分離型」の各型と、「分離なし」の家計の特徴は表5に示される。類型の高齢者の年齢との関係は見出されない。可処分所得との関係は、「一部分離型」のなかではやはりⅣ類型に高齢者の可処分所得が高い。高齢者担当家計の総家計に対する割合は、Ⅳ類型で12%、Ⅴ類型で15.5%、Ⅵ類型で17.4%と15%前後であり、

表 5 M—N タイプ「一部分離型」家計の類型と特徴

家 計 類 型	IV	V	VI	IV, V, VI平均	分離なし
ケ ー ス 数	2	6	1	9	2
高 齢 者 (妻) の 年 齢 (歳)	75.0	71.3	78	72.9	73.5
子 世 代 (夫) の 年 齢 (歳)	51.0	48.2	37	47.6	49.0
高 齢 者 可 処 分 所 得 (円)	99,160	78,557	43,908	79,286	129,326
子 世 代 可 処 分 所 得 (円)	476,592	426,805	265,765	419,975	612,584
高 齢 者 可 処 分 所 得 の 総 可 処 分 所 得 に 対 す る 割 合 (%)	17.2	15.5	14.2	15.9	18.1
子 世 代 か ら 高 齢 者 へ の 移 転 (円)	▲30,000	0	10,000	▲5,556	0
本 家 計 の 規 模 (円)	506,592	426,805	255,765	425,531	713,236
副 家 計 の 規 模 (円)	69,160	78,557	53,908	73,730	0
総 家 計 の 規 模 (円)	575,752	505,362	309,673	499,261	713,236
本 家 計 が 総 家 計 に 占 め る 割 合 (%)	88.0	84.5	82.6	85.2	100.0

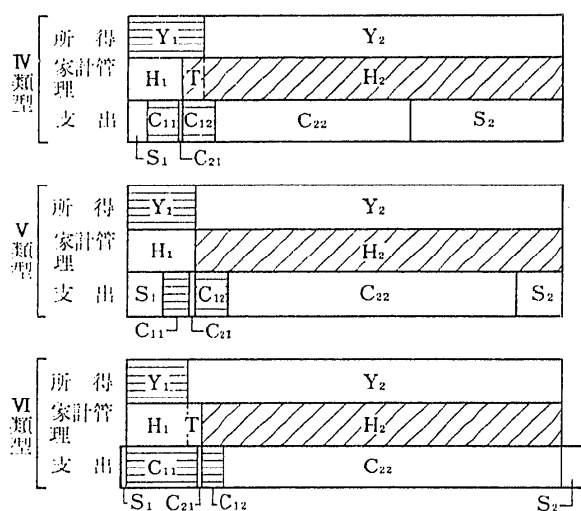


図 6 M—Nタイプの家計構造

C—N タイプに比べ割合は少ないものの家計が分離している。

家計の構造は図6に示される。また各担当家計別、世代別生活費が表6に、家計のかかわりの指標が表7に示される。

高齢者が子世代家計に移転するIV類型では、高齢者の可処分所得は総可処分所得の17.2%を占め、高齢者の可処分所得の3割を子世代に拠出する。子世代家計は3万円もらうが、高齢者の生活費(C₁₂)を食料費、交際費を中心に4.4万円ほど賄っている。一方、高齢者は可処分所得の25%を黒字として残し、自身で消費するのは45%にすぎない。高齢者自身が賄う高齢者の消費支出は被服・教養娯楽・その他がもっとも多い。高齢者の生活費のなかで高齢者が自身で管理する割合の高い

のは被服・教養娯楽・その他(94%)が高く、次に保健医療・交通通信(78%)が高く、交際費(36%)、食料費(24%)は低く、住居関係はゼロである。高齢者が子世代のために負担、管理するC₂₁はほとんどない。結局、純移転は9,330円を子世代が負担しており、C—NタイプIV型と異なる。

M—Nタイプに典型的な、高齢者から子世代への金銭移転のないV類型では、高齢者の可処分所得は総可処分所得の15.5%とIV類型に比べ若干少ない。8万円弱の可処分所得の半分を生活費に半分を黒字にまわす。子世代家計は高齢者の生活費を食料、住居関係の費用を中心に4万円ほど賄っている。この額はIV類型と大きく変わらない。しかし、高齢者の生活費(C₁)に占めるC₁₁の割合は費目別では被服・教養娯楽・その他は8割を、保健医療・交通通信、交際については6割ほどを自ら賄っているが、食料、住居関係を賄う割合は少なく、各34%、4%にすぎない。純移転は、子世代の3万2,619円負担となっている。子世代からの純移転があるために4万円ほどの黒字を出すことができたといえる。

VI類型は1ケースであり事例として扱うべきものである。このケースは食事別となっており、したがって高齢者の食料費管理の割合は高いが、住居関係の費用は子世代が管理し賄っている。子世代から高齢者に1万円移転され、高齢者の可処分所得と移転分がほとんどすべて高齢者の生活費になっており、赤字を出している。子世代も赤字

表 6-1 M—Nタイプ IV 類型の消費支出構造

家計	費 目	実 額 (円)			家計別割合 (%)			費目別割合 (%)			家計別費目別割合 (%)		
		高 齢 者	子 家 族	合 計	高齢者	子家族	合計	高齢者	子家族	合計	高齢者	子家族	合計
本家計 (子世代)	食 料	20,617	91,279	111,896	6.9	30.4	37.2	—	100	94.5	24.5	34.9	32.4
	住居・光熱・家具家事用品	6,453	33,550	40,003	2.1	11.2	13.3	—	100	100	7.7	12.8	11.6
	保健医療・交通通信・教育	2,160	46,172	48,332	0.7	15.4	16.1	—	100	86.3	2.6	17.7	14.0
	交 際	13,323	29,932	43,255	4.4	10.0	14.4	—	87.2	78.4	16.0	11.5	12.5
	被服・教養娯楽・その他	1,174	56,051	57,225	0.4	18.6	19.0	—	100	76.0	1.4	21.4	16.6
	計	43,726	256,984	300,710	14.5	85.5	100	—	98	87.2	52.4	98.3	87.2
副家計 (高齢者)	食 料	6,490	0	6,490	14.7	0	14.7	23.9	—	—	7.8	0	1.9
	住居・光熱・家具家事用品	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0
	保健医療・交通通信・教育	7,665	0	7,665	17.4	0	17.4	78.0	—	—	9.2	0	2.2
	交 際	7,549	4,396	11,945	17.1	10.0	27.1	36.2	—	—	9.0	1.7	3.5
	被服・教養娯楽・その他	18,043	0	18,043	40.9	0	40.9	93.9	—	—	21.6	0	5.2
	計	39,747	4,396	44,143	90.0	10.0	100	47.6	—	—	47.6	1.7	12.8
総家計	食 料	27,107	91,279	118,386	7.9	26.5	34.3	100	100	100	32.5	34.9	34.3
	住居・光熱・家具家事用品	6,453	33,550	40,003	1.9	9.7	11.6	100	100	100	7.7	12.8	11.6
	保健医療・交通通信・教育	9,825	46,172	55,997	2.8	13.4	16.2	100	100	100	11.8	17.7	16.2
	交 際	20,872	34,328	55,200	6.1	10.0	16.0	100	100	100	25.0	13.1	16.0
	被服・教養娯楽・その他	19,217	56,051	75,268	5.6	16.3	21.8	100	100	100	23.0	21.4	21.8
	計	83,473	261,380	344,853	24.2	75.8	100	100	100	100	100	100	100

表 6-2 M—Nタイプ V 類型の消費支出構造

家計	費 目	実 額 (円)			家計別割合 (%)			費目別割合 (%)			家計別費目別割合 (%)		
		高 齢 者	子 家 族	合 計	高齢者	子家族	合計	高齢者	子家族	合計	高齢者	子家族	合計
本家計 (子世代)	食 料	14,334	92,200	106,534	3.9	24.8	28.7	—	95.0	89.6	20.3	27.2	26.0
	住居・光熱・家具家事用品	18,232	25,967	44,199	4.9	7.0	11.9	—	94.4	95.1	25.8	7.7	10.8
	保健医療・交通通信・教育	2,115	84,240	86,355	0.6	22.7	23.3	—	99.7	95.2	3.0	24.9	21.1
	交 際	2,547	27,471	30,018	0.7	7.4	8.1	—	100.0	88.6	3.6	8.1	7.3
	被服・教養娯楽・その他	3,214	100,858	104,072	0.9	27.2	28.0	—	98.9	87.2	4.5	29.8	25.4
	計	40,442	330,736	371,178	10.9	89.1	100	—	97.7	90.7	57.2	97.7	90.7
副家計 (高齢者)	食 料	7,494	4,852	12,346	19.7	12.8	32.5	34.3	—	—	10.6	1.4	30.2
	住居・光熱・家具家事用品	736	1,532	2,268	1.9	4.0	6.0	3.9	—	—	1.0	0.5	0.6
	保健医療・交通通信・教育	4,038	287	4,325	10.6	0.8	11.4	65.6	—	—	5.7	0.1	1.1
	交 際	3,867	0	3,867	10.2	0	10.2	60.3	—	—	5.5	0	0.9
	被服・教養娯楽・その他	14,079	1,152	15,231	37.0	3.0	40.0	81.4	—	—	19.9	0.3	3.7
	計	30,214	7,823	38,037	79.4	20.6	100	42.8	—	—	42.8	2.3	9.3
総家計	食 料	21,828	97,052	118,880	5.3	23.7	29.1	100	100	100	30.9	28.7	29.1
	住居・光熱・家具家事用品	18,968	27,499	46,467	4.6	6.7	11.4	100	100	100	26.8	8.1	11.4
	保健医療・交通通信・教育	6,153	84,527	90,680	1.5	20.7	22.2	100	100	100	8.7	25.0	22.2
	交 際	6,414	27,471	33,885	1.6	6.7	8.3	100	100	100	9.1	8.1	8.3
	被服・教養娯楽・その他	17,293	102,010	119,303	4.2	24.9	29.2	100	100	100	24.5	30.1	29.2
	計	70,656	338,559	409,215	17.3	82.7	100	100	100	100	100	100	100

表 6-3 M—Nタイプ VI 類型の消費支出構造

家計	費 目	実 額 (円)			家計別割合 (%)			費目別割合 (%)			家計別費目別割合 (%)		
		高 齢 者	子 家 族	合 計	高齢者	子家族	合 計	高齢者	子家族	合 計	高齢者	子家族	合 計
本家計 (子世代)	食 料	2,363	102,057	104,420	0.7	29.5	30.2	—	99.1	84.2	3.2	30.9	25.9
	住居・光熱・家具家事用品	13,130	53,122	66,252	3.8	15.4	19.2	—	100	99.0	18.0	16.1	16.4
	保健医療・交通通信・教育	1,122	46,911	48,033	0.3	13.6	13.9	—	100	97.4	1.5	14.2	11.9
	交 際	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0
	被服・教養娯楽・その他	1,540	125,344	126,884	0.4	36.3	36.7	—	98.4	97.1	2.1	37.9	31.5
	計	18,155	327,434	345,589	5.3	94.7	100	—	99.1	85.7	24.9	99.1	85.7
副家計 (高齢者)	食 料	18,554	970	19,524	32.2	1.7	33.8	88.7	—	—	25.5	0.3	4.8
	住居・光熱・家具家事用品	700	0	700	12.1	0	1.2	5.1	—	—	1.0	0	0.2
	保健医療・交通通信・教育	1,300	0	1,300	2.3	0	2.3	53.7	—	—	1.8	0	0.3
	交 際	32,315	0	32,315	56.0	0	56.0	100	—	—	44.3	0	8.0
	被服・教養娯楽・その他	1,850	2,000	3,850	3.2	3.5	6.7	54.6	—	—	2.5	0.6	1.0
	計	54,719	2,970	57,689	94.9	5.1	100	75.1	—	—	75.1	0.9	14.3
総家計	食 料	20,917	103,027	123,944	5.2	25.5	30.7	100	100	100	28.7	31.2	30.7
	住居・光熱・家具家事用品	13,830	53,122	66,952	3.4	13.2	16.6	100	100	100	19.0	16.1	16.6
	保健医療・交通通信・教育	2,422	46,911	49,333	0.6	11.6	12.2	100	100	100	3.3	14.2	12.2
	交 際	32,315	0	32,315	8.0	0	8.0	100	100	100	44.3	0	8.0
	被服・教養娯楽・その他	3,390	127,344	130,734	0.8	31.6	32.4	100	100	100	4.7	38.5	32.4
	計	72,874	330,404	403,278	18.1	81.9	100	100	100	100	100	100	100

表 6-4 M—Nタイプ 分離なし家計の消費支出構造

家計	費 目	実 額 (円)			家計別割合 (%)			費目別割合 (%)		
		高 齢 者	子 家 族	合 計	高齢者	子家族	合 計	高齢者	子家族	合 計
本家計	食 料	25,203	120,357	145,560	4.3	20.7	25.1	28.3	24.5	25.1
	住居・光熱・家具家事用品	40,637	100,239	140,876	7.0	17.3	24.2	45.6	20.4	24.2
	保健医療・交通通信・教育	6,915	120,755	127,670	1.2	20.8	22.0	7.8	24.6	22.0
	交 際	2,323	33,914	36,237	0.4	5.8	6.2	2.6	6.9	6.2
	被服・教養娯楽・その他	13,997	116,594	130,591	2.4	20.1	22.5	15.7	23.7	22.5
	計	89,075	491,859	580,934	15.3	84.7	100	100	100	100

表 7 M—Nタイプの「一部分離型」家計のかかわりの指標

家計類型	IV	V	VI	計・平均
ケース数	2	6	1	9
Y ₁	99,160	78,557	43,908	79,286
T	▲ 30,000	0	10,000	▲ 5,556
C ₁₁	39,747	30,214	54,719	35,055
C ₂₁	4,396	7,823	2,970	6,522
C ₁₂	43,726	40,442	18,155	38,695
C ₂₂	256,984	330,736	327,434	313,980
C ₁	83,473	70,656	72,874	73,751
S ₁	25,017	40,520	▲ 3,781	32,153
NS ₁	15,687	7,901	▲ 28,966	5,535
B ₁	74,143	38,037	47,689	47,133
NT	9,330	32,619	25,185	26,618
S ₁ /Y ₁	25.2	51.6	▲ 8.6	40.6
C ₁ /Y ₁	84.2	89.9	166.0	93.0
NS ₁ /Y ₁	15.8	10.1	▲ 66.0	7.0
C ₁₂ /C ₁	52.4	57.2	24.9	52.5
C ₁₁ /C ₁	47.6	42.8	75.1	47.5

を出している。子世代家計は C₁₂ を1.8万円も賄い、純移転は2.5万円子世代負担となっている。

高齢者の生活費 (C₁) は、IV 類型で8.3万円、V 類型で7.1万円、VI 類型で7.3万円と大差はない。M—N タイプにおいて、高齢者の生活費は家計構造 (分離の仕方) によってあまり変わらない。

(2) C—N タイプとの比較

家計構造のタイプでIV類型は、C—N タイプでは約20万円の可処分所得をもち5万円を本家計に入れ、M—N タイプでは約10万円の可処分所得のなかで3万円を本家計に入れている。V類型は、C—N タイプでは9.5万円 (2人) の可処分所得、

M—Nタイプでは8万円であり、1人当たりの可処分所得がC—Nタイプのほうが小さい。すなわち1人当たりの可処分所得が比較的多くても、M—Nタイプでは本家計に移転しない場合が多いだろうと予想される（実証はさらにケースを増やしてなされるべきであるが）。

また子世代の純移転は、IV類型でC—Nタイプがマイナス1.7万円（子世代を援助）、M—Nタイプで0.9万円、V類型でC—Nタイプが5万円、M—Nタイプで3.3万円の子世代の負担となっている。やはりM—Nタイプにおいては高齢者が子世代に援助する様子はみられず、大なり小なり子世代の負担となっている。

Ⅷ M—C—Cタイプの家計の構造と 家計費の構造

高齢化社会には、三世代で家計をそれぞれ分離する家族が出現すると思われる。掛川調査においてもM—NタイプからM—C—Cタイプに移行したケースがある。このタイプにおける家計の分離を事例として示し、家計費の個別化について考察したい。

80歳の対象者が年金を受給しており、くらし帳を担当、対象者の子世代（56歳の夫と51歳の妻、共働き）が家計簿を担当、対象者の孫世代（27歳

の夫と28歳の妻、夫のみ働く）が家計簿を担当しており、本家計はどちらとも決めえず、家計間の金銭の移転はない。家計の支出担当は、子世代の家計が主食（米）と皆での外食（慶事）、光熱費、電話代、NHK聴取料、新聞代、家族共通の贈答、住宅ローンの一部を担当しており、孫世代が副食と住宅ローンの一部を担当している。高齢者はわずかではあるが食料費を支出している。その結果、家計費は表8のようになる。可処分所得は家計全体で43万円、高齢者が6%、子世代が52%、孫世代が42%を占めている。高齢者の可処分所得は29%を食料費に向けられ、残りは黒字となる。子世代の可処分所得は、半分为消費支出に向けられ半分为黒字（うち住宅ローン返済5.4%）となる。孫世代は孫世代自身の消費支出が多く赤字となっている。この事例研究においては、個別化の度合いを示すために生活費を家族共通の費用と各世代の独自部分に分けてみた。このM—C—Cタイプという5人家族の生活費は総額33.5万円であるが、そのなかで家族共通生活費は約半分（住宅ローン部分も含めると総額38万円では54.2%）となる。家族共通生活費の構成は、食料費が6割、光熱水道、その他（交際費が中心）が各1.5割である（表9）。この家族共通費は子世代、孫世代が半々に負担している。この家族共通費子世代負担部分は、子世代担当家計の36%にあたり、子世代独自の生活費

表8 M—C—Cタイプの担当家計別収支

	高齢者担当家計			子世代担当家計				孫世代担当家計		総家計
	家族共通	高齢者	孫世代	家族共通	高齢者	子世代	孫世代	家族共通	孫世代	
可処分所得		25,100				221,785			180,554	427,439
消費支出	3,972	2,620	580	80,287	290	31,042	133	75,747	139,988	334,659
食料	3,972	2,620	580	23,830	290	5,650	133	70,739	23,981	131,795
住居								2,100		2,100
光熱水道				23,407					545	23,952
家具家事用品				2,797				198	1,560	4,555
被服									30,430	30,430
保健医療								960	3,030	3,990
交通通信				4,340		5,000			23,586	32,926
教養娯楽				2,328		10,000		90	6,840	19,758
その他				23,585		10,392		1,660	50,016	85,653
黒字		17,928				110,033			▲ 35,131	92,780
住宅ローン返済						12,021			34,534	46,555
その他		17,928				98,012			▲ 69,715	46,225

表 9 M—C—C タイプの生活費の費目別、担当家計別、世代別構成

項 目		生 活 費 (円)					生 活 費 の 割 合 (%)				
		家族共通	高 齢 者	子 世 代	孫 世 代	合 計	家族共通	高 齢 者	子 世 代	孫 世 代	合 計
生 活 費		160,006	2,910	31,042	140,701	334,659	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
費 目 別	食 料	98,541	2,910	5,650	24,694	131,795	61.6	100.0	18.2	17.6	39.4
	住 居	2,100	—	—	—	2,100	1.3	—	—	—	0.6
	光 熱 水 道	23,407	—	—	545	23,952	14.6	—	—	0.4	7.2
	家具家事用品	2,995	—	—	1,560	4,555	1.9	—	—	1.1	1.4
	被 服	—	—	—	30,430	30,430	—	—	—	21.6	9.1
	保 健 医 療	960	—	—	3,030	3,990	0.6	—	—	2.2	1.2
	交 通 通 信	4,340	—	5,000	23,586	32,926	2.7	—	16.1	16.8	9.8
	教 養 娯 楽	2,418	—	10,000	6,840	19,258	1.5	—	32.2	4.9	5.8
	そ の 他	25,245	—	10,392	50,016	85,653	15.8	—	33.5	35.5	25.6
支払い家計	高 齢 者	3,972	2,620	—	580	7,172	2.5	90.0	—	0.4	2.1
	子 世 代	80,287	290	31,042	133	111,752	50.2	10.0	100.0	0.1	33.4
	孫 世 代	75,747	—	—	139,988	215,735	47.3	—	—	99.5	64.5

が14%を占めている。家族共通費孫世代負担部分は孫世代可処分所得の42%にあたり、孫世代独自の生活費が78%にものぼり、そのため赤字となっている。とくにその他（交際費）、被服費、食料費、交通通信費の独自部分が多い。この家計は家族の共通費を、費目を特定し分担しあい、結果的には子・孫世代半々の負担割合となっている。

高齢者の生活費は、家族共通費を5で割った3.2万円に高齢者独自の0.3万円を加え、3.5万円となっている。

IX 一応の結論と今後の課題

三世代家族における家計は、以上のようにかなりの程度、高齢者夫婦や高齢者により個別に家計が営まれていること、その高齢者家計と子世代による家計とのかかわりは典型的には3つの型が存在すること、それが高齢者による所得に規定されることなどが見出された。分離した副家計では、被服、教養娯楽費、保健医療、交通通信費が賄われる割合が多いことが観察された。さらに、家計が個別化傾向をもつなかでも完全に個別化しない一家計のかかわりが存在するのは、食料費、住居費、光熱水道費、交際費など、家族に共通する消費支出の存在の故であることが実証された。また高齢者の収入と交際費のかかわりが深いこと、高

齢者の黒字の存在、高齢者と子世代家計の扶養関係がさまざま（高齢者が子世代を援助する、子世代が高齢者を援助する、経済的には援助関係がないなど）であることが理解された。

本結果は昭和60年時点の観察で類型化したもので、各家計の変化を追ったものではない。こうした扶養関係がひとつの家計のなかでどう変化するのか興味あるところである。

本論は三世代家族の家計のなかの高齢者担当家計と子世代担当家計のジョイントのあり方に焦点をおいたため、個別化を測る指標としての「小遣い」を特別に取り出していない。また、家族の共通する消費支出がどのくらいあるかの考察は事例研究のみで扱った。掛川調査の特徴は消費支出を「誰のための支出か」を明確化することによって、すべて個人に割り振っていること、「小遣い」もその使途に分け各担当家計の各個人の消費支出費目に割り振っていることであり、効用の帰属する人に特定した厳密な生活費を測定できる利点をもつ。さらに調査集計過程において作成した集中票、小遣いメモに遡れば、以上の課題の分析は可能である。

また本掛川調査は、昭和48年の同じ手法の調査の追跡調査であるので、12年前の家計のありさまとの比較も重要であり、まさしく個別化の進展を

実証する有益な視点と思われる。これらの課題については次の機会にゆずりたい。

注

- 1) 小林綏枝「家計管理の個別化をめぐる」『国民生活研究』Vol. 24, No. 2, 1984.9.

小林綏枝「家計の個別化と家計調査」『国民生活研究』Vol. 25, No. 4, 1986.3.

篠塚英子「女性の社会進出と家計」『家計経済研究』創刊号, 1987.9.

岩田正美「貨幣の循環と家計」松村祥子・岩田正美・宮本みち子『現代生活論』, 有斐閣, 1988.

- 2) 山口貴久男「家計の個別化とその周辺」『家計経済研究』No. 2, 1988.3 他.

- 3) 岩田正美・宮本みち子「在宅重介護老人世帯の家計構造」『在宅重介護老人世帯の家計に関する実証的研究報告書』, 老人福祉開発センター, 1987.3.

岩田正美「同居世帯家計と高齢者の生活費—掛川市における追跡調査の分析から」『季刊・社会保障研究』Vol. 23, No. 3, 1987.12.

(みふね・みちこ 共立女子大学家政学部専任講師)

高齢期の恒常所得と消費行動

大 本 圭 野

I 問題意識と課題の設定

現在わが国は、すでに各方面で語られていることであるが、急速に高齢社会へ突入しつつあり、平均余命の延長、相対的老人人口の増大に加え、若い世代の核家族化と人口の都市集中は老人問題を深刻なものにしている。都市化による過疎、過密現象は、直接的には住宅問題、交通、教育など生活環境と、地域的サービス配置等の福祉の問題に深く影響してくる。核家族化や妻の就労の増加は、従来、家事、育児、介護を女性に多くを依存してきた日本では各種の生活事故に対する家族の適応能力を弱めるとともに、日常生活の内実を大きく変化させる。そのようななかで、老人の生活において、核家族化に伴う子世代との同居率の低下は、老人を独自に生活することを余儀なくさせている。しかし、老人にとって子世代との別居や同居が自発的であろうと、非自発的であろうと、それは単に世帯の形態であって、問題は高齢者の自立的生活が可能か否かである。

高齢者が独自に生活を維持していくためには、社会的諸条件の整備が必要であり、それは年金をはじめ福祉サービスおよび生活関連の社会的保障であろう。

筆者は高齢者が自立した生活ができる条件を整えば、子世代と同居形態をとっても、高齢者の実質的生活は子世代とは独立した営みとなると考える。それは、生活を営む経済的な基礎条件となる年金が高齢者の必要生活費を満たせば、高齢者の生活費は子世代家計から分離するであろうし、ま

た子世代への経済的依存から老人生活を独立させる条件ともなろう。

わが国では、民法上、高齢者は子の扶養義務として私的扶養となっている。しかし、現実の子世代の恒常所得である賃金には、老親世代を経済的に扶養する費用を含んでいないはずである。したがって、子世代が親世代を経済的扶養することとなれば、子世代家計は相当に圧迫されることになろう。子世代の老親への扶養義務とは精神的側面にとどめるべきであって、子と同居は経済的同居ではなく、精神的同居を望むべきであろう。

本研究は、高齢者の家計の自立 (independent) と恒常所得 (=年金その他) との関係を社会階層および家族形態の違いによりとらえてゆく。

研究にあたり、以下の仮説を設定した。

〔仮説1〕 高齢者の消費水準は、高齢者の恒常所得 (年金、財産収入等) の規模によって決まる。

〔仮説2〕 恒常所得が生活するに足りない低い場合は、資産とくに貯金の取りくずしか、同居子家計に依存する。依存の場合、子世代家計の所得規模が老親世代の消費水準の高低を決める。

〔仮説3〕 高齢者が独自の一定水準の恒常所得をもつ場合、高齢者は単独世帯となるか、あるいは子世代と同居した場合でも高齢者の消費は独立する。

これらの仮説のうえに立って、家族類型別の老夫婦世帯 (C)、老夫婦+子核世帯 (C-N) において老親世代と子世代間の経済的関係から同居・別居の必然性および両世代間の家計構造の関係を明らかにする。

以上を分析する意義は、老後生活の経済的保障、

とくにわが国の年金のあり方について再検討してゆく資料としたい。まず第1は、年金は高齢者の最低生活を保障するに足るものであることで、もし満たない場合には子世代の所得の大きさに関係なく補足給付的な援助が必要なのではないだろうか。第2に、老後の恒常所得の中心である公的年金は、併給に関し、たとえ業績主義であってもある一定の限度を設ける必要があるのではないだろうか。

老後の経済的生活をとらえるにあたり、生活をトータルに把握しそのなかでの年金のあり方、それとの関連で老人の私的扶養について再検討する資料としたい。

II 分析の方法

分析は前述の仮説のもとに、昭和60年11月に静岡県掛川市において行った「高齢者世帯の家計調査」を通して行う。

調査は、掛川市の高齢者を含む世帯のなかでもっとも典型的な世帯類型である老夫婦世帯（Cタイプ）、老夫婦と子核家族との同居世帯（C-Nタイプ）および老単身（妻）と子家族との同居世

帯（M-Nタイプ）を対象に行った。それぞれの調査有効世帯数はCが49世帯、C-Nが23世帯、M-Nが11世帯で、合計83世帯であった。本稿の分析は、CタイプおよびC-Nタイプの世帯を対象とした。高齢者の健康は、だれの介助も必要としない自立した生活を営める状態である。

分析の方法は、CおよびC-Nタイプをそれぞれ高齢者の恒常所得と消費支出の関係から4グループに分け、それらの各グループについて、1) 社会階層（この場合、高齢者は年金の種類と年金額および学歴、子世代は学歴、職業）、2) 老世代と子世代間の生活費分担について、等の側面から世帯における家計の収入構造と消費行動の関係をとらえた。4グループの区分方法は以下のとおりである。

1) Cタイプの4区分の方法

第Iグループ 低消費・低所得

第IIグループ 高消費・低所得

第IIIグループ 低消費・高所得

第IVグループ 高消費・高所得

所得は、「国民生活実態調査」（厚生省、昭和60年）によって全国の65歳以上の夫婦のみ世帯の1世帯当たり平均所得である月額27.4万円を用い、

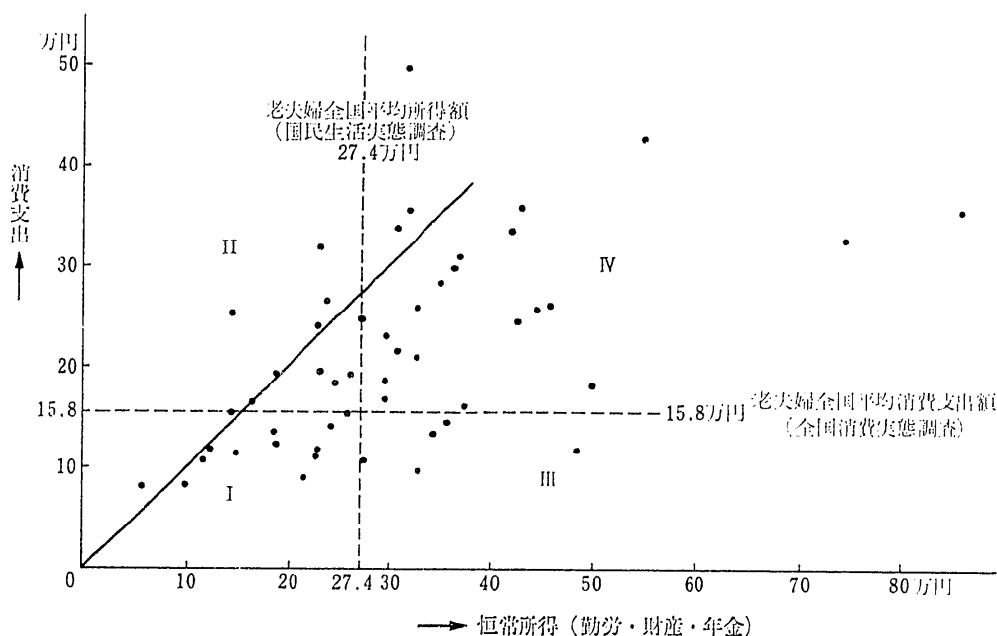


図1 Cタイプ 老夫婦の恒常所得と消費支出

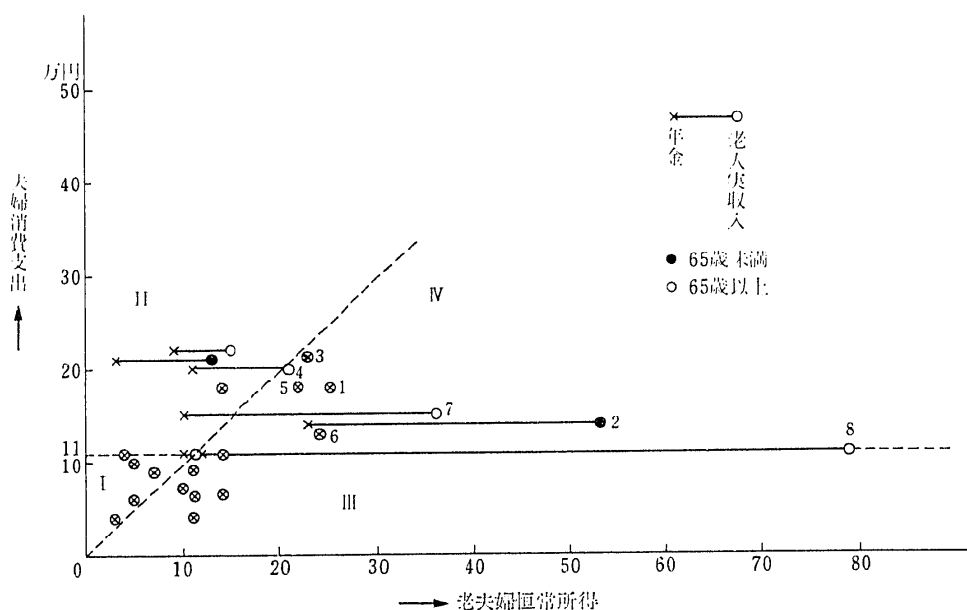


図2 C-Nタイプ 老夫婦の消費支出と恒常所得

27.4万円以上と以下の2区分にし、以上を高所得、以下を低所得とした。

また消費水準は、総理府「全国消費実態調査」(昭和59年)の65歳以上夫婦世帯の平均消費支出15.8万円を用いて、15.8万円以上と以下に2区分し、以上を高消費、以下を低消費とした。

これらの組み合わせで図1に示すようにCタイプ49世帯を4区分した。

2) C-Nタイプの4区分の方法

第Iグループ 低消費・赤字家計

第IIグループ 高消費・赤字家計

第IIIグループ 低消費・黒字家計

第IVグループ 高消費・黒字家計

4区分基準として、まず、消費水準は、総理府「全国消費実態調査」(昭和59年)における「老人を含む世帯」の1人当たり平均消費支出5.5万円から、老夫婦の2人分消費支出は11.0万円として、11万円を基準に以上を高消費、以下を低消費とした。Cタイプの消費支出基準と異なるのは、C-Nタイプでは世帯員の共通経費部分が大きく、1人当たり支出に節約効果が働いているため、C-NタイプのCのほうがCタイプより消費支出は少ないはずである。

第2に、老夫婦の恒常所得と消費支出の関係か

ら赤字であるか黒字であるかにより世帯を分けた。赤字である場合、どんな収入によって補填されているのかをみるために分類軸に用いた。赤字補填方法として、1つは老家計の貯金引き出しによって賄う場合、2つは子家計に援助あるいは依存する場合と考えた。黒字の場合は、何故黒字になっているか、その1つの理由は、消費を節約するためによる、つまり将来の不安のために貯金する。第2は、子家計へ逆に親が援助する等が考えられる。

以上、消費水準11万円以上・以下の2分類、黒字・赤字家計の2分類で組み合わせを行った。第Iグループの低消費(11万円以下)・赤字家計は、恒常所得が低いために低消費となっており、赤字は貯金引き出しか、子家計からの援助が考えられる世帯。

第IIグループの高消費(11万円以上)・赤字家計は、収入に比べ消費が高いのは貯金引き出しによるのか、子家計からの援助。

第IIIグループの低消費・黒字家計は、収入が低いために低消費になる場合、また高収入であっても、貯金あるいは子への援助によって低消費となっている。

第IVグループの高消費・黒字家計は、高収入の

恒常所得があるため高消費になっている。低収入であっても子家計からの援助が大きい場合が想定できる。

Ⅲ 老夫婦世帯（Cタイプ）の経済的自立と家計の収支構造

（1）老夫婦と別居子

一般にわが国では高齢者の居住形態は、先進諸外国に比べ子世代との同居率が高く、とくに大都市以外の地域ではその比率がよりいっそう高い。掛川市は人口6万の小都市で農村的色彩の強い地域であるが、老夫婦世帯として存在している要因は、1つは、同居する子世代が大都市に就職し市内に居住していないことである。表1に示すようにもともと子供がいない世帯は14%で、市内に子供が居住していないのが57%に及び、約7割は子供が居住地域内にいないため同居が物理的に不可能となっている。第2は、独立して生活することが可能な恒常所得があるため、老夫婦として単独に生活しているという場合であろう。第1の同一地域に子世帯がいない場合、老世代が自立する経済的基盤がなければ、老夫婦世帯として存在できないであろう。

（2）老夫婦の消費水準と恒常所得

ここでいう恒常所得とは、年金、財産所得、および就労所得を示すが、年金と財産所得は安定的所得であるが、就労所得は高齢者にとって健康との関係で不安定で時限的である。しかし、健康を前提として就労所得をも含めた。

本調査の老夫婦世帯49世帯の恒常所得は、31.2万円で全国平均27.4万円（「国民生活実態調査」

前掲）に比べ若干高いが、ほぼ全国平均的である。消費支出は21.1万円で全国平均15.8万円（「全国消費実態調査」前掲）に比べてきわめて高い。

31.2万円の収入構成は、年金・恩給等の社会保障費が56.3%でもっとも高い所得源泉となっており、次いで勤労・パート等の就労に基づく所得が30.3%である。財産所得は6.5%にすぎない。所得の消費支出への貢献は年金・恩給が消費の83.3%を賄っている。高齢者の生活はほぼ年金によって支えられており、これらの所得によって高齢者の消費行動が決まっている。以下4グループごとに消費と恒常所得の関係をみよう。

（i）第Iグループ＝低消費・低所得

このグループに属する世帯の平均消費支出は12万円で、全国の老夫婦世帯消費支出15.8万円に比べ相当に低い状態にある。しかし恒常所得は17.7万円で全体的には黒字家計を維持している。黒字部分は預貯金7.2万円にまわっている。

生活費を賄う所得源泉は、表2、図3に示すように、中心は年金によって78%を占める。個別世帯でみると相当の差がみられるが、年金の平均値14万円でほぼ消費支出をカバーしている。しかし年金収入によって全国の平均的消費水準の生活を維持することはできない状態である。年金以外の収入は、勤労所得が16%で2.9万円であり、財産所得はない。

以上はグループの平均値であるが、個別世帯ごとにみると、年金収入の低い世帯は消費支出も低い傾向にあり、例えば世帯Ⅰ－1では年金5.4万円、消費支出8.2万である。年金額が低い世帯では何とか生活を維持するため就労することにより収入をカバーしている。例えば、Ⅰ－12では年金2.0万円であるが、就労所得20万円で消費支出14万円を維持している。この世帯では年金以外の収入を少しでも増すことにより消費水準を高めている傾向がみられる。

年金も低く、就労・財産所得もなく、消費支出が恒常所得内で賄えない世帯では、つまり赤字世帯では預金引き出し等による収入でカバーしている傾向がみられる。例えば、Ⅰ－1では可処分所得が消費支出を61.4%しかカバーしていない。

表1 Cタイプ 別居子の状況

	子供なし (%)	子供あり		計(%)
		市内子なし (%)	市内子あり (%)	
Iグループ	3 (23)	5 (38)	5 (38)	13 (100)
IIグループ	0 (0)	8 (80)	2 (20)	10 (100)
IIIグループ	1 (20)	1 (20)	3 (60)	5 (100)
IVグループ	3 (14)	13 (62)	5 (24)	21 (100)
計	7 (14)	27 (57)	15 (29)	49 (100)

表 2 老夫婦世帯 (Cタイプ) における恒常所得と消費水準

	年 齢	恒 常 所 得		勤 労 ・ パ ー ト 収 入		財 産 収 入		年 金 ・ 恩 給		消費支出に対する所得の貢献度 (%)				消費支出	税・社 会保険 等非消 費支出	預金引き 出し等 収入外収 入	預金・生 命保険等 実支出外 支出
		夫	妻	計	%	勤 労 ・ パ ー ト 収 入	%	財 産 収 入	%	年 金 ・ 恩 給	%	可処分 所得	勤 労 パ ー ト 収 入	財 産 収 入	年 金 ・ 恩 給		
Ⅰ グ ル ー プ (消費 支出 15万 以下)	1	77	76	57,083	100.0	0	0	0	0	54,683	95.8	50,709	61.4	0	0	66.3	0
	2	83	78	95,973	"	0	0	0	0	90,333	94.1	95,973	102.4	0	0	96.4	2,500
	3	70	55	115,955	"	0	0	0	0	115,725	99.8	107,857	100.5	0	0	107.8	16,350
	4	76	77	118,372	"	0	0	0	0	118,372	100.0	113,919	102.9	0	0	103.9	32,128
	5	70	62	211,158	"	59,100	28.0	0	0	152,058	72.0	207,206	133.1	38.0	0	97.7	41,355
	6	74	61	151,727	"	30,000	19.8	0	0	106,017	69.9	149,927	126.4	25.3	0	89.4	42,820
	7	71	65	184,596	"	0	0	369	0.2	166,887	90.4	177,260	122.0	0	2.0	114.8	74,360
	8	76	72	187,725	"	0	0	0	0	179,450	90.3	180,607	140.2	0	0	131.6	189,780
	9	73	60	219,308	"	89,000	40.6	0	0	126,558	57.8	211,389	233.6	98.4	0	139.9	161,613
	10	73	71	227,792	"	0	0	0	0	221,292	96.3	217,282	166.5	0	0	169.6	143,903
	11	74	79	230,330	"	0	0	0	0	208,500	90.5	227,277	199.1	0	0	182.7	139,409
	12	72	60	246,520	"	200,000	81.6	0	0	19,870	8.0	227,027	161.3	142.1	0	14.1	68,749
	13	72	66	260,174	"	0	0	0	0	249,724	96.0	248,072	166.4	0	0	167.6	31,060
	平均	74	68	177,439	"	29,085	16.4	28	0.0	139,190	78.0	170,346	141.8	24.2	0.0	115.3	72,895
Ⅱ グ ル ー プ (消費 支出 15万 以下)	1	61	51	269,302	100.0	20,000	7.4	0	0	224,552	83.4	248,538	101.5	8.2	0	91.7	71,874
	2	75	69	266,183	"	100,000	37.6	0	0	166,183	62.4	241,843	95.2	39.4	0	65.4	4,375
	3	74	68	162,996	"	0	0	0	0	154,816	95.0	160,846	98.5	0	0	94.8	4,500
	4	69	63	188,883	"	0	0	0	0	171,033	90.5	183,813	94.6	0	0	88.0	16,987
	5	65	65	227,478	"	0	0	0	0	212,833	93.6	207,029	105.8	0	0	108.7	65,069
	6	66	59	231,558	"	0	0	0	0	217,808	94.1	202,966	84.5	0	0	90.7	0
	7	69	38	236,817	"	110,240	46.5	0	0	102,067	43.1	226,227	70.0	34.1	0	31.6	8,558
	8	70	64	240,326	"	0	0	0	0	179,783	74.8	233,826	89.5	0	0	68.8	20,157
	9	81	77	251,467	"	45,462	18.1	0	0	182,573	72.6	244,083	130.4	24.3	0	97.6	187,705
	10	75	71	263,714	"	0	0	0	0	250,110	94.8	247,462	129.5	0	0	130.9	11,259
	平均	71	63	233,872	"	27,570	11.8	0	0	186,176	79.6	219,663	97.4	12.2	0	82.5	39,048
	1	61	61	345,033	100.0	50,000	14.5	47,500	13.8	236,443	68.5	342,283	262.2	38.3	36.4	181.1	208,930
	2	64	60	360,457	"	0	0	170,800	47.4	166,297	46.1	326,684	231.6	0	121.1	117.9	182,038
	3	75	75	276,377	"	0	0	15,250	5.5	250,737	90.7	265,476	245.4	0	14.1	231.7	182,469
	4	70	64	486,460	"	150,000	30.8	80,000	16.4	256,366	52.7	405,411	347.7	128.7	68.6	219.9	243,512
	5	67	61	327,527	"	0	0	100,000	0	223,617	68.3	301,904	308.2	0	102.0	228.3	276,379
	平均	68	64	359,172	"	40,000	9.1	82,764	23.0	226,692	61.3	328,351	279.0	33.6	68.4	195.7	218,666
Ⅲ グ ル ー プ (消費 支出 15万 以下)	1	61	61	345,033	100.0	50,000	14.5	47,500	13.8	236,443	68.5	342,283	262.2	38.3	36.4	181.1	208,930
	2	64	60	360,457	"	0	0	170,800	47.4	166,297	46.1	326,684	231.6	0	121.1	117.9	182,038
	3	75	75	276,377	"	0	0	15,250	5.5	250,737	90.7	265,476	245.4	0	14.1	231.7	182,469
	4	70	64	486,460	"	150,000	30.8	80,000	16.4	256,366	52.7	405,411	347.7	128.7	68.6	219.9	243,512
	5	67	61	327,527	"	0	0	100,000	0	223,617	68.3	301,904	308.2	0	102.0	228.3	276,379
	平均	68	64	359,172	"	40,000	9.1	82,764	23.0	226,692	61.3	328,351	279.0	33.6	68.4	195.7	218,666

表 2 (つ づ き)

	年 齢	恒 常 所 得		勤 労 ・ パ ー ト 収 入		財 産 収 入		年 金 ・ 恩 給		可 処 分 所 得	消 費 支 出 に 対 す る 所 得 の 貢 献 度 (%)				消 費 支 出	税 ・ 社 会 保 険 等 非 消 費 支 出	預 金 引 き 出 し 等 事 業 収 入 外 収 入	預 金 ・ 生 活 保 険 等 費 支 出 外 支 出		
		夫	妻	計	%	夫	妻	計	%		%	可 処 分 所 得	勤 労 パ ー ト 収 入	財 産 収 入					年 金 ・ 恩 給	%
Ⅳ グ ル ー プ (実 費 収 入 出)	1	60	57	301,381	100.0	130,000	43.1	0	0	122,101	42.5	273,977	117.3	55.6	0	52.2	233,897	78,130	87,254	
	2	64	59	306,431	"	19,550	6.4	9,056	3.0	189,065	61.7	303,264	89.1	5.7	2.7	55.5	340,354	105,522	53,535	
	3	60	51	332,845	"	323,295	97.1	0	0	0	0	272,421	127.0	150.7	0	0	214,495	146,185	171,430	
	4	62	58	363,944	"	315,800	85.6	0	0	46,424	12.6	301,786	100.5	105.1	0	15.5	300,354	31,723	43,400	
	5	57	55	393,157	"	127,100	34.2	0	0	244,067	65.8	258,322	82.9	40.8	0	78.3	311,540	21,422	22,899	
	6	57	58	377,138	"	330,653	87.7	0	0	25,825	6.8	327,202	190.8	192.9	0	15.1	171,436	49,936	0	
	7	57	52	426,194	"	390,244	91.6	30,000	7.0	0	0	353,270	142.4	157.3	12.1	0	248,129	72,924	0	
	8	58	55	431,632	"	75,500	17.5	29,167	6.8	321,915	74.6	382,153	106.8	21.1	8.2	90.0	357,746	49,489	0	
	9	63	64	466,245	"	0	0	113,618	24.4	349,571	74.8	415,625	162.2	0	44.3	136.4	256,249	50,624	0	
	10	57	58	502,309	"	258,988	51.6	47,304	9.4	109,217	21.7	437,876	243.1	143.8	26.3	60.6	180,131	64,433	0	
	11	59	56	550,078	"	125,600	22.8	194,640	35.4	178,808	32.5	489,091	110.9	28.5	44.1	40.5	441,044	60,987	36,000	
	12	61	61	746,933	"	600,000	80.3	50,000	6.7	71,733	9.6	588,968	180.7	184.1	15.3	22.0	325,908	157,965	17,600	
Ⅴ グ ル ー プ (実 費 収 入 出)	13	75	69	296,038	100.0	0	0	0	0	296,038	100.0	252,926	129.2	0	0	151.3	195,698	43,112	0	
	14	75	71	299,383	"	0	0	13,308	4.4	285,275	95.3	283,748	163.5	0	7.7	164.4	173,491	15,635	0	
	15	66	61	312,455	"	165,555	53.3	10,000	3.2	121,650	38.9	280,577	131.8	78.2	4.7	57.1	212,862	31,878	50,437	
	16	76	74	317,641	"	20,000	6.3	50,000	15.7	210,741	66.3	305,736	61.3	4.0	10.0	42.2	498,703	11,905	0	
	17	71	60	330,620	"	180,000	54.4	0	0	150,000	45.4	290,220	122.8	76.2	0	63.4	236,245	40,400	113,500	
	18	74	65	352,550	"	0	0	0	0	340,800	96.7	328,141	114.9	0	0	119.4	285,480	24,409	706,314	
	19	74	70	422,001	"	30,000	7.1	29,060	6.9	350,356	83.0	397,817	118.0	8.9	8.6	103.9	337,109	24,184	82,467	
	20	71	63	446,373	"	166,667	37.3	0	0	232,202	52.0	386,085	152.8	66.0	0	91.9	252,713	60,288	0	
	21	66	63	868,382	"	519,500	59.8	0	0	178,157	20.5	692,825	196.3	147.2	0	50.5	352,855	175,557	12,500	
	平均	65	61	421,606	"	179,974	39.8	27,436	5.9	182,521	47.7	362,954	135.4	63.8	9.7	67.2	282,211	57,368	66,752	
	全体平均	69	63	312,143	"	94,556	30.3	20,205	6.5	176,095	56.3	27,080	132.2	44.8	9.5	83.3	211,154	32,259	39,252	
																			114,856	

IVグループ (消費支出 一・五・八・五
万単位以上)

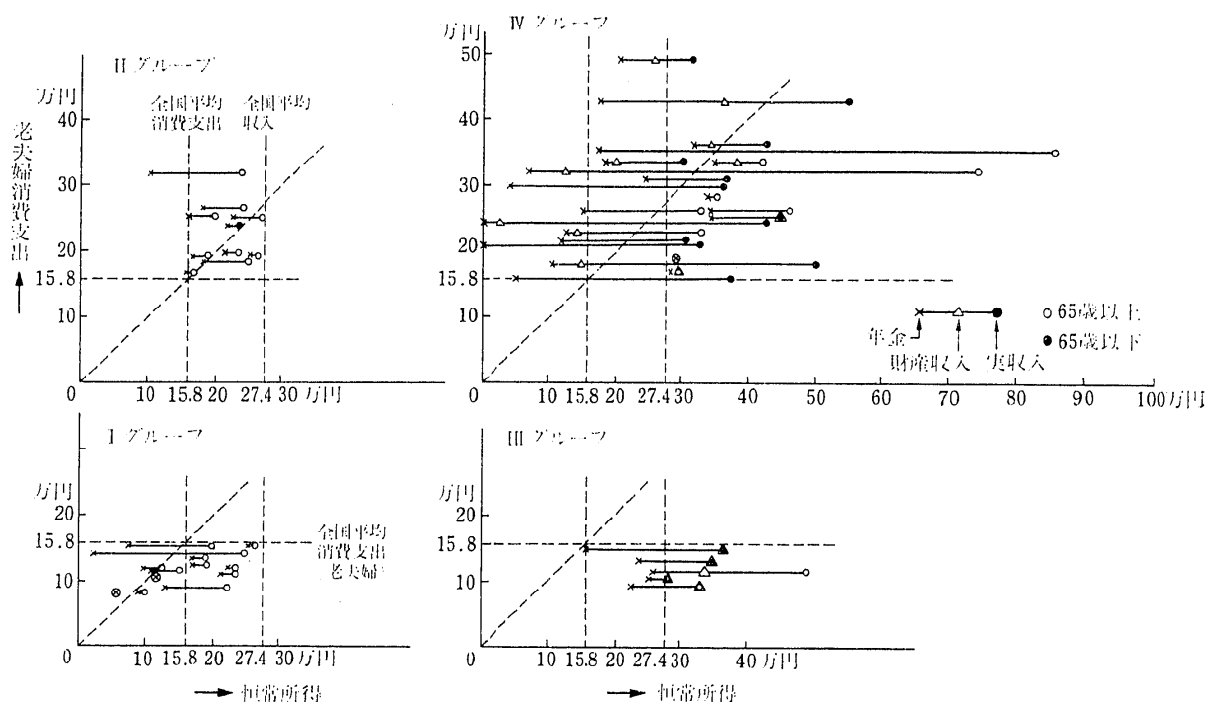


図3 Cタイプ 老夫婦の恒常所得と消費支出

この世帯では預金引き出し額は他の世帯に比べ高く、3.6万円、それによって消費水準を維持している。

第Ⅰグループの低消費は、年金・勤労・財産の恒常所得が相対的に低いことに起因していると考えられる。とくに夫の年齢が70歳以上の高年齢世帯（平均74歳）が多いため、就労による所得の拡大は一般的には望めず、年金収入のみに依存した生活者が多いため、年金額が低い世帯では消費水準も低い傾向がみられる。つまり財産収入を期待できない高年齢世帯では年金の大きさが老後の消費水準を規定しているといえよう。

(ⅱ) 第Ⅱグループ＝高消費・低所得

第Ⅱグループは、消費水準が高く、消費支出22.5万円で全国平均に比べ高い。恒常所得は23.3万円で可処分所得21.9万円に対し、全体的に収支は赤字家計であるが、預貯金引き出しによって赤字をカバーしているグループである。

所得源泉は、年金が収入の79%を占め18.6万円である。第Ⅰグループの14万円に比べ高く、それだけ消費水準を高めている。就労所得は収入の

11.8%で平均2.7万円にとどまり、財産所得は皆無である。世帯主の平均年齢が71歳で、個別世帯でみると1例の61歳を除き残りは65歳以上で一応第二の就職からも引退した年齢で就労所得は平均的には高くない。

個別の世帯をみると、年金額が全国平均消費支出15.8万円以上の世帯は10例中8例で、年金収入で一応平均的消費生活を維持できる状態にある。15.8万円以下の1例は年金が低いため就労所得で消費支出を賄っている。例えば、Ⅱ－7では、年金10.2万円は、消費支出32.3万円を賄いきれず、就労所得11万円で、しかも6.4万円の貯金引き出しを行っているが、収支決算は赤字となっている。

第Ⅱグループの世帯が、所得に比べ消費水準が高い理由は、恒常所得のなかでも年金額が相対的に高いことと、貯金引き出しによっているためであると考えられる。

(ⅲ) 第Ⅲグループ＝低消費・高所得

第Ⅲグループは、恒常所得が全国平均所得27.4万円に比べ35.9万円で相当に高い所得でありながら、消費水準は全国平均値（15.8万円）より低い

11.8万円にとどまっております、収支の差の残りはほとんど預貯金21.8万にまわされている特徴をもつグループである。

所得をこれだけ高くしている要因は、ひとつは年金が他のグループに比べ高く平均22.6万円であり、そのうえ財産収入が他グループに比べ多く平均8.2万円もあり、5世帯中すべての世帯が財産所得があり、そのうえ2世帯は就労所得をもっている。

所得の高さに比べ消費水準がきわめて低く、4グループのなかでもっとも低い。消費支出は5世帯すべてが年金額の約半分である。つまり年金は、消費支出の約2倍であり、年金額が低いために消費が縮小しているとはいえない。年金額そのものが全国平均消費水準を上まわったものである。このグループはいわゆる節約型、あるいは貯蓄型の老後生活を送っていることになる。

(iv) 第IVグループ＝高消費・高所得

このグループは、消費水準も高く平均28.2万円であり、かつ恒常所得も42.1万円と高く、収支が黒字で、剰余は預貯金にまわし平均15.2万円という余裕のある生活の特徴としている。

夫の年齢をみると、65歳以下と以上の2つに分けられ、それぞれ異なった特徴をもつ。65歳未満の世帯は就労が可能な年齢であるため就労収入が多い。むしろ年金受給に至っていない世帯もある。

高消費は高い恒常所得によっているが、所得源泉をみると、収入の47.7%を年金平均18.2万円によっており、就労所得が39.8%の17.9万円で構成されている。

個別世帯をみると、65歳以下の若い年齢世帯では年金が消費支出をカバーしている割合は低く約47%であり、就労による収入が高いが、65歳以上になると年金収入は94%となる。高年齢になると生活費は年金に依存することになることを示している。図2のIVに示すように、年齢を問わず年金が15万円未満の場合は何らかの形で就労が多く、また就労所得も高い傾向を示す。例をあげると、IV-1は年金12.2万円、就労所得13.0万円、IV-3は年金0円、就労所得32.3万円、IV-4は年金4.6万円、就労所得31.5万円、IV-6は年金2.5万

円、就労所得33万円、IV-7は年金0円、就労所得39万円、IV-12は年金7.1万円、就労所得60万円、財産収入5.0万円である。

就労所得は高齢世帯にとって、恒常所得といっても不安定で時限的なものである。いずれ働けなくなった場合には、就労所得に依存できず年金が財産所得になるであろう。その場合、年金所得の高い世帯は、高い消費水準を維持できるが、低い年金世帯では財産所得がない場合は、Iのグループに変わってゆく可能性がある。しかし財産所得がある場合はIIかIIIグループの生活パターンをとるであろう。

(3) 老夫婦の社会階層と消費行動

4つのグループにおいて、社会階層との関係で恒常所得および消費支出の関係をとらえてみよう。ここでいう社会階層とは、データの制約もあり調査項目の範囲内でとらえたが、従前の職業歴がとれないため、その代替として年金受給の種類、世帯主である夫の学歴、およびそれらの結果である住宅所有関係からとらえる。

(i) 年金受給の種類と受給数

年金受給額のもっとも高い世帯は第IIIグループの22.6万円であるが、表3に示すようにこれは共済年金受給者が5世帯中4世帯で多く、しかも受給額が高いことによっている。共済以外世帯は厚生年金受給者が多く、そのうえ全世帯が2種類を受給しているため相対的に年金額が高くなっている。

次に年金受給額の高い18.2万円の第IVグループでは、共済年金者が21世帯中9世帯であり、世帯当たり受給額が20万円と高いこと、また11世帯が厚生年金で世帯当たり12万円で厚生年金のみでも平均的消費水準を維持できる額である。他は国民年金であるが、妻の受給が中心である。1世帯に2種類を併給している世帯は9世帯あり半数に及んでいる。

年金年齢に満たない世帯もあるが65歳以上の9世帯は、共済年金および厚生年金額は他のグループに比べて受給額が高い傾向を示す。以上から年金である恒常所得が高いため当然消費水準も高く

表 3 Cタイプの年金受給の種類と家計費負担

		年金受給の種類						家計費分担		子が市内に 住していない	今後経済的に 子に頼らない
		計	国民年金	厚生年金	共済年金	恩給 〔軍人 文官〕	福祉・そ の他給付	年金を生活 費にあてて いる	生活費の 負担		
I グ ル ー プ	1	54,683					夫—26,733 妻—27,950	①すべて	①全額自分	○	○
	2	90,333	妻—30,333		夫— 60,000			①すべて	②半分以上 自分		
	3	115,725		夫—115,725				②半分以上	①全額自分		○
	4	118,372	夫—26,733 妻—26,733	夫— 88,966				②半分以上	②半分以上 自分		○
	5	152,058	夫— 8,433	夫— 70,367 妻— 73,258				①すべて	①全額自分	○	
	6	106,017	夫—26,500	夫— 60,000 妻— 17,517							○
	7	166,887	妻—24,342	夫—142,545				①すべて	①全額自分	子なし	子なし
	8	179,450	妻—19,450		夫—140,000	夫— 20,000		②半分以上	①全額自分	○	○
	9	126,558	夫— 3,333	夫— 40,000 妻— 83,225				②半分以上	①全額自分	○	○
	10	221,292			夫—221,292			②半分以上	①全額自分	子なし	子なし
	11	208,500		夫—135,000 妻— 62,000				①すべて	①全額自分	子なし	子なし
	12	19,870	夫—19,870					④なし	①全額自分		○
	13	249,724	妻—27,491	夫—187,442		夫— 34,791 (軍人)		①すべて	①全額自分	○	○
平均		139,190	23,691	134,506	140,431	27,396	54,683			8	11
II グ ル ー プ	1	224,552		夫— 98,972		妻—125,500			①全額自分		
	2	166,183	妻—24,775		夫—141,408			②半分以上	①全額自分		
	3	154,816		妻— 81,483		夫— 73,333		①すべて	①全額自分		○
	4	171,033	妻—12,800	夫—158,233				①すべて	①全額自分		○
	5	212,833	妻— 5,517	夫— 33,633	夫—173,683			①すべて	①全額自分		○
	6	217,808		夫— 35,483	夫—182,325			①すべて	①全額自分	○	○
	7	102,067		夫—102,067				⑥その他	①全額自分		○
	8	179,783		夫—179,783				①すべて	①全額自分		○
	9	182,573	妻—25,125			夫—157,450		①すべて	①全額自分		
	10	250,110			夫—250,100			①すべて	①全額自分	○	○
平均		186,176	17,054	98,522	186,882	118,778				2	7
III グ ル ー プ	1	236,443	妻—15,000	妻—100,833	夫— 70,600		夫—50,000 (障害)	①すべて	①全額自分		
	2	166,297		夫— 16,297	夫—150,000			①すべて	①全額自分	子なし	子なし
	3	250,737	妻—31,408		夫—219,329			②半分以上	①全額自分	○	○
	4	256,366		夫—180,258 妻— 76,108				⑤ほとんど 貯金	①全額自分		
	5	223,617		妻— 22,675	夫—200,942			②半分以上	①全額自分		○
	平均	226,692	23,204	79,234	160,217		50,000			2	3
IV グ ル ー プ	1	128,101		夫— 51,833 妻— 76,268				④なし	①全額自分	○	○
	2	189,065		夫—189,065				①すべて	①全額自分	子なし	子なし
	3	0							①全額自分		
	4	46,424			夫— 46,424			①すべて	①全額自分	○	○
	5	244,067			夫—244,067				①全額自分	○	○
	6	25,825	夫—25,825					④なし	①全額自分		○
	7	0							①全額自分	子なし	子なし
	8	321,915			夫—235,283 妻— 86,333			②半分以上	①全額自分	○	○
	9	349,571			夫—166,183 妻— 62,958			①すべて	①全額自分	子なし	子なし

表 3 (つづき)

		年金受給の種類						家計費分担		子が市内に居 住していない	今後経 済的に頼 らない
		計	国民年金	厚生年金	共済年金	恩給 (軍人 文官)	福祉・そ の他給付	年金を生活 費にあてて いる	生活費の 負担		
IV グ ル ー プ	10	109,217		妻—109,217				④なし	①全額自分	子なし	子なし
	11	178,808			夫—150,000			③少し	①全額自分	○	○
	12	71,733	妻—8,358	妻—63,375					①全額自分		○
	13	296,038			夫—296,038			②半分以上	①全額自分	○	○
	14	285,275		夫—32,275	夫—253,000			②半分以上	①全額自分	○	○
	15	121,650		夫—121,650				③少し	①全額自分	○	○
	16	210,741		夫—141,158				①すべて	①全額自分	○	○
	17	150,000		夫—150,000				④なし	①全額自分	○	○
	18	340,800	妻—40,000		夫—152,941			①すべて	①全額自分	○	○
	19	350,356		夫—104,017	夫—246,339			①すべて	①全額自分	○	○
	20	232,202	妻—33,008	夫—199,200				②半分以上	①全額自分	○	○
	21	178,157	妻—23,266	夫—158,706				⑤ほとんど貯金	①全額自分	○	○
	平均	182,521	26,091	127,970	200,213	69,583				18	20

なっている。

第Ⅱグループは平均年金18.6万円で10世帯中厚生年金者が6世帯、共済年金者が4世帯、恩給が2世帯で厚生年金と共済年金を併給している世帯が2世帯も存在する。しかし年金額は共済年金にしる厚生年金にしる1世帯当たり受給額は第Ⅲ、第Ⅳグループに比べ低い。共済年金は平均18.6万円であるが厚生年金は9.8万円で、厚生年金受給のみでは全国平均的消費生活は営めない。しかし併給によって平均的消費水準以上を維持できる年金額となっている。

年金受給額のもっとも低い第Ⅰグループでは、厚生年金者が13世帯中8世帯を占め、それも夫妻で受給しているのが4世帯の半数であり、若いときから共働き世帯であったと思われるが、1人当たりの受給額が低く、夫婦合わせて何とか自立した生活が可能な額となっている。

(ii) 世帯主学歴および住宅状況

各グループの学歴と現在の住居の状況をみよう。

Cタイプ49世帯の平均的学歴は表4に示すように、小・高等小学校率が47%、中学～大卒が53%である。これをグループ別にみると、第Ⅰグループでは、小・高等小学校が68%、第Ⅱが30%、第Ⅲが60%、第Ⅳが37%でグループによりかなりの差異がみられる。つまり第Ⅰ、第Ⅲグループは

小・高等小卒の学歴の低い階層が多い。第Ⅱ、第Ⅳグループは、数字が逆転し中学～大卒者がそれぞれ70%、61%で高学歴者の多い階層といえよう。とくに第Ⅳでは階層が2つに分けられ、65歳未満世帯は50%で、65歳以上世帯では77%を示し、とくに65歳以上世帯は階層的に高い世帯である。

住居状況をみると、表5に示すように、Cタイプ世帯は92%は持ち家1戸建て住居に居住している。居住空間は平均4.7室で29畳の広さであるが、表に示すように第Ⅱ、第Ⅳグループは第Ⅰ、第Ⅲに比べ居住空間が広く、平均値で4.8室(28畳)、5.4室(33畳)で、第Ⅰ、第Ⅲは4.0室(26畳)、3.6室(24畳)である。

以上から学歴および居住水準から4グループを階層的にみると、第Ⅰ、第Ⅲグループは低学歴の

表 4 Cタイプ 夫の学歴

	小学校卒業 (%)	高等小卒業 (%)	旧中卒業 (%)	旧高校・大学卒業 (%)	計 (%)
Iグループ	4(31)	5(38)	4(31)	0(0)	13(100.0)
IIグループ	2(20)	1(10)	5(50)	2(20)	10(")
IIIグループ	1(20)	2(40)	1(20)	1(20)	5(")
IVグループ	3(14)	5(24)	6(29)	7(33)	21(")
{ 65歳未満	2(17)	4(33)	3(25)	3(25)	12(")
{ 65歳以上	1(11)	1(11)	3(33)	4(44)	9(")
合 計	10(20)	13(27)	16(33)	10(20)	49(")

表 5 Cタイプ 住宅所有関係と住居水準

	世帯数	住宅所有関係		室数							世帯数 (世)
		持ち家 1戸建て	民間借家 1戸建て	2	3	4	5	6	7以上	平均 (室)	
Iグループ	13	13	0	3	1	4	2	3		4.0	26
IIグループ	10	7	3	1	1	1	3	4		4.8	28
IIIグループ	5	5	0		2	3				3.6	24
IVグループ	21	20	1*	1*	0	4	7	5	4	5.4	33
計	49	45(91.8%)	4(8.2%)	5	4	12	12	12	4	4.7	29.1

注：* 老人世帯は持ち家をもっているが子世帯が入居している。老人は夜に民間借家に寝に帰るだけ。

表 6 Cタイプの消費構造

	恒常所得		消費支出	貯金引き 出し額	貯金、生命 保険の積み 立て・支払 い額	エンゲル 係数	文化的費用 (教養娯楽、 交際費)	被服費	交通費
	万円	万円	万円	万円	万円	%		%	
Iグループ	17.7	13.9	12.0	1.8	7.2	40.6	18.5	2.0	7.8
IIグループ	23.4	18.6	22.5	2.2	3.9	28.2	28.4	3.4	9.2
IIIグループ	35.9	22.7	11.9	1.2	21.9	31.5	24.4	4.6	7.6
IVグループ	42.2	18.3	28.2	6.6	15.2	25.6	22.6	6.6	10.2

人が多く、居住水準も相対的に低い。第II、第IVは高学歴者が多く、とくに第IVグループの65歳以上年齢世帯は大卒者が多い。居住水準も第IVがとくに高い状況にある。

(Ⅲ) 社会階層と消費行動

以上の社会階層と消費行動の関係をみよう(表6)。第Iグループのように恒常所得の中心である年金額が低いことは、社会階層からみて低い階層が多く、したがって財産所得も少なく、トータルの恒常所得は少なく、それに応じて消費支出も規模が小さい。年金額に準じた消費水準である。消費行動は、エンゲル係数が40%にも達し、生活のなかでの高齢者にとって社会的コミュニケーションをもつうえに重要な費目である教養娯楽費、交際費等の文化的費用が圧縮されている傾向にあり、4グループのなかでもっとも低く18.5%である。

第IIグループは、社会階層的にみて高い階層が多く、それだけに消費支出が高い。従前の生活水準を保つために年金額だけでは足りず、貯金を引き出しながら高い消費を維持している。消費行動は、エンゲル係数は28.2%と低く、それだけに文化的費用が高く28.4%に達し、貯蓄取りくずし型の生活優先の消費行動である。

第IIIグループは、年金額も高く、財産所得も多く、恒常所得は高く、老後の生活費は安定しているにもかかわらず、消費はきわめて低く年金の半分しか使われていない。毎月の消費支出額の倍もの預貯金があるが、“食べないで貯めている”消費圧縮の貯蓄型の生活構造をもっている。

社会階層からみると、学歴が低い人が多く、長期間まじめに公的な機関に勤務した結果、年金額が高くなっていると思われる。居住水準からみても前述したように相対的に4グループのなかではもっとも低く、消費行動は、恒常所得の高さに比べエンゲル係数は高く31.5%に及び、所得に比例した文化的費用が支出されていない。第IIIグループは、第IIグループと逆の消費行動がとられている。

第IVグループは、年金も相対的に高く、トータルの恒常所得は4グループのなかでもっとも高いと同時に消費支出ももっとも高い。しかし、消費支出は恒常所得の66%にしか及ばず、残りは預貯金にまわされている。高消費、高貯蓄型といえよう。社会階層からみると、65歳以上世帯は9世帯のうち4世帯が大卒であり、約8割弱が高卒以上で階層的にもっとも高く、それだけに消費水準も高い。

エンゲル係数は25.6%で4グループのなかでもっとも低く、就労者が多いだけに交通費、被服費の支出が高い傾向がみられる。

(4) 老夫婦世帯の経済的自立意識

高齢で夫婦が単独に生活していることは、子供がいなためあるいは子供が同一市内に居住していないため子との同居が物理的に無理な場合である。しかし物理的に無理といっても経済的に独立して生活することが可能な条件がなければ、単独世帯で存在することは無理であろう。これまでの分析から、老夫婦が生活する資金は、子供からの仕送りではなく自分たちの経済力で、とくに年金を中心に経済的に独立した生活を行っている。年金額の高いほど安定した生活を送っている。表3に示すように家計費分担は全額自分で賄っているのがすべてである。

「将来経済的に子に頼るか否か」に関する意識調査をみると、第Ⅰグループでは、1人の年金額が10万円以下の低いⅠ-2、Ⅰ-5の2世帯が子に頼ると答えている。しかし、Ⅰ-1では年金5.4万円であっても頼らないと答えている例もみられる。全体的に13世帯のうち2世帯のみが子に頼ると答えただけで、残りは頼らないでも生活すると答え、一応消費水準を維持できる安定した所得があれば老夫婦単独で生活してゆく傾向にある。

第Ⅱグループでは、10世帯中3世帯が将来子に経済的に頼ると答えているが、健康であれば日常の生活費は老人の年金のみで十分賄っていける収入である。しかし相対的に消費水準が高いだけにそれを維持するには不安を感じるのかもしれない。

第Ⅲグループでは、5世帯のうち2世帯は子に頼ると答えている。経済的には年金および財産収入で十分独立した生活ができる条件をもっているが、社会階層による影響かもしれないが、将来に関して子に依存的意識が他のグループに比べ高い傾向である。

第Ⅳグループでは、経済的にも高いと同時に社会階層的にみても高いためか、意識も自立的で21世帯中1世帯のみが「子に頼る」と答えているにすぎず、残り20世帯は子に頼らず独立して生活す

る意識をもっている。

Ⅳ 老夫婦と子核家族同居世帯（C—Nタイプ）における老夫婦の生活費と子世代家計の関係

C—Nタイプの世帯は老夫婦と子核家族の同居という居住形態をとっており、一応家計も両者が一緒である場合が多い。本節では老夫婦と同居子家族の関係を家計の側面から、どのようになっているのか、はたして老世代は同居子から経済的に扶養されているのか、あるいは逆の関係もありうるのではないかと、それらの点を社会階層との関係から明らかにする。仮説として前述したように、高齢者の所得が恒常的なもので、それが必要生活費を満たしていれば、高齢者の消費は同居子家族から独立し、恒常所得の枠内で消費が決められるのであろうと考える。

(1) 老夫婦の恒常所得と消費水準および子世代の関係

老夫婦の恒常所得（就労所得・財産所得・年金）と消費水準の関係は、図2に示すように恒常所得が低ければ消費支出も低い傾向を示す。高齢期前期の恒常所得は、年齢的にも就労が可能であり就労所得と年金で主に構成されるが、70歳を過ぎると年金のみになる傾向がみられる。財産所得によって老後生活を依存することは多くみられない。本節で取り扱うC—Nタイプ23世帯のうち、財産所得によって老後生活費を賄っている世帯は1例もみられない（表7）。

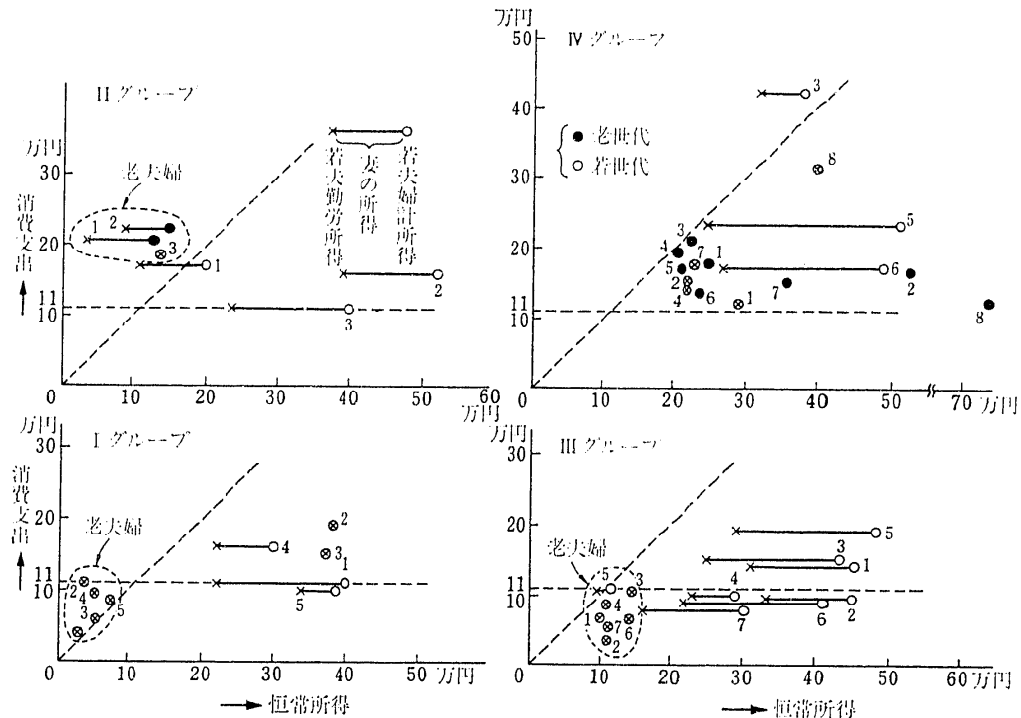
C—Nタイプの老夫婦Cの恒常所得は平均値18.7万円であり、前節のCタイプの老夫婦所得27.5万円に比べ10万円も低い。C—NタイプはCタイプに比べ年齢が高いため、就労している老齢世帯は少なく23世帯中6例の26%であるが、Cタイプでは49世帯中27例の半数以上が就労しており、就労の違いにより所得に格差が出てくる原因ともなっている。C—Nの老人就労所得は平均値で6.4万円であるが、Cタイプでは9.4万円と差がみられる。また財産所得ではC—Nは0.1万円である

表 7 老夫婦と子核家族同居世帯 (C-Nタイプ) における恒常所得と消費水準

	年 齢			世帯総恒常所得			老 夫 婦 恒 常 所 得					若 夫 婦 恒 常 所 得						
	老世代 (歳)		岩世代 (歳)	(A)			計 (B)	B/A	勤労・パート B ₁ (B ₁ /A)	財産所得 (B ₂)	年 金 B ₃ (B ₃ /A)	計(C)	C/A	勤 労 ・ パ ー ト				
	夫	妻												夫(C ₁)	C ₂ /A	C ₃ /A		
Ⅰ グ ル Ⅰ ア	1	74	67	44	42	435,561	100.0	27,000	6.2	0	0	27,000(6.2)	400,541	92.0	224,144	(51.5)	176,400	(40.5)
	2	66	64	39	32	452,438	"	41,666	9.2	0	0	41,666(9.2)	378,642	83.7	378,642	(83.7)	0	(0)
	3	77	74	45	39	432,547	"	50,117	11.6	0	0	50,117(11.6)	366,980	84.8	366,981	(84.8)	0	(0)
	4	75	70	48	46	383,051	"	53,199	13.9	0	0	53,199(13.9)	303,152	79.1	217,402	(56.7)	85,750	(22.4)
	5	74	69	51	48	700,616	"	68,600	9.8	0	0	68,600(9.8)	382,600	54.6	340,000	(48.5)	42,600	(6.1)
	平 均	73	69	45	41	480,843	"	48 116	10.1	0	0	48,116(10.1)	366,383	76.2	305,433	(63.5)	60,950	(12.7)
Ⅱ グ ル Ⅰ ア	1	62	53	30	28	343,500	"	126,500	36.8	100,000(29.1)	0	26,500(7.7)	200,000	58.2	105,000	(30.6)	95,000	(27.6)
	2	73	70	38	38	544,774	"	148,000	27.2	63,000(11.6)	0	85,000(15.6)	396,774	72.8	238,140	(43.7)	158,634	(29.1)
	3	71	64	48	43	860,469	"	140,517	16.3	0	0	140,517(16.3)	519,672	60.4	392,892	(45.7)	126,780	(14.7)
	平 均	69	62	39	36	582,914	"	138,339	23.7	54,333(9.3)	0	84,006(14.4)	372,149	63.8	245,344	(42.1)	126,805	(21.7)
	1	72	65	43	37	574,528	"	103,825	18.1	0	0	103,825(18.1)	453,973	79.0	312,800	(54.4)	141,173	(24.5)
	2	67	63	37	35	562,863	"	109,375	19.4	0	0	109,375(19.4)	452 388	80.4	327,774	(58.2)	124,614	(22.1)
Ⅲ グ ル Ⅰ ア	3	68	65	44	40	564,667	"	110,267	19.5	0	10,000	100,267(17.7)	425,000	75.3	250,000	(44.3)	175,000	(31.0)
	4	83	77	57	55	561,286	"	110,791	19.7	0	0	110,791(19.7)	293,725	52.4	230,000	(41.0)	63,925	(11.4)
	5	75	71	41	36	642,534	"	135 000	21.0	0	18,000	117,000(18.2)	484,954	75.5	294,000	(45.7)	190,954	(29.7)
	6	80	75	42	39	550,695	"	140,191	25.5	0	0	140,191(25.4)	409,504	74.4	215,551	(39.2)	193,953	(35.2)
	7	64	60	33	33	416,530	"	109,692	26.3	0	0	109,692(26.3)	299,340	71.9	159,042	(38.2)	140,298	(33.7)
	平 均	73	68	42	39	553,300	"	117,020	21.4	0	4,000	113,020(20.4)	402,726	72.7	255,595	(46.2)	147,131	(26.7)
Ⅳ グ ル Ⅰ ア	1	61	58	35	29	538,560	"	245,214	45.5	0	0	245,214(45.5)	293,346	54.5	293,346	(54.5)	0	(0)
	2	64	60	37	29	763,285	"	534,985	70.2	301,294(39.5)	0	233,691(30.6)	218,350	28.6	218,350	(28.6)	0	(0)
	3	70	68	39	36	636,539	"	233,789	36.7	0	0	233,789(36.7)	382,050	60.0	318,430	(50.0)	63,620	(10.0)
	4	68	65	38	30	445,792	"	207,442	46.5	101,000(22.6)	0	106,442(23.9)	218,000	48.9	218,000	(48.9)	0	(0)
	5	75	68	39	38	734,531	"	218,342	29.7	0	0	218 342(29.7)	506,489	69.0	250,969	(34.2)	255,520	(34.8)
	6	70	63	35	33	772,852	"	238,196	30.8	0	0	238,196(30.8)	494,966	64.0	263,557	(34.1)	231,409	(30.0)
Ⅴ グ ル Ⅰ ア	7	65	61	36	34	714,869	"	360,589	50.4	258,500(50.4)	0	102,089(14.3)	233,850	32.7	233,850	(32.7)	0	(0)
	8	82	75	55	51	1,484,256	"	794,708	53.4	650,000(43.8)	0	144,708(9.7)	400,000	27.0	400,000	(26.9)	0	(0)
	平 均	70	65	40	35	700,747	"	354,158	50.5	163,849(23.4)	0	190,389(27.2)	343,381	48.1	274,562	(39.2)	68,818	(9.8)
	全平均	71	66	41	38	639,115	100.0	187,304	29.3	64,078(10.0)	1,217	122,009(19.1)	370,187	57.9	271,690	(42.5)	98,507	(15.4)

表 7 (つ づ き)

	老夫婦消費支出に対する老 夫婦恒常所得の貢献度(%)				消 費			支 出		負債減・預貯金 等の引き出し		資産増・預貯金、 生命保険等		
	恒常所得 (B/E)	勤 労 (B ₁ /E)	財 産 (B ₂ /E)	年 金 (B ₃ /E)	世 帯 合 計 (D)	老 夫 婦		若 夫 婦	計	老世代	計	老世代		
						(E)	E/D						(F)	F/D
Ⅰ グ ル Ⅰ プ	63.2	0	0	63.2	278,461	42,668	15.3	112,239	40.3	0	20,950	0	20,950	0
	39.5	0	0	39.5	346,365	105,322	30.4	187,627	54.2	7,000	172,752	0	172,752	0
	77.5	0	0	77.7	284,888	64,685	22.7	145,554	51.1	33,823	36,006	0	36,006	0
	52.6	0	0	52.6	305,337	101,083	33.1	159,593	52.3	0	195,846	0	195,846	0
	78.9	0	0	78.9	354,429	86,979	24.5	104,417	29.5	44,893	141,866	0	141,866	0
	62.3	0	0	62.3	313,897	80,147	25.5	141,866	45.2	17,127	113,484	0	113,484	0
Ⅱ グ ル Ⅰ プ	60.6	47.8	0	12.7	571,268	208,780	36.5	172,685	30.2	0	20,000	0	20,000	0
	67.1	28.5	0	38.5	448,721	220,670	49.2	111,235	24.8	49,191	198,739	0	198,739	0
	77.1	0	0	77.1	479,410	182,289	38.0	164,603	34.3	47,220	218,700	0	218,700	21,677
	68.3	26.6	0	42.7	499,800	203,913	40.8	149,508	29.9	32,137	145,813	0	145,813	7,225
	152.5	0	0	152.5	292,298	68,082	23.3	145,953	50.0	0	140,903	0	140,903	0
Ⅲ グ ル Ⅰ プ	246.9	0	0	246.9	210,171	44,297	21.1	99,302	47.2	26,170	126,065	0	126,065	0
	101.9	0	9.2	92.7	435,013	108,196	24.9	151,101	34.7	0	60,750	0	60,750	0
	122.3	0	0	122.3	335,793	90,615	27.0	102,154	30.4	0	177,142	0	177,142	0
	128.4	0	17.1	111.3	367,914	105,096	28.6	188,704	51.3	72,483	61,023	0	61,023	0
	188.6	0	0	188.6	222,562	74,316	33.4	88,854	39.9	35,210	4,975	0	4,975	0
	166.4	0	0	166.4	229,791	65,926	28.7	80,178	34.9	121,879	172,169	0	172,169	0
	158.1	0	5.0	154.3	299,077	79,504	26.6	122,321	40.9	36,535	106,147	0	106,147	0
Ⅳ グ ル Ⅰ プ	138.4	0	0	138.4	482,883	177,196	36.7	120,647	25.0	0	131,675	0	131,675	0
	376.7	212.1	0	164.5	393,089	142,022	36.1	139,039	35.4	7,016	70,417	0	70,417	0
	110.1	0	0	110.1	568,359	210,438	37.0	415,097	73.0	50,729	151,194	0	151,194	0
	102.1	49.7	0	52.4	459,817	203,157	44.2	149,677	32.6	63,300	40,210	0	40,210	0
	124.1	0	0	124.1	611,633	175,989	28.8	229,863	37.6	0	105,340	0	105,340	0
	181.9	0	0	181.9	432,483	130,959	30.3	169,548	39.2	0	212,241	0	212,241	0
	245.6	176.1	0	69.5	411,737	146,822	35.7	178,143	43.3	23,370	216,071	0	216,071	0
	701.1	573.4	0	127.0	636,633	113,350	17.8	310,061	48.7	0	558,458	0	558,458	0
	198.0	100.8	0	121.0	499,579	162,491	32.5	214,009	42.8	18,052	185,700	0	185,700	97,015
全平均	150.2	51.4	1.0	97.8	398,220	124,736	31.3	162,012	40.7	25,317	140,586	0	140,586	5,160



注：図内の数字は表7の世帯番号を示す。

図4 C-Nタイプ 若世代の恒常所得と消費支出

が、Cでは2.0万円で1桁の差である。年金額はC-Nでは12.2万円で、Cの17.6万円に比べ、経済的自立可能な所得がC-Nは少ない。

以上からC-Nタイプの老世帯は、Cタイプのそれと経済的にかなり異なっているように思われる。Cタイプが独立して老夫婦世帯を形成できるのは経済的自立条件があるためで、それに比べC-Nタイプにおける同居老夫婦は、経済的恒常所得が低い不安であるため同居を余儀なくされている側面があるのではないかと推測できる。従来、老人同居は日本の伝統的家族形態とみなされてきたが、ひとつは経済的要因に基づくものであるとも考えられる。

以下、各グループごとに考察しよう。

(i) 第Iグループ＝低消費・赤字家計

① 老夫婦の恒常所得と消費水準

このグループの世帯は図4、表7に示すように老夫婦の消費支出を11万円以下にとっているため、5世帯の平均消費は8.0万円である。これらの生活費を賄う所得源泉は、第Iグループでは年金のみによっており、平均値4.8万円である。年金は、

消費支出の62%をカバーしているにすぎず、収支は赤字となり、残り38%は子家計に依存するか、貯金引き出しでカバーしている以外に考えられない。

個別世帯をみると、年金額が消費規模を決めており、年金額の低い世帯では消費規模も小さい傾向がみられる。例えば、I-1の年金は2.7万円、消費支出は4.2万円、I-3の年金は5.0万円、消費支出6.4万円である。同様に他の世帯においても類似である。

第Iグループでは70歳以上の高年齢の老人が多いため年金が低くても、就労による所得の拡大は不可能であろう。財産所得もなく低年金、低消費の典型であろう。同居形態をとっているのは、恒常所得が低い経済的独立できないためとも考えられる。

② 老夫婦と子世代の関係

子世代の収入・消費支出は、若夫の所得が高い世帯では妻の就労はみられず、所得が低い世帯で妻の就労によって所得を拡大している。例えば、I-1の夫所得は22.4万円、妻所得17.6万円で合

計40万円を得ている。Ⅰ－4の夫所得は21.7万円、妻所得8.5万円で合計30.3万円。しかしⅠ－2では夫所得37.8万円、Ⅰ－3では夫所得36.6万円であり妻の就労はみられない。

若夫婦の消費支出は、平均値14.1万円で老夫婦8.0万円に比べ高いが、他のグループに比べると老・子世代ともに低い支出である。それは老世代に経済力が少ないため、子世代が老世代の消費を援助しているため、そのしわよせとして子世代消費が低くなっているとも考えられる。

(ⅱ) 第Ⅱグループ＝高消費・赤字家計

① 老夫婦の恒常所得と消費水準

このグループは高い消費支出をしながら、それに見合う収入が不足し恒常所得からみると赤字家計となっている世帯である。消費支出は3世帯というきわめて少数例の平均となるが、20.3万円が4グループのなかではもっとも高い消費生活を営んでいる。これに対して恒常所得がカバーしている割合は68%で、32%は他から収入を得ていなければならない。恒常所得の中心である年金は、平均値8.4万円消費支出の43%をカバーしているにすぎない。年金額は決して高いものではないが、第Ⅰグループに比べ約2倍弱であるだけに、そのうえ就労収入があるため消費規模は倍以上の大きさとなっている。

個別世帯をみると、Ⅱ－1では年齢も62歳で若く、しかも年金額が2.6万円と低いため就労しており、その収入10万円と合計12.6万円の恒常所得で消費支出20.8万円をカバーしている。Ⅱ－2も同様に年金が8.5万円と就労所得6.3万円、合わせて14.8万円の恒常所得で22.0万円の消費支出を維持している。Ⅱ－3は年金額が14.0万円とC－Nタイプのなかでは比較的高い金額であり、年齢も71歳で高齢であるため、年金のみの恒常所得で消費支出18.2万円を賄っている。しかし所得の不足分は、表7の負債減欄が示すように老世代の家計簿上には預金引き出しはみられず、子家計の補助によっていると考えられる。

② 老夫婦と子世代の関係

子夫婦の恒常所得はややバラツキがみられるが、平均値では37万円と第Ⅰグループの36.6万円とほ

ぼ類似階層である。3世帯とも妻が就労しており、妻の収入は夫収入の約2分の1を占め家計が維持されている。子夫婦の消費支出は14.9万円と、老夫婦の20万円に比べきわめて低くおさえられている。世帯全体の消費の構成は、老夫婦が40.8%、子夫婦が29.9%を支出していることになり、家計支出のバランスからみて老人支出が他グループと比較しても過大である。逆に子夫婦の支出が老夫婦の家計補助により圧縮されていると考えられる。⁴

(ⅲ) 第Ⅲグループ＝低消費・黒字家計

① 老夫婦の恒常所得と消費水準

このグループの世帯は図4に示すように、第Ⅰグループと同様に11万円以下の消費支出の世帯で平均値もほぼ第Ⅰグループと同じ支出額で約8万円あるが、恒常所得はほぼ年金が中心である。年金額は平均11.3万円であり、第Ⅰグループと比べ約2倍の年金額がありそれだけ恒常所得を高めている。年金の消費支出への貢献度は平均154%で黒字家計を形成している。所得が第Ⅰグループに比べ高いにもかかわらず、消費の伸びがみられず、消費が節約されたグループである。余剰金は老人自身の貯蓄にまわっているか、子家計へ援助としてまわっているかのいずれかと考えられる。この点については次節の社会階層との関係で明らかにする。ともかく老人消費節約型、あるいは老人貯蓄家計型といえよう。

② 老夫婦と子世代の関係

子夫婦の恒常所得は4グループのなかではもっとも高く40万円であるが、妻の就労による貢献が高い。若夫の勤務所得は平均値25.5万円と、第Ⅱグループの若夫の24.5万円とほぼ同額の所得である。

子夫婦の消費支出は、平均値12.2万円と他のグループのなかではもっとも低い。しかし、老夫婦の7.9万円に比べて高い支出を示し、第Ⅱグループのパターンと逆の現象を示す。つまり、老人の消費が低く、子世代夫婦の消費が高い。しかし、老世代は高収入でありながら消費が低いのは、第Ⅲグループは階層的に低く、子世代の低い消費に老世代も引きずられているのではないかと考えられる。

老世代、子世代ともに恒常所得は高いが、消費は節約型で、他方預貯金の資産増は他のグループに比して高い。

(iv) 第Ⅳグループ＝高消費・黒字家計

① 老夫婦の恒常所得と消費水準

このグループの老人消費支出は平均16.2万円で、第Ⅰ、第Ⅲに比べ高い支出水準がみられるが、第Ⅱグループの20.3万円に比べ低い。支出を支える恒常所得は年金が中心で平均値19万円で、消費支出の1.2倍の貢献をしており一応年金のみで老後生活を維持でき黒字家計を生み出している。しかし、個別に世帯をみると年金額が10万円前後の世帯では消費支出をカバーできず就労によって家計を補っており、年金額が20万円以上の世帯では就労は1例以外を除きみられない。事例をあげると、Ⅳ-4, 7, 8では年金額10.6万円, 10.2万円, 14.4万円に対し、就労所得10.1万円, 25.8万円, 65.0万円である。Ⅳ-1, 3, 5, 6では年金24.5万円, 23.3万円, 21.8万円, 23.8万円で就労はみられない。

② 老夫婦と子世代の関係

子夫婦の恒常所得は平均値34万円で、4グループのなかではもっとも低い。それは子夫婦の年齢が30歳代後半で4グループのなかではもっとも若い年齢であり、わが国の年功賃金のもとでは年齢が若いことは賃金も低いことを示し、その結果であると考えられるが、また妻の就労者が少ないことにもよる。消費支出は21.4万円と他のグループに比してもっとも高い。第Ⅳの子夫婦の特徴は、所得が相対的に低い、消費はもっとも高い。

全収入の両世代間の構成は老夫婦が50.5%、子夫婦が48.1%となっており、それに比べ消費の構成は老夫婦が32.5%、子夫婦が42.8%で、老世代の家計に対する経済的貢献度が高い。その結果、子世代が老世代を経済的扶養をする必要がないため、子世代は所得が低くても、消費中心の消費型の独自の生活を営んでいるものと思われる。

(2) 両世代の社会階層

(i) 受給年金の種類と受給件数

第Ⅰグループでは表8に示すように受給年金の

種類は、5世帯中4世帯が国民年金であり、しかも夫婦で受給し、1世帯当たり4万～5万円となっている。1世帯は厚生年金であるが国民年金とほぼ同額の1.8万円程度で、年金額が相対的に低いのは国民年金受給者か低額の厚生年金者であるためである。

第Ⅱグループでは、3世帯中2世帯は厚生年金および恩給を夫婦で受給して約10万円前後となっている。1世帯は国民年金で夫のみの受給であるため、きわめて低い額となっている。

第Ⅲグループでは、全世帯が厚生年金受給者で、夫婦が受給しており、しかも1人当たりの受給額も10万円前後で国民年金に比べ高額であり、平均年金額は11.3万円となっている。

第Ⅳグループは、8世帯中6世帯が厚生年金受給者で、5世帯が共済年金であり、併給および夫婦で受給している世帯である。2世帯のみが夫1人の共済年金受給者であるが、受給額は20万円以上できわめて高い額である。第Ⅳグループの平均年金額が19万円と高いのは、以上の理由によっている。

(ii) 両世代の学歴、職業

社会階層をとらえるひとつの指標として、学歴および職業からみていき、階層と消費行動の関係をみよう。

老夫の学歴は表9が示すように、約8割は高等小学校卒であるが、若夫は新制中学卒は3割で、7割が高卒以上であり、若い世代は戦後日本の教育制度の影響を受け高学歴化している。

これを各グループごとに特徴をみると、第Ⅰ、第Ⅲグループは、老人の学歴が第Ⅱ、第Ⅳに比べ低い。例えば第Ⅰは5世帯中2世帯が小卒、3世帯が高等小卒である。第Ⅲは7世帯中3世帯が小卒で残りが高等小卒のみである。第Ⅱは3世帯中3世帯とも高等小卒で、第Ⅳは8世帯中4世帯が旧制中学・旧制高校・大卒である。とくに第Ⅳは他のグループに比べ高学歴世帯が多い。

次に子世代の学歴をみると、ほぼ親世代と類似の傾向がみられる。第Ⅰグループでは中学卒が5世帯中3世帯、第Ⅲは7世帯中3世帯であるが、第Ⅱは3世帯とも高校卒で、第Ⅳでは8世帯中6

世帯が短大・大卒である。

以上から、親・子両世代にわたっての学歴は、第Ⅰ、Ⅲは低学歴世帯が多く、第Ⅱ、Ⅳは高学歴世帯が多い傾向にある。とくに第Ⅳグループはインテリ階層といえよう。

学歴主義社会であるわが国では、学歴の高低が職業階層を決めていき、それが社会階層の高低を決めるといっても過言であるまい。若い世代の職

業をみると(表10)、中卒は単純労働、技能労働に従事している人が多く、また大卒は経営・管理職に従事している場合が多い。

(Ⅲ) 住宅所有と住居水準

生活水準の1指標を示す住居の状況は、表11に示すように、C—Nタイプ23世帯のうち1世帯のみが借家で、残り22世帯は1戸建て持ち家であり、地方中小都市の典型的な同居三世代住居である。

表 8 C—Nタイプ 年金受給の種類と家計費負担

		年金受給の種類*					家計費負担	
		計	国民年金	厚生年金	共済年金	恩給 [軍人 文官]	年金を生活費 にあてている	生活費の負担
Ⅰ グ ル ー プ	1	27,000	妻— 8,000	夫— 18,000			④なし	⑦その他 (全額同居子)
	2	41,666	夫—22,333 妻—19,333				③少し	③同居子と半分
	3	50,117	夫—29,792 妻—20,325				④なし	⑤半分以上同居子
	4	53,199	夫—20,000 妻—20,000				④なし	⑦その他 (全額同居子)
	5	68,600	夫—23,200 妻—45,400				⑥その他 (医者代)	⑤半分以上同居子
	平均	48,116	41,485	18,000				
Ⅱ グ ル ー プ	1	26,500	夫—26,500				④なし	①全額自分
	2	85,000		妻— 40,000		夫—45,000	⑤貯金	⑦その他 (全額同居子)
	3	140,517		夫—102,826 妻— 37,691			③少し	⑥半分以上別居子
	平均	84,006	26,500	90,259		45,000		
Ⅲ グ ル ー プ	1	103,825		夫— 51,508 妻— 52,317			③少し	⑤半分以上同居子
	2	109,375	夫—20,017 妻—26,125	夫— 63,233			③少し	⑤半分以上同居子
	3	100,267		夫— 85,267 妻— 15,000			②半分以上	①全額自分
	4	110,791	妻—26,733	夫— 84,058			②半分以上	⑤半分以上同居子
	5	117,000	夫—27,000	妻— 90,000			④なし	⑤半分以上同居子
	6	140,191	妻—25,000	夫—100,000			④なし	⑤半分以上同居子
	7	109,692		夫—109,692			①すべて	①全額自分
	平均	113,020	31,218	93,010				
Ⅳ グ ル ー プ	1	245,214		妻— 67,858	夫—209,334		①すべて	①全額自分
	2	233,691		夫— 15,375	夫—170,833		②半分以上	①全額自分
	3	233,789	妻—15,566	夫— 87,342	夫—202,848		②半分以上	②半分以上自分
	4	106,442	妻—19,100	妻— 40,342	夫—178,000		②半分以上	②半分以上自分
	5	218,342			夫—238,196		①すべて	②半分以上自分
	6	238,196					②半分以上	②半分以上自分
	7	102,089	夫—23,867 妻—17,192	夫— 42,825 妻— 18,205			⑤貯金	①全額自分
	8	144,708	妻—31,408	夫—113,300			⑤貯金	①全額自分
	平均	190,389	26,783	64,207	179,842			

注：* C—Nタイプの世帯では、年金以外の社会保障給付の受給世帯は存在しなかった。

居住空間は(表11)、平均値で6.5室、42.7畳の広さであり、Cタイプの持ち家の平均4.7室で29.1畳とかなり異なっている。Cタイプと比べてC-Nタイプは三世代が居住可能な住空間の持ち家であると考えられる。

老人専用部屋は、23世帯中20世帯が設けられており、老人のプライバシーが一応保てる条件となっている。しかし老人専用の台所については、23世帯中3世帯のみが設けられているにすぎない。老人専用テレビは約半数がもっているが、残りは若い世代と共用しているようである。

高齢者は経済的な側面では、年金および就労により独自に使用可能な生活資金を持ち、専用室までは確保しているが、台所の確保までに至っていない居住実態である。

これらを各グループごとに居住空間からの特徴をみると、居住水準が相対的に低いのは第Ⅱの4.7室33.5畳で、次いで第Ⅰの7室37.8畳であり、

表9 C-Nタイプ 老世代・若世代の学歴
老夫の学歴

	小学校卒	新制 中学卒 (高等小学)	新制 高校卒 (旧中学)	短大(旧 高校),大 学卒	計
Iグループ	2	3			5
IIグループ		3			3
IIIグループ	3	4			7
IVグループ		4	2	2	8
計	5(22%)	14(61%)	2(8.5%)	2(8.5%)	23(100%)

若夫の学歴

	小学校卒	新制 中学卒 (高等小学)	新制 高校卒 (旧中学)	短大(旧 高校),大 学卒	計
Iグループ		3	2		5
IIグループ			3		3
IIIグループ		3	3	1	7
IVグループ		1	1	6	8
計	0	7(30%)	9(39%)	7(30%)	23(100%)

表10 C-Nタイプ 若夫婦の学歴・就業状況・年金加入状況

		老夫の 学歴	子の学歴		職 種		就 業 形 態		年 金 加 入	
			若 夫	若 妻	若 夫	若 妻	若 夫	若 妻	若 夫	若 妻
I グ ル ー プ	1	中学	中学	高校	技能職	販売サービス	常勤	パート	厚生	国民
	2	小学	中学	短大	販売サービス		常勤		厚生	厚生
	3	小学	高校	高校	販売サービス		常勤		厚生	国民
	4	中学	中学	中学	技能職		常勤		厚生	国民
	5	中学	高校	高校	技能職		常勤		共済	国民
II グ ル ー プ	1	中学	高校	高校	経営・管理 技能職	事務	常勤	常勤	厚生	厚生
	2	中学	高校	高校		事務	常勤	常勤	共済	厚生
	3	中学	高校	高校		事務	常勤	常勤	厚生	国民
III グ ル ー プ	1	中学	中学	中学	販売サービス	単純労働	常勤	常勤	厚生	厚生
	2	小学	高校	中学	単純労働	単純労働	常勤	常勤	厚生	厚生
	3	中学	高校	中学	技能職	販売サービス	常勤	常勤	厚生	厚生
	4	中学	短大	高校	事務	技能職	常勤	パート	厚生	国民
	5	小学	中学	中学	技能職	技能職	常勤	常勤	厚生	厚生
	6	中学	中学	中学	単純労働	単純労働	常勤	常勤	厚生	厚生
	7	小学	高校	高校	販売サービス	販売サービス	常勤	常勤	厚生	厚生
IV グ ル ー プ	1	短大	大学	短大	事務	技能職 経営・管理 技能職 — 経営・管理	常勤	常勤 常勤 常勤 常勤 — — 常勤	共済	国民
	2	中学	大学	高校	事務		常勤		厚生	なし
	3	中学	大学	短大	事務		常勤		共済	国民
	4	中学	中学	中学	単純労働		常勤		厚生	厚生
	5	高校	大学	大学	経営・管理		常勤		共済	共済
	6	短大	大学	大学	技能職		常勤		共済	共済
	7	中学	—	高校	—		—		—	—
	8	高校	大学	高校	経営・管理		常勤		厚生	国民

表 13 C-Nタイプ 生活費負担と年金の使われ方

	老世代の生活費の負担					年金の使われ方					計
	全部自分	半分以上自分	同居子と半分	半分以上同居子	全部同居子	すべて生活費	半分以上生活費	少し	生活費にあてていない	貯金	
Iグループ			1	2	2			2	3		5
IIグループ	1			1	1			1	1	1	3
IIIグループ	2			5		1	2	2	2		7
IVグループ	4	4				2	4			2	8
計	7 (30%)	4 (17%)	1 (4%)	8 (35%)	3 (13%)	3 (13%)	6 (26%)	5 (21%)	6 (26%)	3 (13%)	23 (100%)

高齢者の恒常所得内で消費水準が決められ、とくに年金額によって消費を補うために就労したり否かも決まっていることをみると、老人自身の生活必要費用を賄う恒常所得の不可欠を思い知らされる。

VI おわりに

最初にあげた仮説の検証結果をまとめると以下のことがいえる。

1. 単独老夫婦世帯（Cタイプ）は老夫婦子家族同居世帯（C-N）の老夫婦に比べ恒常所得が高く単独世帯として経済的独立する条件を作っている。それに比べC-Nタイプは、第IVグループの高年金世帯および高恒常所得世帯を除き、経済的独立する条件が不安定であるため、同居形態をとっているとも考えられる。

2. 居住条件について、CタイプとC-Nタイプでは居住規模にかなりの相違がみられる。CタイプはC-Nに比べ居住空間が狭い。C-Nタイプは三世代同居が可能な居住条件をそなえている。

3. 恒常所得と消費の関係について、

（1）恒常所得の大きさが老人世帯の消費規模を決めている。恒常所得の中心は年金となっている。低所得であれば低消費となり、逆に高額所得であれば高消費である。恒常所得が、高齢者の必要生活費を満たせば同居であっても家計は独立し、所得の枠内で消費の規模が決まっている。

（2）しかし、Cタイプの第Iグループの場合、60歳代でまだ就労可能年齢であれば年金額が低い場合は、就労によって所得を拡大し消費水準を上げている。70歳以上の高年齢になれば就労も少なくなり、就労により所得の拡大できない場合は年金で必要生活費（約11万円前後）をカバーできなければ預貯金引き出しにより賄っている。

C-Nタイプの場合は、約11万円以下の年金の場合（第Iグループ）、就労、財産所得がなければ子世代家計に経済的依存している。

（3）恒常所得（年金、就労所得、財産所得）が一定以上（Cタイプでは22万円、C-Nタイプでは11万円以上）になると、社会階層により消費行動が異なってくる。社会階層が比較的高い場合（第IIグループ）では、恒常所得以上の高消費水準の生活を営み、それをカバーする意味で貯金引き出しおよび就労所得により所得を拡大している。しかし比較的階層的に低い（第IIIグループ）場合、恒常所得以下の所得に見合わない消費生活となっている。

（4）高い年金受給世帯（20万円以上）は、高消費水準を維持し、C-Nタイプでは子世代も高消費水準となっている（第IVグループ）。

4. 高齢期の高消費水準は、エンゲル係数が低く、教養娯楽費、交際費等の文化的費用が高い消費構造となっている。

（おおもと・けいの 社会保障研究所主任研究員）

昭和 63 年度研究プロジェクトについて

社会保障研究所

研究課題Ⅰ アメリカの社会保障（新規）

（研究目的）

アメリカ合衆国は、建国以来の開拓者精神と民主主義の伝統を保ちながら社会保障制度を発展させてきた。しかし近年は、人口高齢化や経済停滞などにより、社会保障政策の改革が行われている。このようなアメリカ合衆国の社会保障の現況について、歴史、行政、経済の背景を踏まえながら総合的に把握するとともに、とくに医療、年金等の分野における民間の役割を探ることによって、今後のわが国における社会保障政策への参考資料とする。

（研究項目）

1. アメリカ合衆国の社会保障の歴史
2. アメリカ合衆国の行財政、地方自治、経済
3. アメリカ合衆国の医療保障、所得保障、社会福祉、住宅政策
4. アメリカ合衆国の社会保障の問題点と改革の方向

（研究会の構成員）

- 主 査 星野 信也（東京都立大学教授・社会保障研究所専門委員）
- 幹 事 堀 勝洋（社会保障研究所調査部長）
- 三上英美子（社会保障研究所研究員）
- 委 員 木村 陽子（奈良女子大学助教授）
- 桑原 昌宏（新潟大学教授）
- 濃沼 信夫（厚生省統計情報部衛生統計課課長補佐）
- 渋谷 博史（日本証券経済研究所）
- 新藤 宗幸（立教大学助教授）
- 鈴木 良子（東京都心身障害者福祉セ

ンター）

- 星野貞一郎（群馬大学教授）
- 皆川 尚史（厚生省年金局資金運用課課長補佐）
- 大本 圭野（社会保障研究所主任研究員）
- 下平 好博（社会保障研究所研究員）
- 武智 秀之（社会保障研究所研究員）
- 野呂 芳明（社会保障研究所研究員）

（研究計画）

1. 1ヵ年とする。
2. 研究結果を『アメリカの社会保障』として刊行する。

研究課題Ⅱ カナダの社会保障（新規）

（研究目的）

カナダの人口の年齢構成は現在比較的若いですが、今後数十年間に急速に高齢化が進行するものと予測されている。カナダでは、資源制約下でこのような高齢化に対応するために、年金、医療、社会福祉等各領域で、注目すべき改革が進められている。このようなカナダについて、福祉制度の基盤となる経済・財政、労働、行政、地方自治等を含め、社会保障の全体像を総合的・体系的に検討する。

（研究項目）

1. カナダの社会保障の歴史
2. カナダの経済・財政、労働、行政、地方自治
3. カナダの所得保障、医療保障、社会福祉、住宅対策
4. カナダの社会保障の問題点と改革の方向

（研究会の構成員）

- 主査 村上 清 (日本団体生命取締役・社会保障研究所専門委員)
- 幹事 都村 敦子 (社会保障研究所研究部長)
- 城戸 喜子 (社会保障研究所主任研究員)
- 委員 石本 忠義 (日本大学助教授)
- 岩崎美紀子 (筑波大学講師)
- 内田 勝一 (早稲田大学教授)
- 岡本 民夫 (同志社大学教授)
- 国武 輝久 (新潟大学教授)
- 桑原 昌宏 (新潟大学教授)
- 小島 蓉子 (日本女子大学教授)
- 武田 俊彦 (厚生省薬務局経済課企画係長)
- 曾原 利満 (社会保障研究所主任研究員)
- 栃本一三郎 (社会保障研究所研究員)

(研究計画)

1. 1ヵ年とする。
2. 研究結果を『カナダの社会保障』として刊行する。

研究課題Ⅲ 地域計画と福祉計画 (新規)

(研究目的)

現在、戦後に築き上げられてきたわが国の社会保障は、超高齢社会の到来を間近に控えて大きな転換を迫られ、制度の基本的な見直しおよび新しい福祉のあり方が問われている。保健・医療・福祉から住宅・就労・まちづくり等までも含めた、総合的な社会サービスの供給体制をどのように構築するかは、当面の大きな課題のひとつであろう。地域はこれらの諸サービスの供給が実際に行われる場であり、その基盤をなす。したがって社会サービス供給体制の整備は、地域コミュニティの振興と切り離せない。今後は福祉を広くまちづくりの一環として位置づけ、計画的に推進することが求められているのである。

しかしながら、これらの課題について各地域で実際にどのような展望がなされているかに関して

は、データが明らかに不足している。本研究ではデータの収集に努め問題の所在を明らかにするとともに、地域の総合的な計画策定やその課程および実施における住民の役割等について理論的研究、具体的検討を行い、今後の地域計画のあり方に資することを目標とする。

(研究項目)

1. 地域の福祉計画の歴史的系譜と現状分析
 - (1) 福祉の基盤としての地域社会
 - (2) 地域の福祉計画における歴史的系譜
 - (3) 地域保健・医療
 - (4) 福祉サービス
 - (5) 住宅・環境
 - (6) 雇用・社会活動
 - (7) 社会教育
2. 社会計画のフレームと地域の福祉計画
 - (1) 自治体における計画の実施状況とその諸問題
 - (2) 経済資源と福祉の経済効果
 - (3) 福祉計画と都市計画
3. 地域の総合的な計画化の検討
 - (1) 生活ニーズの測定と予測
 - (2) 計画課程および実施におけるアクセシビリティ
 - (3) 計画・実施・評価システムの開発
 - (4) 地域の総合的な計画化

(研究会の構成員)

- 主査 三浦 文夫 (日本社会事業大学教授)
- 幹事 大木 圭野 (社会保障研究所主任研究員)
- 野呂 芳明 (社会保障研究所研究員)
- 委員 郡司 篤晃 (東京大学教授)
- 小林 弘和 (専修大学専任講師)
- 高橋 紘士 (法政大学教授)
- 西 三郎 (東京都立大学教授)
- 似田貝香門 (東京学芸大学助教授)
- 花島政三郎 (宮城教育大学助教授)
- 廣松 毅 (東京大学助教授)
- 和田 修一 (早稲田大学助教授)
- 栃本一三郎 (社会保障研究所研究員)
- 武智 秀之 (社会保障研究所研究員)

(研究計画)

1. 2ヵ年とする。
2. 初年度は資料の収集・整理・検討を中心に研究を進め、問題の所在を明らかにする。
3. 次年度は所内・所外の委員の研究報告を通じて、地域計画に関する計画・実施・評価という総合的なシステムの開発を目ざす。研究成果は出版物として公表する。

研究課題Ⅳ 21世紀の社会保障に関する研究 (昭和60年度より継続)

(研究目的)

十数年後に迫った21世紀の日本社会は、世界に例をみない高齢社会になることが確実に予見されている。その高齢社会においては、社会保障も現在の諸制度を根本的に問い直し、各制度間の体系的整合性を確立するとともに、給付と負担の均衡がとれた制度に脱皮することが求められる。

社会保障研究所は、昭和57年度以来3ヵ年間にわたって「社会保障の基本問題」に関する研究プロジェクトを進めてきたが、昭和60年度から5年間にわたり、この研究を基礎として、「21世紀の社会保障」を所内外の研究者の協力のもとに、基幹的研究課題として追究することとする。

(研究項目)

1. 21世紀における社会構造
2. 21世紀における経済構造
3. 21世紀における社会保障制度

(研究会の構成員)

全体会議委員

主査 宮澤 健一 (一橋大学教授・社会保障研究所理事)

小山 路男 (社会保障研究所長)

福武 直 (東京大学名誉教授・社会保障研究所顧問)

地主 重美 (千葉大学教授・社会保障研究所専門委員)

木村 陽子 (奈良女子大学助教授)

社会保障研究所研究員

(本研究期間中に研究所を退職した

者で、引き続き研究に参加する者を含む。)

幹事 曾原 利満 (社会保障研究所主任研究員)

下平 好博 (社会保障研究所研究員)

分科会委員

1. 年金分科会

牛丸 聡 (青山学院大学助教授)

門廣 繁幸 (厚生省年金局年金課課長補佐)

地主 重美 (千葉大学教授・社会保障研究所専門委員)

田村 正雄 (社会保障制度審議会事務局年金数理官)

花田 恭 (人口問題研究所)

伏見 恵文 (社会保障制度審議会事務局年金数理専門官)

幹事 堀 勝洋 (社会保障研究所調査部長)

栗沢 尚志 (社会保障研究所研究員)

2. 健康と社会保障分科会

池上 直己 (慶應義塾大学助教授)

漆 博雄 (上智大学助教授)

萩島 國男 (厚生省児童家庭局児童手当課長)

高原 亮治 (厚生省保険局医療課企画官)

知野 哲朗 (東京学芸大学専任講師)

福田 政弘 (厚生省保健医療局健康増進栄養課課長補佐)

幹事 三上英美子 (社会保障研究所研究員)

武智 秀之 (社会保障研究所研究員)

3. 福祉サービス分科会

京極 高宣 (日本社会事業大学教授)

高萩 盾男 (コモン計画研究所)

高橋 紘士 (法政大学教授)

三浦 文夫 (日本社会事業大学教授・社会保障研究所参与)

矢野 聡 (東京海上メディカルサービス調査役)

- 和田 敏明（全国社会福祉協議会高年福祉部長）
- 幹 事 柄本一三郎（社会保障研究所研究員）
4. 家族の変容と社会保障分科会
- 網野 武博（日本総合愛育研究所）
- 川名 英子（経済企画庁国民生活調査課長）
- 木村 陽子（奈良女子大学助教授）
- 武川 正吾（中央大学講師）
- 山田 昌宏（東京学芸大学助手）
- 渡辺 秀樹（電気通信大学助教授）
- 幹 事 都村 敦子（社会保障研究所研究部長）
- 大本 圭野（社会保障研究所主任研究員）
- 下夷 美幸（社会保障研究所研究員）
5. 労働の変容と社会保障分科会
- 佐藤 厚（法政大学大学院博士課程）

- 土田 道夫（独協大学講師）
- 幹 事 下平 好博（社会保障研究所研究員）
- 城戸 喜子（社会保障研究所主任研究員）
- 野呂 芳明（社会保障研究所研究員）
6. 社会保障計量モデル分析分科会
- 岸 功（大正大学助教授）
- 幹 事 曾原 利満（社会保障研究所主任研究員）
- （研究計画）
1. 研究期間は昭和65年3月まで継続する。
 2. 本年度も分科会方式で研究を進めるとし、昨年度に引き続き6分科会に分かれて、社会構造、経済構造の変化が社会保障制度に及ぼす影響を検討する。また、全体会議を分科会の上に置く。最終年度末に最終報告「21世紀の社会保障」を公表する。

社会保障研究所日誌（昭和62.4～昭和63.3）

昭和62.4.14 定例役員会開催（第230回）

同 研究課題Ⅱ フランスの社会保障の研究会（第1回）会議の内容「研究のすすめ方について（全体討議）」

4.21 研究課題Ⅳ 21世紀の社会保障に関する研究会（第1回）会議の内容「研究のすすめ方について（全体討議）」

4.23 研究課題Ⅰ 西ドイツの社会保障の研究会（第1回）会議の内容「研究のすすめ方について（全体討議）」

4.28 研究課題Ⅲ 高齢者の消費に関する研究会（第1回）報告内容と報告者「掛川調査における世帯分析」相模女子大学短期大学部講師 臼井和恵

5.12 政策研究会（第1回）報告内容と報告者「社会福祉士および介護福祉士法案について」厚生省社会局庶務課課長補佐 紺矢寛朗

同 定例役員会（第231回）

5.19 政策研究会（第2回）報告内容と報告者「社会保障をめぐるスウェーデンの政治機構」元外務省専門調査員 竹崎 孜

同 課題Ⅲ研究会（第2回報告）内容と報告者（1）「掛川調査分析にあたっての統計的吟味——主として重みづけの問題について」日本体育大学教授前田正久（2）「パネル分析にみる保健医療支出構造の変化」名古屋短期大学助教授 小野信幸

5.23 課題Ⅳ研究会労働分科会（第1回）会議の内容「研究のすすめ方について（討論）」

5.25 課題Ⅰ研究会（第2回）報告内容と報告者「西ドイツ社会保障の基盤」早稲田大学教授 大西健夫

5.26 課題Ⅱ研究会（第2回）報告内容と報告者「フランス社会保障制度について」千葉大学教授 藤井良治

6. 4 課題Ⅳ研究会家族分科会（第1回）報告内容と報告者「現在の家族の動向」電気通信大学助教授 渡辺秀樹

6. 9 定例役員会（第232回）

6.11 政策研究会（第3回）報告内容と報告者「住生

活向上への提言について——経済企画庁の研究会リポートを中心に——」経済企画庁国民生活局国民生活政策課課長補佐 小林 昭

6.20 課題Ⅳ研究会健康分科会（第1回）報告内容と報告者「21世紀の社会保障財政」筑波大学教授 市川 洋，青山学院大学助教授 牛丸 聡

6.23 課題Ⅱ研究会（第3回）報告内容と報告者「フランスの医療制度——医療供給と医療保険制度」厚生省保険局医療課保険医療企画調査室長 大田 晋，厚生省大臣官房国際課 伊奈川秀和

6.29 課題Ⅰ研究会（第3回）報告内容と報告者「西ドイツにおける社会政策の体系と特色」日本社会事業大学教授 古瀬 徹

6.30 課題Ⅲ研究会（第3回）報告内容と報告者（1）「年齢・居住形態別家計構造の変化について」共立女子短期大学助教授 馬場紀子（2）「高齢者の消費行動と社会保障」研究員 三上英美子

7. 3 課題Ⅳ研究会年金分科会（第1回）会議の内容「研究についての討論」

7. 6 課題Ⅰ研究会（第4回）報告内容と報告者「西ドイツ疾病保険制度の最新の動向」健康保険組合連合会社会保障研究室 高智英太郎

7. 7 課題Ⅱ研究会（第4回）報告内容と報告者「フランス社会保障の歴史」東京大学社会科学研究所助教授 田端博邦

7.14 定例役員会開催（第233回）〈於全日空ホテル〉

7.17 課題Ⅳ研究会労働分科会（第2回）報告内容と報告者「職業構造変革期の人材開発——構造失業時代への処方箋」経済企画庁総合計画局計画官 上野達雄

7.19 課題Ⅳ研究会健康分科会（第2回）報告内容と報告者「技術開発と経済成長」一橋大学大学院 遠藤久夫，「労働力と健康」研究員 三上英美子

7.23 課題Ⅳ研究会家族分科会（第2回）報告内容と報告者「児童福祉とこれからの家族」日本総合愛育研究所研究5部長 網野武博

7.24 政策研究会（第4回）報告内容と報告者「アメリカの老人・身障者の住宅政策」USA Urban Institute 所長 レイモンド・ストライク

7.28 政策研究会（第5回）報告内容と報告者「国民医療総合対策本部「中間報告」について」厚生省大臣官房政策課調査室長 荻島國男

8.14 課題Ⅳ研究会福祉サービス分科会（第1回）報

- 告内容と報告者 (1)「各国の老人保健医療政策の現状」健康保険組合連合会社会保障研究室 矢野 聡 (2)「長寿社会研究会について(討論)」
9. 7 課題Ⅱ研究会(第5回)報告内容と報告者「フランスの老人福祉」群馬大学助教授 松村祥子
9. 8 定例役員会開催(第234回)
- 9.11 課題Ⅳ研究会年金分科会(第2回)報告内容と報告者「昭和59年度年金財政再計算」総理府社会保障制度審議会事務局年金数理専門官 花田 恭
- 9.29 課題Ⅲ研究会(第4回)報告内容と報告者「家計の構造と家計費の構造——家計の分離とかかわり——」共立女子大学講師 御船美智子, 大正大学助教授 岸 功
- 10.1 課題Ⅳ研究会家族分科会(第2回)報告内容と報告者「税制および社会保障制度における家族のとり扱いについて」研究部長 都村敦子
- 10.13 課題Ⅱ研究会(第6回)報告内容と報告者「フランスの社会保障の最近の動向——家族政策および医療政策を中心に——」千葉大学教授 藤井良治
同 課題Ⅲ研究会(第5回)報告内容と報告者(1)「掛川家計の基本的構造とその位置づけ」日本体育大学教授 前田正久, 学習院女子短期大学教授 湯本和子 (2)「高齢者の生活費と収入の関係について」主任研究員 大本圭野
同 定例役員会開催(第235回)
同 機関誌編集委員会開催〈霞が関東海クラブ会議室〉
- 10.20~23 社会保障研究所基礎講座(第23回)開催〈こまばエミナース〉
- 10.27 課題Ⅳ研究会計量モデル分析分科会(第1回)報告内容と報告者「社会保障計量モデルの再検討」大正大学助教授 岸 功
- 10.30 課題Ⅳ研究会健康分科会(第3回)報告内容と報告者「成熟社会の医療政策——イギリスのヘルスケアポリシーを中心に——」慶応義塾大学医学部専任講師 池上直己
- 11.10 課題Ⅳ研究会全体会議(第2回)会議内容「各分科会幹事による進行状況報告」
同 課題Ⅲ研究会(第6回)報告内容と報告者(1)「高齢者夫婦世帯の家計構造の変化」実践女子大学教授 伊藤秋子, 十文字学園女子短期大学助教授 横田 京, 東京家政学院大学講師 上村協子 (2)「高齢者世帯の食料費の分析」横田 京
- 11.12 政策研究会施設見学(世田谷区立高齢者センター新樹苑訪問)
- 11.16 課題Ⅳ研究会健康分科会(第4回)報告内容と報告者「わが国における在宅・地域ケア・リハビリテーションの可能性と限界」日本福祉大学教授 二木 立
- 11.17 課題Ⅱ研究会(第7回)報告内容と報告者「フランスの現代財政」大阪学院大学教授 矢野秀利
- 11.24 公開研究報告会(第26回)開催 テーマ『社会保障と住宅』レポート:「住宅政策と福祉」中央大学教授・社会保障研究所専門委員 丸尾直美, レポート:「住居基準の国際比較」神戸大学教授 早川和男, レポート:「固定資産の分布と在宅サービスの利用」国際基督教大学教授 村上雅子, レポート:「高齢者の生活保障と住居」社会保障研究所主任研究員 大本圭野〈於健保会館〉
- 11.26 政策研究会(第6回)報告内容と報告者「在宅の身体障害者の実態調査結果について」厚生省社会局更生課 河野康徳
- 11.27 課題Ⅳ研究会年金分科会(第3回)報告内容と報告者「リプレイズメント・レイシオについて」青山学院大学助教授 牛丸 聡
- 11.30 課題Ⅰ研究会(第5回)報告内容と報告者「ドイツ家族政策の基本理念——ドイツ社会政策序論として——」西ドイツ・ドルトムント専門大学教授 カメダ・ディーター
- 12.8 定例合同役員会開催(第236回)
- 12.15 課題Ⅱ研究会(第8回)報告内容と報告者「フランスの住宅政策と住宅保障」東京大学社会科学研究所助教授 原田純孝
同 課題Ⅲ研究会(第7回)報告内容と報告者「2時点比較による高齢者世帯の生活変化」日本女子体育大学助教授 宇野正道
- 昭和63.1.12 課題Ⅱ研究会(第9回)報告内容と報告者「フランスの失業保険制度」総務庁人事局調査官 大久保良香
- 1.19 定例役員会開催(第237回)
- 1.21 政策研究会(第7回)報告内容と報告者「厚生省政策ビジョン研究会の提言について」厚生省大臣官房政策課調査室長 荻島國男
- 1.26 課題Ⅱ研究会(第10回)報告内容と報告者「フランスの年金制度」(1)「公的年金」奈良女子大学助教授 木村陽子 (2)「企業年金」調査部長

堀 勝洋

同 課題Ⅳ研究会家族分科会（第3回）報告内容と報告者「老人の介護と家計」長野大学教授 萩原清子，千葉大学助教授 宮本みち子

同 合同（専門・編集）委員会開催

2. 5 課題Ⅳ研究会年金分科会（第4回）会議内容「来年度の研究について（討論）」

2. 9 社会保障研究所シンポジウム開催（第22回）テーマ『社会福祉改革をめぐる基本的視点』レポート：「社会福祉概念の検討と“公私”問題」法政大学教授 大山 博，レポート：「社会福祉事業法改正の基本論点——社会福祉の範囲をめぐって——」日本社会事業大学教授 京極高宣，レポート：「福祉サービスの性格と有料対無料」大阪府立大学教授 大野吉輝，コメント：日本社会事業大学教授・社会保障研究所参与 三浦文夫，社会保障研究所調査部長堀 勝洋，司会：社会保障研究所長 小山路男〈健保会館会議室〉

2.16 課題Ⅱ研究会（第11回）報告内容と報告者（1）「フランスの政治・行政について」内閣法制局参事官 粥川正敏（2）「フランスの地方自治について」厚生省社会局保護課課長補佐 田坂 治
同 定例役員会開催（第238回）

2.23 課題Ⅱ研究会（第12回）報告内容と報告者

（1）「フランスの労災補償制度について」東北大学助教授 岩村正彦（2）「フランスの公的扶助(1)歴史と法制」厚生省統計情報部管理企画課 小野暁史

2.29 課題Ⅰ研究会（第6回）報告内容と報告者「西ドイツの老人介護政策と費用負担問題」研究員 栃本一三郎

3. 3 課題Ⅱ研究会（第13回）報告内容と報告者

（1）「フランスの公的扶助(2)財政」主任研究員城戸喜子（2）「フランスの児童福祉」日本女子体育大学助教授 宇野正道（3）「フランスの社会手当」研究部長 都村敦子

3. 7 課題Ⅰ研究会（第7回）報告内容と報告者「社会政策の当面する課題」在日西ドイツ大使館参事官 ライナー・チェネック

3. 8 政策研究会（第8回）報告内容と報告者「厚生白書（昭和62年版）について」厚生省児童家庭局児童手当課長 萩島國男

同 定例役員会開催（第239回）

3.22 課題Ⅳ研究会全体（第3回）会議の内容「（1）昭和62年度の研究成果について（2）昭和63年度以降の研究の進め方と報告書のまとめ方について」

編集後記

「年金改革」「医療改革」に次いで、いよいよ「社会福祉改革」が本格的段階に入ってきました。そこで前号に引き続き、本号でも本年2月9日に行われた『社会福祉改革をめぐる基本的視点』と題する第22回社会保障研究所シンポジウムの報告を中心に、さらにこの2年間社会保障研究所の研究スタッフが中軸となって取り組んできた「掛川市高齢者生活実態調査」の分析結果をこれに加えて編集致しました。老人福祉改革を目玉とする一連の社会福祉改革は、これまでの現金給付中心のハードな福祉政策とは異なって、社会サービスの範囲をどこまで広げるべきか、あるいは「公私」の役割分担をどのように設定すべきか、さらには利用負担をどのように定めるべきか等、きわめて広範でかつ学際的研究を要するソフトな内容を含んでおります。われわれ研究員一同も自分の狭いテリトリーにこだわることなく、想像力をたくましくして今後この問題に取り組んで行きたいと考えております。

次号では、「社会福祉改革」と切り離して考えることのできない「介護と医療マンパワーの供給」をテーマに特集を組む予定です。どうぞ御期待ください。

(下平)

編集委員長 小山路男 (社会保障研究所長)

編集委員 郡司篤晃 (東京大学教授)

地主重美 (千葉大学教授)

高藤 昭 (法政大学教授)

都村敦子 (社会保障研究所研究部長)

庭田範秋 (慶応義塾大学教授)

野口悠紀雄 (一橋大学教授)

編集幹事 大本圭野 (社会保障研究所主任研究員)

下平好博 (社会保障研究所研究員)

福武直 (東京大学名誉教授)

保坂哲哉 (上智大学教授)

堀勝洋 (社会保障研究所調査部長)

三浦文夫 (日本社会事業大学教授)

宮澤健一 (一橋大学教授)

村上雅子 (国際基督教大学教授)

野呂芳明 (社会保障研究所研究員)

(五十音順)

季刊

社会保障研究 Vol. 24, No. 1, Summer 1988

(通巻100号)

昭和63年6月25日 発行

定価 2,000 円

編集・発行所

社 会 保 障 研 究 所

〒107 東京都港区赤坂2丁目19番8号

赤坂2丁目アネックスビル内

電話 (589) 1381

製作・発売

財団法人 東京大学出版会

〒113 東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 (811) 8814 振替東京 6-59964

印刷・製本 三美印刷株式会社